平　成　２９　年

# 第３回大津町議会定例会会議録

開　会　　平成２９年　６月　６日

閉　会　　平成２９年　６月１２日

大　津　町　議　会

# 平成２９年第３回大津町議会定例会　会期日程

| 月　日 | 曜 | 開　議<br>時　刻 | 区　分 | 日　　程 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| ６月　６日 | 火 | 午前 10 時 | 本会議 | 開会、提案理由の説明<br>・先議承認第２号から承認第６号まで質疑、討論、表決<br>・議案第２７号から議案第３１号まで質疑、委員会付託 | |
| ６月　７日 | 水 | 午前 10 時 | 委員会 | 各常任委員会 | |
| ６月　８日 | 木 | 午前 10 時 | 委員会 | 各常任委員会 | |
| ６月　９日 | 金 | | 休　会 | 議案等整理 | |
| ６月１０日 | 土 | 午前 10 時 | 本会議 | 一般質問 | |
| ６月１１日 | 日 | 午前 10 時 | 本会議 | 一般質問 | |
| ６月１２日 | 月 | 午前 10 時 | 本会議 | 委員長報告、質疑、討論、表決、閉会 | |
| 会　　期 | | | | ７　日　間 | |

本　　会　　議

提 案 理 由 説 明

議　　案　　質　　疑

委　員　会　付　託

# 諸　般　の　報　告

○　出席者報告

○　大津町議会議場執行部席の変更について

○　議会行事報告

○　専決処分の報告について（７件）

○　平成２８年度・平成２９年度大津町一般会計・特別会計補正予算の概要 平成２８年度繰越の概要

○　大津町財政事情公表

○　平成２８年度大津町工業用水道事業業務状況報告書

○　平成２８年度大津町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○　平成２８年度大津町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○　株式会社文化の森 報告事項 第２５期 事業報告書

○　平成２９年３月例月出納検査の結果について

○　平成２９年４月例月出納検査の結果について

○　平成２９年５月例月出納検査の結果について

# 平成２９年第３回大津町議会定例会会議録

平成２９年第３回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第１日)

平成２９年６月６日(火曜日)

| | |
|---|---|
| 出席議員 | 1番 三宮美香　2番 山部良二　3番 山本富二夫<br>4番 金田英樹　5番 豊瀬和久　6番 佐藤真二<br>7番 本田省生　8番 府内隆博　9番 源川貞夫<br>10番 大塚龍一郎　11番 坂本典光　12番 手嶋靖隆<br>13番 永田和彦　14番 津田桂伸　15番 荒木俊彦<br>16番 桐原則雄 |
| 欠席議員 | |
| 職務のため出席した事務局職員 | 局長 豊住浩行<br>書記 佐藤佳子 |
| 地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 町長 家入勲　会計管理者兼会計課長 中野正継<br>副町長 田中令児　総務部税務課長 木村欣也<br>総務部長 杉水辰則　総務部総務課行政係長 宮﨑俊也<br>住民福祉部長 本郷邦之<br>経済部長 古庄啓起　総務部財政課財政係長兼行革推進係長 本司貴大<br>土木部長併任工業用水道課長 太田黒哲郎　教育長 齊藤公拓<br>総務部総務課長 藤本聖二　教育部長 市原紀幸<br>総務部財政課長 羽熊幸治　農業委員会事務局長 田上克也<br>大津町代表監査委員 松永髙春 |

# 会　議　に　付　し　た　事　件

| | |
|---|---|
| 承認第　２号 | 専決処分を報告し承認を求めることについて<br>（大津町税条例等の一部を改正する条例） |
| 承認第　３号 | 専決処分を報告し承認を求めることについて<br>（大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例） |
| 承認第　４号 | 専決処分を報告し承認を求めることについて<br>（大津町「平成２８年熊本地震」に係る災害被害者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例） |
| 承認第　５号 | 専決処分を報告し承認を求めることについて<br>（平成２８年度大津町一般会計補正予算（第１０号）） |
| 承認第　６号 | 専決処分を報告し承認を求めることについて<br>（平成２８年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）） |
| 議案第２７号 | 町道の路線認定について |
| 議案第２８号 | 平成２９年度大津町一般会計補正予算（第１号）について |
| 議案第２９号 | 平成２９年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第１号）について |
| 議案第３０号 | 平成２９年度大津町介護保険特別会計補正予算（第１号）について |
| 議案第３１号 | 平成２９年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について |

# 平成２９年第３回大津町議会定例会請願・陳情委員会付託表

| 受理年月日<br>請願、陳情<br>番　　号 | 件　　名 | 提　　出　　者 | 所　管<br>委員会 |
|---|---|---|---|
| 平成２９年<br>５月２３日<br>陳　　情<br>第　１　号 | 熊本地震被害者の住宅再建に関する陳情書 | 熊本県菊池郡大津町陣内<br>１９３１番地１<br>熊本県建築労働組合菊鹿支部<br>大津分会<br>松尾　功誠 | 文教厚生<br>常任委員会 |

議　事　日　程（第１号）　平成２９年６月６日（火）　午前１０時　開会
開議

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会期の決定
日程第　３　諸般の報告
日程第　４　承認第　２号　専決処分を報告し承認を求めることについて
（大津町税条例等の一部を改正する条例）
日程第　５　承認第　３号　専決処分を報告し承認を求めることについて
（大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
日程第　６　承認第　４号　専決処分を報告し承認を求めることについて
（大津町「平成２８年熊本地震」に係る災害被害者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例）
日程第　７　承認第　５号　専決処分を報告し承認を求めることについて
（平成２８年度大津町一般会計補正予算（第１０号））
日程第　８　承認第　６号　専決処分を報告し承認を求めることについて
（平成２８年度大津町国民健康保険税特別会計補正予算（第５号））
一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決
日程第　９　議案第２７号　町道の路線認定について
日程第１０　議案第２８号　平成２９年度大津町一般会計補正予算（第１号）について
日程第１１　議案第２９号　平成２９年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第１号）について
日程第１２　議案第３０号　平成２９年度大津町介護保険特別会計補正予算（第１号）について
日程第１３　議案第３１号　平成２９年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について
一括上程、提案理由の説明
日程第１４　議案質疑
議案第２７号　質　疑
議案第２８号　質　疑
議案第２９号　質　疑
議案第３０号　質　疑
議案第３１号　質　疑

日程第１５　委員会付託

議案第２７号から議案第３１号まで

陳情第１号

午前９時５８分　開会

開議

**○議　長（桐原則雄君）**　ただいまから、平成２９年第３回大津町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

初めに、去る３月定例会において、選任同意となりました監査委員から挨拶の申し出があっておりますので、この際これを許します。監査委員松永髙春君。

**○監査委員（松永髙春君）**　おはようございます。４月から監査委員を仰せつかっております松永と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

先の熊本地震よりお亡くなりになった皆様のご冥福をお祈りいたすとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。今回のことで、災害はいつ、どこで、何が起こるかわからないことを身をもって痛感いたしました。このことを常に意識して、日々の生活を工夫改善していくことが大切であると思っております。大津町がいち早く今まで以上に、元気に復旧復興できますよう、微力ではございますが、監査という立場で貢献できればと思っております。

以上、よろしくお願いいたします。

**日程第１　会議録署名議員の指名**

**○議　長（桐原則雄君）**　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって、５番豊瀬和久君、６番佐藤真二君を指名します。

**日程第２　会期の決定**

**○議　長（桐原則雄君）**　日程第２　会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員会委員長の報告を求めます。議会運営委員会委員長津田桂伸君。

**○議会運営委員会委員長（津田桂伸君）**　おはようございます。

ただいまから、議会運営委員会における審議の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、５月２５日午前１０時から町民交流施設の集会室において、委員全員出席のもと、また桐原議長に出席を願い、平成２９年第３回大津町議会定例会について審議いたしました。

まず、町長提出議案の１０件について、執行部より大筋の説明があり、その後、請願・陳情の取り扱いについて協議しました。また、議事日程、会期の日程、その他の議会運営全般について協議いたしました。

町長提出議案のうち、承認第２号から承認第６号までの５件については、先に議決すべき案件でありますので、本日の会議において質疑、討論の後、表決することといたします。

なお、一般質問については、９名ですので一般質問の１日目は通告者の１番から５番まで、２日目が６番から９番までの順で行うことになりました。

次に、会期日程について協議をし、議席に配付のとおり、本日から１２日までの７日間といたしました。

なお、最終日に人事案件が追加提案される予定です。

以上、桐原議長に答申いたしました。

これで、議会運営委員会委員長報告を終わります。議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

**○議　長（桐原則雄君）**　お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程案のとおり、本日から６月１２日までの７日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議　長（桐原則雄君）**　異議なしと認めます。したがって、会期は本日から６月１２日までの７日間に決定しました。

**日程第３　諸般の報告**

**○議　長（桐原則雄君）**　日程第３　諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

**日程第４　承認第２号から日程第８　承認第６号まで一括上程・提案理由の説明**

**○議　長（桐原則雄君）**　日程第４　承認第２号から日程第８　承認第６号までの５件を一括して議題とします。

お諮りします。

承認第２号から承認第６号までの５件は、会議規則第３９条第３項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議　長（桐原則雄君）**　異議なしと認めます。したがって、承認第２号から承認第６号までの５件は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入　勲君。

**○町　長（家入　勲君）**　皆さん、おはようございます。今回の定例会に提案しております議案の説明に先立ちまして、熊本地震への対応について申し述べます。

本町では、３月に復旧・復興計画を策定し、計画的に進行管理を行いながら進めているところでございます。復旧復興には国・県からの協力をいただきながら着実に推進していかなければならないと考えております。また、被災者の状況把握は重要であるため、直接聞き取りを行い、要望等の整理をしているところです。議員の皆様におかれましては、引き続きご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、今回の定例会に提案いたしました案件の提案理由を申し上げます。

承認第２号、専決処分を報告し承認を求めることについて（大津町税条例等の一部を改正する条例）につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うため、地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律及び地方税法並びに航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が公布、施行されたことに伴い、条例の一部を改正したものでございます。

承認第３号、専決処分を報告し承認を求めることについて（大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布、施行されたことに伴い、条例の一部を改正したものでございます。

承認第４号、専決処分を報告し承認を求めることについて（大津町「平成２８年熊本地震」に係る災害被害者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例）につきましては、平成２８年熊本地震に係る国の支援が延長されたことに伴い、条例の一部を改正したものでございます。

承認第２号から承認第４号までの事案は、地方自治法第９６条第１項第１号の規定による議決事件ですが、急施を要しましたので、同法第１７９条第１項の規定により、専決処分し、同条第３項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。この承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、承認第５号、専決処分を報告し承認を求めることについて（平成２８年度大津町一般会計補正予算（第１０号））につきましては、今回の補正は、地方交付税、地方譲与税の確定及び災害復旧事業に係る国庫補助金の嵩上げ等に伴う補正が主なものであり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３億８千９９７万５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を２２５億２千７７５万１千円としたものでございます。

承認第６号、専決処分を報告し承認を求めることについて（平成２８年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第５号））につきましては、今回の補正は国・県支出金、療養給付費等交付金の確定及び保険給付費の減額に伴う補正が主なものであり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ６千７０４万７千円を減額し、歳入歳出予算の総額を３５億８千７７６万６千円としたものでございます。

以上、承認案件の提案理由の説明を申し上げましたが、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、所管部長より詳細説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

**○議　長（桐原則雄君）**　総務部長杉水辰則君。

**○総務部長（杉水辰則君）**　おはようございます。

承認第２号、大津町税条例等の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明いたします。

議案集の１ページをお願いいたします。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律及び地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が公布施行されたことに伴い、大津町税条例等の一部を改正する条例について、平成２９年３月３１日に専決処分を行ったもので、地方自治法第１７９条第３項の規定に基づきまして、これを報告し承認を求めるものでございます。

説明資料集の１ページ及び２ページをお願いいたします。

今回の改正の主なものは、地方消費税引き上げの実施時期の変更に伴う軽自動車税における環境性能割の導入時期、法人住民税における法人税割引き下げ時期、及び住宅ローン減税の２年半の延長などとなっております。

そのほか、肉用牛売却に係る課税の特例の延長や軽自動車税の既に導入済みのグリーン化特例の２年間延長などとなっております。

改正条例は２条で構成されており、第１条で大津町税条例の改正を行い、第２条で平成２８年度の大津町税条例等の一部を改正する条例の改正を行っているところでございます。

第１条による改正からご説明いたします。

説明資料集の３ページ及び４ページをお願いいたします。第３３条第４項及び第６項は、特定配当等、特定株式等譲渡所得金額に係る申告書の呼び方を、それぞれ「特定配当等申告書」、「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改めるとともに、申告者の自己責任のもと、申告不要制度適用化、総合課税化、分離課税化を選択し、住民税申告を行った場合、これが所得税の確定申告における特定配当との申告方法と相違する場合であっても、住民税申告をもとに課税できることなどを明確化したものでございます。

第５０条第４項は、法人の町民税に係る法第３２１条の８第２２項に規定する修正申告を、「納付すべき税額を増加させる更正」と改め、当該更正により納付すべき金額に加算する延滞金の算定期間について、変更はありませんが明確化したものでございます。

９ページをお願いいたします。

第６１条第８項は、震災等により滅失した償却資産に代わる償却資産を取得した場合などに課税標準となるべき価格を４年間は２分の１とするものです。

第６１条の２は、保育の受け皿整備促進のため、課税標準となるべき価格を２分の１とするもので、第１項が家庭的保育事業、第２項が居宅訪問型保育事業、第３項が事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産となっております。

第６３条の２は、マンション等における固定資産税の補正の方法の申し出について及び高さ６０メートルを越す居住用超高層建築物については、各階ごとの取引価格の動向を勘案して補正することに

なったことによる補正の方法の申し出について規定しております。

１０ページをお願いいたします。第６３条の３第２項は、マンション等の共用土地が被災し、被災市街地復興推進地域として定められた場合、当該土地を住宅用地とみなして特例措置を受けるための申し出の方法を追加したものです。

１１ページから１２ページをお願いいたします。同様に、第７４条の２も、被災市街地復興推進地域が定められた場合における被災住宅用地の特例措置を受けるため申告方法について追加を行うものです。

１２ページをお願いいたします。附則第５条の改正は、「控除対象配偶者」の名称を「同一生計配偶者」に改めるものです。

１３ページをお願いいたします。附則第７条の３の２は、住宅ローン減税の期間を２年間延長するものです。

附則第８条は、肉用牛売却による事業所得に関し、町民税の所得割の額を免除する期間を３年間延長し、平成３３年度までとしたものです。

１４ページをお願いいたします。附則第１０条の２第６項から第１４項までは、条ずれを整理したもので、改正前の第１４項は、フロン類適正化に関する規定ですが、適用が本年３月までであり削除したものです。第１５項は、平成２９年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に、政府の補助を受けて整備される「特定事業所内保育施設」に対する固定資産について、課税標準となるべき価格を５年間２分の１とする特例を設けたものでございます。

１６ページから１７ページをお願いいたします。附則第１０条の３第９項は、昭和５７年１月１日以前から所在する住宅のうち、平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までに耐震改修が行われた認定長期優良住宅等、及び第１０項は平成２０年１月１日以前から所在する住宅のうち、平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までに熱損失防止改修工事が行われた認定長期優良住宅等に対し、それぞれ改修完了から３カ月以内行うべき固定資産税の軽減に関する手続きを定めたものでございます。

１９ページをお願いいたします。附則第１６条の改正は、第５項から第７項までを加えたもので、この規定は、いわゆるグリーン化特例を平成３１年度まで延長するための改正ですが、第５項は電気自動車及び天然ガス自動車関係、第６項は平成３２年度環境基準２０％以上達成車など、第７項は平成３２年度環境基準達成車などに関する規定となっております。

第１６条の２はグリーン化特例を適用する際は、国土交通大臣の認定に基づき判断することになっていますが、いわゆるメーカーによる燃費不正等により認定が取り消された場合については、申請を行ったメーカーまたはその一般承継人を当該軽自動車の所有者とみなし、不足する税額に１００分の１０を加算した金額を納付することと定めたものでございます。

２１ページをお願いいたします。附則第１６条の３の改正は、第３３条の改正規定と同様に「特定配当等申告書」の呼称に改め、当該申告に係る住民税申告と所得税の確定申告が相違する場合であっても、住民税申告をもとに課税できることなどを明確化したものでございます。

附則第１７条の２の改正は、優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合における長期譲渡所得の課税の特例を２年間延長し、平成３２年度までとするものです。

２２ページをお願いいたします。附則第２０条の２の改正は、日本と台湾の租税取り決めに基づく所得が生じたときに提出すべき申告書を「特例適用配当等申告書」と呼称を改め、課税方法を選択し住民税申告を行った場合、これが所得税の確定申告における特定配当等の申告方法と相違する場合であっても、住民税申告をもとに課税できることなどを明確化したものです。

２３ページをお願いいたします。第２０条の３の改正も同様に、租税条約が適用される配当等にかかる所得が生じたときの申告書を「条約適用配当等申告書」と呼称を改めるもので、課税方法については特例適用配当等申告書の改正と同様でございます。

２５ページをお願いいたします。第２条による改正についてご説明申し上げます。

これは、１年前の平成２８年３月に専決処分した「大津町税条例等の一部を改正する条例」の一部改正でございます。第１条で、地方消費税引き上げの実施時期の変更に伴い、平成２９年４月１日を施行日としていた軽自動車における種別割の導入、法人住民税の法人税割を９．７％から６．０％に改める規定、及び２９ページから３３ページをお願いいたします。８０条以降で種別割や環境性能割に関する付加徴収等の規定を削っております。

３４ページをお願いいたします。改正前の附則第１５条で規定していました環境性能割の特例についても削除しております。

３５ページをお願いいたします。附則第１６条の改正規定を改めまして、平成２９年度の軽自動車税におけるグリーン化特例の適用を規定しております。

３７ページをお願いいたします。軽自動車税の種別割の導入と法人税割の見直しについては、新たに第１条の２を加えて規定しております。

３８ページから４３ページをお願いします。先ほど２９ページ以降で、種別割や環境性能割に関する課税標準額や賦課徴収等の規定、また法人税の法人税割を９．７％から６．０％に改める規定をこちらで改めて規定をしております。

４４ページをお願いいたします。附則第１条第２号で、軽自動車税におけるグリーン化特例の施行日を平成２９年４月１日、第４号で軽自動車税における環境性能割、種別割の導入と及び法人町民税における法人税割の税率改正施行日を、平成３１年１０月１日に改めています。

４５ページをお願いいたします。附則第２条の２、それから４６ページをお願いいたします。第３条の２、第４条の改正で、それぞれの税目における経過措置を規定しています。

以上が、第２条による昨年３月に専決処分した「大津町税条例等の一部を改正する条例」の一部改正でございます。

議案集の１８ページをお願いいたします。附則第１条で、この条例は同条第１号から第３号までの例外を除き、平成２９年４月１日から施行することを定めています。例外規定の第１号は、第１条で改正した住宅ローン減税の改正規定、及び第２条の改正規定並びに附則第６条による改正規定の施行日を公布の日と定めています。第２号で、控除対象配偶者の呼称変更を平成３１年１月１日とし、第

３号で、附則第５条で改正する平成２６年改正の「大津町税条例等の一部を改正する条例」第５条の施行日を平成３１年１０月１日としております。

議案集１９ページ、２０ページをお願いいたします。附則第２条から４条までは、今回の改正に係る経過措置を定め、２１ページから２３ページをお願いいたします。第５条及び第６条では、今回の改正で影響のある軽自動車税に関する過去の改正条例の整理を行っているところです。

以上、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、承認第３号、大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案集の２４ページをお願いいたします。地方税法施行令の一部を改正する政令の公布施行により、大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についても、平成２９年３月３１日に専決処分を行ったもので、地方自治法第１７９条第３項の規定に基づきまして、これを報告し承認を求めるものでございます。

説明資料集の５３ページをお願いいたします。改正の概要は、国民健康保険税における均等割と平等割の５割・２割軽減の軽減判定基準額の改正となります。軽減判定は、被保険者数に特定同一世帯所属者数を足した人数に、軽減の基準となる金額を乗じて得た額と基礎控除額の３３万円を足して得た額で判定しますが、第２３条の改正で５割軽減に用いる基準となる金額を２６万５千円から２７万円に改め、２割軽減に用いる基準となる金額を４８万円から４９万円に改めるものです。

議案集の２５ページをお願いいたします。附則で、この条令の施行を平成２９年４月１日とし、改正後の規定は２９年度以降の国民健康保険税について適用し、２８年度分までは従前の例によるとしております。

以上、よろしくお願いします。

続きまして、承認第４号、大津町「平成２８年熊本地震」に係る災害被害者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明いたします。

議案集の２６ページをお願いいたします。平成２８年熊本地震に係る国の支援延長により、大津町「平成２８年熊本地震」に係る災害被害者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例について、平成２９年３月３１日に専決処分を行ったもので、地方自治法第１７９条第３項の規定に基づきまして、これを報告し承認を求めるものでございます。

説明資料集の５５ページをお願いいたします。改正の概要は、平成２８年熊本地震に係る国の支援延長により、国民健康保険税の減免の延長を行うものです。

資料集の５６ページをお願いいたします。第２条関係の改正で、減免の対象となる保険税に「平成２９年度に課する当該年度の４月分から９月分に相当する保険税」を加える改正を行い、第３条において申請期限を１年間延長し、平成３０年３月３１日までとしております。また、修正申告により減免を取り消す第５条の規定に、平成２８年分の所得を加える改正を行っています。

議案集の２７ページをお願いいたします。附則で、この条例の施行を平成２９年４月１日としてお

ります。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、承認第５号、平成２８年度大津町一般会計補正予算（第１０号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の１ページをお開きお願いいたします。併せまして別紙「補正予算の概要」をご参照ください。

第１条で、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ３億８千９９７万５千円を追加し、予算の総額を２２５億２千７７５万１千円とするものです。

第２条で、債務負担行為の変更を第２表債務負担行為補正のとおりといたしております。

第３条で、地方債の変更を第３表地方債補正のとおりといたしております。

今回の補正の主な内容は、地方交付税と地方譲与税等の確定及び熊本地震に係る災害復旧事業の国庫補助率の嵩上げ、国民健康保険特別会計への繰出金の減額等に伴うもので、急施を要したため３月３１日付けで専決処分した予算を報告し、議会の承認を願うものでございます。

予算書の８ページをお願いいたします。第２表債務負担行為補正の仮設書庫・倉庫借上料につきましては、当初３月完成予定でありました当該施設が、施工が遅れ、３月中の完成が見込めなくなったため、当該年度分を翌年度以降分と合算し、翌年度に契約を締結することとなったため、債務負担行為の限度額を増額補正するものでございます。

９ページをお願いいたします。第３表地方債補正の災害復旧事業債関連の３件につきましては、熊本地震に係る道路、公立学校、公園等の災害復旧事業において、国の補助率がかさ上げされたことにより、補助裏分の地方債が減額となるものでございます。次の歳入欠かん債につきましては、住家被害認定結果等による町税の減免額が確定したことにより、減額するものでございます。

それでは、歳入からご説明いたします。

１３ページをお願いいたします。款２の地方譲与税から、１６ページ款１０地方交付税まで、いずれも交付額の確定に伴うものでございます。地方交付税の増額は、特別交付税の３月交付分の増額です。熊本地震関連では被災農業者向け経営体育成支援事業の財政措置分などが含まれております。

続きまして、款１４の国庫支出金です。冒頭でもご説明しましたとおり、熊本地震に係る公共土木施設、公立学校施設、公園災害復旧事業の国庫補助率のかさ上げによる増額補正となります。公共土木施設災害復旧事業と公園災害復旧事業は、通常補助率３分の２、６６．７％から７４．１％へ、公立学校施設災害復旧事業は、通常補助率３分の２、６６．７％から７３．４％へかさ上げされております。

次に、１７ページをお願いいたします。款１５、項２、目１総務費県補助金、節２熊本地震復興基金交付金２４０万円は、平成２８年度内に完了した熊本県復興基金事業分であり、内訳としましては、被災した農地の復旧費を補助する農家の自力復旧支援事業分が１９７万４千円、半壊以上の判定を受けた世帯の放課後児童クラブ利用料を支援する、放課後児童クラブ利用者支援事業分が４２万６千円となっております。

続いて、款２０、項４、目２、節１雑入は、熊本県市町村振興事業補助金です。オータムジャンボ

宝くじの収益の配分額が確定したことによる補正で、国際交流事業や住宅用省エネシステム設置補助事業に充てられます。

１８ページをお願いします。款２１町債でございます。９ページの第３表地方債補正でご説明しましたとおり、目５の災害復旧債については、国庫補助率のかさ上げに伴い、補助裏の地方債分が減額となったものでございます。目６歳入欠かん等債は、被害認定等による町税の減免額が確定したことに伴い、歳入欠かん債が減額となるものです。なお、平成２８年度の町税の最終的な減免額は、個人住民税が４千９７５万５千円、固定資産税が、個人分で１千４８１万円、法人分が１億３千２５５万２千円で、合計１億９千７１１万７千円となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

１９ページをお願いいたします。款３、項１、目１、節２８繰出金は、国民健康保険特別会計繰出金で、国民健康保険特別会計内の一般被保険者療養給付費や一般保険者高額療養費等の保険給付費の減額に伴い、法定外分の繰出金を減額補正するものでございます。続いて、款３、項２、目８熊本地震関係費の財源組み替えは、熊本県復興基金事業の放課後児童クラブ利用者支援事業の交付金確定に伴い、一般財源から組み替えるものです。また、次の款１１、項１、目１農業用施設災害復旧費の財源組み替えにつきましても、熊本県復興基金事業について、農家の自力復旧支援事業分の交付金確定に伴い、一般財源から組み替えるものです。

２０ページをお願いいたします。款１１、項２、目１公共土木施設災害復旧費、及び目２都市計画施設災害復旧費、並びに款１１、項３、目１学校施設災害復旧費の財源組み替えにつきましては、いずれも災害復旧事業の国庫補助率嵩上げが主なものでございます。

２１ページをお願いいたします。款１３予備費で財源調整をしております。

以上、よろしくお願いいたします。

**○議　長（桐原則雄君）**　次に、住民福祉部長本郷邦之君。

**○住民福祉部長（本郷邦之君）**　おはようございます。

承認第６号、専決処分を報告し承認を求めることについて、平成２８年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）につきまして、ご説明を申し上げます。

議案集のほうは２９ページになります。今回の補正の主な内容は、国・県等の交付金等の額の確定、及び療養給付費等の不用額の減額と併せて、法定外繰入金の減額を行ったことに伴い、専決処分を行ったものでございます。

補正予算書の１ページをお願いいたします。概要につきましては４ページになります。第１条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ６千７０４万７千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３５億８千７７６万６千円としたものでございます。

歳出からご説明申し上げます。

予算に関する説明書の１１ページをお願いいたします。款２保険給付費、項１療養諸費、目１一般被保険者療養給付費、節１９負担金、補助及び交付金の３千万円の減額と、目２退職被保険者等療養給付費、節１９負担金、補助及び交付金の１千万円の減額、及び１２ページの款２保険給付費、項２

高額療養費、目１一般被保険者高額療養費、節１９負担金、補助及び交付金の３千万円の減額は、給付費等の落ち着きによる不用額を減額したものです。併せて、国・県の負担金等特定財源の確定に伴い、財源を組み替えさせていただいたものでございます。款３後期高齢者支援金等、１３ページの款４前期高齢者納付金等、款５老人保健拠出金及び款６介護納付金につきましても財源を組み替えたものでございます。

１４ページをお願いいたします。款１２、項１、目１予備費で財源調整を行っております。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。

９ページをお願いいたします。款３国庫支出金、項１国庫負担金、目１療養給付費等負担金は、被保険者の療養給付費等が確定したことに伴い、国の負担すべき額が減額となり減額補正をしたものでございます。款３国庫支出金、項２国庫補助金、目１財政調整交付金、節１普通調整交付金につきましては、市町村間の国保の財政力の不均衡を調整するため交付されるものでございますけれども、交付金の算定に使用する国の本算定基礎係数が確定したことにより増額補正をいたしております。節２特別調整交付金は、結核性疾患や精神病に係る医療費が多額であるなど特別な事情を考慮して交付されるものですが、本年度につきましては熊本地震による保険税の減免と一部負担金の免除分の補てん額の確定により増額補正を行っております。款４県支出金、項２県補助金、目１財政調整交付金の節１普通調整交付金は、県からの普通調整交付金の額が確定したことによる減額補正でございます。節２特別調整交付金は、保険事業に要した経費や収納率の向上等の取り組みに応じて交付されるものでございますけれども、これも額が確定したことによる増額補正でございます。

１０ページをお願いいたします。款５療養給付費等交付金、項１療養給付費等交付金、目１療養給付費等交付金、節１現年度分は、社会保険診療報酬支払基金から退職者医療に係る交付額の確定による減額補正でございます。款９繰入金、項１他会計繰入金、目１一般会計繰入金、節５その他の繰入金７千万円の減額は、いわゆる法定外繰入の分でございますけれども、療養給付費等の落ち着きによる不用額の減額に伴う減額補正でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

**○議　長（桐原則雄君）**　これで提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

荒木俊彦君。

**○１５番（荒木俊彦君）**　承認第４号についてお尋ねをいたします。

説明資料の５５ページで改正の内容が出ておりましたが、熊本地震に関わる被災者に対する保険税の減免ですが、改正後今年の３月まで減免だったのが９月まで減免が延長されたということですが、国の方針として、例えば仮設住宅に入って２年間は仮設に保障されているわけですけど、そういう人にまだ１年ちょっとしか仮設暮らしにならないわけですけど、そういう方々に対して引き続き減免を延長することが可能であるというような国の答弁があったかと聞いておりますけど、そのことについては執行部もつかんで、そういう話があるのかどうか可能なのかどうかについてお尋ねをいたします。

**○議　長（桐原則雄君）**　総務部長杉水辰則君。

**○総務部長（杉水辰則君）**　荒木議員のご質問にお答えいたします。

今回の条例改正では、半年間の期間延長となっておりますけれども、仮設住宅につきましては、あと２年間ということですので、もう少しあと１年間以上の延長になるのかなということのご質問かというふうに思いますけれども。そういった情報につきましては、私どももちょっとまだ聞いておりませんし、また国のほうで法的な改正があれば、それに基づいて延長の条例改正をしていきたいというふうに考えているところでございます。

**○議　長（桐原則雄君）**　ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二君。

**○６番（佐藤真二君）**　承認第５号の一般会計の補正予算に関連してお尋ねしたいと思います。

今回こちらの説明書のほう、概要のほうですね、概要のほうに繰り越しの概要ということで件数にして３３件出ております。ある程度進捗してるなと思えるものもありますし、業務委託等であまり問題ないだろうなと思われるものもあるんですけれども、金額としては全体で５０億円あります。ところが細かく見ていきますと、そもそも繰り越しの理由がはっきり説明されていないものというのもいくつかあるんですね。例えば６の１の６の土地改良事業の補助金ていうのは、やらなきゃいけないから繰り越しますていうふうな文脈になってる。そういったものがいくつかあるわけなんですけれども、ただ、それちょっとおいときまして、そもそもこの３３件が繰り越して本当に完了できるのかというところが非常に引っかかるわけでございます。例えば６の１の３の被災農業者向け経営体育成支援事業補助金というのがございます。金額これ大きいですよね、１７億８千万いくらということですね。それから９の１の８の消防団の詰め所等への補助金、３千３００万円くらいですかね。この補助金に関するものっていうのは、その実行を補助を受けた主体がコントロールする進捗させていくものですから、もちろんその申請を受けているでしょうから、その申請のときに、完了時期っていうのはいつですよということは明示されてると思います。けれども果たして本当にできるのかなというとこですね。今回のこの繰り越しの理由の多くは、こういう業者さんとか資材とか人材とかそうした確保が非常に難しいからということが理由となっております。この状況ってまだしばらくは続くだろうなという中で、町のほうがやっている事業でも繰り越さざるを得なかったものがたくさんあるわけです。昨日ですかね新聞に出てましたが、農地関係が特に遅れてますみたいな話があったと思うんですけれども、そうした状況の中で民間がやろうとしている事業に対する補助、これが本当に平成２９年度中に完了できるのか、完了できなかった場合はこの繰り越しっていうのはどうなってしまうのかというところまで含めてお尋ねしたいと思います。もちろんこれ専決処分ですから、完了できるという保障ていうか確信があって出されたんだろうと思うんですけれども、そこのご説明をいただければと思います。

それと細かい点で１点、予算書の２０ページの公共土木施設災害の復旧費のところで、説明としては国の補助率のかさ上げということだったと思うんですけれども、ここだけなぜか国・県支出金が、かさ上げというよりもむしろ一般財源の負担が大きくなってしまっているという、ここだけなんかちょっと例外というか形が違うんですね。これについてちょっとどういうことなのかなというのをこれ

お金の流れがわかりませんので、ご説明をいただければと思います。

以上２点です。

**○議　長（桐原則雄君）**　総務部長杉水辰則君。

**○総務部長（杉水辰則君）**　佐藤議員のご質問のうち、今回繰り越しを上げている部分について、それが執行できなかった分はどうするのかというような全体的なお話についてお答えさせていただきたいというふうに思います。

おっしゃるように民間でやってらっしゃるものについては、私たちが実際にやるわけじゃございませんので、なかなかその辺の実行というのは見えない部分があろうかと思います。ただ、そういった予算を上げた分につきましては、なるべく執行していきたいというふうには思っておりますけれども、皆さん方も業者が足りないとかいろいろなことで、できない部分も確かにあろうかと思います。そういった部分につきましては、また国や県といろいろ協議をしながら、また平成３０年度にもし繰り越すことができれば、平成３０年度また予算を新たに措置するものであれば、また新たに措置をしながら民間の方への被災を、これでもう打ち切りということではなくて引き続きやっていきたいというふうに考えているところです。また予算関係につきましては、もし執行できなければ、それは不用額としてやっぱりそれは残っていくというようなものになります。

また、公共土木施設の一般財源が増えてる部分でございますけれども、こちらにつきましては、国の繰り越しの関係で平成２８年度に国のお金が一時的に入らないような状態になりますけれども、平成２９年度にこちらは精算されるということになりますので、一時的に一般財源が増えているというようなものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

**○議　長（桐原則雄君）**　佐藤真二君。

**○６番（佐藤真二君）**　２項目目については、わかりました。１項目目のその繰り越しに関してなんですけれども、民間のほうのやる分は非常に難しいというのは多分共通の認識なんだろうと思うんですけれども、であれば、やはり町として民間がきちんとできるようなサポートというのは当然考えなければいけないと思うんです。事務的なものであったりあるいはいろんな形があると思うんですが、何よりも町の事業をやっぱりある程度抑えてでもっていう考え方まで行き着かなきゃいけないんじゃないかと。前回あけぼの団地の改修に関して、これ本当に今慌ててやらなきゃいけないのか業者さんが不足している中で、というような話が、前回か前々回か議会の中で出てきたと思うんですけれども。同じようにこの中で、町の事業でちょっと先送りできるものについては一旦落とすとかあるいは平成２９年度の事業の中でここを抑えるとか、そうした工夫というものも必要だったんじゃないかなと思うんですけれども、そうした考え方というのに基づいてやられたかどうかというところをお尋ねしたいと思います。

**○議　長（桐原則雄君）**　総務部長杉水辰則君。

**○総務部長（杉水辰則君）**　佐藤議員のご質問にお答えいたします。

今回繰り越しにつきましては、その災害復旧ですね、こちらを最優先にするために国または県と協

議をしながら、いろんな補助事業あたりをその補助を要望してそして予算化しながら進めてきたところでございます。確かにその予算を要望しても、なかなかやっぱり業者が足りない、人手が不足しているということでなかなか進まないという分野もございます。そういったものにつきましても、平成２８年度に一旦全て予算を計上した上で、一応早くやりたいということで計上しとったわけでございまして、その分につきましては、国のほうの予算のほうもある程度確定しておりましたので、平成２９年度に繰り越ししたなら、平成２９年度になるべく早く執行していきたいというようなことで、今回繰り越しをさせていただいているところでございます。その平成２９年度の中でも、どうしても民間の方の中でできないとできなかったという部分がもし生じたということになりましたら、先ほども申しましたように、国や県とまた協議をしながら今回は一旦不用額として残す、あるいは再度また繰り越すことができるかできないのかそういったことも含めまして、国や県と協議をしながら対応していきたいというふうに思っております。

サポートにつきましては、私たち行政としましてもなるべく早くやっていただきたいといいますか、その災害復旧、復興をやっていただくようにお願いをしていきたいというには思っておりますけれども、先ほども申しましたように、業者の方が不足しているとか人材が不足しているということにつきましては、なかなかやっぱり私たち行政でも、ポートできない部分というのがなかなかございまして、それにつきましては、そういった期間の延長あたりなんかも視野に入れながら、国や県とも相談をしていきたいというふうに考えているところでございます。

**○議　長（桐原則雄君）**　ほかに質疑ございませんか。

永田和彦君。

**○１３番（永田和彦君）**　質疑いたします。

ただいま佐藤議員が指摘されました点に引き続き、質疑したいと思います。要するに言わんとするところは、繰り越しが出るのはやむを得ないのか、それとも例えば公共の事業を進めるにあたって、優先順位としてここは最初から何度も何度もこう議場でも話し合いましたように優先順位をきちんとしなければいけませんよと。これ、この理由が、結局はこれだけの事業をする受け皿っていうものがないっていうことが明白だったじゃないですか。それに計画だけつけたっていうことが原因なんですよ。ですから、例えば一つのレストランで１００人しか収容しないのに２００人の注文を受けられんわけですよ。それを行政がやってどうするのっていう指摘ですよ、要するに。ということは、その今どういった能力が、今大津町のこの行政を進める中で、このどうしてもやらなくてはならないというものを優先しなさいよっていう指示が、トップから出なければならないという、まず、そこの把握ですね、能力の把握。そういったギャップが生まれてきてるのではないかということです。もし、それがだんだん改善をしてきているでしょう、それはもちろん時間は経ってますから、ですから例えば平成２９年度においては、そういったことも踏まえた、もう１年前の失敗はそのまますまするなということではないかなと。だから佐藤議員のご指摘は非常にいいところをついてるなっていうのは、その前にあけぼの団地のことを私も言いましたよね。今は民間のほうに力を注ぐべきだと、要するに器は決まっているということです。これを把握できてないんじゃないかなということだと思いますけれども。

この点についてきちんと計画を立てました、それをできる業者なり何なりが、ちゃんと揃っているかということが抜けてたんじゃないかなということになると、その計画倒れですよ。ここですね、この点について、きちんとその計画の中にそれが盛り込まれてなかったんではないですかということです。質疑いたします。

**○議　長（桐原則雄君）**　総務部長杉水辰則君。

**○総務部長（杉水辰則君）**　永田議員のご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり優先順位としましては、やはり災害に対する復旧復興ということですので、こちらを最優先に予算を編成をさせていただいたということでございます。ただ、その受け皿がやはり当初から建設業者のほうが足りないとか、いろんな資材が足りないとか人が足りない、これはもうこの災害復旧をする中でどんどん明るみに出てきたということでございまして、例えば公費解体につきましても、当初はもうどうなるのかというふうに思っておりましたけれども、現在はかなり順調に進んでおりまして、当初の目的でありました１０月ぐらいをめどにある程度めどがつくのではないかなと。今回繰り越しにはもちろん入ってませんけども、そういった業者の方のほうは、少しずつ順調になってきているのかなというような気はいたしております。ただ、その中でも一部分的に農政関係、先ほどご指摘あった経営体育成支援事業とかのうち災害復旧、これも新聞か何かであったと思いましたけども、そっちのほうが少し遅れているというような指摘があってるかと思います。それにつきましては、経済部長のほうから答弁させていただきたいというふうに思います。

**○議　長（桐原則雄君）**　経済部長古庄啓起君。

**○経済部長（古庄啓起君）**　繰り越しの概要につきまして、特に農政課担当のほうがかなり繰り越しが多ございますので、いくつか個別の事業につきまして今現況につきましてご説明したいと思います。

**○１３番（永田和彦君）**　いや、それはいい。じゃなくて、受け皿としてやれる能力はあったのかなかったのかっていうことです。現況はいいんです。あのう、能力はないのに注文してしまったっていうことじゃないですか、予算を上げとかなければならないというテクニックとか、そういったものが交差しとらんですかということです。

**○経済部長（古庄啓起君）**　今ご指摘のように被災者向けの経営体育成事業でございます。大変事業的には多ございまして、件数的に６２０件を平成２８年度に計上させていただいております。補助金ベースで３０億円というところで、議員ご指摘のとおり非常に農家お一人お一人の中では、業者さんなり見積りのほうの聴取なりでご苦労をかけていることと思います。町のほうとしましても県を通じまして、国のほうにもこういう状況につきましては、日頃から意見を申しいたしております。ただ、いかんせん、今の中では国が平成２９年度の中で終了してくださいというところで、非常にまだ固いご回答しかいただいておりませんけれど、今後も引き続きやっていきたいなというふうに思っております。あと災害復旧につきましては、どうしてもこの年度内に終わらなければいけないというところで、先ほど先日の新聞に載っておりましたけれど、状況的には平成２８年度末の契約なり執行なりはかなり大津町も低いところでございますけれど、３月、４月、５月でほとんどの災害復旧の契約をさせていただいております。そういうところで、期間を工期を長く延ばしまして、状況的には１年ぐらい工

期を延ばし期間を見ながらやっていくというところで、できるだけ民間のほうに支障をきたさない範囲内で事業を進めていこうかなというふうに思っております。この繰り越しの概要の中で７億１千１００万円という強い農業づくりという事業もございますけれど、これはＪＡのカントリーエレベーターの取り壊しと補修でございます。これにつきましては、取り壊しにつきましては３月いっぱい、改修につきましては４月いっぱいで今現在終わってるところでございます。

以上でございます。

**○議　長（桐原則雄君）**　永田和彦君。

**○１３番（永田和彦君）**　再度質疑いたします。

要点をもう一度ちょっとまとめてみますけれども、災害も何も起こらなかった状況での繰り越しではないですよという答えが欲しいんです、言うならば。ですから、例えばハードレベルでいったときにでできないと、それだけのもうハードも人材も材料も足らないんだっていう理由は一つあると思うんです。プラスそこまでいったほうがいいと思うのが、単年度主義じゃないですか予算は。国も被災がなかったところのほうが多いんですね、熊本地震ですから。ですから、国はまわっているんです、現在進行形なんでしょ。ということは我々は、県も頑張ってますけれども、国から配分としていただく税金があるわけです。これも平成２８年度につけなければならないでしょう。計画の中に組み込まなければ予算の確保ができないということです。ですから、あくまでも事業が繰り越しになるかもしれないけれども、計画は立てなければならないというこの理解がなからんと議員はつまらんとです、はっきり言って。これをもう答えていいんじゃないんですかって私は言ってるんです。それをわからんままで繰り越し繰り越し、役場の人は能力がないっていうレッテルが貼られますよって私は言ってるんです。じゃないと。そういったテクニックもあるんですと、予算を確保するためにもっとよりよい町をつくるためにっていう答弁が欲しいんですっていうことです。

再度質疑いたします。

**○議　長（桐原則雄君）**　総務部長杉水辰則君。

**○総務部長（杉水辰則君）**　永田議員のご質問にお答えいたします。

永田議員から本当に後押しのご質問といいますかね、そういった形のご質問かと思いますけれども、この繰り越しというのはもうご存知のとおり、町のほうの予算というのは単年度主義でございますけれども、その単年度主義の例外規定ということで繰り越しのほうがあるわけでございます。そしてまた国のほうも今おっしゃられたように、国のほうも単年度主義でございますので、やっぱり予算を獲得してそれをどのようにやっていくのかと、新たにそれを予算獲得するのにも国も県もなかなか厳しいというところがございますので、その予算を獲得した中で町のほうも既存の優先順位として高い災害復旧復興関係ですかね、そちらについて充てていきたいと。ただし平成２９年度さらに予算を要望してもなかなか難しい。であれば平成２８年度のときについたものを最大限利用しながらやっていくということで今回国や県へ要望しながら、国・県の補助金を獲得し、そして平成２９年度に繰り越しをしながら復旧復興を進めていっているというような状況でございます。ご指摘のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

**○議　長（桐原則雄君）**　ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議　長（桐原則雄君）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議　長（桐原則雄君）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、承認第２号、専決処分を報告し承認を求めることについて（大津町税条例等の一部を改正する条例）を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

**○議　長（桐原則雄君）**　起立全員です。したがって、承認第２号は承認することに決定しました。

次に、承認第３号、専決処分を報告し承認を求めることについて（大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

**○議　長（桐原則雄君）**　起立全員です。したがって、承認第３号は承認することに決定しました。

次に、承認第４号、専決処分を報告し承認を求めることについて（大津町「平成２８年熊本地震」に係る災害被害者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例）について採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

**○議　長（桐原則雄君）**　起立全員です。したがって、承認第４号は承認することに決定しました。

次に、承認第５号、専決処分を報告し承認を求めることについて（平成２８年度大津町一般会計補正予算（第１０号））を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

**○議　長（桐原則雄君）**　起立全員です。したがって、承認第５号は承認することに決定しました。

次に、承認第６号、専決処分を報告し承認を求めることについて（平成２８年度大津町国民健康保険税特別会計補正予算（第５号））を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

**○議　長（桐原則雄君）**　起立全員です。したがって、承認第６号は承認することに決定しました。

しばらく休憩します。１１時２０分からスタートしたいと思います。

午前１１時０９分　休憩

△

午前１１時１７分　再開

**○議　長（桐原則雄君）**　休憩前に引き続き、会議を開きます。

## 日程第９　議案第２７号から日程第１３　議案第３１号まで一括上程

**○議　長（桐原則雄君）**　日程第９　議案第２７号　町道の路線認定についてから、日程第１３　議案第３１号　平成２９年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてまでの５件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長家入　勲君。

**○町　長（家入　勲君）**　提案いたしました承認案件につきまして、ご承認いただき誠にありがとうございます。また、ご指摘の災害復旧事業、繰り越し事業につきましても、平成２９年度で一日も早く復旧できるように頑張ってまいりますとともに、国・県の支援と被災者あるいは業者関連等にご協力とご理解を求めながら、頑張ってまいりますのでよろしくお願いいたします。

では、議案第２７号、町道の路線認定についてでございますが、国土交通省の事業に伴う町道の整備を行うものであり、道路法第８条第２項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第２８号、平成２９年度大津町一般会計補正予算（第１号）についてでございますが、今回の補正は４月の職員の人事異動に伴う通常の補正のほか、肉付け予算となりますので、認定子ども園整備補助費や道路新設改良費、熊本地震関係では災害廃棄物処理、被災農業者向け経営体育成支援事業等が主なものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２３億２４５万８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を１９１億７千２５万２千円としたものでございます。

次に、議案第２９号、平成２９年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第１号）についてでございますが、公共下水道全体計画見直し業務及び浄化センター改築工事業務等が主なものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３億８４０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を１１億４千８５６万円としたものでございます。

次に、議案第３０号、平成２９年度大津町介護保険特別会計補正予算（第１号）についてでございますが、人件費及び介護職員処遇改善加算支援事業等に伴う補正でございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３９７万３千円を追加し、歳入歳出予算の総額を２５億１千４２２万９千円としたものでございます。

次に、議案第３１号、平成２９年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてでございますが、人間ドック委託料の補正でございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１００万円を追加し、歳入歳出予算の総額を２億９千７５８万４千円としたものでございます。

議案第２８号から議案第３１号までの４議案につきましては、補正予算でございますので地方自治法第２１８条第１項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げ、なお、所管部長より詳細説明をさせますのでよろしくお願いいたします。

**○議　長（桐原則雄君）**　土木部長併任工業用水道課長太田黒哲郎君。

**○土木部長併任工業用水道課長（太田黒哲郎君）**　おはようございます。

議案第２７号、町道の路線認定についてご説明いたします。

議案集の３０ページ、説明資料集５７ページをお願いいたします。路線番号３４４の猪郷谷線、１，６５０メートルの認定でございます。今回林道猪郷谷線のミルクロード側から、１，６５０メートル吹田団地の北側までの区間を町道として認定をお願いするものです。起点は大津町大字大津字合志ヶ水、終点は大字高尾野字猪郷谷でございます。補正予算でもお願いしておりますが、国土交通省立野ダム事業所の土捨て場をこの道路東北部の谷に計画され、作業用の道路として整備し、ダム工事で出た泥を埋めていくものでございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第２９号、平成２９年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第１号）についてでご説明いたします。別冊の補正予算書をお開きください。補正予算の概要につきましては別添になります。今回の補正の主なものは委託料の処理場の改築工事、長寿命化工事等実施設計、管渠築造工事の工事請負費が主なものです。

予算書の１ページをお願いいたします。概要の２１ページになります。

第１条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３億８４０万円を追加し、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ１１億４千８５６万円とするものです。第２条の債務負担行為の追加は、「第２表債務負担行為補正」を追加し、全体計画の見直しに平成３０年度で７００万円、また浄化センター等改築工事事業で浄化センター改築で平成３０年、３１年で４億９千１００万円、ポンプ場が同じく平成３０年、３１年で１億５００万円で合計５億９千６００万円をお願いし、第３条で地方債の変更を行うものです。

歳出よりご説明いたします。９ページをお願いいたします。予算の概要同じく２１ページをお開き願います。

款１、項１、目２事業費３億８４０万円のうち、節１３委託料の長寿命化工事等実施設計業務は、処理場のストックマネジメント計画策定２千万円、処理場の耐震診断業務３千２００万円、汚水調整池の実施設計等業務１千万円、ポンプ場の改築実施設計業務１千万円の計７千２００万円となります。大津町公共下水道全体計画事業計画見直し業務で１千万円、浄化センターについては、消化槽槽内の防食工事・耐震補強工事、機械攪拌の機械・電気設備及び重力濃縮槽の防食、掻き寄せ機等土木・機械・電気設備の改築を１億５千万円で行います。節１５工事請負費６千７００万円の主なものは、吹田地区、引水地区、新地区、室地区の管渠築造工事となっています。節２２補償補てん及び賠償金は、下水道工事に伴う上水道管等の移設費でございます

続きまして、歳入を説明いたします。８ページをお開きください。

款３、項１、目１公共下水道費国庫補助金１億４千４５０万円は、下水道事業に対する事業補助であります。処理場が５５％又は５０％、ポンプ場管渠関係が５０％となっております。款４、項１、目１一般会計繰入金２千９２０万円は、下水道事業の事業費のために繰り入れるものでございます。款７、項１、目１公共下水道事業債１億３千４７０万円につきましては、補助対象事業の管渠及び処

理場設計委託・処理場改築の一部の場合は事業費の４５％、処理場改築は事業費の４０．５％、単独事業の場合は事業費の９５％となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議　長（桐原則雄君）**　総務部長杉水辰則君。

**○総務部長（杉水辰則君）**　議案第２８号、平成２９年度大津町一般会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は４月の人事異動による人件費等の調整のほか、肉付け予算でございますので、道路新設改良費や認定子ども園整備補助金、熊本地震関係では災害廃棄物処理事業、被災農業者向け経営体育成支援事業等を主なものとして計上させていただいております。

補正予算書の１ページをお願いいたします。併せて「補正予算の概要」をご参照お願いいたします。

第１条で、既定の歳入歳出予算の総額に２３億２４５万８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を１９１億７千２５万２千円とするものです。

第２条で債務負担行為の追加を「第２表債務負担行為補正」のとおりといたしております。

第３条で、地方債の追加及び変更を「第３表地方債補正」のとおりといたしております。

８ページをお願いいたします。債務負担行為の補正でございますけれども、追加で仮設書庫・倉庫警備委託、仮庁舎正面玄関に自動ドア等を設置する仮庁舎付帯施設賃借料等を新たに計上しております。

９ページをお願いいたします。地方債の補正ですが、追加で肉付け予算に関連する道路新設改良事業、社交金事業、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業などの地方債を計上しております。

続いて１０ページの変更では、仮庁舎付帯施設整備に係るものや、災害廃棄物処理関係の補正に係る災害対策債等の変更を計上いたしております。

歳出からご説明いたします。

２０ページをお願いいたします。款１、項１、目１議会費は広報委員会、庁舎建設特別委員会の先進地研修に伴う費用弁償、特別旅費等でございます。款２、項１、目１一般管理費は、４月の人事異動に伴う人件費の補正でございます。

２１ページをお願いいたします。目３財政管理費は、総務省より要請されています新地方公会計財務書類作成に係る委託料となります。目６企画費、節１９補助金は、コミュニティ助成事業補助金及び地方創生・肥後大津駅周辺地域活性化事業補助金でございます。

２２ページをお願いいたします。目７電子計算費は、ホームページのスマホ対応に伴うリニューアル業務委託料などを計上いたしております。

２４ページをお願いいたします。款２、項２、目３熊本地震関係費は、地震により変動した土地座標の補正業務委託料です。

２７ページをお願いいたします。款３、項１、目２、節１３委託料は、障害者基本法等に基づき策定します障害者基本計画、障害福祉計画の策定業務委託費でございます。目４老人福祉費、節１９補助金は、高齢者施設等における防災・防犯対策事業に対する補助金でございます。

２９ページをお願いいたします。款３、項２、目１児童福祉総務費、節１９補助金は、大津音楽幼稚園の認定子ども園施設整備事業に対する補助金でございます。

続きまして、３２ページをお願いいたします。款４、項１、目８合併処理費は、熊本地震による住宅の再建に係る合併浄化槽設置に対し、下水道区域内の地域についても補助金を交付するものでございます。目９新エネルギー等推進費は、住宅用省エネシステム設置や木の駅プロジェクトに対する補助金を計上しております。

３３ページをお願いいたします。款４、項２、目２熊本地震関係費は、災害廃棄物処理、家屋の公費解体の委託料、家屋の先行解体負担金等を計上いたしております。

続きまして、３５ページをお願いいたします。款６、項１、目３農業振興費、節１９補助金は、震災関連の被災者農業者向け経営体育成補助金が主なものであります。次に、目５農業構造改善事業費は、震災で使用できなくなっております総合交流ターミナルの解体設計業務委託費を計上いたしております。

３７ページをお願いいたします。款７、項１、目４企業誘致推進費は、町内企業への工場等振興奨励補助金を計上し、大津町工場等振興奨励基金を財源としております。

３９ページをお願いいたします。款８、項２、目３道路新設改良費は、町道アルコール前線整備や町道桜町５７号線整備、道路ストック事業等に係る測量設計委託、用地購入費、工事請負費等をそれぞれ計上いたしております。

４０ページをお願いいたします。款８、項２、目４、節１３委託料は、社会資本整備総合交付金事業北部地区における町道猿渡線の測量設計委託料が主なものでございます。目５熊本地震関係費は、熊本地震により被災した法定外公共物（里道）等の復旧や、外牧地区、室地区の災害関連地域防災がけ崩れ対策事業に係る工事請負費を計上いたしております。

４１ページをお願いいたします。款８、項３、目６熊本地震関係費の節１９補助金は、住宅の耐震改修工事等に対する補助制度であります熊本県住宅耐震改修事業に係るものでございます。

続きまして４３ページをお願いいたします。款９、項１、目７社会資本整備総合交付金事業は、元菊阿中跡地に防災資機材倉庫を整備する費用として、設計委託、工事請負費等を計上いたしております。目８熊本地震関係費は、熊本地震により、使用ができなくなった防火水槽の整備費用、４４ページに入りまして、消防ポンプ倉庫の建て替え及び修繕費用に対する補助金などを計上いたしております。

次に、４５ページをお願いいたします。款１０、項１、目２事務局費では、台湾高雄市の民族中学校との交流事業に係る費用や、スクールバス管理業務委託の増額補正等を計上いたしております。

４６ページをお願いいたします。款１０、項２、目１学校管理費の節１５工事請負費では、室小学校の駐車場整備や東小学校の音楽室改修等、各小学校施設の改修工事、また、４７ページの節１８備品購入費は、一般備品の購入費用でございます。同じく４７ページの目２教育振興費では、教材備品として、電子黒板等の購入費用を計上いたしております。引き続き４７ページの款１０、項３、目１学校管理費の節１５工事請負費は、大津北中学校の給水ポンプユニットの改修工事分でございます。

次に、４８ページをお願いいたします。節１８の備品購入費は、各中学校の備品の購入費用、節１９の補助金は、生徒の英語力向上を目的とし、新たに英検受験料補助金を計上するものでございます。同じく４８ページの目２教育振興費では、教材備品として、電子黒板等の購入費用を計上しております。

５１ページをお願いいたします。款１０、項５、目８社会資本整備総合交付金事業は、真木地区にあります野外活動等研修センターの改修工事に係る設計委託料でございます。

５２ページをお願いいたします。款１０、項６、目２体育施設費は、平成２９年度の電源立地交付金事業としまして、大津町総合体育館トレーニングルームのトレーニング器具を整備するものです。

５３ページをお願いいたします。款１０、項６、目３学校給食費節１３委託料は、学校給食センター増築工事における実施設計業務委託費を計上いたしております。

５４ページをお願いいたします。款１１、項１、目２林業用施設災害復旧費は、作業道、山の神線の路肩等の復旧工事分であります。款１１、項３、目１その他公共施設災害復旧費は、錦野地区公民館分館の災害復旧工事の増額補正及び瀬田地区公民館分館解体工事に伴う財源組み替えを計上いたしております。款１３予備費で財源調整しております。

次に、歳入をご説明いたします。

１４ページをお願いいたします。款１３、項１、目５教育使用料は、矢護川コミュニティセンターの使用料でございます。款１４、項２、目１民生費国庫補助金は、大津音楽幼稚園の認定子ども園整備事業に係る保育所等整備事業補助金、認定子ども園施設整備交付金や高齢者施設等の防災・防犯対策事業に対する地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金などでございます。目３、土木費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金事業や大規模盛土造成地滑動崩落防止事業、宅地耐震化推進事業に係る補助金でございます。

１５ページをお願いいたします。目５総務費国庫補助金は、地方創生推進交付金です。目６、災害復旧費国庫補助金は、熊本地震による災害廃棄物処理事業における衛生費災害復旧費補助金などでございます。次に、款１５、項２、目１総務費県補助金は、電源立地地域対策交付金でございます。歳出でもご説明しましたとおり、総合体育館トレーニングルームのトレーニング器具整備に充てることになっております。目４農林水産費県補助金は、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金が主なものであります。目５土木費県補助金は、耐震改修事業補助金と、１６ページに入りまして、地域防災がけ崩れ対策事業補助金でございます。款１５、項３、目５土木費委託金は、都市計画基礎調査業務に係る県委託金でございます。

１７ページをお願いいたします。款１８繰入金は、今回の補正に伴い道路整備事業等の一般財源分として、公共施設整備基金から約５千万円、町内企業への振興奨励補助金の財源としまして、工場等振興奨励基金から約６千４００万円を財源不足分として財政調整基金から４億円をそれぞれ繰り入れるものです。款２０、項４、目３雑入は、立野ダム工事関係の地目差補償金４千５０万円、宝くじ助成事業として、地域コミュニティ助成事業が交付決定したことに伴い、併せて約４５０万円を計上しております。

１８ページをお願いいたします。款２１町債は、今回の肉付け予算に伴い、道路整備事業で地方道路等整備事業債、社交金事業に対する公共事業等債など、また、震災関連の事業につきましては、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業、法定外公共施設災害復旧事業などに対する災害復旧事業債や災害廃棄物処理事業に対する災害対策債等をそれぞれ計上いたしております。

人件費等につきましては、５５ページ以下「給与費明細書」のとおりでございます。

以上、よろしくお願いします。

**○議　長（桐原則雄君）**　住民福祉部長本郷邦之君。

**○住民福祉部長（本郷邦之君）**　議案第３０号、平成２９年度大津町介護保険特別会計補正予算（第１号）につきましてご説明申し上げます。

議案集は３４ページになります。

今回の補正予算の主なものは、人件費の補正と介護職員処遇改善加算支援事業及び介護認定審査会費に関するものでございます。

補正予算書の１ページをお願いします。概要は２１ページになります。第１条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３９７万３千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ２５億１千４２２万９千円とするものでございます。

歳出からご説明申し上げます。

９ページをお願いいたします。款１、項２、目１、節７賃金の増額は、臨時職員の賃金です。国の新規事業「介護職員処遇改善加算の所得促進特別支援事業」１０分の１０の補助でございますけれども、これを活用いたしまして、審査体制の確保のため臨時職員１人を雇用するものでございます。項３介護認定審査会費、目２認定調査等費、節１報酬の増額は、非常勤職員報酬で、認定調査員３人の増員に伴うものでございます。

１０ページをお願いいたします。款３地域支援事業費、項３、目１、節２の給料、それから節３職員手当等は、それぞれ職員の移動に伴うものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

８ページをお願いいたします。款３、項２、目４、節４介護職員処遇改善加算取得促進特別支援事業補助金の増額は、歳出でご説明申し上げました賃金並びに報酬に充てるための国の補助金でございます。款６、項１、目４その他一般会計繰入金、節１職員給与費等繰入金は、先ほどご説明いたしました職員の移動に伴う人件費の減額分を、一般会計繰入金から減額するものでございます。節２事務費繰入金の増額は、事務費の補正に伴うものです。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第３１号、平成２９年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）につきましてご説明申し上げます。

議案集の３５ページをお願いいたします。一番最後のページになります。

今回の補正は、人間ドック申し込みの増加に伴い、当初予算の６０人分に４０人分の額の増額をお願いするものです。

補正予算書の１ページをお願いいたします。概要は２２ページになります。

第１条で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１００万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ２億９千７５８万４千円とするものでございます。

歳出について説明いたします。

８ページをお願いいたします。款３、項１、目１、節１３委託料１００万円の増額は、人間ドック委託料で、当初予算で６０人分１５０万円から４月に受け付けを行いましたところ、今年度は申し込みが多く４月末でこの枠がほぼ埋まりました。健康増進の面からもぜひ多くの方に受けてもらえるよう、あと４０人分１００万円の増額をお願いするものです。

歳入について説明いたします。

７ページをお願いいたします。款４、項１、目３、節２人間ドック補助繰入金は、一般会計からの人間ドック補助のための繰入金で、４０人分４０万円を増額計上しております。款６、項５、目３雑入、節１雑入は、後期高齢者医療広域連合からの人間ドック補助のための補助金で、４０人分６０万円を増額計上いたしております。

以上で説明を終わります。

**○議　長（桐原則雄君）**　これで提案理由の説明が終わりました。

**日程第１４　議案質疑**

**○議　長（桐原則雄君）**　日程第１４　議案質疑を行います。

まず、議案第２７号を議題とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議　長（桐原則雄君）**　質疑なしと認めます。

次に、議案第２８号を議題とします。質疑はありませんか。

永田和彦君。

**○１３番（永田和彦君）**　議案２８号について質疑いたします。

今回の補正、肉付けということで、その中でもやはり情報化社会においてホームページをリニューアルするということで予算が計上されております。ここで思うことが、ＩＴ、インフォメーションテクノロジー言われて久しくありますけれども、このパソコン購入もありましたよね、債務負担行為に上がっておりますけれども。やはり、どうも予算の流れを見てみますれば、このＩＴ関連のこの自治体としての対応というのは、非常に増えていると私感じております。そうしたときに、ホームページあたりのリニューアルも委託する、そしてまたその詳しい情報もなしにそれこそパソコンの債務負担行為あたりも、これっていうのは非常に移り変わりが激しいものなので、そういった詳しい人材を当てたほうが、それを天秤にかけたときに今後の町のまちづくりの戦略としては、そちらのほうが正しいんではないかなと考えたりもするんですよ。この点について、ただ単に補正予算で、ホームページのスマートフォン対応とか上がってきましたけれども、いっそのことそういった機構改革じゃないで

すけれども、配置転換なり何なり人材をヘッドハンティングするなりするような施策をもう講じるときに来てるんではないかなと思います。ホームページをただ単につくり変えましたじゃなくて、もう随時、それを扱うことができるシステムエンジニア、通称ＳＥと言いますよね。そういった方々がもう町の職員としているのではないかと思いますけれども、何かこう、ぶちっと途切れてしまう、ただ単に予算を上げました、つくり変えました、継続性がどうもそこは失われてるかなと。今後よりよい自治体をつくるためは、そういったことも念頭において今回まではとか、そういった形がもう出てこんといかん時期ではないかなと思われますので、このホームページについてただ単にリニューアル、スマートフォンへの対応として考えているのか、今後の発展性をもう少し考えるのか、町の戦略に組み込むのかというところに来てると思いますけれども、この点について質疑いたします。

**○議　長（桐原則雄君）**　総務部長杉水辰則君。

**○総務部長（杉水辰則君）**　永田議員のホームページのリニューアルについてのご質問でございますけれども、これをするにあたりましては、やっぱり専門といいますかＩＴ関係に詳しい人材が必要ではないかということでございますけれども、おっしゃるとおりでございますけれども、大きなその市とか大きなところでは、こういった専門の方を雇いながらやっているところもあるというふうに聞いております。ただこういったその町規模で、ＳＥを雇ってまでもやってるというのはなかなかまだないというのが、今の地方自治体の現状ではないかなと思っております。ただ、こういったふうに今回の災害を見てみますと、情報の伝達といいますか、これが非常に重要であったというようなお話を聞く中で、ホームページもやっぱりスマホ対応にしていかなければいけないと。ホームページの閲覧の状況を見ますと、スマホで閲覧している方が半分以上になってきているというようなこともございますし、議会でも再三質疑があっている中で、何とかやっぱり対応しなければいけないということの中で、今回リニューアルを計上させていただいているところでございます。

人材につきましては、このホームページ、ＩＴ関係も含めまして、いろんなその専門的な知識を持った人材の育成といいますか、そういったのも今後は本当に必要になって来るんではなかろうかというふうに今思っているところでございます。今後の人材育成の中で、そういったような人材をどのように育成していくのか、あるいは外部人材どのようにまた活用していくのか、そのあたりも含めて検討していかなければいけない事項ではないかなというふうに考えているところでございます。そういった形で、今後そのすぐにこれについて対応できるということではございませんけれども、今申しましたように、人材育成あるいは外部人材の登用も含めまして検討していきたいというふうに考えているところでございます。

**○議　長（桐原則雄君）**　永田和彦君。

**○１３番（永田和彦君）**　再度質疑いたしますけれども、途中までの答弁はよかったんです。ただ人材育成という言葉が出ましたけれども、人材育成では駄目です。まず専門の知識を習得した方が来ん限りはまず駄目です。本来仕事をしなくてはならないことを職員の皆様方、皆さん持ってるんですね。もうお遊びパソコンでは駄目なんですよ。そういった意識では、今後前回もいろいろ出てきておりますけれども、無料Ｗｉ－Ｆｉとかいろんな形でみんながそういった形でインターネットでつながる時

代でありますから、そこの意識を諸所変えていかないと追いつかないかなと思われますので、あとは委員会に任せたいと思います。答弁いいです。

**○議　長（桐原則雄君）**　ほかに質疑はありませんか。

豊瀬和久君。

**○５番（豊瀬和久君）**　今のホームページリニューアルの永田委員長に引き続きまして、質問をさせていただきたいと思います。ホームページのリニューアルを委託されるということで、本当にホームページ自体をつくるのはやっぱり難しいですので、やっぱり専門の人がつくることになると思うんですけれども。ホームページを使うのは住民の皆さんが、今はもう若い人からお年寄りまでスマホでホームページを検索される時代ですので、このホームページに親しんでもらえるようなホームページをつくっていくためには、町がホームページリニューアルしましたといって、ただそれだけではなくて、いろいろそのリニューアルをすることに住民の皆さんに関わっていただくその何らかの形でですね。例えば写真をそのホームページに使うならば、住民の皆様が何か自分で撮ったものとかそういうものをホームページの写真に活用していくとか、そういう何らかの形でホームページのリニューアルに住民が関わっていくことによって、ホームページに対する愛着が沸くんじゃないかと思うんですけれども、そのような全て委託するんじゃなくて、そういう考え方もあるんじゃないかと思いますけれども、質疑させていただきます。

**○議　長（桐原則雄君）**　総務部長杉水辰則君。

**○総務部長（杉水辰則君）**　豊瀬議員のご質問の中で、住民の方の関わりと言いますかね、関わりあるいは双方向の情報のやり取りといいますか、そういったものが今後必要ではないかというようなご質問ではないかと思いますけれども、確かにおっしゃるとおり、やはり今からＩＴを利用して住民の方とのいろんな情報のやり取り、災害関連につきましては、例えば災害の被災箇所をスマホあたりで送ってそれと生かしていくとか、そういったものが今後どうしても必要になってくるかと思いますので、そういったものも含めて、ちょっとやっぱり検討していかなければいけないのかなというふうに思っております。またそのどういったようなリニューアルにあたってどういう機能が必要なのか、これにつきましては、もう少しその中身のほうは検討させていただければというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

**○５番（豊瀬和久君）**　ぜひ、よろしくお願いします。

**○議　長（桐原則雄君）**　ほかに質疑はありませんか。

佐藤真二君。

**○６番（佐藤真二君）**　時間が押して申し訳ございません。質疑いたします。

予算書でいうと１７ページですけれども、繰入金のところですね。大津町の公共施設整備基金繰入金、工場振興奨励基金繰入金、財政調整基金繰入金と３つ項目がございます。この２番目を中心にお話したいと思うんですけれども、基金の繰り入れをするにあたって、どの事業に対してどの、予算でいうと節ですね、節に対して繰り入れられるのかっていうところっていうのはこの予算書からどうし

ても見えないものですよね。しかし、本来基金というのは計画的に積み立てられて、計画的に使われるものだと思うんですよ。条例を見ますと、経費の財源に充てるためということで、特にその指定はないんですけれども。どの部分に使われたのかということがわからないと、その事業、使われ方の重要性あるいは緊急性とか、あるいは計画性とかそうしたものがなかなかわからないというところです。それでこの基金の使い方として、どこに使われるんですよっていうようなことを明示するやり方っていうものができないでしょうかというのがというのがまず１点ですね。

それから、財源が不足した場合に経費として入れるということがあると思うんですけれども、事業が増えれば当然必要な財源というのは増えるわけですね。そこの必要な経費が増えれば、基金が必要になってくる使用が必要になってくる。とするとやはりそこには必要となった事業って何ですかっていうのは、やっぱりチェックが必要になってくる。同じことを二つの言い方で言ったわけですけれども、つまり、この基金の活用ってどういうルールでどういうその事業に充てていくんだというようなものっていうのがあるのかということと、それを明示できないかということについてお尋ねしたいと思います。

**○議　長（桐原則雄君）**　総務部長杉水辰則君。

**○総務部長（杉水辰則君）**　佐藤議員の基金の関係についてのご質問でございますけれども、今回公共施設基金から繰り入れを行っておりますが、佐藤議員がおっしゃるように、本来やっぱり基金というのは計画的にその事業を組み立てて、そしてその計画した事業に基づきまして、計画した計画に基づきまして、その事業に計画的に繰り入れていくというのが本来の姿ではないかなと思っているところではございます。そういう事情ではございますけれども、これまでは社会資本整備交付金ですかね、こちらの事業に充ててきております。今回はこの公共施設整備基金の繰り入れにつきましては、それももちろん含んでおりますけれども、それ以外に小学校のほうの改修の工事とか、あるいは給食センターの設計業務委託とか、そういったものの整備資金ですかね、整備の基金、整備の費用このあたりにも充てさせていただいているところでございます。基本的にその公共施設の整備には充てることができるということになっておりまして、またその今回地震に伴いまして一般財政調整基金ですかね、こちらからも多額の繰り入れをしているような状況で、非常に財源的に不足しているというような状況でございますので、今回は本来の使い方ではないかもしれませんけれども、そういった形で財源不足、それとその施設の整備、そちらのほうに充てさせていただいているというようなことでございます。今後は平成３０年度から総合計画そういったものもまたつくっていきますので、そういったものをつくる中で、いろんな投資的経費が今後計画に乗ってくるかと思います。そういったものに計画的に充てていくような形で、計画を立てていきたいというふうに考えているところでございます。１番、２番合わせてそういったような形の今の答弁ということでさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。計画的というのについてはあれなんですけれども、公共施設に上がっていると、これは、その条例に載っているそのものでございます。計画的ということについてのみ、ちょっと厳しいのかなというのは思います。ただし、公共施設に充てるということについては、本来の使い方でございますので、それはもうそういった形で使わせていただいてるところでございます。申し訳ござ

いません、よろしくお願いいたします。

**○議　長（桐原則雄君）**　佐藤真二君。

**○６番（佐藤真二君）**　条例の範囲内だということは当然わかっているんですけれども、もう少し細かく見たとき、どうなのかというところでちょっと再度質疑させていただきたいんですけれども。今回給食センターのことであるとか学校の修理のこととか、そういったものにも使われてますということでお話がありました。本来は学校については学校施設の整備基金というのがあると思うんですけれども、今現状で底をついているような状態というふうに認識しております。家計で例えますと、収入がありました、貯金をしました、残りで家計をやりくりしますというものと、収入がありました、やりくりしました、残りを貯金しますという考え方と二つあると思うんですね。私は最初の考え方というのがやっぱり必要なんじゃないかと、じゃなければ、いつまでたってもその中学校の整備とか今回南小の基本計画構想化がありますけれども、計画だけでできなくなってしまうという可能性がありますので、一つそういった基金の考え方というものをお願いしたいと思います。

以上です。

**○議　長（桐原則雄君）**　ほかに質疑はありませんか。

荒木俊彦君。

**○１５番（荒木俊彦君）**　２点お尋ねをいたします。

予算書の１７ページの款２０諸収入の立野ダムの工事関係地目差補償金４千５０万円。以前にも確か地目差補償というのが出てきたとは思うんですけれども、ちょっと内容について記憶が定かでありません。地目差補償金、この内訳をご説明願いたい。それから、この財源はどこに充てているのかお尋ねをします。

それからもう１点、３２ページです。目の８合併処理費で、合併処理浄化槽設置補助が下水道計画区域内でも補助ができるというご説明があったかと思いますので、どんなパターンで補助ができるのかお尋ねをしたいと思います。

**○議　長（桐原則雄君）**　土木部長併任工業用水道課長太田黒哲郎君。

**○土木部長併任工業用水道課長（太田黒哲郎君）**　荒木議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

まず、立野ダム工事地目差ということでございますが、今回工事は立野ダムが行いまして、用地のほうは町のほうで手当をしていただきたいということで。これにつきましては、阿蘇大津ゴルフ場がありますけれども、あそこから下、南の県道に下りる町道石坂線、あの町道でも同じような工事、用地のやり方をやっておりまして、工事は立野ダムでやっていただくと。用地については町のほうで一旦買いまして、その約９割を立野ダムのほうから支払っていただくというようなことで、町の持ち出しは１割で道路改良ができるというようなことになっております。これにつきましても、歳出のほうでは、建設課の用地費ということで建設課のほうで計上をしております。

**○１５番（荒木俊彦君）**　何ページですか。

**○土木部長併任工業用水道課長（太田黒哲郎君）**　今回町道を認定しております猪郷谷線の用地のほうに充当をしております。

**○１５番（荒木俊彦君）**　ゴルフ場とは関係ない。

**○土木部長併任工業用水道課長（太田黒哲郎君）**　ゴルフ場は関係ありません。

**○１５番（荒木俊彦君）**　ゴルフ場の道路とは。猪郷谷線ですね。

**○土木部長併任工業用水道課長（太田黒哲郎君）**　そうです、猪郷谷線の分です。はい。

それからもう一つ合併浄化槽の件でございますが、今回下水道の認可区域ということで、その中に入っておりますと合併浄化槽の補助金は出ないということになっておりますけれども、何軒もいらっしゃると、認可区域で下水道管がまだ迎えにいってないというようなところで、被災をされて使えないと。家を建て直したり修繕をしたりせな建て直すという方については、国庫補助金が出ませんので町のほうから補助金を手当をするということで考えております。以上でございます。

**○議　長（桐原則雄君）**　荒木俊彦君。

**○１５番（荒木俊彦君）**　再度確認します。立野ダム関連で道路を整備するわけですが、用地費それからこれから用地を町が買う、それから工事費、その総額の９割が用地を工事費の総額の９割が地目差補償として補償されるのか、もう一度確認をしたいと思います。

それから合併処理浄化槽についてですけど、国からの財源がないので単独で補助をするということですが、これは悪いことではないと思うんですけど、何年以内に、例えば今現在区域内だけでも管が来てないというところは補助するのか、そういう基準が多分あるのかと思うんですけど。それが１点と、合併処理浄化槽補助はいただけるんですけど、これ維持管理していくとかなり下水道に比べると高くつく場合があります。それはだからご本人の負担が合併処理浄化槽ずっと使ってれば使うほど、下水道に比べて負担がどんどん増えていく可能性があると思うんですけど、それ検討なされたかどうかお尋ねをしたいと思います。

**○議　長（桐原則雄君）**　土木部長併任工業用水道課長太田黒哲郎君。

**○土木部長併任工業用水道課長（太田黒哲郎君）**　まず、町道猪郷谷線に関してですけども、工事は全額立野ダムで行っていただくと、用地に関してのみ９割が立野ダムが支払っていただくということになっております。

それから、合併浄化槽につきましては、認可区域は７年以内に計画をされておれば国庫補助は出ないということになっております。それから以前私が下水道におりましたときに、合併浄化槽の維持管理費と下水道の使用料について比較したことがあるんですけれども、もう１０年以上くらい前になりますけれども、大体地元で説明会を開催したときには大体同じくらいになりますというようなお話で、地元の説明は行ってきた経緯がございます。

以上でございます。

**○議　長（桐原則雄君）**　荒木俊彦君。

**○１５番（荒木俊彦君）**　合併処理浄化槽の補助について指摘だけしておきますが、維持管理でトントンというお話でありましたけど、人数が少ない世帯においてはほとんど水を使わない高齢者の世帯なんかは、下水のほうが圧倒的に安いですね。そういうこともちょっともう一度検討をなされて、ご本人にとってプラスになるかどうかきちんと説明の上、ぜひ補助を進めていただきたいと思います。

**○議　長（桐原則雄君）**　ほかに質疑はありませんか。

金田英樹君。

**○４番（金田英樹君）**　私から３点質疑をさせていただきます。

１点目がもう同僚議員から質疑があったところでありますが、ホームページに関しまして、まさに町の顔ということで重要なことですので、もう少しだけ確認をさせていただきます。まず、スケジュール感というところを恐らくなかった思いますので伺いたいと思います。そのほか進め方というところで少し住民参画の話もありましたが、例えばパブリックコメントであれ、ワークショップであれ何か具体的なものがあればお伝えいただきたいと思います。そして役場庁内の中でも、各所管の情報を発信する側としてこういった意見があるというような意見の吸い上げ等もあればいいと思いますので、そういうのも含めてお聞かせいただきたいと思います。もう１点が機能面のところで、住民の方を巻き込ませる方法というものがありましたが、例えばふるさと納税をダイレクトで受けれるようにしているところですとか、あるいはｅコマースを導入しているようなところもありますが、そういった機能面のところに何か具体的なものがあるのであれば、併せて聞かせていただきたいと思います。

２点目に関しまして、こちらの概要のほうの資料の９ページの１番下の防災士連絡協議会の運営補助金のところです。こちらこれまでも何度か指摘させていただいているんですけども、こちら町主導で立ち上げをいたしまして、震災前から出ている話ですけれども、では具体的にどういうふうに町と連携して活動していくのかというところで、なかなか今回の震災においても、もちろん会員の方々各地でそれぞれ活動はしていたんですけども、実際町との連携でありますとかあるいは地域コミュニティとのリレーションの少ない会員の方等は、なかなか入り込んだ活動ができなかったところもありますので、ここの補助金も付いているというところでそのあたりのことをどう推進していくのかというところをお聞かせいただきたいと思います。

最後３点目が、概要のほうの１８ページのところで、こちら防犯ビデオカメラ大津幼稚園、陣内幼稚園となっておりますが、こちらもう少し目的と具体的な使い方についてお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

**○議　長（桐原則雄君）**　総務部長杉水辰則君。

**○総務部長（杉水辰則君）**　金田議員の質問の中で、ホームページ関係ですかねスケジュール感ということでございますけれども、今回から予算を計上して進めていきますので、年度内には完成しますので、年度内をめどにホームページのほうをリニューアルしていきたいというふうに考えております。機能面につきましては、先ほど質問がいろいろございましたけれども、そういったものも含めて、皆さん方のどこまで機能が充実するのか、今の予算の中では非常に厳しいところもあろうかと思います。スマホに対応するだけでもかなり費用が高額になるというふうに聞いておりますので、そういった機能面をどこまでアップするかについては、ちょっとやっぱり今のところでは厳しいところがあるかというふうに考えております。

また防災士の連絡協議会でございますけれども、町との連携をどうするかということでございます

が、おっしゃるとおりその防災士の方たちとの連携というのが、今回地震におきましてはなかなかそれがうまく働かなかったというのが現状ではないかなというふうに思っております。そういったような反省から、今回は防災士さんのほうといろいろと協議をさせていただきながら、地域での役割あるいはその防災士さんが担うその役割といいますかね、そういったものも含めていろいろ検討しながら研修をする、あるいは町も含めて、いろいろと話し合いをしながら進めさせていきたいということで今考えているところでございます。

以上よろしくお願いいたします。

**○議　長（桐原則雄君）**　教育部長市原紀幸君。

**○教育部長（市原紀幸君）**　金田議員のご質疑にお答えいたします。

今回の補正予算で、大津幼稚園に３台、陣内幼稚園に４台ということで防犯ビデオカメラのほうを予算計上させていただいております。台数につきましては、どうしても建物の構造上、陣内幼稚園のほうが視界あたりが悪いということで台数的には多くなっております。基本的に小学校もそうなんですけども、幼稚園につきましても安全面での向上ということで、やっぱり一つは外部からの侵入ですね、不審者等そういったところも含めたところで、事前に園のほうで把握できるような部分、それと幼稚園が開いているときと閉まっているときがございますけれども、そういったときの防犯面、例えば物品だったりガラスとかそういった施設の安全面ということで、そういった部分で犯罪の抑止というところで、今回幼稚園のほうに防犯カメラのほうを一応設置させていただいているというところでございます。

**○議　長（桐原則雄君）**　金田英樹君。

**○４番（金田英樹君）**　再度、質疑させていただきます。

１点目が先ほどのホームページの関するものなんですけれども、もちろん年度内というのはわかっておりまして、その中で具体的にどういった工程を描いていくかというお話でございます。これ最初に工程をしっかり書いておかないと、今震災関連ものすごいいろんな業務が進んでいる中で、後期に入って初めて動き出すということになってしまったら、なしくずし的に今までと同じようなものになってしまう可能性も高いので、できれば序盤の段階で住民の声を聞くのであれば住民の声を聞く段階だとか、あるいは要件の整理の段階だとかそういったものを整理した上で、進めていっていただきたいと思ってるんですけど、その予定なのかということと、もしそうであるのであればそこのもう少し細かい工程を伺いたいと思ったところです。

もう１点、防犯カメラに関してなんですけども、こちらモニター等をどこに設置するかというのを伺いたいと思います。もちろんこれ日中のことに限定しますと、それ自体で抑止力というのはあるんですけども、何か起こってからでは遅いので、もう可能な限り未然に察知して対応できるような方向に持っていかないといけないと思っておりますので、そのあたりの今の方向性というかあり方の検討状況をお伝えいただきたいと思います。

**○議　長（桐原則雄君）**　総務部長杉水辰則君。

**○総務部長（杉水辰則君）**　ホームページのスケジュールでございますけれども、見積りを見てみます

と約１年間ということで、後期にはなっております。ですからやっぱり３月ぐらいをめどに完成になるのかなというふうに思います。その中にその住民の意見あるいはどういったところまでするかということでございますけれども、そういった協議会的なものを立ち上げるところまでは予算計上しておりませんので、そこまでをどのような形で取り組むかというのはちょっと難しいところがあろうかとは思いますけれども、少なくとも町のほうには電算連絡会ということで、町のほうの職員を対象に各課から１名ずつ選出しながら電算連絡会を立ち上げております。そちらのほうの意見を聞きながら、使い勝手のよいホームページをつくり上げていきたいと。もともとのホームページがそういったような職員が中心になってつくり上げたホームページでございまして、過去には総務大臣表彰とか受けたところもございますので、そういうふうに住民の知恵を絞りながらあるいはできる限り住民の方の意見も聞けるようなことが、どのようなことができるのかこの辺はちょっと検討しながら、住民の使っている方の意見もどのような形で取り込むことができるのかを検討した上で、取り込むことができれば取り込みながら、ホームページのリニューアルに生かしていきたいというに考えております。

以上です。

**○議　長（桐原則雄君）**　教育部長市原紀幸君。

**○教育部長（市原紀幸君）**　金田議員の再質疑にお答えいたします。

現段階で、モニターの設置は職員室というところで計画をしているところでございます。以上です。

**○議　長（桐原則雄君）**　金田英樹君。

**○４番（金田英樹君）**　ホームページに関しましては、そのまず段階としてどういった進め方でやっていくことを決めまして、そのあとに要件整理期間というのをしっかり設けて、その上で揉んだ上で構築に進んでいただきたいと思っているところです。

防犯カメラに関しても繰り返しになりますが、職員室でもちろん終始見張っておけという話ではまったくないんですけど、できるだけ見やすいような所で１００％なくても何かあったときに、可能な限り察知しやすいような方向に持っていっていただいて子どもたちの安全、安心を守っていただきたいと思います。

以上です。

**○議　長（桐原則雄君）**　ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議　長（桐原則雄君）**　質疑なしと認めます。

次に、議案第２９号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議　長（桐原則雄君）**　質疑なしと認めます。

次に、議案第３０号を議題とします。質疑ありませんか。

永田和彦君。

**○１３番（永田和彦君）**　議案第３０号について質疑いたします。

今議会において先議といたしまして、専決処分の承認がありました。その中で、承認第２号関係あ

たりになりますと税条例を改正されておられます。これは社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等そういったものの国の改革の一環ではないかなと、それに準じて規定整備を行われました。ということは、この国が思っております社会保障の安定財源ということを考えますれば、何らかの形で今後この介護保険なり何なりに反映されてくるのかなと思われますが、なかなかそこはどういうふうに国が考えてその社会保障を充実させて安定させていくのかっていうまでは見えないということです。今回の補正におきまして、国庫支出金が補正されております。繰入金これは一般会計をまわってきて繰り入れられたのか何かわかりませんけれども、例えばそういったものによって、この町のそういったさまざまな保障関係が充実していくというようなものが、この介護保険あたりでずっと介護保険料も上げてきた経緯がありますので安定した経営につながっていくのかというふうに考えます。この点について、何らかの情報なり反映なりが今後出てくるのか、この点について質疑いたします。

**○議　長（桐原則雄君）**　住民福祉部長本郷邦之君。

**○住民福祉部長（本郷邦之君）**　永田議員の質問にお答えいたします。

永田議員ご指摘のとおり、介護保険料につきましても今回３カ年の介護保険の計画を立てますけれども、その中でも今介護関係の費用は右肩上がりで上がっております。介護の高齢者の高齢化率もどんどん右肩上がりで上がっていきますわけでありまして、これは抑制するのはなかなか難しゅうございます。その中で国あたりの何らかの措置があるのかということでございますけれども、一応まずは介護の受け皿になります介護士さん、こちらのほうの賃金あたりがあまりにも低いということもありまして、その中で今回も介護職員の処遇改善加算あたりの報酬改定等があっておりますので、その中で、大体平均月額１万円を上げていくということで言われております。そこらあたりの町の処遇改善加算が実際に報酬改定あたりをなされているのかどうかあたりにつきましても、今回職員を配置しておりますけれども、そこらあたりのチェックなりを行っていく中で、いわゆる介護の受け皿を裾野を広げることでよりよい介護ができるような形を進めていきたいなということで考えております。

以上でございます。

**○議　長（桐原則雄君）**　永田和彦君。

**○１３番（永田和彦君）**　この点については、恐らく委員会で深く審議されるものだと思いますが、あと１点だけ再度質疑したいのが、今のはこの高齢化に伴いまして、高齢化率も上がってくるだろうということで、そういった受け皿的なものの充実というものを言われました。ただ高齢化率が上がるということは、これは生産年齢、生産人口の比較からすると、実際その料を納める方々が少なくなるということなんですね。ということは社会保障の安定財源ていうことを念頭に今回の法律が改正されたということを考えますれば、その安定財源というものはあくまでも受け皿であって、国民、町民の負担、保険料というものには何ら影響されてこないのかなと。その点について情報がないならば、まだ情報が入ってませんでも構いませんけれども、やはりそういった景気対策とかいろんなものを言われるときに、こういった土台となる、必ず払わなくては納めなくてはならない税や料金が増えたのでは、景気対策、国も言っておりますが反比例するところが出てきますので、今の回答ならば今後も介護保

険料は上がるのが必至だというふうにしか考えられないと思います。この点について再度質疑いたします。

**○議　長（桐原則雄君）**　町長家入　勲君。

**○町　長（家入　勲君）**　永田議員のご心配でございますけれども、国のほうも消費税の延長とかいろいろありますので、子ども税とかいろんな形で税を新たに考えておられるようでございまして、企業関連等からの負担とかいろんなことを現在考えておられますので、近いうちにそのような形で出てくるんじゃないかなというふうに思っております。もちろん、やっぱり少子高齢の中での今後の社会の情勢、国のほうもしっかりと把握おるようでございますので、そういう形で今後、税関連等が新たにいろんな税が新たに生まれてくるんじゃないかなというふうに心配というか、持っている人は払ってもらおうかなというのが国の考えじゃないかなと思いますので、そういうような方向に国のほうも考えておるようでございますので。

**○議　長（桐原則雄君）**　ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議　長（桐原則雄君）**　質疑なしと認めます。

次に、議案第３１号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議　長（桐原則雄君）**　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

## 日程第１５　委員会付託

**○議　長（桐原則雄君）**　日程第１５　委員会付託を行います。

会議規則第３９条第１項の規定により、議案第２７号から議案第３１号までをお手元に配付しました議案委員会付託表（案）のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

また、会議規則第９２条第１項の規定により、陳情第１号を請願・陳情委員会付託表（案）のとおり所管の委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

午後０時３２分　散会

# 本　　会　　議

# 一　　般　　質　　問

# 平成２９年第３回大津町議会定例会会議録

平成２９年第３回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第２日)

平成２９年６月１０日(土曜日)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 出席議員 | 1番 三宮美香 | 2番 山部良二 | 3番 山本富二夫 |
| | 4番 金田英樹 | 5番 豊瀬和久 | 6番 佐藤真二 |
| | 7番 本田省生 | 8番 府内隆博 | 9番 源川貞夫 |
| | 10番 大塚龍一郎 | 11番 坂本典光 | 12番 手嶋靖隆 |
| | 13番 永田和彦 | 14番 津田桂伸 | 15番 荒木俊彦 |
| | 16番 桐原則雄 | | |
| 欠席議員 | | | |
| 職務のため出席した事務局職員 | 局長 | 豊住浩行 | |
| | 書記 | 佐藤佳子 | |
| 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 町長 | 家入勲 | |
| | 副町長 | 田中令児 | |
| | 総務部長 | 杉水辰則 | |
| | 住民福祉部長 | 本郷邦之 | |
| | 経済部長 | 古庄啓起 | |
| | 土木部長<br>併任工業用水道課長 | 太田黒哲郎 | |
| | 総務部総務課長 | 藤本聖二 | |
| | 総務部財政課長 | 羽熊幸治 | |
| | 会計管理者<br>兼会計課長 | 中野正継 | |
| | 総務部<br>総務課行政係長 | 宮﨑俊也 | |
| | 総務部<br>財政課財政係長<br>兼行革推進係長 | 本司貴大 | |
| | 教育長 | 齊藤公拓 | |
| | 教育部長 | 市原紀幸 | |
| | 農業委員会事務局長 | 田上克也 | |

# 一　般　質　問

５　番　豊　瀬　和　久　君　　ｐ54～ｐ66

１．ピロリ菌検査の実施及びその助成について

(1)　各種検診の検査項目にピロリ菌検査を追加することと、その際にかかる検診費用の個人負担の軽減をする必要があるのではないか。

(2)　将来の胃がん予防のため、中学生を対象にしたピロリ菌の検査も必要ではいか。

２．健康マイレージの取り組みについて

(1)　町民が楽しく健康づくりに励むことで医療費や介護費の抑制につながるほか、地域コミュニティの活性化に繋げていくことが期待できる。現在の超高齢社会を見据えたうえでの取り組みが必要ではないか。

３．就学援助における「新入学児童生徒学用品費」の支給額の変更と入学前支給を可能にするための対応について

(1)　文部科学省は、就学援助要保護児童の、新入学児童生徒学用品費の支給額を従来の倍額にするとともに、その支給対象者に、これまでの児童、生徒から、新たに就学予定者を加えた。今回の国における改正の趣旨、および本町における準要保護児童生徒の現状を鑑みた場合、平成３０年度から同じ内容で実施できるよう、準備を進める必要があると思うがどのように考えているのか。

１１　番　坂　本　典　光　君　　ｐ66～ｐ77

１．山村広場のリニューアル化について

(1)　トイレの水洗化

(2)　テニスコートの増設

(3)　周辺の開発

２．町営墓地について

(1)　民間開発墓地「つつじ霊園」の地震被害

(2)　町内の墓地の現状

(3)　町営墓地の可能性

３．台湾の小学校との交流について

(1)　現況

(2)　これからの展望

４．南阿蘇鉄道の復旧について

(1)　南阿蘇鉄道と大津町の関係

１３　番　永　田　和　彦　君　　ｐ77～ｐ89

１．ミサイル飛来は想定外か

(1)　アメリカでトランプ政権が発足し北朝鮮への圧力を強めた結果、北朝鮮はミサイル発射実験を繰り返している。国家間の思惑や駆け引きはどうであれ、日本全土は既に北朝鮮のミサイル射程内だ。

天災である熊本地震の影響が多く残るが、新たな人災の危機は他人事では無いと考える。

国民の生命と財産を守ることは国の役割だが保証はない。現状把握と町民への情報伝達および出来得る対処とは何か。

２．小中学校の環境整備について

(1)　痛ましい未成年者の自殺が後を絶たない。原因・動機では「学校問題」がもっとも多く、１９歳までの男では４割にものぼっている。なぜ改善しないのか、国の機関である文科省は陳腐化した教育者の吹き溜まりか。経営的視点からすれば、まず環境整備に設備投資する。今の教室と職員室の配備は時代遅れで、教師が教育者として力を発揮できる配置とは思えない。今はやりのＰＤＣＡサイクルは、その任に当たる人材の能力に左右されるのが事実で、生徒それぞれの個性に接しながらという任に当たる教師に多くを望むのは酷である。教育ハードを整備して良好な教育環境構築を図るのが教育経営で国富論だ。

１５　番　荒　木　敏　彦　君　　ｐ89～ｐ99

１．宅地被害復旧　自己負担軽減を

(1)　宅地の復旧補助事業の経過と問題点はないか。（国・県）

(2)　県の復興基金による宅地復旧、補助のかさ上げは検討されているか。

２．あけぼの団地　バリアフリー対策を

(1)　団地建設から４０年近く経過し、長寿命化計画でリニューアル工事が順次進められている。同時に入居者の高齢化が進んでいる。

①　あけぼの団地入居者でエレベータ希望者が増えている。年齢や障がい者の方などの調査。４階、５階の高層階から１階あるいは平屋への転居希望はどう

か。など、調査はされているか。

② 住宅条例２条にもとづき、エレベータ設置が必要である。

３．町内信号機設置要望と順番

(1) 信号機設置要望は県の公安委員会で受け付けているが、町内の要望実態はどうか。町として優先順位をつけて要望しているか。

(2) 翔陽高校北側の三吉原線は、児童、学生、通勤者の横断で非常に危険である。早急な対応が急がれる。

２ 番 山 部 良 二 君　　ｐ99～ｐ110

１．障がい者就労支援について

(1) 熊本地震の影響で障がい者就労施設等における生産活動や請負業務量は減少傾向にあり、工賃の低下が県でも懸念されているが、本町でも請負業務量や工賃の低下等があるのか問う。

(2) 障がい者優先調達推進法より、就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定し、その取り組みを本格化されたが、この方針の概要の説明及びどのような取り組みを行い、どのような実績につながったか問う。

(3) 障がい者就労施設の種類とその定数、障がい者就労施設から一般企業への就労移行された障がい者の方の人数、障がい者からの就労に関する相談について、どのような支援体制があるか。

２．就労継続支援Ｂ型事業に関して問う

(1) 県と本町、それぞれの月額平均工賃はいくらか。

(2) 国の施策、県の取り組みとして、工賃向上計画を実施しているが、この計画は、障がい者の工賃アップはもとより、就労機会の拡大や自立支援等の側面もあり、事業所への支援は欠かせないが、本町の今後の取り組みを問う。

(3) 工賃アップのために企業等に情報発信等の取り組みは行われているのか問う。

３．障がい者差別解消法の取り組み推進について

(1) 障がい者差別解消法が平成２８年４月から施行されたが、本町での取り組み状況、また現時点での課題をどのように把握しているか。

(2) 本法では「障がい者差別解消支援地域協議会を組織することができる」とあるが、本町ではどのような対応をするのか、また、協議会に期待される具体的な役割とは。

４．教育におけるＩＣＴの活用について問う

(1)　ＩＣＴの活用は、子どもたちの学習への興味関心を高め、分りやすい授業や子どもたちの主体的・協働的な学びを実現する上で効果的とあるが、本町でのＩＣＴの進捗状況及び導入率を問う

(2)　近隣の菊池市、合志市、阿蘇市、菊陽町と大津町の電子黒板・タブレットの導入率を問う。

(3)　教員のＩＣＴ活用指導力向上に向けた取り組みの推進について、具体的な取り組みを問う。

６　番　佐　藤　真　二　君　　p 115～ p 126

１．被災に対する補助、結論を急ぐべき。必要ならば町独自の補助も

(1)　地域のコミュニティ施設、小規模な住宅復旧支援（２m以下）など結論が出ていないものもある。

国・県に要望するのはもちろんだが、いち早い被災者の生活再建を支援するには町独自の判断による補助も必要ではないか。

２．小規模多目的ホールの整備を

(1)　文化ホールはキャパシティが大きく、一定規模以上の催しでなければ利用しにくい。１００～１５０人程度のホールを建設し、文化的活動を活性化することで町の活力も高まる。様々な計画が策定される中、計画を織り込むことはできないか。

３．地域防災組織、避難所マニュアルの見直しへの取り組みは

(1)　地震から１年がたち、記憶や思いが薄れ始めている。

震災後、地域防災組織の設立や充実の取り組みは進んでいるか、また避難所運営マニュアルはどのように見直していくのか。地域に呼びかけることが必要ではないか。

４　番　金　田　英　樹　君　　p 126～ p 141

１．人材育成と人事マネジメントの在り方

(1)　行政ニーズの複雑多様化、高齢化、財政悪化、熊本地震の発災など、厳しさを増す本町の自治体運営を前線で担うのは職員一人ひとりである。十分な資源のあった過去とは異なり、これからは「何をやるか」ではなく、「どうやるか」が一層重要になる。この局面で求められるのは、一人ひとりの職員が「これまでの庁内の文化や常識を疑い思考を転換する」とともに、新たな人材育成プロ

グラムを通して表層的な事務知識ではなく、「考え方を鍛える」こと、そして、人事マネジメントによって職員の持つ力を最大に生かし、町の発展と住民生活の向上に繋げることである。そのためには、既存の「人材育成の在り方と手法を見直す」とともに、組織としての「仕組みを整備する」必要がある。

以上を踏まえて、次の項目について問う。

① 大津町行財政改革大綱（意識改革と人材育成）の成果と反省
② 問題解決力と生産性向上に向けた職員研修の導入
③ 適切な業務目標設定と進捗管理
④ 職員提案制度の導入
⑤ 外部人材の登用

２．地域のスポンジ化への対応と新たな都市計画

(1) 大津町の人口動態をみると町全体では震災後も増加傾向にあるが、地域の一つひとつに目を向ければ過疎化や少子化、高齢化が進展している区域も多い。さらに人口増加区域においても空き地や空き家が虫食い状に増加しており、それが都市の機能や魅力を低下させ、新たな空き地や空き家を生み出す悪循環に陥りつつある（スポンジ化)。さらに、居住エリアの不規則な拡散とスポンジ化による「密度の低下」も合わさり、民間・行政サービスの低下や環境悪化が懸念される。こうした事態を食い止めるとともに、過疎や高齢化が進む地域が点在するなかでも効率的な都市機能を維持・発展させるための計画と仕組みづくりが、これからの都市計画における重要課題である。

以上を踏まえて、次の項目について問う。

① 空き地・空き家バンク（台帳）の創設
② 新たな都市マスタープランの在り方
③ 立地適正化計画の策定
④ コンパクトシティ・プラス・ネットワークの実現

３ 番 山 本 富二夫 君 p 142～ p 151

１．被災者の自立支援について

(1) 被災された、住民の方々も熊本地震から１年がすぎ、自宅再建を考えられているが、住宅建設業者の不足、資材の高騰で、今まで考えていた資金では不足し、住宅建設に二の足を踏む状態である。今は、国や県からのいろいろな税制上の優遇措置があるが、町として被災者への独自の税金の優遇措置ができないか。

(2) 住宅建設の為に宅地を１ｍから２ｍ中心後退されるが、その後は砂利道とな

り、アスファルト舗装がされない。

地震の為の住宅建設では、もう少し柔軟性ある対応が出来ないか。

２．アクセス道路の新設について

(1)　ミルクロードから猪郷谷土捨て場へ町道の路線拡張がなされるが、吹田団地内北側から中核工業団地までの南北線のアクセスロードの新設を出来ないか。

アクセスロードを新設する事で吹田団地北側から中核工業団地の間の町有地を含む開発を進めてはどうか。

３．立野ダム建設について

(1)　立野ダムに反対ではないが、昨年の熊本地震と６月の豪雨災害で立野峡谷の両岸が大規模崩壊しダムの建設現場で、仮排水路トンネルは土砂や流木ですぐにふさがり、排水路の機能をしなくなった。

現在も大雨ごとに白川の水がどろ水となり流れる事や、北向山等の崩落が今でも、つづいている。

この事を、町は把握しているのか。

(2)　地元民は立野ダム河川事務所の説明は、どんな災害がおきても排水路トンネルはふさがらないと聞いていた。

今現在、約２０億かけた、仮排水路は使用不能である、地元住民は立野ダム河川事務所を信じて良いものか、町はどう考えてるか。

(3)　今の治水ダム計画で、堤の高さ９０ｍで５ｍ四方の３つの排水路が詰まったら、一番最初に被害を受けるのは白川沿いの住民の方々だ。もっと頑丈な多目的ダムへの変更依頼を町としては考えているか。

１　番　三　宮　美　香　さん　　p 152～ p 164

１．防災計画について

(1)　防災マップの改良について、平成２８年９月の一般質問の回答に「来年度防災マップの改訂版を作成する」とあったが、現時点でどこまで進んでいて、いつごろ、どんな形のものを配布される予定なのか。

(2)　現在の防災マップには避難予定場所が明記されている。体育館を有する小中学校（東小学校を除く）が明記されているが、学校付近に避難所の標識がない学校や、学校への看板がなくわかりにくい地域もある。今後、標識や看板などを作る予定はないのか。

(3)　同じく平成２８年９月の一般質問への回答に「防災教育を、町教育基本構想の中に大きな柱として立てていかなくてはならない」とあり、さらに「学校・家庭・地域の連携をさらに強くし」とあった。

今年度、具体的に防災教育をどう進めるのか。

また、学校・家庭・地域との連携をどう進めるのか。

２．学校施設の増築・プレハブ設置時の点検確認について

(1)　昨年度、教室不足に伴い美咲野小学校にプレハブ教室が設置されたが、４月から今までに雨漏りが３回、壁の枠の落下も起きている。また、教室入口ドアの取り付けがおかしかったり、テレビ台の設置が逆で使えないなどの通常では考えられない不具合が起きている。設置後の点検確認はどうされていたのか。

(2)　今後も教室不足でプレハブ設置となる学校が出てくると聞いている。

今回の美咲野小学校のような事例が起きないように町はどう対応していくのか。

１．子育て支援事業について

(1)　平成１２年度から約２～３年ほど、子育て支援事業を町内の幼稚園保育園でされていた。子育て支援センターが今の場所に出来て、その事業がなくなったが、乳幼児をもつ保護者のつながりを作る、また、庁内の幼稚園保育園を知ることができるとてもいい機会だった。

要望があれば再開する考えはないか。

議　事　日　程（第２号）　平成２９年６月１０日（土）　午前１０時　開議

日程第１　一般質問

午前９時５８分　開議

**○議　長（桐原則雄君）**　これから、本日の会議を開きます。

山本富二夫君より欠席の届出があっておりますので、ご報告申し上げます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

今回の一般質問者は９名ですので、本日が１番から５番まで、１１日が６番から９番までの順で行います。

**日程第１　一般質問**

**○議　長（桐原則雄君）**　日程第１　一般質問を行います。

順番に発言を許します。

豊瀬和久君。

**○５番（豊瀬和久君）**　皆様、おはようございます。傍聴席の皆様も土曜日の朝早くからお忙しい中、大変にありがとうございます。ただいまより、５番議員、公明党の豊瀬和久が一般質問を行わせていただきます。

今回は、休日議会ということで、町民の皆様の関心の高い健康を支援する取り組みなどについて質問をさせていただきますので、何卒よろしくお願いいたします。

１点目は、ピロリ菌の検査及びその助成について、２点目は、健康マイレージの取り組みについて、３点目は、就学援助における「新入学児童生徒学用品費」の支給額の変更と入学前支給を可能にするための対応について、の３点です。

まず、１点目のピロリ菌の検査及びその助成についてお伺いをいたします。

毎年１３万人以上の人が新たに胃がんを発症し、およそ５万人の方が胃がんで亡くなっています。医学の進歩により、早期発見や早期治療の質も向上をしましたが、団塊の世代が胃がん発症のピークを迎える２０２０年過ぎには胃がん患者の死亡者数は７万人に達する可能性が高いと言われています。胃がんが早期に発見され、早期に治療されるようになったのになぜ胃がんによる死亡者数が増えるのでしょうか。それは胃がんにかかる患者数がほかのがんと比べて多いままであり、胃がんの原因への対策が放置されているからです。胃がんは、初期症状を見逃さなければ重篤化を防ぎますし、何よりもピロリ菌の除去治療を行うことで胃がんを発症するリスクを大幅に軽減できます。感染症を原因とするがんと生活習慣病を原因とするがんとでは対応策が異なります。大規模な臨床試験によりピロリ菌の除菌が胃がんの発生を抑制することが明らかになり、平成２３年１２月に参議院厚生委員会の審議で、政府がピロリ菌の除菌により胃がんを予防できるとし、胃がんを予防するためのピロリ菌除菌

が保険適用となりました。胃がんを撲滅するためには、胃がんは感染症を原因とするがんで、大半がピロリ菌感染によって生じることを多くの住民に理解してもらうとう努めることが重要です。ピロリ菌と呼ばれるヘリコバクター・ピロリは、胃、十二指腸潰瘍や慢性胃炎、胃のポリープなど多くの病気の原因となります。中でも胃がんの原因菌として重要視されており、胃がん患者の約９８％が感染をしています。ピロリ菌に感染した人のすべてが胃がんになるわけではありませんが、ピロリ菌感染者の約８％は７５歳までに胃がんになることが推定されています。感染に影響する原因としては、特に上下水道などの衛生環境があげられます。昔、上下水道が整備されていなかった時代に不衛生な水を飲むことで感染が広がっていたと考えられています。現在、国内の感染者の割合は、２０代までは約１割ですが、３０代以降で少しずつ高くなり、６０歳で約６割、７０歳で約７割、８０歳では約８割と高齢者ほど高くなっています。ピロリ菌は唾液などからも感染をします。ですので、現在の若い人たちは感染している両親や祖父母などを介して感染しているのではないかと考えられています。ただし、感染するのは、免疫力の低い１２歳ごろまでです。ピロリ菌に感染をすると数週間から数カ月後にはほぼ１００％ピロリ菌感染胃炎を起こします。大部分は症状が現れませんが、そのまま放置しておくと胃潰瘍などを発症し、萎縮性胃炎に進行していきます。萎縮性胃炎が長期間にわたって続くと胃がんを発症する危険性が高まります。ですから、まず何より感染しているかどうかの検査をすることが重要となります。現在、感染の有無を診断する検査は、血液検査、呼気検査、尿検査などが保険適用となっています。血液検査は、血液や尿の中にピロリ菌の抗体があるかどうかを確認するもので、簡単に行うことができますが、基準値に幅があるので注意が必要です。最も正確な検査方法とされているのが呼気検査と便中抗原検査です。血液検査は、点の診断、呼気検査と便中抗原検査は面の診断となっています。そして、感染がわかれば除菌治療を行うことになります。ただし、１２歳未満の場合、除菌しても再感染する可能性がありますので、１５歳から３０歳ぐらいの時期に検査をし、除菌をするのがいいようです。保険適用が始まってから約２年半で、すでに約３００万件の除菌が実施をされています。これまでに全国で約１千３００万件の胃カメラの検査が行われ、その内、約１２万件の胃がんが発見されています。１００回の検査で１件の胃がんが見つかっていることを考えると、３００万件の除菌は、約３万件の胃がんの早期発見につながっていることになります。今後、多くの方がピロリ菌の検査をして、ピロリ菌に感染していたときには除菌を受けることで、将来的に胃がんになる確率が大幅に低下すると考えられています。さらに、スキルス胃がんを内視鏡で切除したことで、若い命が救われたという事例を聞くと、将来の胃がんの予防だけでなく、目の前の胃がんの早期発見、早期治療につながる対策です。

また、全国では、胃がんの治療費として１年間で約３千億円が出費されていますが、何の対策もせずに放置すると胃がんの治療費は５千億円を超える可能性が高いと考えられています。増え続けている医療費を抑制する取り組みとしてもピロリ菌の検査が必要です。

大分県の日出町では、今年度から町が実施する特定健診やがん検診を受ける町民でピロリ菌の検査を希望する人は１千８０円で検診ができるようになりました。

また、佐賀県では、同意が得られた中学校３年生を対象に学校検診の検尿の残りを利用してピロリ

菌の検査を実施しています。陽性と判定されると便による２次検査に進み、陽性の場合、除菌を行います。昨年度は、佐賀県内中学３年生の８割近くにあたる６千９５３人が１次検査を受け、３９９人、５．７％が陽性、うち２７９人が２次検査を受け、２０８人が除菌をされています。中学３年生へのピロリ菌の検査は、本人だけに留まらず、周囲の大人たちへのがん理解の促進や検診のきっかけになります。実際、生徒の感染を契機に自費で検査、除菌を受けた保護者もいらっしゃいます。

熊本県でも天草市が今年度より中学３年生へのピロリ菌の検査を無料で行うことになりました。

このように、市町村レベルで中学生らを対象にピロリ菌検査と除菌に取り組む自治体が増えています。そのような中、昨年２月、大津町の公明党では、町の健診の検査項目にピロリ菌検査を追加することと、検診費用の軽減を求める署名活動を行い、８千１４５名の方々の署名が集まり、その署名を先月、５月１９日に町長に提出をさせていただきました。

本町における現在の胃がんの検診の受診率は低い水準です。バリウムや胃カメラでの検査には抵抗感や煩わしさが影響しているのではないかと思います。

以上のようなことから、本町でも町が実施をする特定健診やがん検診を受ける町民でピロリ菌の検査を希望する人にはピロリ菌検査を受けられるようにして、何よりも大切な町民の命を守ることと、増え続ける医療費や介護費の抑制にもつながる政策ではないかと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

また、中学３年生を対象としたピロリ菌検査の必要性について教育長のお考えをお伺いいたします。

**○議　長（桐原則雄君）**　町長家入　勲君。

**○町　長（家入　勲君）**　おはようございます。豊瀬議員のピロリ菌検査費用の助成関連についてのご質問についてお答えしたいと思います。

この件につきましては、これまでに数回、議員よりご質問を受けているところでありますが、他の県の実施事例も含めて、近隣及び熊本県内の自治体や医療機関等、関係機関の状況を確認しながら、胃がん発生を少しでも減少させる必要を感じてきているところでもあります。

胃がんを含め、がんによる住民の健康な生活が侵されないために、まずは、現在町が実施しております各種がん検診を受診していただくこと、そして受診率の向上とそのあとの精密検査への継続が重要と考えており、その向上に努めてまいります。

同時に、この数年間の間に、全国的には少しずつですが県単位など広域的にピロリ菌検査に取り組む自治体が増えてきているのも事実でございます。しかしながら、熊本県内においては、まだ１から２市町村のみの費用助成導入とも伺っております。

まずは対策型検診と呼ばれる国内で推奨されている従来の胃がん検診受診率の向上を図っていくことが重要と考えております。

大津町のがんによる死亡者はここ１０年間で７１１人、その内、胃がんによるものが６５人と全体の１割弱を占めています。これが胃がんの検診受診率となりますと、ここ数年で１７％程度、他のがん検診の受診率に関しても子宮頸がんや乳がん検診を除いては２０％前後を推移している低い状況です。

胃がんの検診としてピロリ菌が大きく関わっているというものはご質問のとおりでございます。その他の要因、生活習慣や食事、ストレスとも大きく関係すると言われており、健康全体に関する予防的観点からの介入が必要と考えております。

よって、今後も引き続き、各種がん検診及び特定健診等によるがんを含めた疾病の早期発見、早期治療が必要であり、予防に努めてまいります。

しかしながら、大きな要因の一つとして、ピロリ菌の存在は関係性が高いとも考えられますので、菊池圏域の市町の会議の中で協議しながら取り組みについての方向性を話し合う必要があるかと思います。

もちろん、受診向上関連等につきましても、公明党の皆さんについては、先ほど署名活動で８千５００以上の方の署名をいただいておりますけども、赤旗新聞の６月４日に胃炎を起こすピロリ菌についてというようなことで詳しく載っておる中におきまして、家族の方で胃がんになった人がいる人とか、あるいは塩辛いものをよく食べている人、あるいは喫煙している人、あるいは胃のもたれとか胃痛を感じる人などがピロリ菌の検診を受けたほうがいいんじゃないかなというふうに推進をなされておるような状況でございます。もちろん、小さい子どもたち、１０歳までぐらいの間に口移しの関連で感染する子どもたちがなってくるという原因関係も語られておりますので、こういうような状況が今後について菊池広域の中でしっかりと取り組むような形を進めていければなというふうに考えております。

**○議　長（桐原則雄君）**　住民福祉部長本郷邦之君。

**○住民福祉部長（本郷邦之君）**　おはようございます。ただいまの町長答弁に加えてピロリ菌検査につきまして、町の現状について説明をさせていただきます。

現在、町で実施している４０歳以上対象のふるさと総合健診、各種がん検診を選択し、受検できるがん複合健診におきましては、ピロリ菌抗体検査は検査項目にはございません。

また、これらの検査について検診委託機関へ導入や体制づくりについて協議をしてまいりましたが、現在、集団検診についてはオプション設定がなく、血液の抗体検査のみについては現時点では実施していないというのが現状でございます。

胃がんの発症リスクを高める要因の一つとして、ピロリ菌の感染があり、胃の中で居直ることで胃粘膜へ炎症を起こさせ、胃が委縮するといったことに連鎖し、遺伝子が傷つくことで胃がんが発症すると言われておりますけれども、ピロリ菌に感染しているとがんを発生しやすくなるというのはご承知のとおりでございますけれども、胃の粘膜を委縮を促進する要因である脂肪や塩分、アルコールの取り過ぎなどを控えることも毎日の習慣としてがんを予防するために大切な要素になるかと思います。

また、ピロリ菌と同じく胃がん発症の因果関係が高い喫煙に関しましても生活習慣の改善が必要になってまいります。

自治体での検診等につきましては、がん検診により死亡を確実に減少させるかどうか、対策型検診とよばれる科学的な方法に基づく検証が必要であります。

９年ぶりに更新になりました、日本消化器がん検診学会によりますと、有効性評価に基づく胃がん

検診ガイドライン２０１４年度版でございますけれども、胃内視鏡検査、胃の内視鏡検査の導入に関しての科学的根拠や体制について検討されているところでございます。２００５年版の中で述べられている状況と同様、ピロリ菌抗体検査、ペプシノゲン検査については、胃がんの死亡率減少効果を示す明確な証拠が今のところなく、現在でも対策型検診としては推奨はされていないというのが明記されているところでございます。

国の指針につきましても、ガイドライン同様、現在推奨されているのは胃エックス線検査となっているところでございます。

ピロリ菌の検査費用助成は、全国的にはわずかながら取り入れている自治体もあるとは聞いておりますが、厚生労働省では、市町村が実施する一時検診においてピロリ菌抗体検査についての推奨はしておらないという状況でございます。

今後、国が示すがん検診実施のための指針や新たな胃内視鏡検査の導入に向けてなど、これらの動向に注視しながら、また、除菌にまつわる副作用等も強い薬でございますので、その辺も考慮しまして、今後判断してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○議　長（桐原則雄君）**　教育長齊藤公拓君。

**○教育長（齊藤公拓君）**　豊瀬議員の中学生へのピロリ菌検査の必要性についてのご質問にお答えをいたします。

将来の胃がん予防のため、中学生を対象にしたピロリ菌検査や除菌を実施する自治体は、佐賀県では昨年度から、岡山県の真庭市は平成２５年度から希望者に対して実施するなど、近年全国のいくつかの自治体で取り組みが始められているようでございます。

中学生の検査については、高い受診率が期待でき、早期に胃がんのリスクの高い人もわかり、予防と医療費の削減などがその理由ではないかと思います。

しかし、一方で、除菌になりますと強い抗生剤を使用するため、味覚障害や下痢・軟便などの軽い副作用が出ることがあるなどの心配もあります。

また、若い世代への除菌が胃がんを減らす効果となっているかということについては、まだ正式には実証されておらず、昨年度から実施している佐賀県も、今後除菌を受けた生徒を５年ごとに追跡調査していく方針のようでございます。

そのような状況もございますので、中学生を対象にしたピロリ菌検査については、大津町といたしましては、厚生労働省からの情報や文部科学省からの指導などに注視しながら、今後、慎重に対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

**○議　長（桐原則雄君）**　豊瀬和久君。

**○５番（豊瀬和久君）**　今私は検査の重要性の根拠を示して質問をさせていただきました。検査自体はこれ強制じゃないですから、受けたい人が受けると、その除菌も絶対に除菌をしないといけないというような強制じゃなくて、除菌が、そういういろんな副作用があったとしてもその除菌をしたほうが

将来の心配をなくすという意味で除菌をしたいという人が除菌をするわけですから、それを全員がしないといけないというわけではなくて、その行政として、その命を守るという観点から体制を整える。そのいろんな選択肢を今はそのピロリ菌の検査というのはないわけですけれども、例えば、天草市とかでは今年から無料で取り組むようになったと。その取り組むところと取り組まないところの違いというのは、そのやはりその命に対するそれだけのいろんなピロリ菌が影響してて、それを除菌することによって将来の胃がんを予防できるというもの、まあ町長もわかってきたというようなことで言われたんですけれども、それをそのきちっとした形で、その強制的に受けさせるとか、受けてもらうとかいう話じゃなくてですね、環境を整えるということでこの提案をさせていただいているわけで、その上で、その近隣の市町と協議を進めていくということですので、ぜひこれ命に関わる問題ですので、あんまりのんびり進めるわけにもいきませんので、できるだけ早く結論を出していただけるような取り組みをしていただきたいと思いますし、その今の胃がんの検診が、先ほど言われたように、高ければですね、それはみなさんそれは胃カメラとか、バリウムとかでいろいろ検査をしていただければ、もうそれでピロリ菌の除菌につながっていけばいいんですけども、その健診率が低いんですよね。それを高めるためにもピロリ菌の検査が必要ですよという提案をさせていただいてますけれども、その１７％とか２０％の検診率を上げるための政策として何か考えられているのかどうかですね、そのピロリ菌はしないけれども、ほかの何かをするとかっというようなその胃がんを減らすための何か対策があるのかどうかをお聞きいたします。

**○議　長（桐原則雄君）**　住民福祉部長本郷邦之君。

**○住民福祉部長（本郷邦之君）**　豊瀬議員の再質問にお答えしたいと思います。

おっしゃいますように、町の制度の中で、制度として確立していくことで希望される方についてはその除菌なり何なりですね、を受けることが可能となるような制度設計をするというのは、確かに大切なことかとは思いますけども、ただその前提といたしましてですね、いわゆる町が制度設計の中に加えるということになりますと、それが科学的根拠なり、有効性が高いということがですね、ある程度はっきりと明確にこう決まっていなければですね、なかなかこう前面に出してそれを推奨するということは難しいということで考えております。先ほども申し上げましたように、ピロリ菌が胃がんの大きな要因であることについてのエビデンスはまだ得られていないというのが基本のスタンスでございます。これらが得られておればですね、当然、国も県もですね、強力に進めて、これは当然メニューの中に入れなさいという指導あたりもですね、進めてくるというところで考えているところでもあります。ピロリ菌の発見がイコール胃がんではないというようなことが一つでございます。これにあわせて、胃の萎縮が見られるということで、その両面を見た上で総合的に判断すべきものと考えておりますので、今人間ドッグあたりで内視鏡検査を受けますと、ピロリ菌の検査を同時にですね、することが可能となっておりますので、そういった人間ドックの中ではですね、希望される方については胃の粘膜を取ってですね、内視鏡検査でそのピロリ菌の存在、それとあわせて胃の萎縮があれば胃がんに結び付く可能性が高いというようなことで、それから除菌あたりに進んでいくというようなことのほうがいいというようなことでですね、現在、総合健診あたりで、先ほども申し上げましたけれど

も、血液検査のみをその委託の実施機関のほうはされておらないと。当然内視鏡検査とあわせた上でそういった意味で検査を行っている状況であるというようなことでお聞きしているところでございます。

後段のほうで言われました、では、それ以外にですね、胃がんを抑制するために町としてはというようなことでございますけれども、当然、検診のですね、受診率を上げるための広報活動あたりは大事かと思いますし、各種いろんな検診等がございますけれども、その中でもですね、特に胃がんの死亡率一番発症率も高うございますので、そこら辺も検診の中、それから、そのあとの指導、保健指導あたりの中でもですね、しっかりと情報を伝達しながら受診率向上に努めていきたいと。一番は、まずは広報という中で考えているところでございます。

以上でございます。

**○議　長（桐原則雄君）**　豊瀬和久君。

**○５番（豊瀬和久君）**　ピロリ菌の検査ができない、しない理由を述べられましたけれども、この天草市とか、佐賀県に対してこれは失礼な話だと思いますけれど、またこれはしばらくして、また質問はさせていただきますけれども、胃がんの検診の受診率を上げる努力をしっかりとしていただいてですね、それとあわせて、広域でピロリ菌の検査を、まあ大津町だけでできないということであればほかのところとも相談をしてですね、しっかり知恵を出してその胃がん撲滅のために胃がんの検診率を上げていく取り組みをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。またこれは近いうちに皆さんとの検討された結果の質問をさせていただきます。

それでは、２点目の健康マイレージの取り組みについてお伺いをいたします。

熊本地震から１年以上が経過をし、家や道路などのハード面では少しずつではありますが、復旧が進みつつあります。また、さまざまな支援の取り組みも行われてきました。そのような状況の中で、これからは被災者の方々の心の復興、人間の復興への取り組みも大切になっていきているのではいでしょうか。仮設住宅やみなし仮設住宅での生活を長く送ることで環境の変化により体を動かす機会や外出する機会の減少による被災者の方々の健康が心配されています。家や道路などのハード面が壊れていることは誰の目にも見えます。ハード面は目に見えますので対応ができやすいです。しかし、被災者の心と体の健康状態は目に見えにくい問題です。この目の届きにくいところに助けを求めている被災者が必ずいますので、その人たちにどう支援の手を差し伸べていくのかがこれからの心の復興、人間の復興を進めていく上で何よりも大切な取り組みなのではないでしょうか。

そのような観点から、これも以前より提案をさせていただいていますが、健康マイレージの取り組みについて、改めて質問をさせていただきます。

住民の健康づくりを促進する健康マイレージは日々の運動や食事など、生活改善、また健康診断の受診や健康講座、スポーツ教室、ボランティア活動などの社会参加など、いろいろな健康づくりのメニューを行った住民がポイントを貯めていくと得点が得られるという取り組みです。全国でもこのような取り組みが広がってきています。被災者や町民お一人お一人が健康寿命を延ばす。生涯にわたって健康で安心して暮らせるよう、１人でも楽しく健康づくりに取り組める仕組みをつくっていくこと

が、これからの創造的復興に必要なことだと思います。被災者の方々の心と体の健康を支援していくためにも、この健康マイレージの取り組みを早期に導入していくべきだと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

**○議　長（桐原則雄君）**　町長家入　勲君。

**○町　長（家入　勲君）**　豊瀬議員の健康マイレージの取り組みについてのご質問でございますけども、各医療費の年々増加をする状況は、国の大きな課題でもありますし、これらの医療費の抑制を図ることは町にとっても重点的に取り組むべき課題と捉えております。

そのためには、膨らむ医療費の抑制のために、国民的な疾患といわれる生活習慣病の予防や各種健診の受診率の向上、妊娠期から高齢期における連続した健康づくり支援が重要であり、将来的にみると医療費の削減につながると考えております。

町は、平成２７年から町民の健康づくりを牽引する健康推進係と、医療費の支給、分析等を行う国保・医療係が一体化し、健康保険課として一体的に住民の健康づくりを推進する体制をとってまいりました。

このような中で、重症化予防や訪問、検診後の結果説明会と、各種事業の体制を整備し、２年目を迎えたところでしたが、昨年は熊本震災に見舞われ、震災直後からしばらくは健診をはじめとする各種事業の縮小をしながら、被災住民への救護、支援の対応を行ってきたとことであります。

そのような状況の中で、住民の健康づくりは重要課題であり、早くから各種健診、母子乳児健診、食と運動の教室などを再開させてきたところであります。

また、現在実施しております、元気大津づくりの事業、「水水」についても、平成２６年度から追加しております健康推進活動の項目を活用していただくことで、住民の健康増進の大きなツールとしてさらなる利活用が図られるようしっかりと普及啓発に努めてまいりたいと思っております。

内容につきましては、担当部長からご説明をさせていただきます。

**○議　長（桐原則雄君）**　住民福祉部長本郷邦之君。

**○住民福祉部長（本郷邦之君）**　豊瀬議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、大津町の各種医療関係の現状について説明をさせていただきます。大津町でも医療費の増大は避けられず、国同様に、これからの医療や介護をどう考えていくか、真剣に考えていかなければならないときだと切に感じておるところでございます。

国民健康保険の医療費は、大津町におきましては、２０億５千万円を超え、被保険者１人当たり約３０万３千円、介護保険料給付費につきましては２２億１千万円、１人当たり３０万８千円、後期高齢者医療費は３６億１千万円、１人当たり９８万１千円と国民健康保険自体は落ち着いてきているものの、その他のものにつきましては年々増加をしているという状況でございます。

住民一人ひとりの体は、今までその人が歩んでこられた生活環境や社会情勢、そして何より本人の価値観で作り上げられてきた背景が違うために、健康問題の解決は、画一的なものではなく、それぞれによって多種多様であると思われます。個別の状況に応じた健康づくりを考えたときに、まずは個人個人の体の状態を知っていただくということが最も重要ではないかと思います。

大津町健康づくり推進計画では、現在、特定健康診査の受診率４０．８％、保健指導実施率４８％ですが、まずは、この受診率を高めること、そして、各々の検診結果に基づいて適切な保健指導、これは訪問や個別の指導もありますが、などを行いながら生活習慣病の発症予防や重症化予防に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

国でも、特定健診を受診するなど健康づくりに取り組む被保険者にヘルスケアポイントを付与したり、現金を給付したりする取り組みを検討しているようでございます。また、他の自治体でも、議員ご提案の健康マイレージを取り入れ、健康づくりへのきっかけやインセンティブを高めようとしているところもございます。合志市では、全市的な取り組みとしてポイントカード等を活用した地域活性事業を実施しているようでございます。

大津町には、町長のほうから申し上げましたとおり、元気大津づくり活動事業地域通貨「水水」を導入し、各種ボランティア活動を推進したり、地域づくり団体活動の支援を行っているところでございます。現在、登録者数は１千３１９人でございます。地域通貨「水水」は、登録団体に寄附することによりまして現金化ができますが、昨年度におきましては３７万９千円が換金され、老人会等の地域活動等に活用されているところでございます。その他にもゴミ袋への交換で約３９０枚、体育館のトレーニングルームの利用、町施設の使用料、そして町内の協力店でも使えるところがございますが、活用につきましてはですね、現在伸び悩んでいるというのが現状でございます。

平成２６年度から町民の健康づくりを支援するため、健康推進活動をこの項目の一つに加えまして、ウォーキング、ジョギング、体操や町の健康づくり活動への参加なども追加いたしまして、ＮＰＯと「水水」への登録など普及啓発に取り組んでおるところでございます。また、生活習慣病予防教室や筋肉貯蓄教室への参加者の皆さんには、個人の健康づくり、ひいては地域づくりにも役立つ「水水」のＰＲを行っているところでございます。

健康づくりは、住民の日常生活の積み重ねが大事と考えておりまして、そのためにも日々の生活への健康づくりに関する普及・啓発にさらに努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○議　長（桐原則雄君）**　豊瀬和久君。

**○５番（豊瀬和久君）**　私は熊本地震の被災者の方々に対する取り組みの一つとして、今みなし仮設とか、そういうところで環境の変化によっていろんな形でやっぱり健康を保てない状況が起きてくるといけないので、こういう健康づくり、一人一人が自分一人でも健康づくりができるような取り組みを町のほうでつくっていったらどうかというのが、やっぱり一つの質問で、その被災者に対するそのものというのが今なかったような気がしますけれども、医療費の抑制は当然それはしていかないといけないと思うんですけれども、それだけでこれ言っているわけじゃありませんので、被災者に対するその支援の取り組みをどうしようと思っておられるのかを一つと。

もう一つは、先ほどの、今ある制度の「水水」ですね、これも以前から指摘をさせていただいてますけども、これはそもそも健康づくり活動のためにできたわけではなくてですね、ボランティア活動を目的に制度設計がされているわけですよ。それで、あとから個人が行う健康づくり活動というのが

追加をされてますけれども、この制度自体にその健康づくりをしていこうという魅力が全く感じられないので、これも指摘をされてきた中で、これ前からこの制度を改善をしていくというような話だったですけれども、これも何ら改善をされていませんので、改めてその熊本地震の被災者に対するその健康づくりの支援をどのようにしていくことが必要なのかということで、この健康マイレージというものを提案をさせていただいてますので、この健康マイレージじゃなくてもいいんですけれども、被災者の方々を支援する取り組みをどのように考えられているのかということをもう一度ご質問をさせていただきます。

**○議　長（桐原則雄君）**　住民福祉部長本郷邦之君。

**○住民福祉部長（本郷邦之君）**　豊瀬議員の再質問にお答えしたいと思います。

被災者の方に対する健康支援ということでございますけれども、これにつきましては、地域ささえあいセンターというのを今現在事業として行っております。その中の活動の一環といたしまして、健康づくりに関しましては、ＮＰＯクラブおおづさんのほうにですね、委託を申し上げまして、各仮設、それからみなし仮設住宅、大津町におきましては３００所帯ほどございますけども、こちらのほうに訪問、それから訪問してですね、実際の健康状態の確認とか、健康の相談とかですね、それを行っていることと。それから、みんなの家あたりを活用しましてですね、健康づくりに関するサロンやちょっとした運動教室等を開くというようなこともやっておりますし、あと、スポーツの森のトレーニングジムございますけれども、やはり仮設住宅ではなかなかコミュニティが取れなくて、家に閉じこもりがちになりますので、こちらのほうからＮＰＯクラブおおづのほうから出向きましてですね、声掛けをしながらスポーツの森のジムのほうにですね、一緒に車に乗って、そこで運動をしていただくとか、そういったことで一応健康づくりの活動については行っているところでございます。

以上でございます。

「水水」の関係ですけれども、確かに、「水水」につきましてはですね、平成２７年度の実績で４３４人の取り組み実績ということで、数的には多いとは言えない状況なんですけれども、ただその活動の実績の内訳としましてはですね、これまで町の美観を保つ活動だとか、地域の見回り活動だとか、ささえあい活動等が４項目ありまして、その一つに健康増進活動ということで５番目に加えたものではございますけれども、この活動実績の内訳を見てみますとですね、今現在、この健康増進活動が５４％を占めておりまして、その次にくるのが町の美観の２３％なんですけども、この「水水」の活動の中ではですね、大きなウェイトをしめていると、半分以上の活動は健康増進活動が主であるというようなことでございます。これにつきましては、議員ご提案の健康マイレージに近い形で住民の皆様にはですね、現在、この「水水」についてはご利用いただいているというのではないかということで考えているところでございます。ウォーキングあたりにですね、参加して、そしてポイントを貯めていかれ、なおかつ老人会などの活動の原資に充てておられるケースもございましてですね、地域コミュニティの活性化にもつながっておると考えているところでございます。

以上です。

**○議　長（桐原則雄君）**　豊瀬和久君。

**○５番（豊瀬和久君）**　被災者の方々が１人でも楽しく取り組めるそういう支援の制度をということで、「水水」でもいいんですけれども、この特典であるとか、この制度の魅力をあるものにやっぱり改善を、これもうしていくという話だったですもんね。改善をしていくという、ずっと話ですけれども、なかなか改善がなされていないという状況ですので、そして、この制度自体がまたわかりにくいんですよ、中身が。なので、本当にもうわかりやすく、楽しく活動して、それでポイントが貯まって特典が、その特典もゴミ袋とか何とかという話じゃなくてですね、もう少し魅力のあるようなものをつくっていくことによって関心が高まってくると思いますので、ぜひこの改善のほうもよろしくお願いいたします。

３点目の質問に移ります。

就学援助におけるランドセルと新入学児童生徒学用品費の入学前支給を可能にするための対応についてお伺いをいたします。

就学援助は、家庭が生活保護を受給するなどの経済的な理由で就学が困難な小中学生の学用品や給食費、修学旅行費などを町が支援する制度です。しかし、現在は、新入学時に必要なランドセルなどの学用品の費用については、支給はされるものの、国の補助金交付要綱では、国庫補助の対象は、小学校入学前を含まない児童または生徒の保護者としていたため、その費用は入学後の支給になっていました。本来は、入学前に必要な費用ですので、費用の工面に苦労をする保護者からの要望を受け、このたび、文部科学省は、その要保護児童生徒援助費補助金要綱を平成２９年３月３１日付けで改正することにより、就学援助要保護児童のランドセルの購入と新入学児童生徒学用品費の単価を従来の倍額の小学校は２万４７０円から４万６００円、中学校は２万３千５５０円から４万７千４００円にするとともに、その支給対象者にこれまでの児童生徒から新たに就学予定者を加えました。

また、文部科学省からは、この制度の改正にあわせ、平成３０年度からその予算措置を行うとの通知が届いています。しかし、この措置は、あくまでも要保護児童生徒に限ったものです。準要保護児童生徒に対する就学援助については、三位一体改革により、平成１７年度から国の補助が廃止をされ、税源移譲、地方財源措置が行われ、町が単独で行うようになっているため、今回、準要保護児童生徒はその対象にはなっていません。そのため、準要保護児童生徒に対する対応については、文科省の通知にしたがい、その支給額の変更及び入学前に支給する対応について、本町においても独自で判断をしていくことになりますが、私は、今回の国における制度改正の趣旨である新入学時期に特にお金がかかるので、一番必要な時期に必要な支援を行うという制度改正の意義、それと先日の熊日新聞の報道にもありましたが、熊本地震が原因で経済状況が厳しくなり、就学援助の対象となった小中学生も多くいる本町の現状を考えた場合、来春の新１年生から国の改正した内容で実施をすることが重要だと思います。そのため、具体的には準要保護児童生徒を対象とする新入学児童生徒学用品費の入学前からの支給に対応するための予算の措置、業務に関するシステムの変更、要綱の改正などについて、今から速やかに、そして着実に準備を進めていくことが必要だと思いますが、いかがでしょうか。教育長のお考えをお伺いいたします。

**○議　長（桐原則雄君）**　教育長齊藤公拓君。

**○教育長（齊藤公拓君）**　豊瀬議員の就学援助における新入学児童生徒学用品費の支給額の変更と入学前支給を可能にするための対応についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、平成２９年３月末に文部科学省から要保護児童生徒就学援助費に係る要綱の改正により、新入学用品単価の増額と支給対象者に就学予定者が追加されるとの通知がございました。単価の増額は、小中学校入学時に準備するランドセルや制服などの実際の額に比べ、支給額が充分ではないとのことから増額されたものでございます。

今回ご質問の町が行っている準要保護児童生徒への新入学児童生徒学用品費も国の要保護児童生徒援助費補助金と同額に増額できないかということにつきましては、大津町就学援助要綱第６条において、就学援助費の支給額は国基準に準じるとありますので、本年度から国と同額で支給を行いたいと思います。

次に、入学する年度の前の就学予定者を支給対象者に含めることについては、国の改正の趣旨に沿って、本町においても平成３０年度から実施できるよう検討を進めてまいりたいと思います。

なお、詳細については、担当部長から説明をさせます。

**○議　長（桐原則雄君）**　教育部長市原紀幸君。

**○教育部長（市原紀幸君）**　おはようございます。豊瀬議員のご質問にお答えいたします。

大津町の平成２８年度の準要保護児童生徒の支給対象者は、小学生１５３人、中学生１１６人の計２６９人で、そのうち新入学児童生徒対象者は小学生２４人、中学生３３人の計５７人でございます。

本年度の支給対象者につきましては、現在申請書をお預かりし、審査及び認定決定の作業中でございまして、現段階では未定でございます。昨年度と同程度の対象者の場合には、国に準じた新入学児童生徒学用品費で支給しますと１２０万円ほどが増額の見込みでございます。

これにつきましては、まずは現予算で執行し、予算執行額の見通しができた時点で補正予算の要求をさせていただければというふうに思っております。

また、就学予定者の新入学用品費の支給につきましては、現在の大津町就学援助要綱では、第２条で、支給対象者が「大津町立の小学校または中学校の在学する児童生徒の保護者」というふうになっております。また、第４条で、申請が「児童または生徒が在籍する学校の校長に提出」まあそういった形になっておりますので、学校に入学前の就学予定児童生徒の保護者の申請、それから支給方法をどのようにするかという点についての検討、それから、要綱の改正等が必要になってきます。

また、現在、電算システムの就学援助システムがこの要綱に基づいた設計ではございませんので、未就学児童生徒のデータを抽出できないということで、現在の申請方法や支給方法などを現在と違う方法で検討することになります。また、システム改修等の検討が必要となってくるということでございます。

現在、本町では、新入学児童生徒学用品費の支給につきましては、入学後に申請していただきまして、認定後に支給をさせていただいております。入学前に支給することによりまして、すべての小中学生や保護者の皆さんが入学に必要な準備を整えた上で入学式を迎えられますよう、国と同じ内容で実施できるように進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○議　長（桐原則雄君）**　豊瀬和久君。

**○５番（豊瀬和久君）**　確認ですけれども、すでに、今独自の判断で入学前に支給をしている自治体も多くあるわけですけれども、そのスケジュール的にその入学前に支給をするためには、その前にまた申し込みを、手続きとか、そういうものをしていただいて、審査をして、支給という形になるんですけれども、そのこれから検討される段階で、いつぐらいにその申し込みを、通知を出して申し込みをしていただいて、審査をして、その入学前といっても、そのいつのぐらいの入学前に支給をされるような考えで検討されていくのかだけお伺いいたします。

**○議　長（桐原則雄君）**　教育部長市原紀幸君。

**○教育部長（市原紀幸君）**　豊瀬議員の再質問にお答えいたします。

要するにスケジュールということでございますけども、当然、支給する際は、前年度中に支払いが必要になってきますので、その辺の申請あたりの時期につきましては、現段階では１月ぐらいを申請しまして、３月中に支給できるような形で検討したいというところでございます。

**○議　長（桐原則雄君）**　豊瀬和久君。

**○５番（豊瀬和久君）**　支給されるのが今回その今までと違って入学前に支給という形になりますので、聞いてなかったとか、知らなかったとかいうことがないようにですね、きちっとやっぱり広報活動もしていただかないといけませんし、もうあと半年ぐらいでその制度設計とか、そういうものをしないといけませんので、しっかりその辺のを速やかにしていただいて、周知・徹底をしていただいてですね、申し込みができなかったとか、そういうことが混乱がないように対応をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

**○議　長（桐原則雄君）**　しばらく休憩します。

１１時０５分から開始します。

午前１０時５３分　休憩

△

午前１１時０５分　再開

**○議　長（桐原則雄君）**　休憩前に引き続き、会議を開きます。

坂本典光君。

**○１１番（坂本典光君）**　こんにちは。坂本典光が一般質問します。昨年の地震で大津町は、庁舎、体育館はじめ多くの施設が使えなくなりました。今まさに復旧の最中です。庁舎は解体工事が始まっており、体育館のほうは工事用のプレハブが建てられております。１２月には使用できるようになるようです。町全体の様子も変わってきました。被害が大きかった高尾野、錦野地区はあちこちで家が解体され、これから再建というところでしょうか。復興までにあと数年が必要でしょう。議員の一般質問もそれに集中しております。日本は自然災害の多い国です。打ちのめされても立ち上げる。それが忍耐強く、勤勉な民族をつくりあげてきたのだなという思いがいたします。そういう中で、今回は、

発展する町づくりの一端を提言してみたいと思います。

私は運動が大好きです。というより、体が常に運動を要求しております。今までバレーボール、健康マラソン、卓球、バドミントン、エアロビクスなどを楽しんできましたが、３年ほど前からテニスに熱心に取り組んでおります。そこで時々山村広場のテニスコートを利用するようになりました。ここで山村広場について調べてみました。家入町長とか、津田議員は当時のことを体験されていると思います。平成３年の広報おおづによれば、菊阿中学校の約２００メートル西側の吹田に平成３年に完成したと。この山村広場は、山村振興対策事業の一環として総事業費およそ１億２千５００万円をかけて建設されたものであり、広さは１．３ヘクタール、公式ソフトボールなどができるレクレーション用のメイン広場やゲートボール場、テニスコート、休憩所、トイレなどを備えるほか、防犯灯やカラー舗装などを施され、子どもからお年寄りまで楽しめる明るい雰囲気の広場となっていると書かれています。このテニスコートは、ハードコートと呼ばれるものであります。コンクリートの上に樹脂を貼ってあります。昨年の地震でひび割れをして利用する人はほとんどありません。ただ私の場合は、１人でサーブの練習をするだけですから、ここで十分なのです。山村広場は、町の公園でもなく、都市公園でもありません。山村広場なのです。今まで関心もなく、こんなところにナイター設備を持った野球場があるのかなと思っていただけでした。何回かテニスコートを利用していると、そこにはそこの人間の営みがありました。駐車場には昼休みを取る宅急便をはじめとする営業の車が停まっております。野球場は若者から年配者まで、いろいろなグループが利用されているようです。子どもたちがサッカーの練習に来ます。テニスをやっていると声を掛けてくる人、車からラケットを引っ張り出して一緒に練習に参加する人など様々です。そういうことを体験しながら感じたこと、町づくりに役立つと思ったことを質問したいと思います。

今年の１２月ごろには下水道管が森から吹田まで延びる計画です。山村広場のトイレは、完成当時はこれでよかったのでしょうが、今では利用者から汚いと言われております。トイレの水洗化と同時に、建物も時代にあったものに改造したらよいと思います。トイレがきれいになれば人が寄ってきます。せっかくだからテニスコートも増設したらどうでしょう。スポーツの森から吹田に抜ける新しい舗装道路が完成しております。距離にして２００メートルほどしか離れていません。山村広場は、スポ森の一部をみなすこともできます。

さて、３番目の周辺の開発についてですが、かつて荒木町長は芝のコートが４つ取れるサッカー場とともに、その東に県立技術短大を誘致し、ＪＲの新駅をつくろうと計画されました。ところが皆さんご存知のように、ある出来事をきっかけに技術短大は菊陽に持っていかれました。当然、ＪＲ新駅も絵に描いた餅になってしまいました。今でも体育館前に駅をつくってほしいと言われる人も多くいます。しかし、悲観ばかりしていられません。少し東に瀬田駅という既存の駅があるではありませんか。これから町の発展にはこの地域の開発が期待されるところだと思います。距離を測ってみると、山村広場から瀬田駅まで道なりで８００メートルほどしかありません。この周辺にニュータウンにつくれば山村広場が公園として生きてきます。将来を見据えて、まずは山村広場をリニューアルしませんか。

隣接する西側の畑は復興住宅建設の候補地にもなっているようです。町長の考え方をお聞きしたいと思います。

**○議　長（桐原則雄君）**　町長家入　勲君。

**○町　長（家入　勲君）**　坂本議員の山村広場関連の開発関連等についての中におけるトイレやテニスコートについての思いを言われておるようでございます。私の思いとしても、その周辺、議員ご承知のとおり、運動公園からＪＲ瀬田駅までは議会の同意を得ながら道を改修し、一部までできておりませんけども、将来的には瀬田駅から運動公園まではというような思いでつくらせていただいております。もちろん、その途中に山村広場ありますけども、これについても、議員おっしゃったような事業でさしていただいて、現在２６年の経過をしておる状況で、古くなってきております。そういう意味におきまして、トイレの関係も出てきておるようでございますけども、これにつきましても、水洗関係の問題につきましては、もう議員がいつもおっしゃるように、あの大林地域については、国道、あるいは上井手というような課題の大きい障害物じゃございませんけども、下水道としては大変な苦慮をしなくちゃならないものが流れておるという、走っておるというような状況でございますので、その辺についても下水道事業の見直し関連とともに、新たな都市マスの中でしっかりと検討していかなくちゃならないんじゃないかなというふうに思っております。議員おっしゃるように、そういう中におきまして、やっぱりテニスコートというのは、昭和園のテニスコートも改修をさせていただいておりますけども、まだまだテニスする人口がうみってきておりまして、ぜひ新たなテニスコートをつくってくれないかというような要望は強うございまして、いろいろと検討をしておるところでございますけども、まだ全体的にその辺のワークは取れていないような状況でもあります。心配するのは、まずはこの震災におきまして、地域の中で山村広場の中に災害住宅の予定地として、今候補地としてあげさせていただいて、地元の住民の皆様にご相談を今しておるというような状況でもございます。もちろん、ＪＲ瀬田駅の開発周辺につきましても検討しなくちゃならない大きな課題であります。もちろん、そのＪＲの有利をいかに生かすかというような形、そういう意味におきまして、山村関係の集会がございましたけども、あの地域は駐車場にしたいなということで、そのまま解体したあとは駐車場というような気持ちを持っておりまして、あのコミュニティセンターについては、菊阿中学校のほうに移動して建設すればなというようなことで、地元ともそういうような方向で今検討をさせていただいておるというような状況でございますので、最終的には、都市マスタープラン関連等について、あの東部地区の開発関連もしっかりと検討を今後していかなくちゃならないというふうに思っております。

現状の利用状況等については、担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

**○議　長（桐原則雄君）**　経済部長古庄啓起君。

**○経済部長（古庄啓起君）**　こんにちは。坂本議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、山村広場につきましては、先ほど議員がおっしゃったように、山村振興農林漁業対策事業というところで、平成元年度から２年度にかけまして管理棟、広場、グラウンド等を整備いたしております。

トイレにつきましては、年に２回ほど汲み取りをしながら管理しているところでございますので、今後、水洗化をしたいというふうに考えております。

次に、平成２８年度の山村広場年間利用実績についてご説明いたします。ソフトボールコートにつきましては、延べ９７団体、約１万２千人の人が、主にソフトボール、サッカー、グラウンドゴルフに利用されております。テニスコートにつきましては、年間延べ６６団体、約２００人の利用となっております。

最近の傾向としまして、退職された方々で構成されたグループや町外からのテニスの利用者が増えている状況ではありますけれど、山村広場のテニスの施設につきましては、現在のところいつでも利用できる状況でございます。

山村広場周辺は、農業振興地域であり、用地の利用が限られていることもありますけれど、将来の地域振興や健康増進等を検討しながら、新たな施設整備につきましては、町全体の生涯スポーツ構想の中で検討していかなければならないと考えております。

以上でございます。

**○議　長（桐原則雄君）**　坂本典光君。

**○１１番（坂本典光君）**　先ほどですね、家入町長から答弁がございましたけども、下水道の件おっしゃいましたけども、下水道は、先ほど申しましたように、今年中にですね、県道ですね、下の県道を森から吹田まで延びてきます。それから上にあがるといってますから、これ吹田の集落のほうにあがるということです。吹田の集落から山村広場までそんなに距離ありませんから、これは私は問題ないんじゃないかと思っております。

それからですね、その町長がお答えになった、大林から瀬田方面が排水、もともと下水道というより排水路がないというふうな地区がございまして、これ１回、私がその瀬田のほうの一部で排水を浸透式でやっているところがあるというようなことを質問したとき、町長が４車線化の工事がきたとき、排水路を下までつくるという計画だというなのをお答えになった、そのことをおっしゃられたんだと思います。こういう問題は今すぐの問題ではありませんが、地域住民の皆さんとともに話し合っていただきたいと思います。

それでは、第２問目に入ります。

今、世間では墓地のことが少し話題になっております。都会では墓地の値段が高く、海に散骨するケースが増えているとか、少子化などの影響で墓を管理する人がいなくなったため、墓じまいが普通に行われるようになったなどのドキュメンタリー番組がＮＨＫを中心に流されております。調べてみますと、お墓には、墓地埋葬に関する法律とその施行規則があり、お墓を建てるとは、都道府県知事の許可を受けた墓地の区域を借りて、施設、墓標ですね、を建てることだそうです。そこの土地を買うのではなく、永代供養などの名目で借りるということのようでございます。その都道府県知事の許可を受けた墓地は霊園とも呼ばれ、公営の霊園、民営の霊園、もう一つ、寺院墓地の３種類があります。公営霊園とは、例えば、東京都の小平霊園とか、多摩霊園、熊本市では、市営小峰墓地、市営立田山墓地があります。寺院墓地とは、寺院の境内にある墓地であり、古い墓が多いようです。公営墓

地と民営墓地の違いは、永代使用料の差だと言われております。熊本市営立田山墓地では、１平方メートル８万円、民営のやすらぎ県民霊園は１４万円というふうにインターネットに載っております。ホームページにですね。また、民営の霊園は、特定の墓石業者が決まっているようです。

本題に戻ります。通告書には名称が、１、民間開発墓地「つつじ霊園」となっておりますが、正確にはメモリアルパーク大津つつじ霊園と訂正させていただきたいと思います。今回の熊本地震で甚大な被害を受けました。被害状況を把握しているかお尋ねいたします。

昔から大津町に住んでいる人には、それぞれの家の墓があります。もともと農業の町ですから、農業集落ごとに存在します。引水には引水の墓、室には室の墓、灰塚、陣内、錦野、瀬田、大林、杉水、平川など、それぞれにあります。以前はそれで不自由しなかったのですが、本田技研の進出以来、町外から人口が流入して、今ではお墓が足りない状況です。以前、吹田団地を中心に町営の墓地をつくってほしいという要望があったと記憶しております。そのときの人口は２万８千人ぐらいだったと思います。その後、美咲野団地が完売して、現在３万４千人を超える住民が住んでおります。今まで何人かに墓を探してほしいと頼まれましたが、どこも空いておりません。先ほど述べた民間開発の大津つつじ霊園も被害に遭いました。また、無縁墓地はあるのでしょうか。役場から見た町内の墓地の現状と町営墓地の可能性をお尋ねいたします。

**○議　長（桐原則雄君）**　町長家入　勲君。

**○町　長（家入　勲君）**　坂本議員の墓地関連等についての現状と町営住宅の可能性関連をご質問かというふうに思いますけども、民間の墓関係も大津町にも１１２カ所の墓地がございますけども、相当いかれておるというような状況でございまして、これにつきましては、個人の墓地というような形で国県の補助が基金などについての対象外というような形になっておりますので、大変な墓地関連についてもまだまだ半分以上はそのままになっておるというような状況で、痛々しい状況でございます。もちろん町内の墓地については、民間の開発墓地関係がございまして、この前震災でつつじ園の５７号のところは、姿もなく、潰れてしまっておりますし、ここについては再開されるような話も聞いておりますし、また、杉水の上にあります墓地についてもいかれておりますけども、ここについても今後再開をやっていくということで、まだまだ墓地の用地というか、その箇所等については、十分まだあるというふうに思っております。しかし、議員が心配されますように、新興団地とかいろんな方が人口がいみってきております。もちろんそれだけでなくして、議員も心配されておりますように、高齢者や一人暮らし、また、ずっと昔から住んでおられて亡くなったあとの墓地の管理関連等ができないというような状況が今後多くなってくるのは確かであるというふうに私たちも思っております。そういう意味におきまして、今まで広域連合にお願いをいたしまして、共同墓地関係を今つくっていただいて、大体各２市２町で１町について４０戸か５０戸が分け前になっております。これは行き倒れとか、行方不明者関係の墓地というような形にしておりますけども、今後については、そういう墓のない高齢者とか、そういう人たちをやっぱり共同墓地の中に入れなくちゃならないんじゃないかなというふうに思っております。ただし、まだまだ猶予ありますけども、今後について、やはり例えば、年忌で２０年か５０年か知りませんけど、その辺のところまでは年に２回ぐらいの盆・正月の供養を

しながらその時期時期にきたときに、中にある骨を処分しながら、共同慰霊をしながら処分していって、新しい骨に、霊に仏さんに入れさせていただければなというような方向性、そういうようなやり方を今後考えていかなくちゃならないんじゃないかなと、そういう意味において、菊池、大津も、合志も、この菊陽についてもそういう課題が今後十分出てまいりますので、こういう形の中で広域の中でつくっていただければなというようなことで、今後広域の中で話を進めていければなというふうに思っております。

状況等については、担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

**○議　長（桐原則雄君）**　住民福祉部長本郷邦之君。

**○住民福祉部長（本郷邦之君）**　坂本議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、民間開発墓地のメモリアルパークつつじ霊園の地震被害についてでございますけれども、こちらにつきましては、熊本地震におきまして、あそこは山の段々にですね、といった形状につくられておりましたけれども、こちらが上流側のほうで土砂崩れを起こしまして、墓地全体が土砂で覆われたというような状況でございました。県の農林水産部のほうで緊急治山事業で昨年の７月から今年の３月までかけまして修復が行われております。それから、墓地の土砂の撤去につきましてもですね、別の単県事業のほうで除去がされているというような状況でございます。

墓地自体も修復が終わりまして、今、再度売り出しができる状態になっておりますけれども、ただ周辺にはですね、押し流された墓石が放置されたままの状況でございまして、これにつきましては、先ほど町長の答弁の中にもありましたように、熊本地震復興基金を活用した地域コミュニティ施設の復旧支援事業の中に共同墓地復旧支援事業が新設されておりますけれども、集落の共有墓地の通路とか、共用で使う擁壁とかですね、その辺の部分に限定されておりますので、今回は個人の墓石とか、宗教法人等が経営主体の墓地については対象外になっているというのが現状でございます。現況では、墓石の再建につきましてはですね、個人にお願いをしているというような状況でございます。

なお、地震後につつじ霊園から他の墓地への改装届け出が住民課に現在４件提出されているところでございます。

次に、町内の墓地の現状についてでございますけれども、町が把握しております１１２カ所の墓地の中にはですね、つつじ霊園や杉水の大津霊園などのように宗教法人が経営主体の墓地がございますけれども、販売価格は大体１区画５平方メートルが基準のようでございますが、５平方メートルで３２万円、１平方メートル当たりが６万４千円程度となっております。先ほど熊本市内の例お示しいただきましたけども、そちらからすれば若干安い値段になっているかと思います。ただし、販売と申し上げましても、実際には永代使用料ということの形になっているようでございます。

地域の共同墓地につきましては、最近、納骨堂形式のところも増えておりまして、お寺で納骨堂を設置したところもございます。

なお、先ほど町長が言われましたように、一般の方は利用できませんけれども、菊池広域連合が菊池火葬場の敷地内に無縁仏の納骨堂を建設されておりまして、町長が言われましたように、２００区画ございますので、１市町当たりが５０区画の割り当てということで、現在、２００区画のうち４０

区画が利用されているというような状況でございます。

最後に、町営墓地の可能性についてでございますけれども、現在、大津霊園のほうにお尋ねしましたところ、５０区画程度残っておるというようなところでございます。また、先ほど申し上げました、つつじ霊園もですね、販売を再開されておりますので、当面といたしましては、そちらのほうのご利用をですね、いただきたいと考えているところでございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、美咲野をはじめといたしまして町外からの転入者も増加している状況にもございますので、将来的にはですね、墓地の需要が増大する可能性十分あり得ますので、まずは住民の方のニーズ調査から始めさせていただきたいと考えているところでございます。その中で将来的に必要性が高まれば事業を進める必要があるかと考えているところでございます。

以上でございます。

**○議　長（桐原則雄君）**　坂本典光君。

**○１１番（坂本典光君）**　今回の地震で町内の一般の墓は墓石が倒れ、骨壺が割れる状況でしたが、この大津つつじ霊園は土砂に埋もれてしまいました。被害者の１人に話を聞いたところ、一帯は６から９メートルの土砂に埋もれたと。県の業者がブルドーザーで除去作業されたが、墓石が流れており、遺骨を特定することが難しい状況であったと、こういうことで、本当にお気の毒なことだと思います。

さて、先ほど町長のほうから共同墓地の件、無縁仏等の件をお話がありましたが、そのいつまでですね、何年間、永代供養といっても大体一般的に区切りがあるようでございまして、これは何年考えるかていうのもまた非常にみんなで考えるべき問題じゃなかろうかと。例えば、一番極端な例が、その天皇陛下の天皇陵というのは、これはもう大きい墳墓で警備の人もいるぐらいで、普通の人が立ち入れない、それは永遠にその慰霊してありますけども、またその大名とかですね、そういう昔から名のある偉い人はずっとそのときから墓はずっと守り続けていらっしゃるようでございます。例えば、熊本細川家では、京都に大徳寺てありますけど、ここに歴代の墓がずらっと並んでおりますね。民間の場合は、どうでしょう、やっぱ普通永代供養といっても５０年とかそんなふうなのをされているんじゃないかと思います。どういうふうに捉えていくか。その辺がまた一つの問題ではないかと思います。

町営墓地あるいはそれに代わるものについては、今後、住民の意見を聞いて検討していってもらいたいと思います。これはちょっと先のずっと話をやってきておりますから、再質問はいたしません。

３問目に入ります。

台湾の小学校との交流について、現況とこれからの展望を教育長にお尋ねいたします。

**○議　長（桐原則雄君）**　教育長齊藤公拓君。

**○教育長（齊藤公拓君）**　坂本議員の台湾の小学校との交流についての質問にお答えをいたします。

台湾高雄市と大津町との交流についてでございますが、平成２５年９月に高雄市と熊本県、熊本市が国際交流促進覚書を締結したことを契機に国際交流が活発に行われるようになりました。平成２７年１０月には高雄と熊本間の定期航空路が開設され、熊本空港に近いという利便性を活かして、大津町でもいち早く産業や観光、教育などの交流を積極的に進めているところでございます。

ご質問の教育交流についてですが、昨年度６月には美咲野小学校に高雄市から光栄国民小学校が、また９月には大津小学校に福山国民小学校が訪れ、児童や先生方との交流を行うことができました。

熊本地震により、規模の縮小や時期の変更はありましたが、このような次代を担う子どもたちの国際交流を無事に実施できましたことは、震災後の子どもたちにも大きなはげみになり、またそのような状況においても大津町にお越ししただき、姉妹校締結までいただいた２校の皆様には心から感謝をいたしております。

これからの教育では、国際感覚豊かな人材の育成は必要でございます。これは自ら体験することで、より育まれるものと思っております。

台湾は親日家が多く、熊本からも近く、これからの教育交流をより発展させるには、条件の恵まれた国であると思います。

そこで、私も本年２月７日から４日間の日程で、昨年度交流した町内の２校と今年度交流を予定している小学校の校長先生らの５名で高雄市を訪問させていただきました。

交流した光栄・福山の両小学校をはじめ、４校を訪問し、また高雄市教育局でもハン教育長と意見交換をすることができました。その中では、中学校との交流についての希望もあり、中学校の交流計画についても検討を進めており、今年度は室小学校に加えて大津北中学校についても教育交流を計画しているところでございます。訪問したいずれの学校も大変すばらしい学校で、国をあげて子どもたちの教育に大変力を入れているということを実感いたしました。また、行く先々で子どもたちや保護者会の皆様から歓迎を受け、温かく迎え入れていただきました。

台湾の教育で感じたことは、母国を大切にし、伝統を重んじること、常に世界との競争を意識した人材の育成に力を入れているということでございました。このような交流が今回持てたということは、大変意義深いものであると考えております。

これからの展望といたしましては、こちらが受け入れるだけではなく、大津町の子どもたちも高雄市を訪問し、高雄市の子どもたちや学校、またはホームステイなどを通して国際的な視野を育む相互交流に繋げることができればと思っております。さらに、本町の教職員も高雄市の先生方と意見交換を行い、国際理解教育などの感性を身に付けていただければとも考えております。

さらに、直接に訪問するだけなく、近年はＩＣＴ環境も飛躍的進歩しておりますので、そのような最先端の技術を活用し、高雄市での小学校の教室と大津町の小学校の教室がインターネットでつながり、日常的に交流できるような取り組みもできないかと考えております。

いずれにしましても、大津町が県内でも先駆けて取り組んだこの交流事業をさらに進展させ、大津町の子どもたちが広い視野を持った人材として育つよう役立てていければと考えております。

なお、昨年実施しました交流内容等につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

**○議　長（桐原則雄君）**　教育部長市原紀幸君。

**○教育部長（市原紀幸君）**　坂本議員のご質問にお答えいたします。

先ほど教育長からもありましたとおり、昨年度は熊本地震の影響もありましたが、美咲野小学校が光栄国民小学校と、大津小学校が福山国民小学校と交流することができました。

美咲野小学校と光栄国民小学校との交流は、熊本県のグローバルジュニアドリーム事業にて、先方から熊本県内の小学校と文化交流をしたとの申し出があり、大津町がいち早く受け入れ校として手を挙げ、美咲野小学校が交流先として選ばれたことによるものでございます。当初は、５月にホームステイによる滞在を含めての予定でございましたけれども、地震の影響で６月１５日に延期しまして、また規模も縮小して体育館での姉妹校締結式、それと伝統芸能や合唱の披露による交流となりました。短い時間ではありましたが、美咲野小学校の子どもたちも台湾に行ってみたいなど海外への関心を持ったようでございます。

一方、大津小学校と福山国民小学校との交流でございますけれども、経済交流事業の中から高雄市のほうより小学生を中心とした交流の提案が熊本県にあり、大津町も次代を担う子どもたちの育成に必要であると考え、招聘することにしたものでございます。こちらも当初は７月の予定でしたが、９月１３から１５日の３日間の実施となりました。訪れたのは小学生３２人と校長先生など教職員や保護者の計４０人で、小学生は大津小学校の保護者宅にホームステイをしたところでございます。２日目は大津小学校で各教室に分かれて音楽や図工、国語や社会などの交流授業を行い、お互いに文化を体験するよい機会となったようでございます。最初はしり込みをしていた子どもたちも次第に打ち解け合い、今でもメールやＳＮＳで連絡を取り合っている家庭もおられると聞いております。

このような国際交流は、外国の文化や生活習慣に対する理解とコミュニケーション能力を養うことに大きな成果を得ることができると思っております。

町としましては、今後も台湾高雄市との交流をさらに密にし、相互交流の方向で進めていければというふうに考えているところでございます。

以上です。

**○議　長（桐原則雄君）**　坂本典光君。

**○１１番（坂本典光君）**　行くところどころでですね、日本人に温かいところ、それから厳しいところがあるわけでございますけども、私も昨年、中国に、本土のほうですね、中国にまいりましたが、以前行ったときに比べるとその非常に厳しくて、何回も何回もトランクの中を開けて調べられたという経験を持ちました。日本人に温かったのは私たちをガイドするそのガイドさんと、その漢民族と対立するウイグル人だけじゃなかったかと思っております。このようにして、やっぱし日本を愛してくれる人たちを増やすということは非常に、本当にいいことだと思うんですけども、こちらに来て一緒にその日本の親御さんも向こうの方と接触を持たれたと思うんですが、その辺の感想はいかがでしたか。

**○議　長（桐原則雄君）**　教育長齊藤公拓君。

**○教育長（齊藤公拓君）**　坂本議員の再質問にお答えをいたします。

実際、私も２月に向こうにまいりましてですね、先ほど申し上げましたように、学校訪問し、先生方、それから保護者の皆さんと交流させていただきました。もう初日から夜の歓迎会ございましてですね、非常にその去年訪問していただいた２校以外の校長先生方も声を掛け合ってですね、別の小学校の先生もいらっしゃいました。そして、橋頭小学校という小学校の校長先生は、ぜひともうちも仲間に加えてほしいということで、いずれ子どもたちを連れて大津町を訪問したいということをおっし

ゃいましたので、温かく歓迎しますよということを申し上げたところでございます。

また、こちらが子どもが訪れた場合のホームステイ先のですね、ご家庭も２件訪問させていただきました。子どもさん、それからご両親、それから１件のほうはおじいちゃんもおられましたのでいろいろ話していただきましたけれども、来られたらいつでもうちに、大津町の子どもたちをホームステイを受け入れしようというお話をいただきました。そういうことで、やはり実際行って、お互い人と人が顔を合わせてですね、話したり、食事を共にしたりですね、こういうことはやはり国際交流の基盤になるんではないかなと思っております。肌と肌のふれあいといいますか、本当に声を交わすことでですね、お互いのぬくもり、それから考え方、人柄までわかるようなですね、感じを私自身は受け止めたところでございます。私も三十数年前、台湾１回行きましたが、台北中心でしたので、初めて南のほうに行きましたが、全くやはり南のほうはですね、やっぱり温かい人情があるなということで、改めて台湾との交流はいいなという印象を受けたところでございます。

以上でございます。

申し訳ございません。美咲野小学校のほうは簡略したあれでしたんですけれども、大津小学校のほうは大体計画どおりいきましたので、そのあとのお話聞きますとですね、やはり別れ際には子どもたちと大津町のホームステイ先の子どもがですね、何か握手しながら涙を流したりですね、それから、親御さん同士もですね、今後もずっと、先ほど言いましたように、ＳＮＳ等で連絡を取り合おうと、台湾にもいらっしゃいというようなことでですね、非常にこう深まりのある交流ができたということで、ぜひとも保護者としても台湾を、高雄市をですね、訪問したいなというような声がちらちらとこう入ってきております。そういう状況でございます。

**○議　長（桐原則雄君）**　坂本典光君。

**○１１番（坂本典光君）**　世界の中で日本を愛してくれる人々を増やすというのは非常に大事なことだと思います。これからさらなる進展を期待しております。

４問目に入ります。

４月２９日の熊日に、南阿蘇鉄道財政支援を協議、検討５町村組織を設立という見出しに記事が載りました。熊本地震で被災し、部分運行が続く第三セクター南阿蘇鉄道と株主の地元５町村は、県を含め全線復旧に向けた財政支援策などを協議する南阿蘇鉄道再生協議会を設立したとありますが、南阿蘇鉄道と大津町の関係についてお尋ねします。

また、最近も新聞に載っておりましたけども、この辺がちょっと見えない部分ですので、ちょっとお尋ねしたいところです。

**○議　長（桐原則雄君）**　町長家入　勲君。

**○町　長（家入　勲君）**　坂本議員の南阿蘇鉄道関係のご質問でございますけど、南阿蘇地震で架橋やトンネルなどの鉄道施設が甚大なる被害を受けておりまして、今現在部分運行が続いております。昨年６月からは国直轄の事業で復旧災害調査が行われておりますけども、全線復旧には概算で７０億円程度がかかると、復旧期間も５年程度がかかるというような調査結果が４月に公表されております。

大津町もこの鉄道会社に対しては、僅かでございますけども、６１年の第三セクターによる会社設

立時に地元５町村のひとつの株主として資本金１億円のうち０．０５％にあたる５万円を出資しておりまして、現在は私がその会社の取締役の一人でもあります。

復旧事業費につきましては、災害直後から同社や地元の高森や南阿蘇村が中心となって、国に対して補助率の嵩上げなどの特別な財政支援を要望してきておりますが、未だ国のほうでの対応を検討中であり、具体的に支援については示されておりません。

一方、４月にこの鉄道の早期の復旧・復興に向けて、県や大津町を含む地元５つの自治体と南阿蘇鉄道等が連携して必要な協議を行うということで南阿蘇鉄道再生協議会が発足し、協議が始まったところです。また、この協議会の会長には田嶋熊本県副知事が就任されまして、県としても復興プランに南阿蘇鉄道について盛り込み、地元と一緒になって取り組んでいきたいという考えでありまして、大津町につきましても、大津の観光振興、あるいは交通関連等につながる重要な問題も控えておりますので、この協議会の中でしっかりと協議をしていきたいというふうに考えております。

できる今のわかっている範囲の状況について、担当部長から説明をさせます。

**○議　長（桐原則雄君）**　総務部長杉水辰則君。

**○総務部長（杉水辰則君）**　坂本議員のご質問にお答えいたします。

南阿蘇鉄道株式会社は、旧国鉄の高森線を引き継ぐ形で、昭和６１年４月に立野・高森間の１７．７キロを営業路線として開業いたしました。会社の所在地は高森町にありまして、草村高森町長が社長を務めており、南阿蘇、高森、山都、西原、大津の地元自治体５町村とＪＡ阿蘇が出資する第三セクターでございます。

熊本地震が発生するまでは、学生の通学定期や日本人観光客は減少傾向にあったものの、ここ数年は韓国、台湾からの団体利用など、外国人観光客の増加などにより輸送人員や運輸収入は増加傾向にありました。

しかしながら、昨年の熊本地震により、観光の絶景ポイントであった第一白川橋梁をはじめ、路線やトンネルなど甚大な被害が発生し、高森町と中松駅の一部区間７．１キロは運行再開されたものの、現在もなお中松駅と立野駅間の１０．６キロは運行休止が続いており、会社の経営にも大きな影響が出ております。このため、人員削減や賞与の削減など、経費削減などの経営改善努力も行っておられますが、運営は非常に厳しい状況であります。

このような状況の中で、昨年６月から国土交通省が国直轄で鉄道災害復旧調査を行っておりましたが、本年４月にその調査結果が公表されました。その調査結果によりますと、全体の復旧費用が、先ほど町長が申しましたように、概算で約７０億ということで、全線復旧見通しとしましては、設計着手から５年程度かかるとのことで、今後詳細な設計等により工期や費用については精査していきたいというような報告があっているところです。

また、これらの復旧費用につきましては、震災後から国に対して特別な財政支援を強く要望しているところでありまして、具体的な内容としましては、従来の災害復旧の補助制度では、国の補助が事業費の４分の１、地元自治体負担が４分の１、事業者負担が２分の１となっておりますが、これを東日本大震災における岩手県の三陸鉄道並みの国の補助率であります２分の１まで嵩上げし、残りの２

分の１の全額を災害復旧事業債で充当し、その分は特別交付税で財政支援を受けようとするものでございます。

ただし、この国の財政支援を受けるためには、同社の経営改善による持続可能な事業運営はもちろんではありますが、三陸鉄道の例のように、線路などの鉄道施設については、沿線であります高森町や南阿蘇村など地元自治体の所有とする「上下分離方式」の導入の検討などが大きな課題となってくるものと思われます。いずれにしましても、国の支援スキームが現時点ではどのようになるのか未だ明らかではありませんので、今後国から示される財政支援について注視しながら対応を考えてまいりたいと考えております。

一方、本年４月２８日に、熊本県と大津町を含む地元自治体５町村及び関係団体が一体となって、南阿蘇鉄道の全線復旧、復興を図ろうという目的で南阿蘇鉄道再生協議会が設立されました。今後は、この協議会を中心に、復旧方法や財政支援、復旧事業費の地元負担や鉄道施設保有のあり方をはじめ、地域振興や公共交通政策、地域活性化策などについても協議を行っていくことになっております。

このように、南阿蘇鉄道は、沿線地域にとって必要不可欠な交通手段ではありますが、全線復旧には多額の費用と長い年月を要する見込みでありますので、町長が先ほど申しましたように、この協議会の中で大津町にとっての観光や地域振興につながるような南阿蘇鉄道の施策や取り組みについて協議を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

**○議　長（桐原則雄君）**　坂本典光君。

**○１１番（坂本典光君）**　よくわかりました。隣の町としてできる限り側面から応援していけたらなと思っております。南阿蘇鉄道の完全復旧をお祈りいたします。

終わります。

**○議　長（桐原則雄君）**　しばらく休憩します。

午後１時より再開します。

午前１１時５７分　休憩

△

午後　１時００分　再開

**○議　長（桐原則雄君）**　休憩前に引き続き、会議を開きます。

永田和彦君。

**○１３番（永田和彦君）**　通告にしたがいまして一般質問を行います。

今回の一般質問は、昨今の北朝鮮から繰り返されるミサイル実験、そしてまた、核の開発あたりに非常に驚異が増しているということで、いろんな形で報道関係等によくそういったものに対するものが載っております。

１問目は、ミサイルの飛来は想定外なのか、それともやはりそういったものをきちんと対処も考えとかなければならないのかということで質問を行いたいと思います。２問目におきましても、昨今のいろんないじめ問題、そしてまた、自殺、若干は減ったもののまだまだ多い推移があっているという

ことで、そういったものに充てて質問を進めていきたいと思っております。

今回の質問におきまして、このミサイルの飛来というものがなかなかその報道等では日本の排他的経済水域に落下したりして、こっちではそういったものを感じないと。しかしながら、映像の中でそういったものを見たりすると、もしかしてということも考えられる。ですから、何か掴みどころのない恐怖みたいなので我々日本がその脅かされているということで、それに対処するその日本政府の態度というのがいろんな形を行っておられますけれども、果たしてそれが我がこの大津町におきまして有効に働くのかどうかというものを考えますれば疑義が残るところであります。日本政府におきましては、例えば、そういった高まる北朝鮮の驚異に対しましていろんな形でアメリカと連携を組み、対話と圧力、そういったもので対処しているということでありますが、実際、どれほどのそういった国の行動が我々の安全に結びついたのかどうかというものは、なかなか図れないということであります。実際、いろんな情報等々で見てみますれば、全くの日本国内は全土がミサイルの届く距離になっておりますので、ミサイルと言いますれば、ほんの数分間でこの九州をはじめとして首都も狙える、そういった状況の中に我々はいるわけでありますから、この点について、私たちは何らかの対処の方法を地方自治体としても考えなければならないのではないかと、そういうふうに思っております。

そしてまた、いろんな形でですね、そういったその北朝鮮のミサイルばかりではなくて、最近では、いろんなイスラム国、ＩＳ等によりますテロ事件、そういったものも世界ではいろんなところで起きております。それが日本がそういったものが起きないかと言いますれば、これもまたわからないことでありまして、やはり念頭に入れなければならないと思います。ですから、今できることとは何だろうかと。やはり地方自治体の役割として、いや、国や県が対処してくれるというだけではやはり甘いと思います。やはり地方自治体として何ができるのか。そういったものはきちんと整理整頓して、そして情報を町民の方々に流さなければならないと、そういうふうに思うわけであります。

そういった中、この一般質問の通告書を出しました後にはですね、九州発のミサイル避難訓練あたりが福岡の大野城あたりで行われております。その中で、やっぱりその情報の伝達、そしてまた、避難の流れ、そういったものが確認されたということであります。

そしてまた、日本国内におきましては、もうすでに何カ所かそういった避難訓練を行われております。これは一つの例といたしまして、秋田のほうでですね、行われた避難訓練におきましては、アメリカのＣＮＮテレビ、ウォール・ストリート・ジャーナル紙や中東の衛星テレビ、アルジャジーラ、韓国のＫＢＳテレビなど、海外のメディアも取材に訪れたということで、この記事を読んだときにもそういった訓練は海外から見て、「日本はもう標的になっているよね」って言わんばかりじゃないかなと、ある意味恐怖を覚えたところであります。非常に国家間のそういったいろんなせめぎ合いや対立や利害関係、そういったものを考えますれば、何が起こるかわからない。そのときに、我が大津町としてはどういった形で町民の皆様方の生命と財産を守ろうとするのか、そういったものはですね、今きちんと議論をしなければいけないと感じますので、この質問をいたすところであります。

**○議　長（桐原則雄君）**　町長家入　勲君。

**○町　長（家入　勲君）**　永田議員の北朝鮮による弾道ミサイル発射関連等につきましての町の危機管

理関連等についてのご質問かというふうに思いますけども、議員ご承知のとおり、６月８日においても北朝鮮、新たな違うミサイルを発射しておるようでございますし、本当にこれまでも３０発以上の弾道弾を発射しておるというような状況でございます。そういう意味におきまして、いつこの大津町にも落とされる可能性もあるというような認識を持っております。そのために、町民の生命、身体及び財産を保護する責務があることから大津町国民保護計画書を策定し、その計画において平素からの備えや予防、武力攻撃事態等への対処法について規定しているところでもあります。

ミサイル攻撃などにより、我が国に直接危機が及ぶ可能性がある場合には、瞬時にＪアラートにより情報伝達されるなど、国の対策が講じられますが、やはり、まずは、「自分の身は自分自ら守り、安全を確保する」ということが大事であると考えているところであります。

国の国民保護ポータルサイトにおいても、Ｊアラートが流れたり、野外にいる場合は、直ちに頑丈な建物や地下街に避難すること、近くに建物がない場合には、物陰に身を隠す、地面に伏せて頭を守る。室内にいる場合には、窓から離れるか、窓のない部屋に移動するよう呼び掛けを行っております。

ＮＨＫ等のマスコミで報道されておる関係で、町民の皆様も強い関心を持っておられます。とともに、大津町においても、ホームページにおいて同様な呼び掛けを行っているところであります。

このように、常日頃から住民の皆さんが危機管理意識をしっかりと持ち、どういう行動をとったらよいか、日ごろから啓発や訓練などにより意識を高めていくことが大切であると考えております。

また、今回の熊本震災においても言えることですが、有事の際の初動体制のあり方が、そのあとの支援体制に大きく影響すると私自身、身をもって感じたところでありまして、町としましても、想定内の対応ができるよう、常に危機管理意識を持ち、正確な情報収集に努め、情報を的確かつ迅速に住民の皆さんに伝えることが最も大事であると考えております。

そのため、国、県、自衛隊をはじめ、消防関係機関とも充分連携し、情報の収集に努めるとともに、住民の安全、安心のためにしっかりとした体制を日ごろから整えてまいりたいと考えております。

**○議　長（桐原則雄君）**　永田和彦君。

**○１３番（永田和彦君）**　再度質問いたします。

今、このＪアラートの画面を見ております。弾道ミサイル落下時の行動についてということで、弾道ミサイル発射から極めて短時間で着弾いたしますというふうに指摘をされた上で、この緊急情報をお知らせしたいということで書いてありますが、この報道をですね、呼んでみますれば、まあ町長はＪアラートに沿ってそういった形で町民を保護していきたいというようなご意見だったかなと思いますが、屋外にいる場合は、近くのできるだけ丈夫な建物や地下街などに避難する。地下街はありませんけれども、近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せ、頭部を守るということですね。要するに、核弾等はついてないというような安易な考え方の一つでもあると。これはどれぐらいのミサイルの爆破能力、破壊能力を想定したのかも、これは本当に漠然としたもので、役に立たないかなと思うところであります。屋内にいる場合は、今町長がおっしゃられたとおり、窓から離れて、いうならば、その怪我しないでくださいよということですよね。それよりももう吹っ飛びますもんね。ですから、こういったものをうのみにしてはいけないということです。私が思うのは、その

ときにじゃあどういった町民の方々がその意識を持っておられるかといったならばですね、例えば、逃げなさいよとか言われたときに、まあその生命を維持するためにですよね、だから逃げるんです。ところが、戦争当時に作られた防空壕やそういったものというのは、未だ点在するところもありますけれども、ほとんどが埋められているということで、もし逃げろと言ったときに、私、逃げるところということ、もうないだろうなと思うところがあります。ただそういったことが起きないように国はきちんとですね、対処してもらって、そういったミサイル発射が本当に本土に向かわないように、そしてまた、そういった戦争が起こらないように、そこはもう対処は一所懸命されているとは思いますが、ただこの質問において考えなくてはならないと思うのは、それこそ想定がもうできる状況に、そういった北朝鮮とかの変化が明らかに表れているのではないかなと、報道等をみればそういうふうに解釈するわけであります。ですから、人は勝手でありまして、私も思います。おそらくここにはミサイルは飛んでこないだろうと、思うんですね、なぜかしらんけど。思います。これ人間の何か勝手な解釈でしょうか。かといってもう今は買いませんけれども、あたるかもしれないと思って、例えば宝くじを買ったりするんですね。人間勝手なんですよ。そういうときあたるかもしれない。こういったときにはやっぱりミサイルまずあたらんぞとかですね、漠然とした判断をします。ですから、そういったものもひっくるめて、例えば、学校教育にしても、我々の社会教育にしても、そういったものをやはり議論の中に組み込んでいかなければならないと思うわけであります。そのときに、いざ逃げるときには、じゃあどういうふうにこの前の、前年度の熊本地震ではありませけれども、どこに逃げるのかというのが物陰か、ビルの中か、地下街かと言われたときに、これなかなか自分はですね、一応シミュレートされる範囲なのかなと思います。町民の皆様全員がですね、シミュレーションができていて、いざそのときには、おれはあそこに逃げるんだとか、避難するんだというのができあがればいいかもしれません。ですから、まずそれにおいて、じゃあ町民の方々はそういったときに何を必要とするのかといったとき、やはり情報だろうと思います。だから、行政防災無線あたりを使いまして、いろんな形でそのこういう状況ですよ、町民の皆様というふうな方法、スマートフォンを使っての方法、いろんな形が考えられると思いますけれども、まず順序立てて考えるときに、情報を町民の方々にどういった形で伝達するのか。ここは非常に重要になってくると思います。仕事に行っている方もおられるでしょう、町内に残っておられる方もおられるでしょう、学校に行っている方もおられるでしょう。ですから、そういったものは、いや、県がする、国がするから大丈夫なんだよというのか、町ではこういった対処をやっていきたいというのをもうあるのかどうかですね。そして、もしそれが起きたならば、そのあとの対処の方法は、それは別の段階です。次の段階ですから、まずそれがもしミサイルとか、それを想定内と考えて、それの伝達方法というのはきちんと出来上がっているのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

**○議　長（桐原則雄君）**　町長家入　勲君。

**○町　長（家入　勲君）**　町民の生命、財産をどう守る。その辺のところについてどうであるかと。私、今世界の情勢、トランプ政権になりまして、だいぶん前、北朝鮮の経済圧力をかけておると、そういう中で、Ｇ７においてもアメリカの指導の中でうまくＧ７も合同しながら北朝鮮に圧力をかけておら

れるというような状況の中で、北朝鮮が今もがいておるちゅうか、その権威を自らを示しながら非行協議の大会とか、いろんなものをやりながら、いかに、いつ、どこでその話し合いをもっていくかというタイミングを狙っておられるんじゃないかなというような思いもします。しかし、その話し合いがうまくいかないときには、まずアメリカの後ろにおる日本というのが印象付けられておりますので、日本に落とされる可能性は十分あると。それはもう日本国中どこでも落ちてもおかしくないというような状況ではないかなと。しかし、そうあってはならないように、まずは話し合いをしっかりとできるようなことが進められればなというような思いをしております。しかし、万が一のために、町としてはどう取り組むかというような形になりますけど、今までの中におきまして、我々も震災の関係で反省する点、あるいはどうやるかということについては、今一生懸命前へ向かって進めております。町としましても、その伝達とか、周知する、あるいは避難訓練関係等によって、住民が行動ができるような方向に平常から行っていく必要があるというふうに思っております。そういう意味において、情報伝達を早めにやりながら、避難訓練をしっかりやりながら、行動ができるような住民になってもらえればなと。人の心というのはなかなか逃げるということができないそうでございますので、いかにその逃げる心を育てていくちゅうか、なっていただくようなこともしっかり啓発をしていかなくちゃならないというふうに思っております。取り組みについては、大津町においては、高遊原航空自衛隊の幹部職員を今任期付き職員で今雇っております。彼がしっかり頑張っておるとともに、やはり航空自衛隊、あるいは、自衛隊のほうも年に２回ぐらい世界の情勢や国の国防関連等について説明を受けております。そういう中での自衛隊との関連もしっかりと連携をとっていかなくちゃならないというような思いをしておりますので、彼によって先の南部地区においての防災訓練関連等についても彼が計画し、実行を行って、地域住民や関係機関、町との連携がうまくできて避難訓練ができたものというふうに思っております。そういう意味におきまして、今後についても、そういう人材関連等をしっかりと利活用しながら大津町住民の皆さんの生命・財産、あるいは避難についての核を図っていくように努めてまいりたいというふうに思っております。

**○議　長（桐原則雄君）**　永田和彦君。

**○１３番（永田和彦君）**　再度質問いたします。

新聞等々で見てみましても、事前の察知というのが非常に難しいんですね、これは。それのいろんな形でそのミサイルが発射されて、途中で追撃するような、いろんなサードですか、いろんな形が機能して、もう絶対こっちに飛んでこないというふうな安全が守られればいいんですけれども、そこははっきりしないと。どちらの軍備、いろんなそういった科学力がですね、優っているか我々は知る由もないところであります。ただ国を信じるだけというのが現状ではないでしょうか。ということで、じゃあ今町はどういった対処をするべきかということは、そういった形で専守防衛のいうならば自衛隊がですね、きちんとそのアメリカと手を組んで、もう大津町には飛んでこないよという形をつくってもらえればいいんですけれども、いざ、本当に被害が及んだときにはどうするかという対処方法まで第２段階は考えなくてはならないということです。そういうことで、先ほど昼食から帰ってきますと、まあ災害時における物資供給に関する協定書というものを何か委員会の資料ということで出てお

りました。ＮＰＯ法人コメリ災害対策センターと、町がそういった協定を結んでいろんな食料やいろんな物を確保するようにするということがこれおいてありました。ただ、こういった取り組みを一つの流れ的にですね、じゃあ食料の、もしも何かが起きたときに、経済はロックしますんで、食料の流通がうまくいかないといったときに、どうするかということが、熊本地震でもはっきりしましたよね。家庭にあるいろんな物資で食いつなぐ、水の不足で非常に最初は難儀しました。しかしながら、熊本地震ということで、ほかの大分も若干被害もあったかもしれませんけれども、ほかの自治体からの応援ていうものは非常に素早く行われたという実績があります。しかしながら、今回、このミサイルて考えたならば、どこに落ちるかわからないという方がほかの県からそう来るでしょうか。自衛隊もですね、もう動けなくなるんじゃないかなと、そういったものまで、例えばその想定しなければならないと思うわけです。じゃあ町独自でじゃあ何ができるのかと言ったときに、こういった供給体制の、物資供給体制のそういった協定を結ぶ。その中にもまだまだ企業と連携すればいろんなことができると思います。

例えば、我々委員会でも現地に行きましたけれども、大津町にはいろんな企業が立地されて、米粉パンとかで非常に売り上げを伸ばした玄氣堂、クボタさんですか、ありますよね。菊陽のほうの倉庫のほうとかも行きましたけれども、多大なる備蓄米がありました。やはりですね、近くにそういった備蓄された資源が、食料があるということはですね、そういったところとも手を組まなければならないし、また、ＪＡ関係、食料をそれこそ生産するそこの中枢たるＪＡに対してもいろんな形で手を結ばなくてはならないと考えるわけであります。

ですから、まずは情報発信、今どういった状況で、どういうふうに今なっていますと。国の対応はどうです、県の対応はどうですというものを何らかの形で町民の方々にきちんと伝えることができる体制をつくること。そしてまた、そういった食料のいうならば供給体制というものをきちんとつくること。そしてまた、パニックに陥らないように、もちろん医療体制もですけれども、行動科学の分野でいろんなどういった行動をする可能性があるという予測、そういったものを立てながら計画を立てていかなければならないと思います。対処する計画を、これはですね、本当もそこがないぐらい、随時見直しというものは進めていかなければならないと思いますが、それこそピーター・ドラッガーではありませんが、すでに起こった未来なんです。もう明らかに変化は起きている。その後、そういったひどい状況になる可能さえもう出てきたということは否めない事実ではないでしょうか。そういったことを考えれば、今後町が取り組むことの中にそういったもの、そしてまた、インフラももちろんいろんな形で破壊されたりとかする可能性があります。そのときに、建設組合等々の連携を持ちまして、災害のときには必ず建設組合が出てきますけれども、まあ重機の保有数あたりの把握もしとかんと、そういった形で出動を要請する。いろんな形がですね、たくさんやらなくてはならないことがあるのではないかというのがこの質問の趣旨でありまして、自給で、この町でできることというものを今洗い出しといて、そして、それを計画の中に練り込まなくてはならないと私は考えるわけであります。ですから、まだまだ町長の答弁では少ないし、充実してないし、まだまだ我々は今できるところ、もし私が仮想敵国と日本をみなしたならば、もちろん中枢となるべきものを狙いますよね。と言うな

らば、大津町でいうなら狙われるのはここなんですよ。新庁舎が建ったとしてもここ狙われますよね、言うならば。それはもう全体的に破壊するわけですから。その大津町もその山のほうとかは狙いませんよ。というふうになったら逃げる場所がなくなるということです。そういったこともですね、その行動科学といったのはそういった意味ですけれども、どこにどうやって逃げたほうがいいのかて、山に逃げたがいいのか、それともこういった何かの物陰に隠れたがいいのかていうのは必然的に今度は答え変わってくると思うんですよね。ですから、そういったものの充実を今後も図ってもらいたいと思いますので、再度答弁を求めたいと思います。

**○議　長（桐原則雄君）**　町長家入　勲君。

**○町　長（家入　勲君）**　議員のおっしゃるように、全国あるいはこの地域となると、もう企業も住民も行政もマヒしてしまう状態になるのは確かでございますので、そういう中で、前の段階としては、ちゃんとした情報やＰＲによってしっかりと自分の命は自分で守るというような気持ちをしっかりと植え付けてもらいたいというふうに思います。もちろんそのためには、町としての啓発をしっかりやっていきたいというふうに思っております。もちろんそのあとの企業とかいろいろについては、全国関連の企業も、大津町には企業でもっておりますので、その辺の連携とともに、大津町関連の今まで頑張ってきたイオンとか、いろんな形の中で、全国の企業の努力をお願いできればなというふうに思っております。

また、もちろん、そのあとの復興関連等については、やっぱり今年は、この前の震災のときは大阪から来ていただいて、支援していただいたわけですけども、今後については、大津市との災害協定を結びたいというふうに考えておりますし、大津市の社会福祉協議会のほうも、大津町の社会福祉協議会との災害協定を結びたい。あるいは、沖縄のほうともしっかりと友好関係で協定を結んでいきたいというような申し入れが今来ておりますので、前向きにそういう形の気持ち、ボランティアの力を借りながら、今後の大津町の復興にもつながっていけると、そういうような状況で、前後とその段階についての被災時の段階について、今後そういう段階の中で防災計画関連等をしっかりとつくっていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

**○議　長（桐原則雄君）**　永田和彦君。

**○１３番（永田和彦君）**　２問目に移ります。

１問目に関しましては、ここにおられる町の幹部の方々、そして議員の方々もみんな意識を高めなければならないよという形で申し上げておかないと、いろんな知恵も出てこないと思いますし、もっともっと私の一般質問なんていうのはもう１００分の１にもならないでしょうから、そういったですね、意見がずっとこう煮詰まっていって、町民の生命と財産がよりよい形で、その守られる可能性をどんどん高めていかなければならないと思うところであります。

２問目に移りますが、小中学校、町が経営しておりますが、環境整備についてという形で質問させていただきます。

質問の要旨といたしまして、非常に痛ましい事件があとを絶たないという中で、やはりいじめが起因しているとか、そういったものでですね、自殺、未成年のですね。そういったものがこうやはり年

間にはですね、いろんな形で発生しております。その中でも、やっぱり学校問題ていう形で非常にこう悩み、悩んで悩んだあげく、自分で自ら命を絶つというような事件も続いております。私はそれを考えたときにですね、改善策が何ら打ち出されてないというのが本当の私の気持ちでありまして、例えば、そういった未成年の自殺とか、いじめに対してもですね、事前対応策ていうのはほとんどありませんね。今回の町でも３月の末日付けか何かで、いじめ防止対策出されましたけれども、読んでみましても、事前対策となるものはほとんど見当たらないと。事後対応、いじめとはどういったことを意味するのかとかですね、そういったことで、いじめ防止にはならないかなと思います。それをですね、文部科学省は、そういったことに対処する能力というものは今までもなかったんじゃないかなと思います。根本的に考えた方をやはりもう変えなくてはならないのかなと思うんです。このときにですね、生徒たちを人間ですから、生身の人間をですね、いろんなものとかですね、生産物に例えるのはよくないことですけれども、じゃあなぜ企業も、営利企業ですけども、企業というのは、いろんな一つの製品をつくるためにもうきちんと管理をしているが故に、日溜まりを少しでも少なくして、いい製品を送り出すんです。それが企業全体の利益、要するに、学校もですね、きちんとしたですね、管理ていうものができてないのが現状ではないかなと思うところです。実際、学校のつくりあたりはですね、もう本当にハードの部分ですよ。昔から変わってない、理に叶っているならいいんです。しかしながら、逆行するように、大津北中あたりは、逆に目の届かないところを、死角をたくさんつくってしまうという、全く逆方向にいってしまう。それもその当時の議員さんなり、教育委員さんなり知りませんけれども、私も聞いたことあります。もう少し何かこう違う形はでけんのかとか、そういった意見が出てくるわけですよ。だから、素人がですね、すぐ口を挟んで、そういった、例えば企業で言うならば、その知識もないのにその製品をだめにしてしまうというのが、今現状ではないかなと、私思います。ですから、本来ならば、学校の、小中学校の教職員の方々がそのいうなら管理者、自分の生徒たちを管理するとしたときにですね、いい形のハードというのは必要だと思うんですよ。企業の製造工程というのはすべてが管理されております。不具合が起きればすぐそこを直すようにされております。これは機械と生身の人間を比べたくはないですけれども、そういった視点も一つの持ち方ですよという問題提起をしたいということです。ですから、もしそういった企業のプロフェッショナル、製造に関わる、生産性を上げるというようなですね、係の方々は、学校を見たときに、これじゃだめだねって言いやしないかなと思うんですよ。そういったもののですね、取り組みというのが非常に今までも少なかった。ですから、みんな堂々巡り、悪い方の言うならばＰＤＣＡサイクルを繰り返しているような感じがしてならないんです。私は、子どもというのは伸び伸びと、もう勉強という形で押さえ付けないで、もう健康に育って、人生を楽しんで欲しいというのが一番強いんですね。ですから、私はもうほとんどＰＴＡ役員というのはやらなかったです。ただ給食費の集め方に問題があったときだけ銀行振り込みを進めるべく、私がわざとなってそれをやりましたけれども、教育にですね、素人が口出しして、逆にだめにしているというのが、現在も多々見られると思います。ＰＴＡの方々が悪いと言っているわけではありません。いい人半分、悪い人半分が世の中はだいたいそうなんですよね。その役員になったからいいことを言わなければならないという何ていうか、そういった役にな

ったからそういったことを言い始めたて、あんた今まで何ばしよったとていうごたる人が出てきてもらたって困るわけですよ。そういったものを多々私は今まで見てきました。ただうちの３人子どもがおりまして、一番下ももう大学生であと２年ですけれども、３人ともすくすくと育ててもらってますので、それはそれで、ただ自殺とか、自ら命を絶つとかいうのは、もうやはりもうしっかりと防止しなければならないという思いからの質問です。ですから、今のハードの今の形でいいのか。そういったものからですね、考え方を変えないと、おそらくその先生たちも目が届いてない、言うならば、生徒の視点と先生の視点のずれのある状況で今学校運営がなされているんじゃないかていう疑義を私は思うんですよ。本当に生徒の視線でＳＯＳを発している生徒たちや、いろんなみんなが仲良く遊んでいるね、みんながいいほうの討論をして前に進んでいるなというようなですね、それをフォローしてあげるような体制にはなってないんじゃないかなと、それを思います。ですから、いじめはあとを絶たない。実際、私の時代もたくさんありました。しかしながら、いじめがあったときにはですね、その時には、学校の中でも、その教室の中でもですね、やっぱりあるんですね、ケンカが強いやつ、やっぱりこの子はケンカができない。ただケンカが強いやつは、やはりそのクラスのボスですから、守るんですよ。そんなことをしちゃだめじゃないかと、守るんですよ、弱い人を。そういうった状況は今は何か、こう守ったら逆にその人もこう一緒になっていじめられるとか、よくテレビとかで言ってますよね。異常ですよ、やっぱり。みんな画一的な教育の弊害だったろうと思います。やはり個性を伸ばすようなそういった教育にならなかったという点と、今時代にあった、そういった体制ができてるのかといったら、何ら変わってないなというのが私の思いでありまして、大津町で、もちろんどこでもですけど、起こってはいけないですけれども、そういったその未成年者が自ら命を絶つようなことは何が何でも防がなくてはならないと。まずは環境整備からではないかなと、そういうふうに思います。もちろん体制整備もです。いろんなそれに任にあたる人たちの能力もあるでしょうけれども、その人たちを有能に動かすのが企業の生産体制の見直しなんですね。学校の先生もいろいろあります。そのですね、もういざその先生になられたなら、その人も有能の働いてもらわんといかんわけですよ。この人たちが働く体制をつくってあげんとだめですね。じゃないと、本当のいい生徒たちは育たないだろうという思いです。

こういった視点から質問をしたいと思います。

**○議　長（桐原則雄君）**　教育長齊藤公拓君。

**○教育長（齊藤公拓君）**　永田議員の小中学校の環境整備等についてのご質問にお答えをいたします。

議員がおっしゃいますように、警察庁からの発表されている資料によりますれば、未成年者の自殺の原因に学校問題が多いというデータがございます。その原因となる学校問題の中には、学業不振や入試の悩み、そして人間関係によるものなど様々な原因が考えられております。

あってはならないことではありますが、その原因が学校内にあるとすれば、その対応や防止対策については、学校や学校の設置者が中心となって検討が進められることになりますが、そのような状況をつくらないということがまず最初で一番重要なことであると思っております。

通常、学校における教育や指導などの問題や課題に対しては、そのケースごとにソフト面やハード

面などで様々な対応策や解決策が検討され取り組みが進められております。

施設面における課題解決の方法となりますと、施設の改修や整備により環境改善を図りますが、当然、財政面での負担も考慮して効果的に対応できる方法を検討するということになろうかと思います。

議員ご指摘のとおり、学校施設の構造のほか、職員室や教室の配置、形状については、児童生徒の教育や学校生活に及ぼす影響も大きいと思いますが、財政的な面もあり、校舎等について、建設された当時の構造や教室等の配置を大きく変えたりすることなどについては検討ができていないというのが現状でございます。

小学校では、クラスの担任が教室の中にいて、児童に接する時間が多くありますが、中学校になりますと、国語、社会、数学、英語の教科担任は職員室に、また、他の教科担任は、ほとんどが教科の準備室や教官室にいる時間が多く、教室にいる時間は少なくなります。

校舎の構造では、一直線の校舎は見通しが隅々まで届きまして死角が少ないわけでございますけれども、曲がりが多くなるほど全体が見えづらくなります。そのように、校舎の構造や職員室の配置次第では児童生徒の動きなどを把握しやすくなるということになりますし、校内のいろいろな問題を早く把握することができ、速やかな対応にも繋がるのではないかと思います。

現在、町内の小中学校の校舎、あるいは体育館については、老朽化が進んでいる施設も多くあり、今後、改築や大規模改修の際には、児童・生徒の管理や安全確保の面からの構造や配置についても検討が必要と思います。また、その際には、先進事例なども研究しながら、良い事例があれば参考にして、職員室の配置を含め、子どもたちの様子をみえやすくするというような環境づくりという視点も踏まえて、町の教育環境の改善を図りたいと思っております。

確かに、私も北中に初めてまいりましたときには、議員ご指摘のとおり、教室内でも教えていて、あれ、あそこ見えるかなというところございましてですね、あまりにもいろいろ考えすぎて、いろんなプランが入ってしまったのかなという気がいたしております。反対によその新しくても美咲野にいきますとですね、本当に廊下一直線でですね、非常に管理がしやすい、そういった意味ではいろいろなことが考えられます。ただ、先ほど申しましたように、財政的な面もありますので、早急にということにはいきませんけど、例えば、一つの例といたしまして、空き教室が出た場合ですね、普通職員室は学校に１カ所集中的にあるわけですけれど、空き教室を学年ごとの職員室に活用するとかですね。これ実際私の学校で行いましたけれども、中学１年生は１階、２階は２年、３年は３階においてですね、空き教室が４つぐらい出ましたので、これはどこでも自由に使えますので、その棟ごとに、階ごとに１教室充てまして、そこに各学年の先生方には行っていただく、最後は全体の職員室におるけれど、休み時間にはそっちに行っていただいて、子どもたちが、すぐそばに先生がいらっしゃると。安心感も与えることができる。それが不可能な場合にはですね、例えば、こういう手も取りました。例えば、私中学校でしたけれども、教科担任は教室からまた職員に帰るわけですが、大体一つの動線でまいります。同じ道を通って帰ります。そこで、あえて私のほうからどうか多くの動線を持ってくださいと。次にあの教室からこっちまわってこう帰ってくるとかですね。別の階もちょっとずっと１回通って帰るとかですね。アイデア次第ではですね、今のつくりでもいろんな死角をなくせるといいま

すか、そういうことも考えられますので、そのあたりも含めてまた校長会等々でですね、お話をしながら各学校でその自分の学校の構造にあったいろんな知恵をお互い出し合ってですね、いかに死角をなくすか。子どもたちを守ると、命が一番でございますので、その命を守るという観点からですね、お互いに知恵を出し合って少しでも子どもたちの日常が見えるようなそんな工夫を重ねていければなと思っております。

以上でございます。

**○議　長（桐原則雄君）**　町長家入　勲君。

**○町　長（家入　勲君）**　学校の整備計画関連等については、もう教育長が言われましたような形でやらせていただいております。北部３校の合併のあと、平川小学校でというような課題もございましたけども、大変あのう平川小学校、・・の学校というような話もあったんですけども、地元の方にご相談しながら大規模改修でそのような問題も一応解決をさせていただいております。もちろん、北中学校の増築関係等についても２階に階段をとか、あるいは職員をこっちになわすとか、いろいろな相談は一応聞いて、その中で我々のほうも財政との突合せをしながらいろいろやってきておるところでありますし、美咲野の５つの教室を新たにつくるというような形でも、何でかなというような条件関係もいろいろ教育委員会のほうとも話してきておりますけども、仕方がない部分もございますけども、そういう形の中で教育委員会の意見を尊重しながら学校教育にしっかりと頑張っていただくようにできる限りの支援をやっていきたいというふうに思っております。

**○議　長（桐原則雄君）**　永田和彦君。

**○１３番（永田和彦君）**　再度質問いたします。

今教育長の答弁で、そんな取り組みもやっていらしたんですねていう、非常に頭が下がった部分も実際ありました。そうなんですよ、その多くの動線を持ってくださいていうのは、まさしくそこなんですよね。生徒たちの顔を見なさい、行動を見なさいというのは非常に大切で、そういったこともなしに、ただのサラリーマン化したような先生だったならば、もう大変なことになりかねないよという実例がいじめとか、いろんな形が収まらない。もうその知らぬ存ぜぬ。しかしながら、我が大津町でもですね、これは昨年度ですか、教職員による生徒の盗撮事件があったとか、ありましたよね。傷ましい事件では、ＰＴＡ、保護者会ですか、保護者会か何かの会長か何かが女の子を連れ去って殺害するというような、結局、その疑いを持たないその未成年者に対する、接するその大人の人たちが、その任務かどうかわかりませんけれども、それを悪用するとか、そういったものも今度は出始めたわけです。ということは、まあ学校の先生あたりを統括して、施設もひっくるめてやはりそこの長がやりますよね。まずその大津中学校なら大津中学校長先生がそこは統治しなければならない。ガバナンス能力が問われるところです。そこをまた大所高所から教育長がきちんとやっているかどうかを見分しながら、教育委員会で業績、いうなら学力が伸びたねとか、すくすく育って非常にそこはスポーツが盛んで、記録も出たねっていうような統括をしていかれると思います。結局は、今後取り組まなくてはならないのは、教職員によるそういった盗撮の事実が発覚して、そういったものもあるのならば、やはりそこもそれに携わる、例えば、保護者会の人たちも言い方悪いですけど、ある程度教育長は疑

いも持って見らなくてはならないようになったんじゃないかなと。何もかんも信じて、その地位に立ったから任せとったらこういった事件が起きるんですよね。ですから、やはり疑いはいつも持っていなければならない。これは企業はいつもなんです、実は。本当にこのやり方でいいのかていうのは、いつも実は持っています。もっと効率的なものはないのか、もっといい製品ができないのかというのを企業は持つんですね。いつもその意識があるから、よりよき製品が日本は世界に冠たる製品をつくるんです。人材も冠たる人材をつくらなくてはならないから、この質問なんですけれども、もうそのですね、言うならば、指導する方々が、そういった方がもう今は今度は逆に出てきたという事実をもうきちんと対処の方法も考えなくてはならないと思います。

時間がないので、例えば、いろんなハード面を扱うにしても、やはり先立つものはそういったお金の問題はどうしてもですね、つきまとうと思います。財源あってのいろんな形で、学校もいろんな更新をさせていくというようなことができるのかなと思います。ただ教育委員会は、予算ていったときに、非常に一番弱いところですよね。ですから、私もいろんな学校に監査委員のときに行きましたけれども、予算が非常に少ないという意見がほとんどで、まあいろんなことができないということを窮屈に考えておられる先生方々が多かったですね。校長先生も含めて、もう少し予算が欲しいということは、本当はもっとやりたいことがあるのかなということですよ。予算があればこういったことにも取り組むというのもあるのかもしれませんね。じゃあ財源はどうするか。もちろん町長はこの財源のことを教育委員会にちょっと増やせとか言われたら一番困る点でしょう。これはもう全体を大所高所から見て、適正配分を決められているわけですから、それを我々議会が承認するという形ですから、じゃあそこの捻出に成功した、言うならば学校や自治体とかはないのかて、やっぱりあるんですね。それは、その地域性とかいろいろありますけれども、ある一つの例をとりますとおもしろいのが出てきてですね、財源の確保するためにですね、もう広すぎる校庭とか、そのあまり使われないような箇所があるならば、学校というのは、非常にいい場所に建っている場合があるので、例えばですね、５０年とか、７０年とかですね、長期の貸借契約を民間と交わして、そしてそういったマンションを建てさせるとか、そういった形でですね、収入を得た教育委員会なんかもあるんですよ。ですから、考え方次第ですね。財源がないならば財源を捻出するっていう考え。これって一番教育長も弱いところかもしれませんけれども、そういった形で財源が必要ならば財源にも取り組むというようなですね、そういった、言うならば感覚も持たなくてはならない。我々議員は実際ですね、オールマイティなんですよ。すべてのことに対して問題提起しますから。ですから、そういったことを考えれば、財源の捻出も新たなる知恵が出てくる可能性もあります。しかしながら、美咲野小学校、まだ建てたすぐで教室を増やさなくてはならないというような、この予測の甘さ。これも重々指摘されるところですよね、言うならば。そういったところはですね、計画がきちんとしてない。そして、先生の不祥事自体は、そういった統治能力が劣っている。そして、いじめとかが起こる要因となるようなハードではないかなという、それは防止するためには動線をたくさん持ってもらうことでいろんな目が光るよと、わざわざ監視カメラは要らないよというようなこともできるということは、だいぶ出そろってくるわけですよね。ですから、そういったものを先進事例として我が町は取り組まなくてはならないと思う

わけです。ですから、財源も非常に難しい問題ですけれども、なからんとでけんていうようなご意見も出てくるかもしれませんが、それはそれで知恵を出し合わなければならないことじゃないかなと思います。財源で済むことならばですね、人の命よりも軽いですよ。財源のほうが。ということですよ。結局は、人として生まれてきてですね、もう本当に人生を満喫して、ああこの世の中は楽しかったばいていうような一生を送ってもらわないと、可能性の塊ですよね、子どもたちは。そういった子どもたちに学校問題、いじめとかですね、そんなですね、みっともないような学校をつくるのはやめましょうよという意見ですので、再度教育長から答弁をお願いして終わりたいと思います。

**○議　長（桐原則雄君）**　教育長齊藤公拓君。

**○教育長（齊藤公拓君）**　今いろいろご享受いただきましたけれども、本当に教育というのは、人育てということでございますけど、それに付随している部分、大変裾野の広い分野でございますので、様々な知恵をいただいてですね、また、様々なそういった取り組みを参考にしながら、本当にできるところからですね、確かにお金は必要ではございますけれども、なら、なければ何にもできないのかじゃなくて、ないなら、この範囲で何かでけんかと、そういうことが大事だろうと思っておりますので、そういう視点からも今後取り組んでいきたいと思っております。

ありがとうございました。

**○議　長（桐原則雄君）**　しばらく休憩します。

午後２時１０から再開します。

午後１時５９分　休憩

△

午後２時０９分　再開

**○議　長（桐原則雄君）**　休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木俊彦君。

**○１５番（荒木俊彦君）**　私は、大津町民の皆さん、並びに日本共産党を代表しまして一般質問を行います。

質問の第１点目は、熊本地震からの復旧・復興についてでありますが、中でも地震によって宅地の擁壁が壊れたり、崖が崩れたりと、こういった宅地の被害復旧に関する被災者の皆さんの自己負担の軽減を図るべきではないかということであります。地震から１年２カ月経ちましたが、これから本格的な復興が始まりつつあると思いますが、この間、この被災者の復興を見る中で、最も人にとって大切、切実なこととして、安心して、しかもくつろぐことができると、そういう住宅、住まいの確保が最も人間にとって求められていることではなかろうかと思います。改めまして、私、この議会のちょっと前に地元を見て回ったんですが、私の地元の高尾野区では、１戸建ての住宅ですね、地震前が約１００世帯ほどございましたが、この間、公費解体が進む中で、私が確認をした住宅の解体をしたところが少なくとも３５棟ございました。１００世帯のうち３５戸が長年住み慣れた家をなくなく解体せざるを得ないという状況であります。３５解体をされた中で、現在、もうすでに建替えた、あるいは建替え中と、工事中というお宅が９戸でありました。つまり、まだ２６戸の皆さん方は、解体はし

たけれど家は更地になったままという状況であります。これから業者には発注はしているけど業者不足で家がまだ着工できていないという方もおられますが、ざっと見た限り、半数以上は住宅の再建は本当に厳しい状況ではなかろうかと思います。

そういう意味で、熊本地震からの復旧・復興の目安は長年住み慣れた住宅、そのまま再建はできませんが、可能な限り住み慣れたところで住まいの再建を果たす、このことが中心にあると考えるところであります。

そこで、住宅のこの復旧、再建を進める上で、最初申し上げました、擁壁や宅地が陥没をした、こういうお宅は相当修復費用が高額になってしまいます。特にそうですね、錦野地区や内牧、外牧、大林地区などは傾斜地が多いですから、まずその解体をしたところでもうその崖や擁壁をなおさないとそこには家を建てることが不可能だというお宅、あるいは、家は何とか修理をすれば使えるけど、目の前の擁壁がいつ壊れるかわからないということで危険だというお宅もございます。そういう意味で、こういう人たちは、住宅の修理、それにあわせて高額なその宅地復旧の費用がダブルにのしかかってくるわけであります。

そこで、最初にお尋ねをいたしますが、この間、数回これは質問をしてまいりましたが、国あるいは県のこの宅地復旧補助事業が始まっているわけですけど、国が公共事業として本人負担なしでやるところもございます。それはまだいいと思いますけど、県の復興基金による宅地復旧、こちらは最低５０万円を負担、５０万円までは補助がございません。２００万円の工事費が発生した場合、個人負担は半額の１００万円負担をしなければならないと。最大１千万円まで補助が出ますが、本人負担は３６７万円、非常に高額な自己負担が発生するわけであります。そういうことで、この間のこの宅地復旧事業の経過と問題点はないかについてと、県の復興基金による補助事業の嵩上げは検討が具体化されているのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

**○議　長（桐原則雄君）**　町長家入　勲君。

**○町　長（家入　勲君）**　荒木議員の宅地被害関連等についてのご質問かと思いますけども、熊本地震での復旧関連について大変遅れておりますので、一日も早く復旧にできるように頑張っておるところでもあります。宅地被害関連等については、もう議員十分ご承知のとおりかと思いますけども、私有財産である宅地の復旧については、個人負担が原則となりますが、公共施設への被害を防ぐためには、国は公共事業で復旧する際の要件を緩和しておりまして、公共事業に該当しないような場合にも県の復興基金による支援により、宅地被害に対する支援を行うことになっております。公共事業に該当しない場合の県の復興基金による宅地被害復旧の支援については、町独自の個人負担軽減策の検討をということでございますが、県のほうには復興基金からの追加支援金を拠出してもらうように要望しているところであります。また、事業については、調査中でありますので、全体事業費がどれぐらいになるのかもこれからになりますし、拡充事業の場合は、要件に該当するかどうかの確認も行っているところでございますので、確定できましたら今後検討をしていきたいと思っております。

宅地被害関連等に対する事業の進捗状況関連等について、部長のほうからご説明をさせます。

**○議　長（桐原則雄君）**　土木部長併任工業用水道課長太田黒哲郎君。

**○土木部長併任工業用水道課長（太田黒哲郎君）**　荒木議員の質問にお答えいたします。

宅地被害復旧自己負担軽減をということでございますが、熊本地震における宅地被害に対する復旧については、４月１７日から相談受け付けを行っております。６月５日現在で１５３件の相談がありました。うち１４５件について現地調査が終了しておりますが、今回の事業では、大きく分けて３つの事業により対応することになります。相談受け付けしたものがどの事業で対応できるかを確認する必要があります。

まず、大規模盛土造成地の活動崩落を防止する事業で、これは、盛土面積が３千平米以上で、かつその盛土上に１０戸以上が対象となります。次に、小規模な盛土造成地の被害への対策を図る宅地耐震化推進事業、拡充事業と申しておりますが、要件としては、盛土の高さ２メートル以上で、家屋が２戸以上、避難路等への影響があるものとなります。この２つは国庫補助事業として対応することになりますが、これらの要件に該当しない場合は、県の復興基金による対応となります。この場合、補助額は、まず全体の工事費から５０万円を差し引きまして、残った金額の３分の２を補助するということになります。なお、対象工事が１千万円を超えた場合、支給額は一律６３３万３千円です。

相談があった被災箇所については、この３つのどの事業に該当するかを確認を行っているところですが、拡充事業では、被災した擁壁に対する家屋の２戸以上の範囲の考え方や、避難路への影響などに対する考え方について、まだ不明な点が多いため、このような事例については、県のほうに事例をあげて検討するようになっており、県と関係市町村により検討を重ねているところでございます。

また、被災箇所については、町は昨年１１月に職員による調査を約１４０件程度実施しておりますが、現在、相談受け付けをしたもののうち、この時の調査により把握していたものは約３０件しかありません。残り１１０件についても、今後調査を進めるよう今準備をしているところでございます。

以上でございます。

**○議　長（桐原則雄君）**　荒木俊彦君。

**○１５番（荒木俊彦君）**　相談件数が１５０件を超えたということでありますが、確認したいのは、まだ大規模になるのか、拡充事業になるのか、県の復興基金に該当するのか、その仕分けがまだ確定していないということですね。より有利な事業に当てはめたいというのは、確かに誰しも思うところでありますが、国の補助事業になればご本人の負担が無料になりますから、なるべくそうしてあげたいのは山々でありますが、どうしてもこの県の復興基金、これ明らかに基金でないと対応できないというのが多分、まあ一目見ればわかると思うんですがね。その県の復興基金に該当しそうだというのは、一体何件ぐらいあるのかというのをもう一度担当のほうにお尋ねをしたいと思います。

それから、まだその自己負担の軽減を、町長のほうもやりたいけどまだ確定しないからそれを状況を見ていくということでおっしゃってはおりますが、再度申し上げますけど、私が相談になったところは、住宅が半壊判定になって、応急修理で５７万６千円は補助が出ますが、それを含めて自己負担が住宅の修理だけでも４５０万円以上かかるだろうと。なおかつ、宅地復旧が５００万円、もっと抜本的にやると１千万円ぐらい宅地の復旧にかかると。まあ工法にもよると言われておりますが、最低の５００万円ので復旧をしたとしても、補助金は３００万円、ですから、残りの２００万円は自己負

担になります。ということは、住宅と宅地復旧あわせて最低でも６５０万円の自己負担が発生をするわけであります。それ以上お金がかかるようであれば、まさに解体をして、可能であればよそに土地を買って建てたほうがいいんじゃないかという事例も出てくるかもしれませんけど、まさに住み慣れたところに住宅をきちんと確保すると。これこそが被災者の一番の望みだと思います。

そういう意味でもう一度ですね、担当のほうから被害の実態の内訳、わかる範囲で結構ですので、お答え願いたいと思います。

それから、町長のほうに確認でありますが、確定の上で被災者の、県のほうに、県の復興基金を積み上げてもらって軽減を図るか。もし県がやらなければ、町独自でも援助をしようという腹をくくっておられるかどうか、お尋ねをしたいと思います。

**○議　長（桐原則雄君）**　土木部長併任工業用水道課長太田黒哲郎君。

**○土木部長併任工業用水道課長（太田黒哲郎君）**　被害の内訳についてでございますが、正確にちょっと今記憶してないんですけれども、概ね３分の１ぐらいが拡充事業、国庫補助事業該当であったかというふうに思います。

**○議　長（桐原則雄君）**　町長家入　勲君。

**○町　長（家入　勲君）**　担当のほうが今調査しておりますけども、国、そしてそのあとの県の補助、基金ですけれども、そういう中で、それ以外については、町での支援はやっぱり家屋と同じでございますので、そういう意味において町でのできる限りの支援はやっていきたいというふうに思っております。いろんな形をやっぱり県に話していかないと、この前も申しましたように、外牧、内牧地区についても、イエローゾーンについてはですね、県のほうでまた新たに３００万円出すというようなことになっておりますので、しっかりと県のほうには被災者の立場になって検討していただくようにしっかり要望していきたいと思っております。

**○議　長（桐原則雄君）**　荒木俊彦君。

**○１５番（荒木俊彦君）**　町長のほうで最大限援助をしたいということでありますので、ぜひ被災者の方々が一刻も早く安心できるように計らっていただきたいと思います。ちなみに、１５０件の被害があったとして、３分の２が復興基金であれば１００件が復興基金の対象になります。１００件のお宅で５０万円最低部分がありますけど、５０万円が援助をされれば、全部出したとしても５千万円ですね。多分そこまでは該当しないでしょうから、５千万円以内で援助をすることができるということでありますので、宅地が、今度地震がきてももう壊れないということにしとかないと、また地震がきたらですね、宅地が壊れたら本当に人命に関わることですので、それから、被災者の安心復興のためにぜひ、引き続きこれは実現するまで私のほうも頑張ってまいりたいと思います。

それでは、質問の第２番目に移りたいと思います。

あけぼの団地のバリアフリー化対策についてお尋ねをしたいと思います。ご承知のとおり、あけぼの団地は４２０戸、１５棟で４５０戸が建設をされ、４０年近く経過をいたしております。３８年から３９年、ほぼ４０年建築当時から経過をしているということです。現在の鉄筋コンクリートであれば７０年は十分もつであろうと言われておりますが、あけぼの団地が建設された当時の水準からする

と、放っておくととても７０年はもたないということだと思います。そういう中で、大津町においても町営住宅の長寿命化計画がつくられ、現在、リニューアル工事が順次進められております。多分これで２０年や３０年は、４０年プラス２０年か３０年ぐらいは寿命を延ばすことができるんだろうと思います。同時にですね、団地に入っておられる入居者の方も高齢化が進んでいるわけです。４０年経てば、二十歳のときに入居した人が６０歳、３０ですればもう７０歳ということになるわけであります。

そこで、私もこの間、熊本地震後、特に数件の方から相談がございました。現在、団地の一番低い方で3階、あとは5階に入居をなさっている方ですね。１人の方は脳梗塞で片方がマヒをして、手摺りやっとつかまって上がり降りしてきたけど、地震でもうパニックの中で上がったり降りたりするって、もう本当にこれ以上はもう耐えられないというような相談であります。あるいは、もう１人の方は、３級の障がいがあるということで、担当に相談にいきましたら、もっと重い人がいるからあなたはまだ移ることはできません、１階のほうに移りたいという要望を出したわけですけど、移れないと。町の条例では、高層階に住んでいる方は、高齢あるいは障がいなどの理由があれば下の１階や２階に移ることができるとなっているわけでありますが、事実上、空きがなければいつまで経ってもそういう人たちの要望を実現することができないというのが実情となっているわけであります。

そこで、あけぼの団地の入居者でエレベーターの希望が増えていると思います。これは４、５年前に１回質問したことがございます。その中で、年齢あるいは障がいなどの調査、特にですね、４階、５階の高層階から１階に移りたい。あるいは平屋の住宅に移りたい。こういう要望があると思うんですけど、きちんとした調査がこの間なされているのかどうか。なされているのであればその内容についてお尋ねをしたいと思います。

もう１点は、そういう何てかね、足が不自由な方とか、障がいのある方とか、そうした人たちのいる棟にはそのエレベーターを、４階や５階は絶対にエレベーターが私は必要だと思うわけであります。町営住宅の条例第２条では、入居者にとって町営住宅は便利で快適なものとなるように整備をしなければならない、条例では定めております。第２条の１２では、高齢者の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るためのものとして、規則で定める措置を講じなければならないとなっております。つまり高齢者あるいは障がいをお持ちの方々が安全に移動できるように適切に図らなければならないと、条例で定めてあるわけであります。この点からしても、エレベーターの設置が必要であると思いますけど、ご見解を求めたいと思います。

**○議　長（桐原則雄君）**　町長家入　勲君。

**○町　長（家入　勲君）**　荒木議員のあけぼの団地関連についてのご質問でございますけども、もう議員おっしゃるように、４階、５階というのは、もう前々から高齢者の方々について、あるいは妊婦の関係の方々について、大変嫌われておる階でございます。つくったときは、そのエレベーターなくてもよかったですけど、今はつくらなくてはならない義務もございますけども、状況で調査した段階でいろいろと入居者と話し合いをやった結果、今の段階で了解を得ましたので、今２８年度から２棟だったのが、災害がきましたので、１棟というような形で、今後についてもそういう段階で１棟ずつや

っていかなくちゃ、しばらくは１棟ずつというようなことになりはしないかなと。しかし、我々としては、やっぱり今災害住宅を５０戸予定をしております。そういう中で、将来は町営住宅というような形で活用させていただくことになりますけども、それだけでなく、国のほうに要望いたしまして低家賃、低所得者関係の皆さんの住宅をぜひお願いしますというようなことでお話しましたところ、大体そういうような補助事業もできておりますので、今後については、そういう関係について、また住民の皆さんとそれぞれの地域の、これまでやってきた北小学校や矢護川小学校周辺に住宅をつくっておりますので、そういうところにつくるのか。しかし、少子高齢化の社会でございますので、そういう方々がそこに住むのは無理でございますので、街中のほうの新たな都市マスの中にやっぱり用地を確保しながらつくっていかなくちゃならないんじゃないかんというふうに思っておりますんで、今後について、今さしより災害住宅関連等について取り組みをさせていただいておりますけども、そのあと、低所得者住宅関連等についても、住民のニーズにおうたところで検討をさせていただければなというふうに考えております。

あけぼの団地の関連等の状況については、担当部長のほうからご説明をさせます。

**○議　長（桐原則雄君）**　土木部長併任工業用水道課長太田黒哲郎君。

**○土木部長併任工業用水道課長（太田黒哲郎君）**　荒木議員の質問にお答えいたします。

６５歳以上の入居者の状況調査ですが、大津町町営住宅条例第１４条第１項収入の申告の規定によりまして、１０月１日現在の状況を毎年１回提出しなければなりませんので、その報告に基づき入居者台帳を作成しております。

平成２９年４月末現在のあけぼの団地入居者の状況は、３０１世帯９１７人の方が一般入居されております。そのうち、４階、５階に入居されている６５歳以上の方は２２人おられ、うち２組が夫婦とも６５歳となっております。高齢あるいは障がいなどで１階への転居の相談をされた方は、平成２５年度に１件、平成２６年度に１件、平成２８年度に２件ありました。この方々への対応としては、あけぼの団地の１階やほかの平屋の町営住宅に空きが出た場合に、直近の住宅入居審査会に諮り優先入居の手続きを行います。これにより平成２８年度相談者のうち１件は取り下げられましたが、平成２５、２６年度及び２８年度の１件の方は、実際に１階またはほかの団地へ移動されております。

次に、エレベーター設置の件ですが、あけぼの団地は築後３０年以上が経過していて、４００戸以上を要しておりますので、改修するにあたり３つのパターンで協議を進めてまいりました、一つがエレベーター設置も含め、全面改修を行う。二つ目が台所や風呂などの水回りと外壁及び屋根改修など一部改修を行う。三つ目が外壁と屋根改修のみ行うという３つのパターンで、それぞれの住宅使用料の改定額を含め検討いただきました。アンケート調査の結果では、エレベーター設置の要望は４３０件中４１戸の９．５％で全面改修ではなく、現在行っている改修となりました。現在１棟当たり１億７千万円をかけて一部改修を実施しておりますが、これにエレベーターを設置してまた改修を行いますと、費用もさらに５千万円程度かかるという試算もあります。

また、家賃につきましても、この改修に伴いまして、低い方でも当時の説明会では４千円程度の家賃が上がるものと推計されておりました。そういうところを住民の方と十分協議したところで、最終

的には一部改修を行うということで協議が整いましたので、平成２７年度より改修を実施しているところでございます。

**○議　長（桐原則雄君）**　荒木俊彦君。

**○１５番（荒木俊彦君）**　現在、団地は長寿命化計画において、順番にリニューアルされて、これはこれで入居者の方から私が聞いている限りでは、非常に喜ばれているかと思います。確かに、家賃が多少上がったかと思いますけど、それにもまして必要な工事であったかと思います。

それで、私がエレベーター設置が必要であるということを言っているのは、５階建ての全部にエレベーターを付けるべきだと言っているわけではございません。もちろん、若い方についてはですね、５階であろうとそう苦にはならないと、家賃が安いほうがいいという方も確かにおられます。しかしながら、４００世帯を、町内最大のこの団地で高層階を抱えているところが一つもエレベーターがないということでは、入居者のこの苦労に応えることはできないと思うわけです。直ちにエレベーターを付けなさいということではございません。順番にもって、例えば、どっかの１棟をモデル的にエレベーターを付けると。よその事例を何件か調べましたが、やはりエレベーターを付けると家賃が上がるから反対だということが一番のネックだということになっているようであります。しかし、実際エレベーターを付けたあとは、ほかのところの住民が私たちもエレベーターの付いてる、その住宅に移りたいと、結果的にはそうなっているのが大勢だということであります。

同時にですね、条例にもありますように、高齢者や入居者にとって何とか歩けたとしても、毎日毎日４階や５階にあれを往復するかと思うと、私でもぞっとするわけです。こんなきついことはないと。元気なときであればですね、それはトレーニングにもなりますからいいですけど、年々人間は年を取れば弱ってくるわけであります。ですから、ここ数年の以内に計画的に１棟でも２棟でもそういったエレベーター設置が私は絶対必要だと思うわけであります。エレベーターをどうやって付けるかと、担当課でもあけぼの団地の改修計画、これは何年ですかね、数年前につくった長寿命化計画の中でもエレベーターを付けられるかどうかというのを検討はなされているようであります。現在、階段室があって、一つの階段から上がっていくと右と左に部屋があるということで、一つの階段室で５階までだと１戸ですかね、住宅がございます。この階段室ごとにエレベーターを付けるのが、以前だったら一番手っ取り早くエレベーターを付けられるということで、以前の例ではこの事例が多かったようでありますが、階段室にエレベーターを付けた場合、中間の踊り場にエレベーターが付くんで、あと半分だけは階段が残ってしまうということで、完全なバリアフリーにはなりませんということで、最近は完全バリアフリーですね。横に廊下を付けて、棟の真ん中あたりにエレベーターを１基付けて、そのエレベーターは１基ですみますから、あとのメンテナンスも安くすむと。それから、横に廊下をつなげて各部屋に車椅子でも移動ができると。完全なバリアフリー工法が主流となっているようであります。工法によっては、そこに住みながら工事を進めることが可能であるということです。肝心かなめのその家賃が上がるということについては、各自治体によって一気に上がるのでなくて、５年か１０年かけてじわじわじわじわ上げていくというような工夫もなされているとこもあるようであります。

それからですね、現在、リニューアル工事をやってますが、全面に足場がかかっておりますね。一

緒にエレベーター工事をやれば足場工事はもうエレベーターに要らなくなるんです。だぶってはいらないわけですから、そういう意味では、非常に経費的にもリニューアル工事とエレベーターを一緒に工事をしたほうがうんと安くすむと言われているわけであります。

そういう意味でですね、さっき何ですかね、３０１世帯ですかね、４２０戸あるのに３０１世帯しか入ってないということは、今空き部屋をつくっといて、工事のために一旦移ってもらうというようなことをやっているみたいですけど、そういう意味では、非常にエレベーターを付けるチャンスですよね。工事もやりやすいということであります。そういう意味で、どっか１棟、そういうエレベーター付きの工事をやったほうがいいと思うわけですけど、再度答弁を求めたいと思います。

それからですね、町営住宅の条例ですね、第２条の１２項で、町営住宅の共用部分ですね。先ほど言いましたように、高齢者等の利便とか、安全性を図らなければならないとなってますけど、これ条例では、そのために規則令、安全性については規則で定めるというふうに条例ではなっているんですが、どうも規則が見当たらない。多分規則はないんではなかろうかと思います。だいぶ条例集を探しましたけど、規則にはそういう項目は見当たりませんけど、おわかりでしたらお答えを願いたいと思います。

**○議　長（桐原則雄君）**　町長家入　勲君。

**○町　長（家入　勲君）**　エレベーター―の件で、１棟の中に一つはどうかという話ですけども、４階、５階まで１、２、３階はもう止まらない、そういう形式のエレベーターで、でないと下のほうもそのエレベーター利用するとほかの階の人たちが、いっちょつくれば、「おれんとこもやってくれんか」と、いっちょつくればまた要望がどんどんきます。いろんな形を検討しております。それまでもやっぱりエレベーター付けて、廊下を通して、それが階段一つについて、両サイドしかないもんですから、あれが３つか４つありますから、全部ずらっと並べてつくらなくちゃならない。あの担当が５千万円と言うたけど、５千万円じゃすまないんじゃないかと思うとですよ。エレベーターの昇り口とその間のずっとつくるのに全部１階は別にして、２階から上全部そういう形でつくるというような形にすると大変だなというふうに思っておりますので、これから大津町も若い人がたくさん住んでまいりますので、４階、５階は若い人に入ってもらうと、そして、先ほど担当が言ったように、高齢者の方は、ある程度西嶽とか、立石とか、そういうところのほうに移り住んで、今までもそういう形でお願いしております。そして、先ほど申しましたように、そういう金があるならば低所得者住宅をどっかにつくりたいなというふうに思っておりますので、議員の思いを通すためには、新たなそういう低所得住宅をつくらなくちゃならないんじゃないかなというふうに思っておりますし、今後の高齢社会の中でどうやっていくかというような形については、やっぱりそういう住宅をつくらなくちゃならない。もちろん高齢者だけでなくて、大津町にある企業についても従業員が不足しておると聞いております。だから遠くから雇うのに住む場所が今ないとか。あるいは、翔陽高校も全県区ですから、校長先生と話したところ、子どもたちの下宿する場所がないと。親にある程度の負担をかけないとそれなりのところに住めないもんですからということで、なかなかそういう大津町の人口増と学校の素晴らしい学校がありますので、そこに来る子どもたちの教育関連等についても、大変苦労を、子どもたちはじめ

家庭の保護者にも苦労をかけておるなというような形で、そういう意味からしても、やっぱり低所得者の住宅関連の町営住宅をつくるのがいいんじゃないかなというふうに今思っておるところでございますんで、災害住宅つくったあとについて、即取りかかっていければなというような思いをしておりますんで、その辺の用地の関係もございますので、しっかりと今後検討させていただきたいと思いますので、ご理解のほどをよろしくお願いします。

**○議　長（桐原則雄君）**　土木部長併任工業用水道課長太田黒哲郎君。

**○土木部長併任工業用水道課長（太田黒哲郎君）**　荒木議員の再質問にお答えいたします。

規則が見当たらないということでございましたけれども、今調査いたしておりますけれども、不備であった場合については、これから検討させていただきたいというふうに考えます。

**○議　長（桐原則雄君）**　荒木俊彦君。

**○１５番（荒木俊彦君）**　町長のほうで災害復興住宅、あるいは低所得者向けの住宅ということで、それはそれで必要なことだと思います。ただですね、４００世帯の大団地で、リニューアルを今やっています。なぜリニューアルするかというと、もうすぐ４０年経つんです。これをあと３０年、７０年もたせようということで、長寿命化計画のもと工事をやっているんだと思います。ということは、あそこの団地の人はあと３０年間ずっとエレベーターなしで辛抱せないかんということであります。これはね、体が不自由でなくても、毎日あの５階をですね、４階を上がったり降りたりするというのは、もう本当に大変な苦労だと思うわけですね。そういう意味でですね、とりわけ足の不自由な方とか何とかは、これはこの前私も相談に行ったんですよ。もう杖を使ってやっと上がったり降りたりせないかんといや、「ああ、あなたは軽いほうですね」と、「あと１０年したらきてください」というような話でしたよ。希望者が多いんですよ、下に移りたい、１階に移りたいという方は。これから益々高齢化で増えると、これはもう否定ができない事実ですので、先ほどお金の問題がありましたけど、町の団地改修計画でやられたときでは、エレベーター、５階建ての場合、８千６００万円、この中で足場が１千８００万円ほどありますので、６千万円ぐらいですかね。６千万円弱でエレベーターが可能であると、試算がですね。このエレベーター技術はどんどん今日進月歩で進んでまして、最近はユニットを丸ごと運んできて、どんと大型クレーンで据え付けるという工法もあるらしいです。相当だから値段的には下がっているということですので、私は、ぜひこれは実現するまで再度求めてまいりたいと思います。

それから、町営住宅条例を見ればでね、入居者の安全、利便性、これを諮らなければならないということで、私は条例違反でもあると思いますので、引き続き求めてまいりたいと思います。

それでは、３番目の質問に移ります。

町内の信号機設置要望と順番についてであります。

これまでの、私もそうでありますが、同僚議員も危ない交差点等に信号機をぜひ付けて、早く付けて欲しいということで、あちらこちらから声が上がっているのも当然だとは思いますが、現在の制度では、信号機設置要望は、県の公安委員会で受け付けているようです。ホームページでもそういう要望があったら書き込んでくださいというようなことも書いてあります。しかし、それは意見を言うだ

けでどうなっているかわからないということです。そういう意味で、庁内ではこうした信号機設置の要望に対して、現在、どういう状況かと。また、町としてですね、優先順位をちゃんと、きちんと付けて対処をしているのかどうか、お尋ねをしたい。

それから、２番目は具体的にですね、翔陽高校北側の三吉原北出口線ですね、ちょうど翔陽高校から道路を渡った先にどんどん住宅が建て込んできております。つまり、小学校に行く児童、あるいは学生、それから、私にきたのは通勤者、渡るに渡れないという、非常に危険であると思います。町内いろいろ見回してみましたけど、これほど危険なところはないかなと、私思いましたので、この場で質問をさせていただきたいと思います。

**○議　長（桐原則雄君）**　町長家入　勲君。

**○町　長（家入　勲君）**　荒木議員の交通信号機の設置の件についてでございますけども、これはもう前々から公安委員会のほうに地元の要望、あるいは地元からの要望を大津警察を通しまして要望しておるところでもあります。県の予算としましても、大体１５基ぐらいしかできないということで、その半分が熊本政令市のほうにまわるというような状況で、あと残りをほかの市町村で付けるというような割合でございますので、我々の合志、菊陽、大津関連の都会化しておるところについては、なかなか信号機の量が足らないというのはもう確かな状況でございます。そういう意味において、しっかりと要望はしていっておりますけども、議員おっしゃるように、なかなかその順番とか、そういうものがなかなか見えてこない。そういう意味において、私は県のほう、あるいは国のほうに要望しておるのが、信号機を付けるのに地元負担、町負担を幾らか出してもいいから付けても欲しいようにお願いをしておるところでもあります。また、県についても新しい道路をつくるときには、道路と一体となったところのものである関係で、必要であるところについては、道路予算の中で交通の信号機の予算もつくっていただくように県・国のほうに今要望しておるところでございますので、今後についてもそういう形でしっかりと要望をしていきたいというふうに思っております。

現状については、また担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

**○議　長（桐原則雄君）**　総務部長杉水辰則君。

**○総務部長（杉水辰則君）**　荒木議員のご質問にお答えいたします。

信号機の要望につきましては、議員がおっしゃられるとおり、熊本県公安委員会に要望をあげ、公安委員会で調査されたうえで設置されているところです。

平成２８年度の県内の実績につきましては、新規２２カ所、更新１８２カ所で約１３億円、平成２９年度の予算につきましては、新規１８カ所、更新１６１カ所の予算が計上されております。

町の対応につきましては、区長さんや各小学校ＰＴＡからの要望を受け付け、場所や交通量を調査したうえで大津警察署に要望を提出しております。

平成２８年度末で大津警察署に信号機新設の要望を提出している箇所は、国道５７号阿蘇大津ゴルフ場入り口、町道三吉原北出口線のスポーツショップデュオ前、また、荒木議員が質問されております、翔陽高校北側の交差点への設置の要望を提出しているところでございます。

特にこの交差点につきましては、熊本地震直後から国道５７号の代替路線にもなり、交通量も増え、

また道路北側に造成されました翔陽台団地からは４４名の児童が室小学校に通っており、この子どもたちは、一旦３２５号の交差点に設けられている信号機のところまで行ってから道路を渡っているというような状況から、大変危険であり、町の最優先課題として要望を行っているところでございます。

なお、熊本地震直後になりますが、平成２４年に大津東小ＰＴＡや大津東小校長から要望がございました、県道瀬田竜田線大津東小学校入り口には、４年ほど待ってから信号機の新設がなされたところでございます。

先ほども申し上げましたが、三吉原北出口線は、国道５７号の代替道路として交通量が飛躍的に増加していることから、なるべく早く設置できるよう県公安委員会へ要望していきたいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

**○議　長（桐原則雄君）**　荒木俊彦君。

**○１５番（荒木俊彦君）**　部長のほうからお話がありましたとおり、三吉原線は、事実上国道の代替道路になっております。交通量がものすごく多いと。その以前は私の部落でも子どもが１人犠牲になりました。犠牲になってからでは遅いと思います。遅いのは当然でありますが、国道のその事実上の代替ということをやはり強調して、一刻も早くですね、安全対策をお願いしたいと思います。

終わります。

**○議　長（桐原則雄君）**　しばらく休憩します。

３時１５分より再開します。

午後３時０４分　休憩

△

午後３時１４分　再開

**○議　長（桐原則雄君）**　休憩前に引き続き、会議を開きます。

山部良二君。

**○２番（山部良二君）**　皆様、こんにちは。２番議員、山部良二です。通告により質問に入らせていただきます。本題の質問に入ります前に、大津町で障がい者の方々の自立に向けた支援事業に取り組む就労継続支援事業者、また障がい者支援施設で働くすべての関係各位の皆様に心より感謝申し上げます。熊本県の中でも大津町はきめ細やかなライフステージを通した自立支援が行き届いた町だと私は考えています。これも一重に行政を含めた関係各位の努力の賜であり、これからさらに様々な障がいを持つ方々の自立のために支援体制の充実、支援体制の強化に大津町をあげて取り組んでいくべきであり、私も支援体制の充実、強化に努力してまいります。それを踏まえて、順次質問していきたいと思います。

まず、１点目です。障がい者が大津町で自立した生活を送るための基盤としての就労支援は重要であることから、平成２５年度から障がい者優先調達推進法が法制化されました。このような中、平成２８年４月に発生した、熊本地震の影響で障がい者就労支援施設等における生産活動や請負業務量は減少傾向にあり、熊本県でも工賃の低下が懸念されています。大津町でも請負業務量や工賃の低下等

があるのかをお答えいただきたい。

２点目は、大津町では、平成２７年度大津町における障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定し、その取り組みを本格化されてきましたが、この方針の概要の説明及びどのような取り組みを行い、どのような実績につながったのかお答えください。

３点目は、推進法が目指すもの、地方公共団体としての役割、自立を目指す、障がいを持たれている方々の希望となり得る本町における方針を推進していくため、現実的な取り組みを強化する必要があるのではないでしょうか。それを踏まえて確認させていただきます。

１、障がい者就労施設の種類とその定数。障がい者就労施設から一般企業への就労移行された障がい者の方の人数。就労していないが障がい者のうち就労意識のある方の人数。４、障がい者の方から就労に関する相談を受ける支援体制があるのかを、以上、３点を町長にお伺いいたします。

**○議　長（桐原則雄君）**　町長家入　勲君。

**○町　長（家入　勲君）**　山部議員の障がい者関連等につきましてもご質問でございますけども、大津町は人権の町として今一生懸命取り組んでおります。障がいを持った方、あるいは健常者がお互いに助け合い、支え合うまちづくりを目指して頑張っておるところでもあります。

質問の一つ目の障がい者就労施設における熊本地震の影響はどうであったかというようなご質問でございますけど、熊本震災により、大津町町内にある就労支援を行っている事業所については、直接的な被害はあっておりませんが、地震直後において、売り上げや請負が減少している事業所もあったようです。担当課で聞き取り調査を行った結果、現在は少しずつは回復傾向にあると聞いております。

２つ目の障がい者優先調達推進法に関する取り組みについてですが、平成２５年４月から施行されております「障害者優先調達推進法」の中で、地方公共団体は障がい者就労施設から物品等の調達方針を策定することとなっておりまして、大津町におきましても毎年方針を策定し、物品調達を行っているところです。

方針の内容としては、対象となる障がい者就労施設や調達の推進方法などを定め、障がい者就労施設等からの情報収集や提供、発注側と受注側の仲介などを行い、その調達実績の公表を行ったことで、大津町における障がい者優先調達の一層の推進に努めているところでもあります。

また、実績につきましては、平成２７年度に大津保育園で園児のおやつとして調達していた、社会福祉法人三気の会の「アンパ」からのパンの調達がありますが、昨年度は熊本震災の影響により、調達ができない状況となっております。今年度につきましては、同方針に基づき、さらなる物品調達の推進に努めていきたいと考えております。

また、障がい者の就労支援については、平成２５年４月に施行された障がい者総合支援法による障がい福祉サービスに係る給付として就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、就労移行支援の３つの支援がございます。就労についての相談体制におきましては、大津町障がい者相談支援センターを開設しており、常時、障がいのある方の就労相談を受けられるようにしております。

障がい者就労施設から一般企業への就労移行された障がい者の方の人数につきましても大津町障がい者福祉計画の目標値を上回っており、一定の支援体制の効果があっていると考えております。

お尋ねのありました熊本震災後の工賃の状況、その他の具体的な数値や内容については、担当部長のほうから説明をさせます。

**○議　長（桐原則雄君）**　住民福祉部長本郷邦之君。

**○住民福祉部長（本郷邦之君）**　説明させていただきます。

大津町の障がい者支援就労支援施設においての地震後の請負業務や工賃の低下の状況等についてでございますけれども、町内の７事業所に確認いたしましたところ、地震後、販売している食品などの売り上げが４事業所で減少、それから、うち１事業所におきましては、地震前よりも９割減ということで大幅に減少されている事業所もございました。しかし、現在は徐々に売り上げや請負業務も地震前の状況に戻ってきており、地震の影響は少しずつ緩和、回復傾向にあると思われます。

また、工賃につきましては、地震前後での工賃の低下はなく、変わらない工賃を提供しておられます。就労継続支援Ａ型の事業所については、全事業所が熊本県の最低賃金でございます、自給７１５円、これ平成２８年１０月１日の時点でございますけれども、となっておりまして、就労継続支援Ｂ型の事業所についても月額８千円から１万５千円程度の工賃となっているような状況でございます。

次に、施設からの調達の推進に関してでございますけども、大津町におきましても、平成２５年４月から施行されております、国等による障がい者就労施設用からの物品等の調達の推進等に関する法律、いわゆる障がい者優先調達推進法と言われているものでございますけれども、この第９条の規定に基づき、大津町における障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定をいたしております。

実績につきましては、平成２７年度に行っておりました「アンパ」からのパンの調達が熊本地震の影響により施設が被災し、提供できない状態となり、２８年度の実績につきましてはゼロということになっております。

障がい者就労施設の種類につきましては、就労継続支援Ａ型、Ｂ型、それから就労移行支援の３種類でございますが、就労継続支援Ａ型につきましては、障がいがあり、企業等に就労することが困難な６５歳未満の方について、雇用契約に基づき、継続的に生産活動やその他の活動の機会の提供、その他就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練などを行うものでございまして、雇用型の事業所となります。

また、就労継続支援Ｂ型につきましては、通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある方に対しまして、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のための必要な訓練を行うものでございまして、非雇用型の事業所となっております。

次に、就労移行支援につきましては、就労を希望する６５歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方を対象に、生産活動や職場体験、その他の活動の提供や知識及び能力向上のための訓練、求職活動に関する支援などを行う、一般就労を目指すための事業所でございます。

大津町の就労支援事業所は、まず就労継続支援Ａ型の事業所が５、５つの事業所がございます。定員の合計は７０名となっております。それから、就労継続支援Ｂ型の事業所が３事業所で、これの定

員の合計が４０名、さらに、就労移行支援事業所が２事業所で定員の合計が１４名でございます。

障がい者就労施設から一般企業への就労移行についてでございますけれども、過去３年間の累計で就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、就労移行支援からの一般就労への移行が１７名になっております。平成２６年に策定をいたしております、第４期大津町障がい福祉計画において、平成２９年度の一般就労移行者数の目標値を３人としておりますので、これを３年間に引きなおしますと３年間で９人となりますので、１７名の就労でございますので、目標値を８名上回っているというような状況でございます。そういった意味では、設定目標以上の一般就労移行ができていると考えているところではございます。

就労の相談支援体制についてでございますけれども、大津町障がい者相談支援センターを大津町地域包括支援センター内に開設をいたしております。障がい者就労施設施設に通所する人だけでなく、障がいのある方であれば誰でも相談を受けることができるようにしているところでございます。

以上でございます。

**○議　長（桐原則雄君）**　山部良二君。

**○２番（山部良二君）**　再質問させていただきます。

今お伺いしたところでは、一般就労への就労移行がかなりの数あるということですね、ありがとうございます。

また、地震の関係もあると思いますけど、先ほどですね、八代のホームページを見ましたところですね、推進法の調達実績が人口約１２万９千人で、調達実績が約８００万円あります。それに対して、大津町は人口３万４千人で、調達実績が約３０万円しかありません。一概には比べられませんが、人口が３．８倍に対して調達実績や約２７分の１しかありません。これでは行政による支援体制の脆弱性や推進法の形骸化が行っているのかと心配になってまいります。そこで、調達実績を上げる施策への対策検討をするべきだと考えますが、果たして、今の町の方針でいいのか、再考するべきではないか、町長のお考えをお聞かせください。

**○議　長（桐原則雄君）**　町長家入　勲君。

**○町　長（家入　勲君）**　さらなる優先調達の推進についてかと思いますけど、今後は、施設からの情報収集や関係課への情報提供等も行うことでさらなる物品調達を進めてまいりたいと考えております。その中で、食品等の物品調達だけに限らず、清掃や草刈り、施設管理等の役務の提供も含めて障がい者施設就労等が受注できることが可能なものがないか、それぞれの施設と協議をさせていただき、予算の適切な執行並びに競争性及び透明性にも留意し、他の施設との調和を図りながら、円滑な調達と発注額の拡大に努めたいと考えております。また、実績の公表につきましても、県への報告だけでなく、今後は町のホームページに公表し、物品調達の推進を図ってまいりたいと考えております。

**○議　長（桐原則雄君）**　山部良二君。

**○２番（山部良二君）**　再質問させていただきます。

民間企業に比べると競争力が弱い障がい者Ｂ型就労施設では、なかなか仕事を受注できない実情があると思います。また、地震の影響等で民間企業からの仕事の受注などもないのではないでしょうか。

こうした状況を踏まえて、障がい者就労機会を増加させ、自立を促進することを目的として障がい者優先調達推進法が制定されています。障がいがある人々が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を整えることが大切ですし、また、本法により、受注した仕事が増えたとしても、問題なのは工賃です。作業所で働く障がい者２級等をお持ちの方の場合、工賃の平均は１万３千円から５千円前後、これに障がい者年金を加えて約８万円ほどだと思います。ここからグループホーム等家賃や食事代を差し引くとほとんどお金が残りません。障がいに負けず汗を流して作業所で働いておられる方々の工賃アップに本法の施行を踏まえて、さらに取り組んでいくべきと考えております。ご所見をお伺いいたしたいと思います。

**○議　長（桐原則雄君）**　町長家入　勲君。

**○町　長（家入　勲君）**　障がい者が自立して生活しいくためには、やっぱり先立つものは金であります。その金をもらうためには、今Ｂ型の施設で働いておる中で何人ぐらい自立できるかなというような問題もございますけども、それぞれ特徴もった障がい者の方がおられますので、施設の方と町中の企業の関係の皆さんで仕事のできる内容についてしっかりと連携を取りながら、町がその仲介に入って推進を図っていくしかないんじゃないかなというふうに思っております。もちろん、これはやっぱり民間企業の協力なくしては先へ進めないというふうに思っておりますし、我々も障がい者の病気持ったその障がいの度合いによっていろいろと違いますけども、街中にあるそれぞれの仕事をしっかりと就いていただくような形は、我々としても推進しながら、そして町で発注する仕事の中についても障がい者が働けるようなものはないかというようなものも検討しながら自立できるような方向へ持って行きたいと。もちろん、７、８万円しかならないと思いますけども、そういう中でですね、やっぱり自立は困難かもしれんけども、働く喜び、そういうものをしっかりと障がいの皆さんに持ってもらいながら、そのＢ型施設の中から通園ちゅうか、通勤しながら働いていくような方法でないと無理かなというような思いをしておりますけども、今後になるだけ充実できるような状況に持って行くために企業関係の皆さんとも十分相談しながら進めていきたいというふうに考えております。

**○議　長（桐原則雄君）**　山部良二君。

**○２番（山部良二君）**　ありがとうございます。それでは、２番目にいきます。

先ほどに続いて、就労継続支援Ｂ型事業に関して３点お伺いいたします。

月々の平均工賃はいくらか。県と大津町それぞれの平均をお答えください。

２番目が国の施策、県の取り組みとして工賃向上計画を実施していますが、この計画には、障がい者の方の工賃アップはもとより、就労機会の拡大、自立支援等の側面もあり、事業所への支援は欠かせないと思います。本町における今後の取り組みをお聞かせください。

３点目は、工賃アップのために仕事を発注する企業等に情報発信等の取り組みは行われているのかお答えいただきたいと思います。

**○議　長（桐原則雄君）**　町長家入　勲君。

**○町　長（家入　勲君）**　若干先ほど述べさせていただきましたので、内容関連等については担当部長のほうから説明をさせます。

**○議　長（桐原則雄君）**　住民福祉部長本郷邦之君。

**○住民福祉部長（本郷邦之君）**　それでは、内容のほうを説明させていただきます。

就労継続支援Ｂ型事業所の月額の平均工賃でございますけれども、平成２７年度で、熊本県の平均が１万３千８６６円でした。大津町につきましては９千６７６円となっております。熊本県内の就労継続支援Ｂ型事業所数は１４８事業所、大津町の事業所数は３事業所となっておりますので、ちょっと町の先ほどの平均額につきましてはですね、利用者数や請負量、それから年度によっても３事業所しかございませんのでかなり変動をいたすところでございます。しかしながら、現時点では、工賃が県平均を下回っておるというのは事実でございますので、今後も障がい者優先調達等による工賃向上の取り組みを進めていく必要があると考えております。

次に、工賃向上計画でございますけども、熊本県は、平成２４年から２６年度までの期間を対象に熊本工賃向上３か年計画を作成し、就労継続支援Ｂ型事業所等での工賃水準の向上に取り組んでおります。現在は平成２７年度から２９年度までの計画を作成しており、魅力的な商品・サービスの開発と提供、販路の開拓と拡大、経営の改善などに重点的に取り組んでおるところでございます。

この取り組みにつきましては、議員がおっしゃられますように、工賃アップだけではなく、就労機会の拡大や障がいのある方の生きがいづくりにもつながり、障がい者の就労支援として重要な取り組みであると考えているところでございます。

また、今年度は障がい者基本法と障がい者総合支援法に基づき、第３期大津町障がい者基本計画と第５期大津町障がい福祉計画の策定を行います。同計画におきましては、大津町障がい福祉計画等策定委員会を設置し、社会福祉関係機関及び団体や行政関係職員等から構成される職員の皆様からご意見をいただきながら計画を策定してまいります。

現在の障がい者基本計画でも、雇用・就労支援の推進を主要施策にしております。今年度策定する計画においても、これからの障がいのある方の就労支援については取り組みを進めてまいりたいと考えております。

最後に、工賃アップのための情報発信等の取り組みについてでございますけれども、現在、各事業所におかれまして独自に取り組みを進められております。例をあげますと、就労系施設間での情報共有や会社への訪問活動、インターネットを活用した情報収集や発信などを行っておられます。

町としましても、企業等の皆様に情報発信を行う必要を感じているところでございまして、企業連絡協議会等の会議が定期的に行われておりますので、その中で情報提供等を行っておるところでございます。また、行っていきたいと考えているところでございます。

**○２番（山部良二君）**　ありがとうございます。やっぱりですね、この県と大津町の差がまだまだあるように、１万３千８００円と、大津町が９千円ですね。４千円、５千円近くの開きがありますので、これから益々支援を町でやっていくべきだと思っております。

３番目に行きます。

障がい者差別解消法の取り組み推進についてです。解消法が平成２８年４月から施行されましたが、本町での取り組み状況、また現時点での課題をどのように把握しているかお聞かせ下さい。

２点目は、本法では、障がい者差別解消支援地域協議会を組織することができるとありますが、本町ではどのような対応をするのか。また、協議会に期待される具体的な役割とあれば、この２点について伺いたいと思います。

よろしくお願いします。

**○議　長（桐原則雄君）**　町長家入　勲君。

**○町　長（家入　勲君）**　障がい者差別解消法に基づきまして、大津町としての取り組み関連等についてご説明を申し上げたいと思います。

障がいのある方に対して、社会的な障壁を取り除くための対応を求められており、この法の施行により、障がいのある方もない方も、お互いに共に生きる共生社会の実現が期待されております。

大津町の取り組みとしましては、広報おおづに掲載し、住民の皆さんへの啓発を行ったところです。また、併せて、役場の窓口においてリーフレットを設置して、法律の主旨等の普及に努めております。

現時点での課題につきましては、障がい者のみならず、町民の皆さんに対して、法を施行されていることの周知が十分でないと考えております。

具体的な状況等については、担当部長のほうよりご説明をさせます。

**○議　長（桐原則雄君）**　住民福祉部長本郷邦之君。

**○住民福祉部長（本郷邦之君）**　説明をさせていただきます。

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律は平成２５年６月に交付され、平成２８年４月に施行されております。この法律では、障がいのある方もない方も、人格と個性を尊重し合い、共に生きることができる社会の実現のためには、障がいのある方の活動が制限されることなく、社会参加への障壁を取り除くことが重要であり、行政機関や事業所に対し、施設の構造の改善や職員に対する研修等に努めなければならないとされております。

大津町の取り組み状況としましては、施行されました平成２８年４月に、広報おおづ４月号に法が施行されたことについて掲載をいたしております。また、来庁者が多い住民課や障がい者の皆様が訪れることが多い福祉課の窓口においても同法についての概要が掲載されておりますリーフレットを設置し、周知を図っているところでございます。

大津町としての取り組みにつきましては、熊本地震の影響もあり、そこまでにとどまっている状況があり、今後、職員研修等を実施し、意識改革が必要かと思います。

現時点での課題としましては、法施行に対し、認知度の低さがあげられます。熊本県が制定している障がいのある人もない人も共に生きる熊本づくり条例は、２０１６年県民アンケートにおいて４割程度の認知であることが報告されております。そのため、障がいのある方に対して、聴覚に障がいのある方に、例えば、音声で案内しないようにするとか、視覚に障がいのある方に音声で説明するなど、障がいの特性にあわせた配慮、いわゆる合理的な配慮の提供ができないケースが予想されます。

大津町としましても、今月実施します、町内在住で１８歳以上の方３千人を無作為抽出して行います、「大津町のこれからのまちづくりに関する町民アンケート調査」において、同法律の認知等についてお尋ねをすることとしております。アンケートの結果を踏まえ、取り組みの推進を図りたいと考

えております。

次に、地域協議会のことについてですが、現在、障がい者差別解消支援地域協議会については、まだ組織はいたしておりません。障がい者総合支援法に基づく菊池圏域の地域自立支援協議会の枠組みを、これがございますので、この枠組みを活用しての立ち上げを現在検討いたしております。議員おっしゃるように、障がい者差別解消支援地域協議会を組織することで、多くの人が差別的な扱いや合理的な配慮がどういったものであるかなどを知る機会が生まれ周知が広まるものと考えているところでございます。

以上でございます。

**○議　長（桐原則雄君）**　山部良二君。

**○２番（山部良二君）**　ありがとうございます。やっぱり障がいの特性にあわせた取り組みが必要だと、私も考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、再質問をさせていただきます。

１点目の中で、平成２８年から施行とありますが、一部は平成３０年４月より改正とあり、その中で雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くにあたっての障がいを支障を改善するための措置を定めるとともに、障がい者の雇用に関する状況に鑑み、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずるとあるが、本町での施行にあたっての取り組みがあればお聞かせ願います。

**○議　長（桐原則雄君）**　住民福祉部長本郷邦之君。

**○住民福祉部長（本郷邦之君）**　説明させていただきます。

議員言われました、障がい者の雇用の促進等に関する法律、これでは障がい者の雇用率制度が設けられております。事業主はその常時雇用している労働者数の２％以上の障がい者を雇用しなければならないと明記をされているところでございますけれども、法の主旨に則り、例えば、法定雇用率を超えて雇用した場合は、月額２万７千円の調整金の交付があったり、逆に未達成の場合は、不足者１人当たり５万円の納付金を納めるなどの必要がございます。

議員言われますように、今回の改正では、法定雇用率は精神に障がいのある方を含めた算定基準となります。施行期日は、議員言われましたように、平成３０年４月１日でございますけども、施行から５年間は激変緩和措置が設けられており、平成３５年、４月以降に関しましては、精神に障がいがある方を含めた算定指針に基づき法定雇用率の引き上げがなされるとなっております。障がいあるなしにかかわらず、共生できる社会の実現がさらに進められていくことで、誰もが就労や日常生活の中で生きがいややる気などを感じることができるような社会になることが求められており、今回の法定雇用率に精神障がいのある方が算定基準に追加されたことにつきましても、障がいの支出に関係なく就労の支援を行っていく必要があるということだと考えられます。本年度策定いたします、障がい福祉計画におきましても、職場の定着率とか、の成果目標の追加が定められておりますので、障がい者基本計画と障がい福祉計画を策定していく中で、町企業連絡協議会へも状況提供をしながら、さらなる就労支援を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

**○議　長（桐原則雄君）**　山部良二君。

**○２番（山部良二君）**　ありがとうございます。今の中で、５年間の緩和措置というのがありましたが、具体的にその緩和措置というのはどういうことなのか、わかれば。

**○議　長（桐原則雄君）**　住民福祉部長本郷邦之君。

**○住民福祉部長（本郷邦之君）**　ご説明申し上げます。

現在が法定雇用率が２％ということでございますけれども、その率を何パーセントに最終的に、３５年度で引き上げるかというのは、現在、国のですね、関係機関団体の検討会の中で今後数値については示されるということで聞いております。それが仮に何パーセントという数字がありますけども、この５年間についてはですね、２％と、その定められた３５年のパーセントの数字、その両方を比較した中間値的なものになるかと思いますけれども、順次それで調整をしていくというようなことで聞き及んでいるところでございます。

**○議　長（桐原則雄君）**　山部良二君。

**○２番（山部良二君）**　ありがとうございます。

それでは、４点目に入りたいと思います。

教育におけるＩＣＴの活用についてです。

１番目が教育におけるＩＣＴの活用は、子どもたちの学習の興味関心を高め、わかりやすい授業や子どもたちの主体的・協働的な学びを実現する上で効果的とありますが、本町でのＩＣＴの推進状況及び導入率をお伺いいたします。また、現場の教師から美咲野小学校２７学級で電子黒板が８台しかなく、全く足りてないとのことでした。

２番目は、近隣の菊池市、合志市、阿蘇市、菊陽町と大津町の電子黒板・タブレット等の導入率をお伺いいたします。

３番目は、教員のＩＣＴ活用指導力向上に向けた取り組みの推進について、具体的な取り組みをお伺いしたいと思います。

**○議　長（桐原則雄君）**　教育長齊藤公拓君。

**○教育長（齊藤公拓君）**　山部議員の教育におけるＩＣＴの活用についてのご質問にお答えをいたします。

学校のＩＣＴ環境の整備につきましては、文部科学省より第２期教育振興基本計画で目標とされている水準を達成するために必要な所要額を計上いたしました、平成２６年度から２９年度までの教育のＩＴ化に向けた環境整備４カ年計画に基づき、各自治体での整備が図られているところでございますが、地方財政措置が交付税によることからなかなか進展しないのが現状のようでございます。

また、次期学習指導要領においてもアクティブ・ラーニングの視点に立って学びを進める上で、ＩＣＴ環境も含めた必要なインフラ環境整備を図ることは重要であるとされております。

平成２７年度における普通教室の電子黒板の整備率は、目標値１００％に対し、全国平均は２１．９％にしか過ぎません。目標値を達成しているのは、佐賀県のみで、熊本県は約２９％となっており

ます。大津町は約４５％と全国平均、県平均は超えていますが、学校現場からの要望も多く、今後も計画的に整備を進めたいと考えており、今回の６月補正予算を含め、５カ年のＩＣＴ整備計画により段階的に整備を進めてまいります。また、児童生徒用の教育用パソコンにつきましても、更新時期を迎えたパソコンについては、随時、タブレット端末への入れ替えを進めているところでございます。

次に、教職員のＩＣＴ活用指導力向上に向けた取り組みについては、機器を効果的に活用し、児童生徒の学力の向上につながるように、教職員の研修や先進地の公開授業等を視察し、授業力を向上させるなど資質の向上を図ってまいりたいと思います。

昨年度、大津中学校では県教育委員会指定による学校体育研究推進校研究発表会を開催いたしました。その公開授業の一つに、昨年夏、日本中を感動させたオリンピック男子４００メートルリレー日本チームのバトンパスに生徒たちが取り組むということを、電子黒板とタブレット端末を活用し練習をいたしておりました。動画などを活用して、オリンピック選手の高度が技術を自ら実践する取り組みを授業に取り入れることで、生徒たちは自ら考え、自ら行動するアクティブ・ラーニングの実践ができていたように考えております。

また、ＩＣＴの効果的活用については、職員自体のスキルアップが必要です。例えば、ＩＣＴの研究指定校の公開授業などを直接見ることにより学ぶことも重要であると思います。大津町では、先生方による学校教育人材育成協議会があり、授業力向上や資質向上のための研修を積んでいただいています。このような協議会での研修に積極的に参加いただき、ＩＣＴ機器の活用を身に付け、児童生徒の学力の向上につなげていきたいと考えております。

また、各学校に情報教育担当を配置しておりますので、今後ＩＣＴ担当を中心に、日常的にＩＣＴを効果的に活用した授業展開がなされるよう、職員研修の推進にも取り組んでいきたいと思います。

なお、ＩＣＴの整備状況につきましては、担当部長より説明をさせます。

**○議　長（桐原則雄君）**　教育部長市原紀幸君。

**○教育部長（市原紀幸君）**　ご説明させていただきます。

大津町のＩＣＴの整備状況でございますけども、現在、普通教室１０４に対しまして、電子黒板が４７台、実物投影機は４４台でございます。また、電子黒板用のパソコンにつきましては、児童生徒用等を使用しており、昨年度から小学校の教育用パソコンが更新の時期を迎えておりますので、学校によってはバージョンの古い機種を使用している学校もございます。

そこで、先ほど教育長からありましたとおり、今回の補正予算でもＩＣＴ機器整備の経費を計上しておりますが、本年度から５カ年間で順次整備を進めてまいりたいと考えております。

なお、今回の補正予算により電子黒板を整備した場合、町の整備率は４５％から５６％となる予定でございます。

また、タブレット端末の整備につきましては、児童生徒用の教育用パソコンにつきましても更新時期を迎えたパソコンについては、随時、タブレット端末へ入れ替えを進めているところであり、昨年度、室小学校へのタブレット端末の導入に続き、今年度は大津小学校と大津東小の教育用パソコンをタブレット端末に更新する予定でございます。

次に、近隣自治体の電子黒板の整備状況でございますけども、普通教室の数と整備している電子黒板の台数の割合は、大津町は４５％、菊池市１７４％、合志市８％、阿蘇市１００％、菊陽町１６％と、各自治体にもかなりばらつきがある状況でございます。

また、タブレット端末につきましては、大津町では４１台を導入しております。文部科学省の教育のＩＴ化に向けた環境整備４カ年計画には、目標の数値は定めてございませんけども、各市町への聞き取りをしました結果、導入台数と児童生徒数の割合ですが、菊池市を仮に１００とした場合の数値が、大津町は５．６、菊池市１００、合志市１０、阿蘇市０、菊陽町８．７ということで、こちらも自治体ごとにばらつきがあるというふうな状況でございます。

大津町としましては、先ほど教育長からありましたように、電子黒板をはじめ、その他のＩＣＴ機器につきましても、順次整備を進めながら教育環境の向上を図りたいと考えるところでございます。

以上でございます。

**○議　長（桐原則雄君）**　山部良二君。

**○２番（山部良二君）**　再質問をさせていただきます。

えっとですね、学校が本当に必要なＩＣＴ機械がいっていないのはなぜでしょうか。金額的に安い別の機種が購入される。すると機能が違ったり、他の機種との相関性がなく、結局は使用できないことがあります。導入率が例え１００％となっても、実際使用できなければ意味のないことになります。また、導入して終わりではＩＣＴ環境を整備することとはかけ離れたものにはなるのではないでしょうか。そのためにも、教育委員会と現場の情報担当の教員がＩＣＴ導入の際には、情報を共有し、本当に必要な機種を導入するべきで、教育長も先ほど申されましたが、相互間での勉強会の実施やＩＣＴ環境の整備のための実行委員会等々の設置が必要だと考えておりますが、教育長のお考えをお伺いいたします。

**○議　長（桐原則雄君）**　教育長齊藤公拓君。

**○教育長（齊藤公拓君）**　山部議員の再質問にお答えをいたします。

ＩＣＴ機器の機種選定についてでございますが、大津町においては、まず電子黒板は液晶型とトイ型がございますけれども、色の変化がなく、鮮明な画像で映すことのできる液晶型を採用しております。今後も機種も同様に考えております。

また、実物投影機については、限られた予算内での購入でしたので、安くても台数を揃えいたい学校と、高いが利活用の高い機種がよい学校と、学校の実情によって違いが生まれてしまったというところでございます。

しかし、今後は、町で統一した基準で導入する予定にいたしております。これらの機器は日々進歩しておりますので、今後５年間での整備計画での導入については、先進事例及び現場の先生方の声を考慮し、町教育委員会の方針を決めて整備を図りたいと思います。

また、実際に先生方のスキルの向上でございますけれども、今ご指摘があったようにですね、やはりせっかく先進地の授業等々での活用状況を見てまいって、それをやはり自分に落とし込んで、それを自分だけのものにするんではなくて、やはり校内での研修等々の講師になるぐらいのはまりでです

ね、まずは行った方が校内に広めると。そういった方が町のこういったＩＣＴ推進の中心核となってですね、お互いに集まって協議会、あるいは委員会を設けてですね、その方々を中心にまた練り合って、各学校でこういうことをもっと落とし込んでいこうとかですね、そういうことを取り組んでですね、より実効性のある仕組みにもっていきたいなと、そういう考えでございます。若い先生方の中には非常にＩＣＴに堪能な先生方たくさんいらっしゃいますので、そういった方のですね、知識、技能を大いに活用してですね、多くの先生方にこのＩＣＴ機器の有効性というものを十分に認識していただいて、様々な活用方法にこう馴染んでいただくということを目指してまいりたいと思っております。

以上でございます。

**○議　長（桐原則雄君）**　山部良二君。

**○２番（山部良二君）**　本当、現場の教師の意見を聞いて、これからよりよいＩＣＴ環境を整えていただければと思っております。

これで一般質問終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

**○議　長（桐原則雄君）**　これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後４時０２分　散会

# 本　　会　　議

# 一　　般　　質　　問

# 平成２９年第３回大津町議会定例会会議録

平成２９年第３回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第３日)

平成２９年６月１１日(日曜日)

| | |
|---|---|
| 出席議員 | 1番 三宮美香　2番 山部良二　3番 山本富二夫<br>4番 金田英樹　5番 豊瀬和久　6番 佐藤真二<br>7番 本田省生　8番 府内隆博　9番 源川貞夫<br>10番 大塚龍一郎　11番 坂本典光　12番 手嶋靖隆<br>13番 永田和彦　14番 津田桂伸　15番 荒木俊彦<br>16番 桐原則雄 |
| 欠席議員 | |
| 職務のため出席した事務局職員 | 局長 豊住浩行<br>書記 佐藤佳子 |
| 地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 町長 家入勲　会計管理者兼会計課長 中野正継<br>副町長 田中令児　総務部総務課行政係長 宮﨑俊也<br>総務部長 杉水辰則<br>住民福祉部長 本郷邦之　総務部財政課財政係長兼行革推進係長 本司貴大<br>経済部長 古庄啓起　教育長 齊藤公拓<br>土木部長併任工業用水道課長 太田黒哲郎　教育部長 市原紀幸<br>総務部総務課長 藤本聖二　農業委員会事務局長 田上克也<br>総務部財政課長 羽熊幸治 |

議　事　日　程（第３号）　平成２９年６月１１日（日）　午前１０時　開議

日程第１　一般質問

午前１０時００分　開議

**○議　長（桐原則雄君）**　これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

**日程第１　一般質問**

**○議　長（桐原則雄君）**　日程第１　一般質問を行います。

順番に発言を許します。

佐藤真二君。

**○６番（佐藤真二君）**　おはようございます。傍聴の方も朝からお疲れさまでございます。６番議員、佐藤が通告にしたがいまして一般質問を行います。

あの熊本地震から１年以上が経ちました。まだ生活の再建がままならない住民も多いという状況でございます。しかし、その反面、のど元過ぎればというようなことで、もう地震は済んだことだと、当時感じていた考え方や思っていたことというのを忘れてしまっている人もたくさんいるようです。ご年配の方の中には、もう自分が生きているうちは地震はこないからということで安心してしまっている方もいらっしゃるような状況です。しかし、そういうことはやっぱりないんですね。南海トラフ地震というのがあります。今のところ日本のというか、世界のですね、科学では地震の余地は難しいと言われておりますけれども、この南海トラフ地震だけは間違いなく起こるということが言われております。それも今後３０年以内に７０％の確立だということですので、これ単純に３０年で割れば、１年に２％以上ということですから、これかなり高い確率だと言えるかと思います。その際には、大津町では、大体熊本県ですね、熊本県全体で震度５強の揺れがあるだろうということが予想されております。これは熊本地震でいうところの前震のクラスですね。大津町のですね、前震のクラスということになります。熊本地震で前震、本震のほか、何回もの大きな余震によっていろんな施設というのはダメージを受けております。そういったダメージを内包したままで、また新たな大きな揺れがくれば、たとえ震度５強という揺れであっても大きな被害が出るということは考えられないことではありません。

そうした中で、ちょっと今回の質問になっているわけなんですけれども、まず１点目がですね、被災に対する補助、結論を急ぐべきではないかと。必要であれば町独自の補助も必要だということを訴えたいと思います。

地域のコミュニティ施設ということでありますけれども、これ主に地域公民館のことを指していると思ってください。それから、小規模な宅地復旧支援、擁壁が２メートル以下で２件とかですね、２

件以下か、すみません、というような細かい条件がございますけれども、これについては、昨日の一般質問にもありましたように、県のほうでもケースバイケースで対応するということで、すぐには結論が出ないというようなものもあるということで聞いております。もちろんこうした被害の復旧に対して国や県に支援を要請するというのは当然のことではありますけれども、時間がかかるのであればいち早く被災者の生活支援を成し遂げるためにも町独自の判断による補助も必要ではないかということで考えたということでお話をしたいと思います。

まず、この地域の生涯学習施設、地域公民館の現状について状況を整理しますと、大津町にはもともと地域生涯学習施設等用地建築改修整備及び備品購入補助金というものがございまして、これは通常であればですね、３分の１の補助ということになります。しかし、この２８年度の熊本地震に伴いまして、大津町地域生涯学習施設復興復旧事業補助金ということで、この補助率を９０％まで嵩上げしたということです。地域の公民館を修復するためには、９割は公的な支援があり、１割を地元が負担するというような枠組みになっているというところです。そうした中、１２月の補正予算では、１千３５０万円の予算が計上されました。これは説明では、平均被害額１５０万円のところということですので、この９０％掛ける１０件という計算、その時点では１０件程度ということですので、地元の負担としては１５万円ということで、これは比較的小さな負担であろうかなと思いますけれども、今度２９年度の当初予算では２千万円というのが出てきました。これについては、その内訳というのがですね、細かくは出てなかったんですけれども、多分平均被害額として少し大きくなっているんじゃないかなというふうに感じているところではあります。現在、この公民館等の被害については、４２カ所の被害報告があり、町としては５２カ所を把握していると。見積もりがまだ上がってきていないものもあるので細かいところまでは掴めていないということで説明を受けた経緯がございます。

３月の委員会の中で、この９０％の補助について、残り１０％の地元負担の軽減を求めたんですけれども、近隣の市町村でも９割補助であり、この１０％を補助するというのは難しいというようなことでありました。そこで今回の一般質問につながったところでございます。

それから、もう一つの小規模な宅地復旧支援につきましては、昨日の質問の中でかなり議論がされておりますので、あまりもう詳しくは申し上げませんけれども、一つだけ申し上げるとすれば、この補助金についての住民への周知というのがどの程度できているのかというところが少し疑問が残るところで、そこもお尋ねしたいところだと思っています。

そうした状況を踏まえまして、今回の質問趣旨を申し上げますと、この１割の地元負担分というのは総額でどの程度と見込んでいるのかということ。そして、またこの１割負担は本当にやむを得ないものなのか。この１割を町が補助または負担軽減することができないのかということを再度お尋ねしたいと思います。

それから、宅地に関しては、住民への広報というのがどういう形でなされているのかということについてお尋ねをしたいと思います。

３月の常任委員会の中では、近隣も９割補助だから難しいということでしたけれども、しかし、この場合は、近隣のことを考えるよりも大津町をどうするのかということを考えるべきではないかと思

うところです。町の復旧復興計画でも復興テーマは、個人と地域のつながりをつくり、育て、生かすということがテーマになっております。地域の生涯学習施設、地域の公民館は、その中核となる施設です。この施設の復旧を急ぐためにも町のほうからの負担軽減のためのですね、施策を求めたいと思います。答弁をお願いいたします。

**○議　長（桐原則雄君）**　町長家入　勲君。

**○町　長（家入　勲君）**　おはようございます。佐藤議員の公民館関連等の補助金関連についてのご質問でございますけども、佐藤議員、ご承知のとおり、今言われたような状況で町は今進めさせていただいております。そういうふうにおきまして、公民館関係も４２カ所の関係の明細がまだ全然あがってきておりませんので、そういうものも考え、そして、その４２カ所関連についてもいろんな災害の状況、そしてその地域についての役割の状況もあるかと思いますので、現在のところは基本的には９割の補助というような形、今までの補助金を大幅に変えまして現在やっておるというような状況でございますので、まずは基本的には、今の９割の補助というようなことで、地元の負担もそれなりに頑張っていただければなというふうに考えておるところでもあります。

あと宅地、擁壁被害関連に対する復旧事業に対しても、現在調査を行っておりますので、先の同僚議員からの質問もあっておりますので、その辺のところについてもしっかりと捉えながら国・県の対応と我々の町でできる範囲内のことをしっかりと検討しながら、今後進めていかなくちゃならないというふうに思っておりますので、そういうような状況の中で、今の段階について、担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

**○議　長（桐原則雄君）**　土木部長併任工業用水道課長太田黒哲郎君。

**○土木部長併任工業用水道課長（太田黒哲郎君）**　おはようございます。地域コミュニティ施設、地域集会所等の建て替えや修理については、５月時点で被災施設４２カ所のうち、８施設の修理が完了しております。その他の被災施設についても修理に取りかかっている箇所があると聞いております。町では、早期の復旧を目指しているところです。今後、国・県などで有利な事業がある場合は、関係機関に連絡を取りまして、被害の大きかった地域から、なるべく早い取り組みを行いたいと考えております。

また、宅地擁壁被害に対する復興支援ですが、４月１７日から相談受け付けを行っており、６月５日現在で１５３件の相談がありました。うち１４５件について現地調査が終了しておりますが、これらの被災箇所については、事業に該当するかどうか、該当する場合でも公共事業による支援になるのか、復興基金による支援になるかなどの確認を行っている状況となります。

なお、町な昨年１１月に被災箇所の調査、約１４０カ所を実施しております。相談受け付けをしたもののうち、この調査により把握していないものは約３０件しかありませんでしたので、残り約１００件あまりの調査も必要と考えております。今後、調査を進めまして、どの事業に該当するか、被害額や全体事業費がどれくらいになるかなどを確認して事業を進めていくこととなります。

また、住民への周知につきましては、広報、ホームページ等で広く周知を図っているところでございます。

以上でございます。

**○議　長（桐原則雄君）**　佐藤真二君。

**○６番（佐藤真二君）**　まず最初に、地域の公民館等につきまして、町長のほうのお話の中で、現在のところとか、基本的にはというような言葉が出てまいりましてですね、少し期待したところなんですけれども、結果としてはなかなかそうならないということでおっしゃいました。自己負担、自助の努力というのが必要だというなのはもちろんわかります。しかしですね、高尾野のことばかり昨日から出て申し訳ないんですけれども、例えば、高尾野区では、毎年２回廃品回収をやりまして、区の予算というものを少しでも充実させようとしているわけなんですけれども、本年度はそれを６回にするということで、大変頑張っているところです。もともとの積み立てというのもきちんとしておりました。けれども、積み立てというのは、計画的には使えますけれども、今回のような突発的な事態に対応できるようなものでもありません。その中で、今のところ１千５００万円ぐらいの費用が必要になってくるんじゃないかというような話もあってですね、なかなかそれを準備するということはできないですね。自助努力にも限界があるということと。もう一つは、やっぱり被害の大小、そしてその地区の大きさ、規模ですね、によってやっぱり違いが出てくるということも考えなければいけないんじゃないかと思うんです。被害額が仮に１００万円でした。そこは１００世帯の集落でした。であれば、そのうち１０万円を負担すると、１件当たりの負担は１千円です。あるところでは、被害額は同じように１００万円でしたと。ところが世帯数が１０しかありませんと。とすると、その１件、世帯１件当たりの負担というのは１万円になってくるというような形になります。そうしたですね、やっぱりその住民の感じる不公平感というものもあるわけですから、例えば、考え方として、１世帯当たりの負担は同じにしようとかですね、いろんな工夫ができると思うんですよ。そうした考え方でですね、少しでも町の気持ちというものがですね、表現できるんじゃないかと。しかもこれは急がなければいけないんです。一番最初に南海トラフの話をしたのは、また次がくるかもしれないんだと、地域公民館が今回の地震において共助の拠点となったということは間違いないと思います。そして、施設が大きなダメージを内包しているということも申し上げました。次にきたときに、その共助のための施設が十分に機能しないということがあってはならないと、急ぐ必要があるんだと。そのためには、自助によって少しずつお金を貯めていって対応するというよりも、やはり一気にやってしまうことが必要なんじゃないかと、そういうふうに考えたところですので、何とか方法、別の方法というものも考えられるのではないかというところで、しつこいようですけれどももう一度お尋ねしたいと思います。

それから、宅地復旧についてはですね、広報やホームページで周知してますということでおっしゃったんですけれども、そのホームページの情報がですね、都市計画課の情報のツールでいうとですね、下にあるんですね。熊本地震に関する情報というこう大きな入り口があるんですけれども、そっちのほうにはないんですよ。そうしたその知らせ方というものもきちんとやっていかなきゃいけないんじゃないのかなというところを指摘しておきたいと思います。

同じことをお尋ねしているようで本当に申し訳ありませんけれども、そこの思いの違いというものもありますので、もう一度申し訳ありませんが、お願いいたします。

**○議　長（桐原則雄君）**　町長家入　勲君。

**○町　長（家入　勲君）**　今、大津町につきまして、先ほど申しましたように、地域生涯学習施設等の復旧補助事業というのを大幅に見直したわけでございます。もちろんやり方というのは、ある地域においては金がなかったもんですから、金を借りて月賦で払っていくちゅうか、ローンで建てられたところもあるわけでございまして、やはりそういう中で、知恵を出しながら役場に頼れないところは自分たちでしっかりやろうという、そういう意識が我々としても望むところでもあります。そういう意味におきましてですね、やり方、つくり方というのは、先ほど言いましたような中でしっかりと地元と相談しながらやっていかなくちゃならないというふうに思っております。ある地域で、例えば２千何百万かかる建物をつくったときに、残りの分をそういうふうに各家庭から毎月１００円とか５００円とかいうような形で５年、１０年かけてつくっていかれたところもあるし、あるいは、議員おっしゃるように、それだけのある程度予定をしてつくろうというところについては、ある程度の資金があるというような形で、例えば、土地がないから土地の関係にもある程度補助金をくれないかとか、いろんな形でご相談してこれまで前向きに地域のそういう支援にしっかりと取り組んできておりますので、今後についても、しっかりとその辺のところは地元区長さん関連としっかり話し合いながらやれる範囲内のところでというような形になりますけど、今は、先ほど申しましたように、１割の負担はお願いできないかなというふうに考えておるところであります。

**○議　長（桐原則雄君）**　佐藤真二君。

**○６番（佐藤真二君）**　そうですね、町のほうもいろいろ考えていただいているということは十分に承知しております。その上での質問ではあるんですけれども、例えば、今お金を借りるというような話もありました。しかし、無認可の地縁団体であればそれはもちろんできないわけですし、地縁団体で仮に認可されていたとしても、やはりその分だけ審査というのは厳しいものがあるんじゃないかなというところもあります。そうしたときに、例えば、町による融資制度とかですね、そうしたいろんな考え方も考えられるかと思いますので、低金利の融資制度ですね、そうしたところまで含めて、ぜひ今後も、さらに考えていっていただければと思います。

２問目に移ります。

小規模多目的ホールの整備をということでしてあります。現在、大津町には文化ホームがございまして、文化ホールはキャパシティとして大体５００弱ぐらいですかね、ということで、かなり町にしてみれば適正な規模というかですね、であるのかな、１千人、２千人というようなことではなくてですね、いいんじゃないかなとは思うんですけれども、なかなかこれがいっぱいにならないということですね。いろんな行事、これまで参加してまいりましたけれども、やはり半分埋まってればいいほうかなというような感じを何回も受けております。そこでなんですけれども、１００人から１５０人といった程度のですね、小規模なホール、こうしたものをですね、つくることで住民の文化的な活動を活性化することができないかと、そうすれば町の活力も高まっていくんじゃないかという話です。これ何も今すぐということを言ってるわけではなくて、今町のほうでは、振興計画あるいはまちづくり計画というようなものが検討されておりますので、そうしたものの中に放り込むことができないだろ

うかということです。

先日、全員協議会がございまして、その中で財政計画というようなことで、今後の財政見通しについて若干説明があったわけなんですけれども、それについて話をしていく中で、ある議員のほうから、夢も希望もないというような言葉が出てまいりました。私もあれを見てそう思ってたわけんですけれども、夢も希望もないという状態で将来を見通すというのは非常にやっぱり悲しいものがありますので、何か一つこう夢のあるものを、希望の持てるものをというふうにやっぱり考えるところでございます。そうしたものの一つとしてですね、この小ホールというものも提案できるのではないかと思っております。

ほかの市町村をみてみますと、こうした小ホールというのが結構ありますですね。数年前に伊万里市の図書館を訪問いたしました。そこには図書館に小ホールと、あと読み聞かせなんかで使うような洞窟みたいなつくりのですね、コーナーもありました。非常にシンプルなつくりで、決して贅沢というものではなかったんですけれども、ものすごく機能的で、いろんな使い方ができるだろうなて思うわせるような、実際にそんないろんな使い方がされているというような施設だったんですね。先日は山鹿市の新庁舎を見に行ったんですけれども、そこもやはり小ホールが併設されておりました。庁舎の建設にあわせてつくったものだということです。そこ残念ながら鍵がかかっていて中のほうが見ることできなかったんですけれども、そうした小ホールというものもですね、今後文化の拠点として、文化活動の拠点として検討していくことができるんではないかなと思っているところです。

スポーツについてはですね、大津町、非常にスポーツが盛んで施設も充実しておりますし、文化的な施設が充実していないと言ってるわけじゃないんですけれども、文化とスポーツというのはどちらもですね、やっぱ人間の生きがい、あるいは健康づくりにですね、生きてくるものだと思いますので、一つそうしたですね、将来に向けた、夢、希望の一つとして、こうした小ホールを計画の中に織り込んで、今は無理だけどそのうちつくってやるぞというような気持ちを示すことができないのかなと思うところでございます。

以上、質問です。

**○議　長（桐原則雄君）**　教育長齊藤公拓君。

**○教育長（齊藤公拓君）**　佐藤議員の小規模多目的ホールの整備のご質問にお答えをいたします。

現在、大津町が維持管理しているホールとしては、町の文化ホールがあり、収容人員約５００人規模の施設でございます。議員ご指摘のとおり、１００人から１５０人程度の音楽演奏等ができるホールがあれば中高生のみならず、幼稚園・保育園の園児、それから小学生や町民の音楽・文化活動など、また、企業の方や各種団体の講演会などにも数多く利用でき、文化的活用はもとより様々な面からの住民の交流促進や町の活性化に繋がるものと思われます。

ただ、町単独で新規に施設を建設するとなりますと、建設の際の事業費だけではなく、その後の維持管理も含め多額の財源が必要となるため、町全体の施設整備計画の中で、住民ニーズや緊急性、有利な補助の有無などを考慮して全体的に判断されることになると思います。

現在、熊本地震からの復旧・復興に向けた事業を進めている状況の中で、今、整備すべき施設かど

うかという点もあり、将来的に整備する施設としては検討可能な施設ではないかと、私は思っております。

なお、詳細については、担当部長から説明をさせます。

**○議　長（桐原則雄君）**　教育部長市原紀幸君。

**○教育部長（市原紀幸君）**　ご説明させていただきます。

まず、町の文化ホールの利用状況でございますけども、最近は年間１００件前後の利用件数で推移しております。昨年度は１５６件と、ここ数年では最高の利用件数となっております。これにつきましては、熊本地震により近隣市町村の同様の施設が被害を受け使用できないこと。それから、町庁舎が被災して経済部の事務所移転により町公民館の大会議室が使えないこと。そういった部分から代替え施設として申し込まれるというのが背景にあるようでございます。また、利用された方につきましては、町外の方の利用が増えたというふうな状況でございます。

それから、町文化ホールの利用の際の１回当たりの入場者でございますが、１５０人以下の割合につきましては、震災前は１４％でございました。ただ震災後につきましては、近隣の施設の被災による町外の方の利用の増加が影響しまして３０％程度ということで増えております。

町文化ホールの利用者からは、現在の施設の規模が集客人員に対して大きいという声は一部にはございますが、今後の施設計画につきましては、先ほど教育長からもありましたように、現在、町が文化ホールを所有管理していること。それから、今後の町の財政負担などを考慮しますと、今すぐに整備を進めるというのは困難ではないかというふうに考えております。

震災からの復旧復興事業がある程度落ち着いた時点でそのような施設整備の検討もできるのではないかというふうに考えております。

また、整備の方法でございますけども、既存の公共施設の改修、それから新たな施設を整備する際にホールを兼ねた施設としての検討、それから、市町村の枠を超えた広域的な施設の整備とか、そういった部分で公共施設として整備する方法、また、民間が所有管理する施設を活用する方法など様々な考え方があると思われますので、そのような点も含めて検討する必要があるんではないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

**○議　長（桐原則雄君）**　町長家入　勲君。

**○町　長（家入　勲君）**　佐藤議員の文化施設関連等のご質問でございますけども、まさしくそういう施設が必要になってきておるのは確かでございます。もちろん大津町におきましては、先の第５次の町振興総合計画の中におきまして、まちづくり交付金事業におきまして文化ホールの大規模な改修をやってきております。しかし、震災関係で役場のほうが向こうに、中会議室などで使用しております関係で、大変住民の皆さんにご迷惑をかけておることはもう確かでございます。そういう意味におきまして、今後について、庁舎建設を今検討していただいておりますんで、庁舎の横に防災センターという意味に、下のほうに多目的なホールをつくってもらえればどうかなというようなことも、今担当のほうに検討するように話をしております。

また、大津町におけるだけでなく、２市２町の公益的な行政の中でそういう文化施設関連等についてはしっかりと連携を密にして活用していただくようにお願いをしておるところでもありますし、そういう方向で今取り組んでおります。しかし、議員おっしゃるように、身近なところでというようなことになるとなかなか厳しい状況でございますけども、大津町のある社会福祉法人の中で、今回の地震におきまして、やはり高齢者と幼児との交流施設、あるいは避難所というような形で、現在建物は建てられておりますので、そういう民間活用の施設を我々としてはそこをうまく利用できるようにお願いできないかなということで、使用料関連等についても大津町が公共施設でとっておるような料金で検討していただければなというようなことをお願いしておりますので、今回の２７日の青少年育成会議はそこのホールでさせていただければなということで申し込んでおるところであります。そういう意味におきまして、そういうような民間施設を今後しっかりと活用できるように、多くの町民の皆さんに利活用できればなというふうに思っておりますので、今後についても、できれば民間活用の中で推進を図っていければなというふうに思っております。

**○議　長（桐原則雄君）**　佐藤真二君。

**○６番（佐藤真二君）**　すみません、今の民間施設の活用のことについて、ちょっと私も情報を持っておりませんでしたので、そこまでは含めて考えているところではございません。ただ最初に申しましたように、今すぐやってくださいという話じゃなくて、長期的に検討していくことはできないでしょうかということですので、今後もですね、ご検討いただければと思います。

３番目に移ります。

地域防災組織や避難所運営マニュアルの見直しへの取り組みはどうですかということについてです。はじめに申しましたように、地震から１年が経ちますと、記憶や思いというものが薄れてくるものです。震災後、地域防災組織の設立や充実の取り組みは進んでいるのか。また、避難所運営マニュアルはどのように見直していくのか。地域に呼び掛けることが必要ではないかというような趣旨の質問になります。

今回の大津町の地震の被害の大きな特徴としまして、地域によって被害程度が大きく異なるという点があったかと思います。大きな被害を受けた地域ではそうでもないかもしれませんが、比較的被害が小さかった地域では、もう以前と同じような生活を取り戻して、気持ちもそのようになっている人たちも多いのではないかと思います。しかし、そういった人たちでも震災の直後には備蓄をしないといけない、家具の転倒防止をしないといけない、避難所のことを考えなければいけないと、いろいろな考え方を持っておられたと思います。しかし、人間ですから、時間が経てばそうした思いとか、記憶とかいうものは弱まっていくのは当然のことかと思います。鉄は熱いうちに打てという言葉がこういった状況にふさわしいのかどうかわかりませんけれども、少しでも震災時の記憶や思いが強いうちに何かの動きをつくっていく必要があるのではないかと考えるところです。

そこで質問ですが、６月４日の熊日新聞にですね、自主防災組織活動率４割という見出しの記事がございまして、ただその中でも自治体別に見ていくと、大津町は活動率が１００％だとなっているんですね。これが本当かなというふうに思うところなんですが、以前、防災組織の組織率についても報

道がなされたことがありまして、その中で、そのとき、平成２５年ごろの話ですけれども、町内の地域防災組織は５１団体あって組織率は６５％だというようなことが言われました。しかし、これはミニ特区事業で、防災に取り組むということを掲げた区の数であって、実際に活動しているかどうか、継続的に活動しているかどうかというと、それはわからない。もっと少ないだろうというようなことだったですね。今回の地震では、やはりその時点で予想されましたとおり、町が頼るべき地域防災組織が機能していなかったというところも多かったようです。逆に、組織がなくても立派に共助の活動が機能したところもあるというふうに聞いております。今回、この１００％という数字を同じように、本当に１００％だと認識してしまって本当にいいのだろうかと。まず、こうした基本的なデータをきちんと把握しなければならないと思います。活動率１００％という数字を基本に考えると楽観が生じるおそれがあるのではないかということです。１００％というと非常にきれいに見えますけれども、この１００％というのを町はどう捉えていて、住民はどう捉えているのかというところを、住民の実態としてどうなのか、本当に１００％の活動ができているのかというところをやはり洗い直さなければいけないだろうと思います。

また、避難所の運営マニュアルについても今回の経験を踏まえた見直しが必要になります。熊日の記事ばかりで申し訳ないですけれども、６月の１日の熊日の記事ですね。熊本市が防災計画を新たに見直しましたということが書いてあります。その中には、見出しでは、市民、地域の役割を明確化というようなことが書かれておりまして、震災を経験した以上、市民と地域の役割が重要であって明確にしなければいけないと考えるのは当然なことなんですね。けれども、それをどう実現するかということでは、やはり簡単なことではないと思います。それの解説記事というのが別のページにあるんですが、そこでは、防災計画、地域に重責という見出しです。さらに、官民で支え合う仕組みをというふうな指摘がなされております。ここの官民で支え合う仕組みというものがなければ、絶対にこの地域が防災を担うということはできないだろうと、私も考えているところであります。自助と共助を地域に任せきってはやっぱりいけないと思うんですね。地域もがんばる、行政もそのサポートをがんばるというような体制が必要なんではないでしょうか。避難所運営マニュアルの見直しをする場合は、おそらく地域や避難所となる施設の特性を踏まえて、避難所ごとの個別のマニュアルというものがつくられていくんではないかなと想像しております。今回、地域防災計画が見直される中で、おそらくその下部計画となるであろう、地域の防災計画、地域の避難所運営マニュアルというのはどういった形で見直すことになるのでしょうか。

この自主防災組織の関連と、避難所運営マニュアルがこのあとどうなるかという、その２点についてお尋ねしたいと思います。

**○議　長（桐原則雄君）**　町長家入　勲君。

**○町　長（家入　勲君）**　地域の防災に関するご質問にお答えしたいと思います。

本当に未曾有の被害を受けまして、１年２カ月が過ぎようとしておりますけども、議員おっしゃるように、震災についてのマスコミの情報も少なくなってきている状況でございますけども、一方で、震災により今なお自宅から避難を余儀なくされ、仮設住宅での不便な生活を強いられている方がたく

さんおられることも事実であります。

町では、熊本震災の記憶を風化させないために、地震から１年後の今年の４月１４日に大津町追悼・復興シンポジウムを開催し、災害支援チームからのご意見や、それぞれの立場での避難所運営についてのご意見発表を行っていただきました。

今後も震災を風化させないために、毎年４月１４日を震災の日と位置づけ、防災意識の高揚のための取り組みを引き続き行ってまいりたいと思っております。

また、そのためには地域防災力の強化のために、組織の設立、あるいは日々の活動に対しても補助を今行っておりますんで、活性化を図っていくように今後指導をしていきたい。また、避難所運営マニュアルにつきましても、今回の地震の検証を踏まえながら、見直しを行おうとしておるところでもあります。そういう意味におきまして、町だけの計画でなく、地域の皆さんと一体となって、その地域の防災についてしっかりと取り組みをしていきたいというふうに思っておりますので、現在の取り組み状況につきまして、担当部長のほうからご説明させます。

**○議　長（桐原則雄君）**　総務部長杉水辰則君。

**○総務部長（杉水辰則君）**　ご説明申し上げます。

まず、自主防災組織の現状について申し上げますと、佐藤議員のご指摘のとおり、ミニ特区以降ですね、ミニ特区ではもうほとんどの地域が自主防災組織として設立をしたわけでございますけども、そのあと活動が停滞していたというような状況がございます。現在、そういった状況がございましてですね、平成２５年度以降に新たに自主防災組織を設立するよう呼び掛けしまいたところ、現在、２５年度以降に３４組織が自主防災組織を設立されております。また、その自主防災組織を設立していない行政区におきましても、資機材の整備の補助金あたりなんかを活用しながら、防災訓練を行っている地域というのもかなりございます。この自主防災組織の設立の機に１０万円の補助、そして各年度における自主防災の活動に対しまして、１０万円を限度に今現在補助を行っている状況でございます。

熊本地震の以降につきましてはですね、６組織が新たに自主防災組織を立ち上げておられます。また、自主防災の活動助成を活用しながら、先ほども申しましたように、資機材の整備や防災訓練を行っておられると、これは自主防災組織以外の行政区におきましてもそのような形で活用されているというような状況でございます。

今後、整備した資機材を使いながらそれぞれの地域で訓練を行っていただくために、町や他の自治体における先進事例を紹介を行いながら、自主防災組織の充実を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

また、平成２５年度に約５０名の方に防災士になっていただき、その後、防災士連絡協議会を設置いたしております。

今回の震災を踏まえまして、防災士としての役割や位置づけを明確にし、地域とどのように連携してやっていくのかについて、現在、防災士連絡協議会において議論を進めているところでございます。

また、避難所運営マニュアルの見直しについてでございますけれども、マニュアルは、平成２７年

１２月には策定しておりましたが、熊本地震のときには公表まで至っておらず、周知ができておりませんでした。

マニュアルの内容としましては、地震などの大規模災害を想定した長期的な避難所運営に対応する基本的事項は定めていましたが、自治会、自主防災組織、行政の連携がうまくできていない避難所もあり、多くの課題が出てきたと考えております。

また、避難所における女性の視点や、高齢者・障がい者・子どもへの対応などマニュアルを見直すべき点があると考えております。

今回の地震後に、職員のアンケートを実施し、復旧・復興プランに対する住民アンケートでも多くの避難所運営に対するご意見をいただいております。このご意見を踏まえ、避難所運営マニュアルの見直しを行ってまいりたいと思っております。

また、避難所運営マニュアルというのは、基本的には、佐藤議員がおっしゃるように、基本的なマニュアルというふうに考えております。それぞれの地域において、それぞれのところでやっぱり地域にあった個別マニュアルが今後策定していくべきではないかというふうに考えております。そういった個別マニュアルをつくっていくためには、防災訓練等を通じ、避難所設立運営訓練についても、地域住民と交えて行いながら、個別マニュアルの充実を図っていかなければいけないものというふうに考えているところでございます。今現在、避難所運営マニュアルのほうの見直しを、先ほど申しましたように、いろいろアンケート、意見をもとに行っているところでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

**○議　長（桐原則雄君）**　佐藤真二君。

**○６番（佐藤真二君）**　今、答弁のほういただきまして、また、説明もいただきまして、その考え方としてはですね、私が考えていることも、町のほうが考えていることも方向は一緒だなと思うところではございます。ただ、話の中に出てきました、この大津町地域防災力活動支援事業補助金ですかね、これ１０万円を限度にということであるというふうに言われたんですけど、町の支援というのは、私お金だけではないと、補助金だけではないと思います。やはり大事なのは、情報の提供、ノウハウの提供、あるいは実際の作業の中に入っていって一緒に考えることと、そういったですね、ことも必要ではないかと、今人手が不足している中で一緒に考えるところというのは難しいのかもしれませんけれども、地域には地域担当の職員というのもおりますのでですね、そうした職員がいろんな地域が、防災について考えるときに一緒に考えることができるようになればいいのかなというふうに思うところです。

もう一つですね、ちょっと突っ込んで言いますと、これが先ほど防災士の育成などがやりましょうという話になった時期に出された大津町の災害減災対策方針という資料がございます。これがですね、これの中でも自主防災組織結成へのマニュアル作成とかですね、先進事例の紹介とかですね、情報提供に関するところの方針が示されていたんですけれども、実際にそれを私として見たこともなくてですね、本当にどんな形でなされたのかなというふうに思うところでもあります。やはりその今ご説明いただきましたように、こういうふうにやりたい、こういうふうにやりたいというその思いというも

のはあって、ただそれが何となく後回しになってしまうことというのはやはりあると思うんですね。今回もですね、残念ながらその平成２６年ぐらいから防災士育成して、地域の防災力を強化していきましょうとなっていたんですけれども、やはりそのスピード感が足りなかった、間に合わなかったというのが、この今回私も感じているところではございます。私も反省しながら感じているところでございます。やはり今度はですね、まだ大丈夫というんではなくて、南海トラフの話何回も申し訳ないですけど、またあるかもしれないというですね、前提に立って、スピード感を持ってやっぱ進めなければいけないと。そうしたときに、この方針、先ほどおっしゃったような話、こういうふうに今後はやっていくんだという方針を住民に、ここの中、あるいはその庁舎の中だけの議論ではなくて、こうしたふうにこれからやっていくよ、協力してくださいねっていうような呼び掛けというものがですね、やっぱり必要になってくると思います。そうしたその防災・減災に向けた方針のグラウンドデザインというとちょっと大げさですけれども、そうしたデザインを示して、今後、町と住民はこういうふうに協働しながら防災を進めていきたいと思いますというようなですね、大きな絵を実際に見せていただきたいなと思います。というところで、今のはお願いでございますので、そこまでお話させていただきまして質問を終わります。

以上です。

**○議　長（桐原則雄君）**　しばらく休憩します。

１０時５５分から再開します。

午前１０時４５分　休憩

△

午前１０時５４分　再開

**○議　長（桐原則雄君）**　休憩前に引き続き、会議を開きます。

金田英樹君。

**○４番（金田英樹君）**　皆さま、こんにちは。お許しをいただきましたので、通告にしたがい、議席番号４番、金田英樹が一般質問をいたします。

今回は、通告書に記載のとおり、人材育成と人事マネジメント及び新たな都市計画の２点になります。いずれも一朝一夕で対応できるものではありませんが、町の現在や近い将来はもちろん、５０年後、１００年後を見据えた際にも最優先で取り組む必要があります。災害を乗り越え、明るい町の未来をつくるために、具体的な計画とそれを高いレベルで現下する仕組みと人材は不可欠です。

それでは、早速一つ目の人材育成と人事マネジメントの在り方に関する質問を始めます。少し長くなりますが、しっかりと背景と目的を共有したいので掘り下げてお話をさせていただきます。

地方自治体を取り巻く、歴史と環境を俯瞰すると、戦後復興や高度経済成長の流れの中で、目標を効率的に追及するために、政策や事業を時限的に行う中央集権型の行政運営が進められてきました。その際、財政面では、地方への投資が多く行われ、投資対効果はあまり重視されないままに、いかにより多く国からの予算を獲得し、我が町の公共施設やインフラを増やしていくかが重視されるという時代が長くあり、事務面においても、機関委任事務という形で、市町村が国の事務の代行者として中

央を粛々と遂行していくという構図が長く続きました。しかし、経済的な停滞や少子化、高齢化による国の財源不足、あるいは成熟社会を迎え、各自治体の事情が多様化する中で、徐々に地方分権の動きが加速し、地域のことは地域で決める。もっと言えば、地域の未来には地域で責任を持つという現在の地方創生の流れに至っております。

一方で、この間の市町村の動向に目をやると、多くがこの変化に対応できておらず、未だに国に依存した予算獲得主義やお役所仕事と揶揄されるマニュアル的な働き方が継続しているとの批判もあります。しかしながら、国と市町村のおかれた状況は今後一層厳しくなり、２０６０年には、総人口は８千５００万人程度まで減少し、高齢化率は４０％、２．５人に１人が６５歳以上、４人に１人が７５歳以上という時代が訪れます。そのときの地方自治体の姿を予想すれば、需要面でも、供給面でも行政サービスを取り巻く環境は一変していると考えられます。今後は、限られた資源を有効に使いながら、あれもこれもから、あれかこれかに考えを転換し、さらに行政サービスを継続する際も、目的や手法、効果を丁寧に見直していくことで品質向上と効率化を図っていく必要もあります。そのために役場においても民間企業の創意工夫や仕組みを柔軟に取り入れながら人材育成プログラムを通して、考え方を変え、鍛えること。そして、人事マネジメントによって、職員の持つ力を最大限に生かす仕組みと制度を構築する必要があります。

この観点から、現在の役場の状況からすると、これまでの役場の文化や風土、仕事もやり方にとらわれてしまっているがためか、あるいは、民間企業とは違って具体的な成果を問われにくい組織構造のためか、目的設定に向けての分析や課題の掘り下げが浅いために、目的の達成が課題の解消につながらない。あるいは、何々を果たすではなく、何々をつくるという手段が目的になっているというケースがまだ多くみられると感じております。いうなれば、災害復興により業務量も激増する中で、職員さんたちとしても日々全力で業務に取り組んでいるものの、書いた汗が必ずしも報われていないと思われる事例が少なくありません。

具体的な事例を紹介させていただきますと、前回の議会でも触れ、今議会では、同僚議員からの指摘もありましたが、まちづくり活動へ参加した住民に対して発行される地域通貨の「水水」の導入の当初の目的は、住民のまちづくりへの参画の推進ですが、利用が伸びない中で、ウォーキングなどの健康増進活動に対しても発行されるようになりました。これによって、確かに活用は若干伸びてはいますが、健康増進活動に励む人の増加によって「水水」の発行が増えたとしても、本来の目的であった住民のまちづくりへの参画は達成されていません。つまり、「水水」の発行というまちづくりの参画を推進するための一つの手段がいつのまにか目的化してしまって、目指しているゴールが、本来目指すべきゴールになっていないという状況が生まれております。

また、こちらも以前指摘しましたが、公共施設関連では、まちづくり交流センターは、当初、個人やまちづくり団体の方々が気軽に出入りして、まちづくりに向けた交流や打ち合わせができる場として構想したと聞いていますが、利用を伸ばすために、誰も自由に使えるはずの談話スペースを会議室として貸し出しています。このことによって、本来用途で利用を意とした方が立ち寄ってもほかの方が会議で使用中のためにスペースを利用できず。そのことによって、さらに本来用途の方々の足が遠

のくという本末転倒なサイクルに陥っております。

さらに、別の切り口で、先日、町内の危険箇所確認をさせていただいた際に、区長や消防団や行っているのである程度大丈夫という回答をいただきました。しかし、ここで大切なのは、制度や枠組みの有無ではなく、果たして、それが有効に機能しているか。そして、いかにすればより有効に機能するかを掘り下げて考えながら、制度の改善を進めることです。私自身も消防団に所属しておりますが、マニュアルや基準に基づく本格的な確認を行っているわけではないので、この活動をもって危険箇所確認を十分にしているとはいいづらいのが正直なところです。仕組み、制度がある、で、思考を止めるのではなく、例えば、いかにすれば消防団の危険箇所確認がより機能するかなどのその先を考えて施策をうっていく必要があります。大切なのは、仕組みがある、施設があるではなく、それが本当にやるべきことなのか。機能しているのか。そうでなければいかに有効に機能させるか、より向上させることができないかという問いを絶え間なく繰り返し改善を続けることです。こうした手段の目的化や枠組み構築までがゴールとなるという動きは、民間企業では実は起こりにくいのですが、それには組織としての構造上の違いが大きく影響していると分析しております。具体的に言えば、民間企業はいかに立派な建物を建設しようが、耳障りのよい取り組みを実施しようが、投資した人や金に見合うだけの売り上げの増加などの具体的な成果につながらなければ倒産してしまいます。一方で、行政組織は民間企業とは違って、売り上げなどの直接的な形では成果が検証されずに、また、住民の皆様も行政サービスが気に入らないからといって転居まですることはまずないために、言うなれば、何とかなってしまう。つまり、組織インセンティブが働きにくい構造にあります。もちろん民間企業においても、自然体ですべての職員が組織の成果を向上させるために全力を持って取り組んでいるというようなことは早々ありません。民と官で大きく異なるのは、民間企業では、常に危機意識を持った経営幹部層が制度や政策に血液を通わせ、一つ一つを機能させるために適切なゴール設定、ＰＤＣＡなどの業務マネジメント、あるいは組織目標と個人目標がしっかりと連動するような人事制度設計などの多様な制度的工夫を導入しているということです。したがって、本町においても、研修や日々の指導などを通して、内的に職員意識の奥深くまでこうした考えを浸透させるとともに、制度、仕組みなどを体系的に構築して、組織の文化として埋め込んでいく必要があります。そのための具体的な提案が今回通告書に記載している内容になります。

以上を踏まえて５点お尋ねします。

１点目は、平成１７年から２６年までの大津町行財政改革大綱の成果と反省について伺います。

２点目は、問題解決力と生産性向上に向けた職員研修の導入の必要性を強く感じておりますが、現在の研修メニューを見直す考えはないか伺います。

３点目は、前回の一般質問でも少し触れましたが、適切な業務目標設定と進捗管理を行うために、組織目標と個人目標の連動及び適切な進捗管理を行うための業務実績評価の導入を進める考えはないか伺います。

４点目は、２０１３年の一般質問でも具体的に提案しておりますが、職員が日々の業務の中で自立的に考えたアイデアを具現化できるような新たな職員提案制度の導入、あるいは自由活発に意見し、

日々の業務のやり方などの小さな改善を提案、反映できるような風土改革に向けて取り組む考えはないか伺います。

最後、５点目は、専門化する各種業務への対応も含め、任期付き職員制度などを活用して、特定のスキルや専門性、民間企業での一定の経験を持ち、役場の内部から直接新しい風を吹き入れることのできる人材を登用する考えはないかを伺います。

以上、町長の答弁を求めます。

**○議　長（桐原則雄君）**　町長家入　勲君。

**○町　長（家入　勲君）**　金田議員の人材育成についてのご質問でございますが、議員おっしゃるように、様々な取り組みを行う上で、やはり大事なのは職員でございます。人であります。一人一人の力を十分に引き出し、生かすことが最も重要なことであり、住民満足に繋がるものと考えております。そのような考えから、私は２月の選挙で人材育成を大きな公約の一つに掲げさせていただきました。これまで地方交付税が先細りする中で、厳しさを増す行財政運営など、今後の大津町のことを考えたとき、どこにも負けない力強い元気な大津町をつくっていきたいと考えて行財政改革による様々な取り組みを展開してきたところであります。

これらの成果でございますが、新たに人事評価を始めたり、総合計画では、数値目標を設置するなど、これまでにない取り組みを実施しながら、職員や住民の皆さんの意識改革を進めてきたところでもあります。さらに、今回の震災で、直接住民の方々と接しながら対応を行ってきたことで、職員も大きく成長していると思っております。

今回、金田議員から色々なご提案をいただいております。今後についても参考にさせていただきたいと思います。

５つの問題点につきましては、担当部長よりご説明をさせていただきます。

**○議　長（桐原則雄君）**　総務部長杉水辰則君。

**○総務部長（杉水辰則君）**　ご説明申し上げます。

まず、行財政改革大綱（意識改革と人材育成）の成果と反省についてでございますが、後期改革プランの中では、７２の改革項目のうち、これは内部評価ではございますけれども、約８割について概ね達成したというような状況であり、約２割、特に民間委託の推進のうち、公の施設の民間委託に関する項目が達成できていない状況でございました。

現在、その後期改革プランも目標年次でありました平成２６年度を過ぎ、新たな行財政改革を策定していくべきところではございますが、現在、その新たな大綱・改革プランはまだできていないというような状況でございます。ただ、新たな改革プランができるまでは、現在もその改革プランを引き継ぐ形で推進していきたいというふうに考えております。

そのような中で、職員の意識改革と人材育成といったところでは、行政評価や事務事業の改革改善に繋がる取り組みの実施、人材育成基本方針に基づく自己啓発研修や職場内外の研修の実施、職場におけるコンプライアンスの徹底について実施し、内部評価では、概ね達成というような評価になっているところです。

次に、問題解決力と生産性向上に向けた職員研修の導入でございますが、現在、大量の職員の退職期を迎え、今後、数年間で多くの幹部職員が定年退職するため、特に中堅職員や若手職員の人材育成が急務となっております。

各種課題に対してどう対応していくのか、職員自らが創意工夫をし、柔軟な発想ができ、それに対する政策能力、また、効率的な業務運営など、今までにも増して職員の資質向上が求められているところです。

また、職員に求められる能力としては、職員全体に求められる能力や階層別に求められる能力を規定し、それに応じた研修としまして、職員自らが自分に必要な知識や能力を認識し、主体的に取り組む自己啓発研修、職員全体に求められる能力の向上や時代に即したテーマなどの職場内研修、各種研修機関における研修事業への派遣による職場外研修を実施しております。また、研修制度としまして、階層別研修を中心としたプログラムによる職員の人材育成にも努めているところでございます。

そのような研修によりまして、職員全体として、また、それぞれの職階級に応じた役割は学んでおりますが、今後は、さらに踏み込んだ課題解決能力や政策立案能力を高めるための研修も実施してまいりたいと考えております。

次に、適切な業務目標設定と進捗管理についてでございますが、今までの勤務評定方式から新たな人事評価制度の移行に向けての取り組みを進めておりまして、能力評価に併せて業績評価も実施していくこととしております。

業績評価にあたって、まず、組織としての目標を掲げながら、個々に目標設定を行い、目標管理による組織や職員の能力向上に向けた人材育成のシステム構築の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、職員提案制度の導入についてでございますが、以前は事務改善提案制度の中で提案がなされていましたが、ここ１年はなされていないのが現状でございます。

行革大綱では、職員の提案制度の推進を改革項目に掲げていましたが、新たな提案制度の設立には至っていないというのが現状でございます。

ただ、各課・各係内では、打ち合わせ会議であったり、業務改善会議であったり、部署によって実施されている状況でございます。

今後は、若手の職員の意見を取り入れる場であったり、課内や係内の業務の目標設定であったり、また、職員の意識と意欲を生かせることができるような取り組みも進めていきたいと考えております。

最後に、外部人材の登用についてでございますが、現在、任期付き職員を３名、また、役場職員ＯＢを再任用として雇用しております。今までの職場経験は活かされ即戦力としてそれぞれの分野で頑張っていただいているところでございます。

今後、平成３１年度までを計画期間とする大津町定員適正化計画の見直しを行うこととしており、その中におきまして、外部人材の登用のあり方についても考えてまいりたいと考えているところでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

**○議　長（桐原則雄君）**　金田英樹君。

**○４番（金田英樹君）**　答弁をいただきました。部長はおそらくもう気付いていらっしゃると思いますけども、今回、ここにあげている項目ほぼすべて、私１年目の特に序盤のほうで質問させていただきまして、そのときの答弁がまあ同じような具体性を欠く内容で、かつ時期振興総合計画、本来であればもうすでに終わっている、で、新しいものできるところで考えていくというお話だったんですけども、進んでいないのが現状です。

そこを踏まえて質問をいたしますが、まず１点目、全体を踏まえてなのですが、この人材育成というのをもう少し体系的に整えて、例えば、Ａ３紙１枚でもいいんですけども、職員に対してどういう研修や、あるいはどういう仕組みがあれば、今の役場の課題、少なくとも私は感じているんですけども、解消できるかというものをまとめてスケジュールにおとして育成に望んでいくべきではないかと思っております。現状では、例えば、研修をやっていますだとか、業績評価を導入しますだとか、個別ではお話は出てくるんですけども、こういった人材育成というものは、一つの取り組みですべてを解消できることはもちろんございませんでして、重層的にその研修なり、仕組みなり、制度なりを組み合わせることで計画的な人材育成、強い組織というものがつくれると考えておりますので、まずそこのところをお答えいただければと思います。

２つ目に関しまして、ここの人材の研修に関してなんですが、どこまで深く伝わっているかわかりませんけども、現在の役場の研修プログラムをみると、モチベーションを高めるような研修、あるいは業務知識を習得するような研修がほとんどになっております。そして、先ほど述べていただいたとおり、確かに階層別に、メジャーでは少し違った色の研修もありますが、私が今必要だと思っているのは、一つは、まさにロジカルシンキングなり、ラテラルシンキングなり、そういった一つの考え方の枠組みをもう新入職員のうちに共有して、それを役場全体としても一つのツールとして共有することであると考えております。私、やっぱりいろんな会社にいた友人等いますが、どこの会社でも、特に大きいとこに関しましては、最初にそういった考え方というのを埋め込んだ上で指導を進めていきます。そうすると何がいいかと言いますと、例えば、上司が指導する際も、俗人化した教え方なり、指導なりではなく、一つの根拠に基づいた指導というところで職員の育成をより合理的に図れたりだとか、あるいは、業務そのものをよりよいものにしていったりだとか、そういったことが可能になりますので、そういった趣旨を踏まえた上で、この新たな問題解決力と生産性向上に向けた職員研修の導入というのを検討できないかというところをお伺いいたします。

次に、先ほど外部人材の登用というところで、ＯＢ、ＯＧの登用という話が強めに出てきましたが、ここで私がお伝えしたいのは、先ほどずっと述べてきたとおり、役場独自の文化というところでまだまだ変えていかないといけないところがあると思います。それがやはり業務への臨み方というところですので、まさにどちらかと言うと行政のＯＢではなく、民間等でしっかり外の空気を吸って活躍してきた方々に新たな文化だとか、考え方、仕組み、やり方というのを内部から浸透させていただき、そのことによって組織を活性化できるのではないかと考えているところです。

以上、まずは３点、答弁を求めます。

**○議　長（桐原則雄君）**　総務部長杉水辰則君。

**○総務部長（杉水辰則君）**　金田議員の再質問にお答えいたします。

まず、第１点目、人材育成については、体系的またスケジュールにおとしながらやっていくべきではないかというようなご質問かと思いますけれども、まさにそういったことでやらなければいけないのかなというふうに、今思っているところでございます。今人事のほうの担当とも話をしているところでございますけども、やはりどんなそのスケジュールといいますかね、体系的にどういうふうに研修内容などを組み合わせながらやってどういう人材を育成していくのかと、そういったところをですね、もう少し明らかにしていくべきではないかというようなお話をさせていただいているところでございます。ただなかなかその職員だけでそう考えるのも非常に厳しいところがございますので、こういったところにつきましては、できればその外部のほうのどっかのコンサルのほうにもですね、委託しながら、一緒にそのこういったものをつくりあげていくというのも今必要ではないのかなというような気もしているところでございます。できればその私たち職員でやるのが一番大事かとは思いますけども、そういったところもちょっと必要かなというのは、今考えているところでございます。

また、研修についてのロジカルシンキングですかね、こういったような考え方の研修、これが必要ではないかというようなご指摘でございますけれども、これも非常に大事な観点ではないかというふうに思っております。ロジカルシンキング、ロジックモデルといいますかね、そういったものもございますけれども、ロジックモデルをきちんと勉強することによりまして、なぜその政策を実行しているのか、そういったことが理論的に説明がつくということで、住民に対する説明責任の能力向上にもつながるのではないかなというふうに考えております。そういった中で、どのような研修制度があるかということでございますけども、滋賀県の大津市のほうにありますジャイアムですかね、全国市町村国際文化研修所というのがございますけども、そちらのほうの研修の内容につきましてですね、例えば、公共政策技法研修ということで、提案を実現するための技法とか、あるいは行政評価を基本とするマネジメント、予算決算総合計画への活用、あるいは自治体職員のためのマーケティングの基本、あるいは自治体職員のためのデータ分析の基本、分析から政策展開までというような研修方法もございます。そういったようなところにもですね、職員を派遣しながらそういったロジック的なその考え方あたりなんかも研修を今後進めていくことが必要ではないかというふうには考えているところでございます。

また、外部人材の登用についてでございますけども、よそものが必要であると。まさにその地域、まちづくりはよそのものの観点というのがよく言われております。内部にどっぷり浸かっていると、いいところ、悪いところ含めてなかなか見えないというようなところでございますので、こういったよそものが必要というのは、もちろん必要かと思っております。そういう中で、地域おこし協力隊、そういった人たちもよそから入れながらですね、よそからの観点というのも、外部人材として活用しながらやっていきたいというふうにも考えているところではございます。それ以外に、そのいろんな外部人材としては、いろんなその人材がおられるかと思いますので、どういった形でその活用できるのか。その辺はまた今後研究していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**○議　長（桐原則雄君）**　金田英樹君。

**○４番（金田英樹君）**　再度質疑いたします。

ちょっと聞きたいことが多すぎて何て言っていいかわからないんですけども、ちょっと一つ一つお話させていただきますと、まず、先ほどの人材育成の全体像とスケジュールに関してなんですけども、かなりオブラートに包んだというか、やっていく考えもあるというふうなお話であったんですけど、これ本当に４年、３年前からずっと言い続けているお話で、そろそろ前に進めていかないと、これが本当にすべての業務をやる上での根幹になると思うんですね。この考え方だとか、向き合い方ができていない限り、先ほど事例を３つほど述べさせていただきましたは、そのほかにも思うことは多々あります。そういった仕事のやり方を変えていかないと、考え方を変えていかないと仕事の品質も上がらないし、職員の方々頑張ってもなかなか住民の方にも認めてもらえずに、かいた汗が報われないという構造になりますので、ここに関して、具体的にお尻を区切って整理していく考えはないかというところを聞きたいと思います。

２点目に関しまして、先ほどジャイアムの研修のお話ありましたが、こちらは滋賀県大津市にある研修センターで、私も５回、６回と行ったことがあるんですけども、そういうマネジメントではなく、そのマーケティングなり、そういった個別の競争的なスキルを一部の職員さんにお伝えするのではなく、私がお話しているのは、新入職員さんを含め、あまねくこういった考え方や文化というのを埋め込んで、その上に業務に望んでいかないと、その計画的、合理的な人材育成なり、業務遂行なりが難しいということですので、その点で、中で全体に向けた研修ということを考えることができないかというところでもう少し詳しくお伝えいただきたいと思います。

３点目になりますが、こちら新たな質問になるんですけども、この③で書いている適切な業務目標設定と進捗管理というところで、今現状業務事務事業評価等をやっておりますが、こちらも何回もお伝えしているとおり、例えば、会議の開会回数が業務遂行上の目的になってしまっているもの、そういったいろのものが多々見受けられます。しかし、そういったセットの仕方をしてしまうと、悪く言えば行事消化型の行政運営とよく指摘されますが、そういったものにつながりかねませんので、そういったところからつぶさに見直していって、それが個人の業務評価なりつながっていく形にしなければならないと考えております。

４つ目ですが、この職員提案制度の導入に関しまして、改めてお話しますと、こちら役場の中でも４年前に質問したときもすでに制度はあるというお話だったんですけども、その際も多くても年、数個しか提案あがってこないというような状況で、であれば、やはり職員さんがやる気を持って働くために、自分の力でこの町を変えることができる、仕事のやり方を変えることができる、そういう制度は必要ですし、あるいは、制度があっても機能していないのであれば、その制度がよくないのか。もしくは、それが出しにくい風土、雰囲気があるのか、そういった場合が背景にあると考えております。ですので、そういった状況のある中で、各部署でやっているところもあるという話ではなくて、しっかりとした役場全体の仕組み、制度として、そして風土としてこの提案制度なりを考えていかないと

なかなか内的な活性化というのは生まれにくいのではないかと考えております。この点について、この職員提案制度に関してももう少し詳しくご答弁をいただければと思います。

**○議　長（桐原則雄君）**　総務部長杉水辰則君。

**○総務部長（杉水辰則君）**　金田議員の再質問にお答えいたします。

人材育成は、その先ほどから言われてますスピード感ですかね、スピード感を持ってやっぱやっていかないと、すぐにしないといけないんだというようなご意見かと思います。まあおっしゃるとおりだと思います。スケジュール観ということでございますけれども、そうですね、今年度中にはですね、何とかめどをつけたいなというふうには考えているところでございます。

それから、ジャイアムの関係でございますけれども、個別のスキルではなくて、全体でもうそういったような風土を植え付けていくというようなお話かと思いますけども、まさにそういったことでは取り込んでいかなくてはいけないと思うんですけども、それの土台となりますのが人材育成基本計画というのがあろうかと思いますけども、そちらのほうの人材育成基本計画のほうを今一度見直しながらですね、どのような研修が必要なのかあたりもですね、検討していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、目標設定の関係ですね。おっしゃるとおり、前回の振興総合計画の目標数値というのは、会議の開催回数とかですね、そういったのが多数見受けられたというのが現状でございます。そういったことではなくて、政策目標とするような目標の設定、そしてから数値、こういったことについてもですね、もう少し精度の高いものに上げていく必要があるというふうに考えているところではございます。今回、まだ今年度で振興総合計画のほうをつくる予定でございますので、そういったところにつきましてもですね、いろいろとまた研修を行いながら、制度のアップを図っていければというふうに考えているところでございます。

ただ、まあこれまでですね、こういった目標数値については、これまでの振興計画ではなく、前回の後期計画以前につきましては、数値目標的なものは掲げておりませんのでしたので、何らかのその一石を投げたもので、一つの意識改革につながったのではないかなというふうに思っているところでございます。こういったような数値目標を設定することによりまして、皆さん方、議会の皆様、あるいはその住民の皆様から、これは数値がおかしいんではないかとか、いろんなご意見をいただきます。それが一番大事なことではないかなというふうに思っているところでございます。みんなとやっぱり会話をするための数値目標ということで考えていけばいいのかなというふうに考えているところでございます。

また、提案制度でございますけども、出しにくい風土があるのではないかとかいうようなご意見ではございますけれども、やはりその一つ提案をしますとですね、みんなでそれをいい、悪いの評価をしたりいろいろしますので、やっぱり一つはやっぱ出しにくいというのも一つあるのかなというような気はいたしておるところでございます。そういったことを踏まえますと、やはり全体で、その役場全体の風土としましてご指摘がありますように、出しやすい役場全体の雰囲気、これをつくっていくのがやっぱ大事なのかなというふうには思っております。どのような形でその出しやすい雰囲気をつ

くっていくのかということが次の課題になろうかと思いますけども、それにつきましては、よくそのワークショップとかいろいろございますけども、いろんな提案したこと、いろんな意見については批判をしないとかですね、いろいろございます。そういったものも一つその提案制度についてはですね、取り得ていくべきなのではないかなと。あるいは、その回数をいっぱい出すというようなその回数ですかね、回数についてもそれ一つの成果ということでもいいのかなと。そのものをいいか、悪いかをやっちゃいますとなかなか出しにくくなってしまうということですので、とにかくその出していただくことをまず奨励をしながら、それを批判をしないというようなことをやっていけばですね、少しずつそういった提案制度も定着していくし、また出しやすい環境になるのではないかなというふうに思っているところでございます。ちょっとその辺につきましてはですね、内部のほうでもう少しどういうふうに進めていったほうがいいのか、検討させていただければというふうには思っております。

**○議　長（桐原則雄君）**　町長家入　勲君。

**○町　長（家入　勲君）**　人材育成関連等について、今担当部長のほうから項目関係で答弁させていただきましたけども、議員おっしゃるように、もう一歩進んで目標達成、そういうためには、やっぱり私は、今幹部についてはロやかましく指導をしておりますし、若い者については優しく指導をやっております。もちろん、大変幹部の役割というのは、若い者の指導が大切であるし、そして若い者は、上の人の考え方、これがどういう方向に行っておるかということをやっぱり指示待ちでなくして、その理解に基づいて若い者が行動できるような、意見を出せるような職場になってもらえればなというようなことで、今までの幹部についても口酸っぱく言ってきておりますけども、今後のついてもまだまだ幹部については、一つの自分のところの仕事でなくして、やはりその関連する仕事をしっかりと見極めながら、そして下のものにはちゃんとした自分の仕事についての理解をしていただく。だから下のものはやっぱり上の言うことだけで楽しく仕事はできないなと思いますので、やっぱり自分の意見も入っていかないとやる気がないというか、そういう職員になってもらいたいなというようなことで、そういう人材育成をしっかりやるためには、やっぱり幹部の研修、幹部の仕事に対する思いをしっかりと指導をしていきたいというふうに思っております。

また、外部からの人材関連についても、今のような地域協力隊関連についてもなかなか私が思っておるように見えてこないというようなことでございますので、若干、今回ちょっと変更させていただきたいです。ただし、残念ながら、あの人たちの優秀な人を雇うためには、やっぱりそれなりの給料をやらないといい人材は寄ってこないというふうに思っております。もちろん、協力隊ですから国の補助金でそのままでいいんだなというような気持ちで雇ってきましたけども、やはりそれなりの人を雇わないと当たりはずれがあるなというふうに思いますので、やっぱりそれには町の財源をある程度打ち込んで、その目的にあうような人材をやっぱり確保するちゅうか、活用をしていかなくちゃならないんじゃないかなというふうに思っております。

そういう意味におきまして、今後についても人材育成関連等についてはしっかりと取り組んでいきたいと思いますし、これについては、やっぱり私もあと３年ちょっとの任期でうまくできるかなというような思いであります。人の心は一日にならずでございますので、しっかりと一日も早くその目標

に向かって頑張っていきたいというふうに思っております。

**○議　長（桐原則雄君）**　金田英樹君。

**○４番（金田英樹君）**　丁寧なご答弁をいただきました。

先ほどでですね、私がよく民間の話をするんですけど、よく言われるのが、民間と行政が違うという答えが返ってくるんですよ。ただ私が思うに、基本的にはもう同じだと思っているんですよね。民間は利益を上げないといけないかもしれないですけど、民間が利益を上げられるのは、あくまでも顧客の満足度が生まれたから、それが結果として利益になるだけで、その顧客というか、住民の満足度だとか、生活向上を絶え間なく進めていくのは全く同じことですので、そこで何が必要かというと、やはり考え方の転換と、それを支える仕組み合なり、制度なりだと思っております。ですので、先ほどまさに家入町長がおっしゃってくださいましたが、こういった、ここに書いてあるような②から⑤のところでいうと、しっかりと研修という形で職員さんに考えを埋め込んでいく。そしてそれだけでやはり足りないので、適切な業務設定等の仕組みで支えていく。そして、しっかりやる気を持った職員さんがさらにやる気を持ってその考えなり、思いなり、アイデアなりを現実の業務に反映できるような提案の制度を設ける。そして、やはりそれだけでは足りないので、特に大津町は今役場の方がかなりを占めておりますので、町長、副町長も含めですね。ですので、あえて外の風というのを入れるような仕組みも必要ではないかと考えていたところです。

年度内にはというお話でしたので、そこにも期待もしつつ次の質問に移ります。

地域のスポンジ化への対応と新たな都市計画の質問でございます。

大津町の人口動態をみると、町全体では震災後も人口増加傾向にありますが、地域の一つ一つに目を向ければ、古くからある集落を中心に過疎化や少子化、高齢化が進展している地域も少なくありません。さらに、日常生活における利便性が比較的高いと思われる地域においてさえ、特に震災後に虫食い状に空き家、空き地が増加しています。また、こうした既存エリアの低密化と同時に、小規模な振興住宅地が不規則に拡散しているような状況も見受けられます。このような居住エリアの不規則な拡散とスポンジ化による密度の低下によって懸念される点として、一つには、民間行政サービスの低下や環境の悪化があげられます。また、人が生活すれば上下水道、道路、公共交通などの整備、それに伴う予算措置が必要なり、市街地が広がりながら人口密度もどんどん低くなるような場合には、必要経費が増大し、費用効率も低下していきます。このような虫食い状に広がる市街地のことを専門用語でスプロール市街地と呼びますが、その整備には計画的な整備と比較して５倍以上の費用を要するとの試算もございます。さらに、このスプロール市街地においては、将来的に住民が高齢化し、さらに免許返納などを考えなければならなくなった際に、新たな課題が噴出することも予測されます。こうした住宅地域の不規則な拡散と市街地の低密化を食い止めるとともに、過疎や高齢化の進む地域が点在する中でも効率的な都市機能を維持発展させるための計画と仕組みをいかにつくるかがこれからの都市計画における重点課題の一つだと考えております。

以上を踏まえて、通告書の記載の４点について伺います。

１点目は、震災前に町として簡単な調査までは行っておりますが、改めて、空き地・空き家バンク

の創設、あるいは台帳の整備を進める考えはないか伺います。

先ほど述べたとおり、特に震災後は以前にもましてスポンジ状に空き地・空き家が増加しており、一方では、小規模な新興住宅地がスプロール的に拡散している現状もあります。しかしながら、地域福祉やコミュニティの位置などを考えても既存住宅地の空き地・空き家に新たな住民が順次移住し、バランスのとれた年齢構成が維持されるようにタウンオーバー、新陳代謝を進めていくことが一つの理想であると言えます。特に短期間で大規模に開発された住宅街などでは、大多数の住民が同時に高齢化を迎えるために、その必要性は一層高いと言えます。質問に先立ちまして、町内の不動産会社にヒアリングをしましたが、町には多数の空き地・空き家が存在し、さらに、そこに家を建てたいという具体的な要望があるものの、その空き地・空き家が様々な事情で市場に出てきていないため紹介できず、結局は別の地域に住むことになるというケースも少なくないようです。また、こうした空き地・空き家を調査する場合には、所有者確認や近隣へのヒアリングを要する場合も多く、人出や信用の問題もあって民間だけでは掘り起こしが難しいのが現状です。したがって、このような社会的課題の解決に向けて、公として民間としては難しい空き地・空き家を掘り起こし、市場化するための取り組みの支援を行うことが都市計画の観点からも必要であると考えております。

続いて、２点目は、次期都市計画マスタープランのあり方について、今後の策定スケジュールや策定にあたっての基本方針を伺います。都市計画マスタープランとは、市町村の都市計画に関する基本的な方針であり、今後都市計画を進める上での重要な設計図になります。

続いて、３点目は、立地適正化計画の策定を進める考えはないかです。多くの都市計画マスタープランでは、現行の開発許可制度や他分野政策との連動がほとんどなく、都市機能や居住地を集約、縮小させるための実現手法を持ち合わせていないということが指摘されてきました。そうした課題も背景に、２０１４年度に都市再生特別措置法が改正されまして、今回の立地適正化計画として制度化されています。この立地適正化計画は、居住機能や医療、福祉、商業、公共交通等の様々な都市機能の誘導を可能とする市町村マスタープランの高度化版と位置づけられています。具体的には、都市計画誘導区域を設定することで、民間施設の整備に対する支援や立地を緩やかに誘導できる仕組みが用意されています。また、移住誘導区域を設定することで、住宅や民間施設の立地を緩やかにコントロールできる市街地空洞化防止のための新たな選択としての活用も期待できます。さらに、立地適正化計画区域の設定により、公共施設の再配置なども進めることを推進する仕組みも盛り込まれております。

近隣では、すでに菊池市が策定しておりますが、本町が市街化区域と市街化調整区域の区分のない非線引き都市計画区域であることや、先に述べたスプロール化とスポンジ化の抑制が必要なことも考えますと、この計画の策定は必須であると考えております。

続いて、４点目はコンパクトシティ・プラス・ネットワークの実現に向けた取り組みについての町の方針を伺います。コンパクトシティ・プラス・ネットワークについて、国土交通省のサイトから引用しながらお話をしますと、今後のまちづくりは人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって安心できる、健康で快適な生活環境を実現すること。財政面及び経済面において、持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題です。こうした中、各施設や住宅がまとまって立

地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によってこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて、都市全体の構造を見直していくことが基本的な考えとなっています。この実現に向けては、実務的には都市マスタープランや、それに基づいた都市施設、都市利用規制、都市開発事業の主に３つの組み合わせや、先ほどお話した、立地適正化計画に基づく誘導のための諸制度を活用することが必要であり、さらに、地域福祉計画や地域交通網形成計画などの諸計画との連動も必須であると考えております。

そんな中で、私のイメージする大津町型コンパクトシティ・プラス・ネットワークは、用途地域の設定や立地適正化計画による誘導などの諸制度の活用によって、小規模な住宅エリアの拡散をできるかぎり抑制しながら、既存集落においては、空き地・空き家を市場に流すことで新陳代謝を諮り、集落機能やコミュニティを継続させる。そして、道路行政や区画整理事業なども活用しながら、医療、福祉施設、商業施設、新たな住宅街等を可能な限りまとめて立地させることで効率的な公共交通網によってつながれた町内全域の住民が一旦町中に出たら生活利便施設等には、徒歩、あるいは街中を走る循環バスなどによって、負担なく自由に回遊できる。それに加えて、生涯学習、スポーツなどの生きがいや健康づくりにつながるメニューは、各集落の地域公民館においても社協、ＮＰＯとの連携や、地域の自助・共助で提供されており、気軽に活用できる、そんな構成です。現実的には、数十年をかけて徐々に完成に近づけていく壮大な計画ですが、既存集落の住民がその故郷に住み続けるということにこだわるという、当たり前の要求を出発点として、都市の中にどのような施設やサービスを配置するか。その間に、どのような交通サービスを配置すべきかを考える必要があります。そして、ハードだけではなく、どう運営、活用するかといったソフトの問題に加えて、高齢化や少子化などの厳しい社会情勢にある中で、住民の生活をどう支えていくかというハートの問題としても捉えて、丁寧に取り組んでいかなければならないと考えております。

以上、踏まえまして、町長の考えを伺います。

**○議　長（桐原則雄君）**　町長家入　勲君。

**○町　長（家入　勲君）**　金田議員の今後の大津町、そして少子高齢化の社会を迎える中におきましてのご意見を今たくさんお聞きいたしまして、今後についてしっかりと取り組んで行かなくちゃならないなというふうに思っております。もちろん、その中におきまして、やっぱり大津町は今まで農工商併進で進めてまいりましたので、この農工商併進をうまく活性化するためにも、今後、県あるいは国の政策に則りながら、大津町のこの地域での役割をどう持って行くかということを検討していかなくちゃならないんじゃないかなというふうに思っております。そういう意味におきましての大きな都市マスのつくり方も今後の大きな課題として、工業地帯や商業地域や、あるいは農業振興地域の関連もしっかりと捉えながら、そしてまた、議員の心配されておられますコンパクトなまちづくりというものについては、この大津町地域だけでなく、阿蘇地域、近隣地域の皆さんの生活の場になる、あるいは雇用の場となるようなまちづくりをやっぱり県と一緒になって考えていかなくちゃならない大きな、大切な時期を迎えておるというふうに思っております。もちろんそれは震災のお蔭で、それをうまく利活用しながら、大津町の今後の生きる元気なまちづくりには必要な時期であるというふうに思って

おりますので、そういう意味におきまして、昨年まで空き家の状況関連調査しておりましたけども、この街中と、その辺の商業地域の一部の状況でございましたので、突っ込んだところまではいっておりませんので、今後、空き家のバンクの創設につきましても、所有者の意向調査や不動産業者との連携を深め、そして必要があるものと考えるものをどう我々が必要であるもの、そして、向こうの消費者の皆さんがどう賛同できるもの、あるいはどう考えておられるかというものをやっぱりしっかりお互い話し合いながら空き家の利活用をしていかなくちゃならないんじゃないかなというふうに思っておりますので、今後については、そういう総合的な空き家対策の取り組みに取り組んでいきたいというふうに考えておりますとともに、新たな国の政策も少子化高齢の中で起きてくる大きな集落関係については、それがますます大きくなってくる問題だというふうに思っておりますので、そういう意味において、その地域の中においての空き家、あるいはその地域の振興をどういくかというようなことについてもしっかりと考える中において、都市マスを計画をしていかなくちゃならない、そういう大きな、大きなちゅうか、広い大津町でございますので、全体的にそういうような振興を図っていかなくちゃならないというふうに思っております。そういう意味におきまして、現在の状況につきまして、また担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

**○議　長（桐原則雄君）**　土木部長併任工業用水道課長太田黒哲郎君。

**○土木部長併任工業用水道課長（太田黒哲郎君）**　ご説明いたします。

まず、大津町における空き家の現状につきましてご説明をいたします。

平成２７年度に地方創生交付金事業により、空き家実態調査を実施し、大津町全域の一般住宅の空き家件数は２００件、役場周辺の空き店舗は３５件となっております。

また、この空き家をランク分けいたしまして、ランク１（修理しなくてもそのまま利用可能)、ランク２（修理すれば利用可能)、ランク３（大規模な修理をしなければ利用不可）以上、３ランクに分けた場合、一般住宅の空き家は、ランク１が１３％、ランク２が６９％、ランク３が１８％となっております。

次に、空き店舗は、ランク１が２３％、ランク２が７７％、ランク３が０％となっております。この調査は、あくまでも外観調査であり、所有者の特定や所有者の意向等は調査していませんので、今後は空き家の有効活用も含め、段階的に空き家の調査を行い、空き家バンクの創設に向けて取り組んでいく方針でございます。

また、２９年４月に改正法の公布に伴い、新たな住宅セーフティネット制度が創設されましたので、その事業を活用して空き家の調査をはじめ、今後の空き家の有効利用についても取り組んでいきたいと考えております。

それから、都市マスタープランですが、このマスタープランは、都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、個別具体の都市計画の指針として地区別の将来のあるべき姿をより具体的に明示し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備等の方針を策定するもので、本年度は、上位計画であります、大津町振興総合計画が策定されますので、これと歩調をあわせ策定したいと考えております。

なお、立地適正化計画は、この市町村マスタープランの高度版と言われるものであり、居住機能、医療、福祉、商業、公共交通等の様々な都市機能を誘導することにより、都市全域を見渡したマスタープランとして、将来の目指すべき都市像を実現する戦略としての意味合いを持つものになります。

時代の変遷、人口構成や居住環境などの変化に伴い、まちづくりの考え方も抜本的な転換が必要となっており、今回約２０年前に策定した都市計画マスタープランを改定しますが、改定後はこのマスタープランを活用して、新たなまちづくりに向けて都市機能の誘導や交通ネットワークの形成を図ることが重要になります。このような取り組みを進めまして、立地適正化計画を策定していくことが望ましいと考えております。

失礼いたしました。４番目のコンパクトシティ・プラス・ネットワークの実現ということでのご質問でございますが、先ほど申しました、立地適正化計画を策定していく中には、当然このコンパクトシティ・プラス・ネットワークの実現についても考えるべきものであると考えております。

**○議　長（桐原則雄君）**　金田英樹君。

**○４番（金田英樹君）**　再度質疑いたします。４点あります。

まず、空き地・空き家バンクに関しまして、空き家に関する答弁のみいただいたんですけども、ここで私が指摘しているのは、先ほどの述べたスポンジ化とスプロール化への対策として、ただ単に危険空き家なり、特定空き家をどうにかするという話だけではなく、特に震災後に増えた空き地も含めて、そこに新たな住宅を呼び込むことによって、既存の集落、特に人口減少で高齢化が進むところの・・・がタウンオーバーを進められないかという観点ですので、空き地についての考え方というのを伺いたいと思います。

２つ目が都市マスに関するものですが、こちらスケジュールと工程というところをもう少し詳しく伺いたいと思います。ちょっと話が変わってしまいますが、例えば、今策定中、来年度からに向けて策定中の振興総合計画もずっと前から指摘していますが、結局、工程表もでずに、どこでどう進んでいるのかもなかなか見えてこないような状況です。同じように、この都市マスタープランというのは、この大津町の将来の姿を描くものですので、ぜひしっかりと工程描きながら、必要に応じて住民の方々の声もしっかりと聞きながら、段階を追って丁寧につくっていただきたいと思っておりますので、そこも踏まえて答弁をいただければと思います。

３番目は、立地適正化計画に関しては、もう策定するという認識でいいのかというところ、もしそうであれば、今のところいつを考えているのかというところを伺いたいと思います。こちら、先ほど述べたとおり、菊池市のほうではすでにきておりまして、かつ、私もよく町を歩いているんですけども、本当に３カ月、半年経てば住宅の様相も変わったり、集合住宅ができたりと、ものすごいスピード感で進んでおります。そこも踏まえた上で、スピード感を持ってやっていかないといけないではないかと考えているところです。

最後、コンパクトシティ・プラス・ネットワークに関しまして、今ちょっと町としてどういう絵を持っているのかというところを簡潔にお話いただければと思います。

以上です。

**○議　長（桐原則雄君）**　土木部長併任工業用水道課長太田黒哲郎君。

**○土木部長併任工業用水道課長（太田黒哲郎君）**　金田議員の再質問にお答えさせていただきます。

空き地も含めてということでございますが、セーフティネット制度がございますので、その制度のある範囲の中で、多分空き地も入っていると思われますので、その中で調査をさせていただきたいと思います。

それから、振興計画のスケジュールでございますが、本年度と来年度で策定を計画しております。住民の声をということでございまして、秋口に住民の方にお話を聞くということで今スケジュールを組んでおりまして、聞き方についても１カ所ではなく何カ所かで住民のお話を聞こうということで計画をしております。

振興計画は今策定中でございます。それから、都市マスが２年で計画をつくるということでございますので、その後、また立地適正化については計画をしたいというふうに考えております。

それから、コンパクトシティ・プラス・ネットワークというようなことでございますが、こちらにつきましては、都市マスまた立地適正化計画の中でいろんな結び方を考えるということで答えが出てくるものというふうに考えております。

以上でございます。

**○議　長（桐原則雄君）**　金田英樹君。

**○４番（金田英樹君）**　時間がございませんので、まとめになりますが、まず、空き地に関しては、先ほど多分というようなお答えもあったんですけども、こちら本当に大切なことですので、空き地のその必要性も踏まえてしっかりと調査なり、検討なりを進めていただくようにお願いしたいと思います。

２点目、先ほどスケジュールと住民の声を聞くというお話がありましたが、ここで私触れているのは、そのスケジュール２年後というのは、もちろん存じておりまして、住民の声を聞かないといけないということも存じておりまして、その上で、じゃあどういったスケジュール、具体的に工程表でどの時期に何をやってというのをしっかりと示していかないとなし崩し的になるんではないかというとこですので、そこをしっかりやっていただければと思います。

立地適正化計画に関しましても、基本的には振興総合計画や都市マスと連動するとこもありますので、なかなか先走って進めることは難しいところもあると思いますが、しかし、実効性を持った取り組みというのが現在のところ線引き等をしない限り、これだけになってしまいますので、そこも含めた上で、少し早めにできないかとかも踏まえてやっていただければと思います。

コンパクトシティ・プラス・ネットワークは、ちょっとあまり具体的にはどういう絵面を考えているかは聞けませんでしたが、ここに関してもぜひしっかりと描きながら都市マス等に落とし込んで、住民の方の声も聞きながら、示しながら進めていっていただければと思います。

以上で一般質問を終わります。

**○議　長（桐原則雄君）**　しばらく休憩します。

午後１時より再開します。

午前１１時５５分　休憩

△

午後　０時５９分　再開

**○議　長（桐原則雄君）**　休憩前に引き続き、会議を開きます。

山本富二夫君。

**○３番（山本富二夫君）**　皆さん、こんにちは。一般質問通告書に基づき、３番議員、山本が質問をします。

今日は３点ほど質問をしたいと思います。第１問は、被災者の自立支援について、第２問は、アクセス道路の新設について、第３点は、立野ダムの建設についてお伺いしたいと思います。

まず、第１問の被災者の自立支援について、２点ほどお伺いしたいと思います。南部地区、特に内牧区を例にあげますと、解体家屋が内牧地区で約３０件、解体済が現在２３件、今後の解体が７件予定されております。町内にはまだまだ未解体しなければならない解体住宅があります。その住宅の再建を資金面でも考え、また、市町村の情報も聞きながら住宅を再建される住民の方は取り組んでおられる状態です。

まず１、被災された住民の方々も熊本地震から１年が過ぎ、住宅再建を考えられておられますが、住宅再建業者の不足、資材の高騰で、場所次第では住宅地の石垣の修理、基礎工事等の追加工事等があり、考えられていた資金では到底不足し、住宅の建設に二の足を踏む状態であります。南阿蘇村では、被災住宅地の買取りなど、特別な取り組みをしていると熊日新聞に記載されました。大津町としても、住宅地買い上げ、例えば、坪２万円ぐらいで買って、その後、その人が亡くなられたときには、その宅地とともに、住宅地を新しい人に販売するとか、そういうことも考えていってはいいのではないかと思っております。今国や県からいろんな税法上の優遇措置もありますが、被災者の皆様は、最初は自分の住まいに住宅地を建てたい。ところが、こんなに住宅地が上がってきた状況では、ならば災害復旧住宅に変わろうか。それもなかなか計画はあるけども前に進んでいない。また、最近聞きますと、もう新築するよりももう貯金で老後を暮らして、早く災害復旧住宅に入りたいというふうな方のほうが増えているという状況です。特に高齢者の方には、町から丁重なアドバイスをしていただき、そういう被災者の皆さんが安心して住宅地を地元の宅地に建てられるような、そういう対応を考えておられるかどうかをまず第一点聞きたいということです。

次に、地震で住宅地建設にされるため、中心線から中心後退を２メートルされますが、その後はアスファルト舗装がされなく、砂利道となったままであります。住民の方は、町に譲ったんですぐしてくれるかなという思いで相談がありました。地域の地震のための住宅建設では、もう少し町としては柔軟ある対応をしていただけないものか。

その２点について質問したいと思います。町長の答弁、よろしくお願いします。

**○議　長（桐原則雄君）**　町長家入　勲君。

**○町　長（家入　勲君）**　皆さん、こんにちは。昼一番、山本議員の被災者に対する支援関連等についてのご質問かと思います。

議員おっしゃるように、本当にもう１年２カ月を迎えるわけでございますけれども、まだまだ議員

おっしゃるように、方向性が定まらないというようなことで、町のほうの対応はどうかというような状況でございますけども、町につきましても、被災者側に立ちましてしっかりと丁寧なる説明をこれまでやってきたわけでございます。議員ご指摘のとおり、災害住宅関連等についても候補地をあげながら一人一人の皆さんとご意見を交わしながら検討を進めているところでもあります。また、特に内牧地区については、県のイエロー地域というようなことで、国のほうにもだいぶん陳情行きまして、今回、新たに３００万円の補助が出るというような状況になってきておりますので、早く出れば県のほうともうまくできたかなというような思いをしておりますけども、そういうような状況で、国のほうも、県のほうも基金で対応するというような状況で、今進んでおるというような状況でございますので、我々についても、建築関係とか、災害住宅とか、昨日も申しましたように、そのあとの集団移転の問題とかいろんなものを県のほうに状況はしっかりと詳しく説明をしておる中で、一歩一歩県のほうも取り組んでいただければなというふうに思っておりますけども、今言ったような状況の状態でございます。もちろん、またそういう中で、あの地域につきましては、やっぱり建築する建築確認関係等については、県のほうにもお話しまいたところ、その必要はないというようなことでございますので、その必要ないといのは、災害に遭われた建替えの場合だけでございますけども、そういうような形の中で、今話を進めておるわけでございまして、そのために道路をセットバックするというような状況になりますけども、そのためには、隣接の皆さんの了解も得なくちゃならないだろうし、もちろんその土地については、今後の車の出入りとか、いろんな状況がよくなるために舗装してくれというような状況でございますけども、個人の名義でございますので、なかなかそれを町で舗装するというわけにはなかなか厳しい状況でございます。あるところからも住宅地の中で舗装してくれんかと、区長のほうからも言われましたけれども、お断りをした状況がございます。そこを舗装して、そこにおれの土地だからって車停めておると、警察とか、ほかの人が誤解を招きますので、やっぱりちゃんとした筋道を歩かなくては舗装はできないというふうに我々は考えております。そういう意味において、できるならば分筆して町のほうに寄附していただければ、町有地になれば道路敷地として舗装をしていくような状況になります。もちろん、そういう中で、被災者の中におきまして、やっぱり建築しようにしてもできない。先ほど知事も被災者住宅のほうに、仮設住宅のほうにお見えになられていろいろと相談する中で、融資制度関係もいろいろとお話されていっておられます。もちろん、あの土地の失礼ですけども、２千万円というような担保能力があるかなというようなことも考えますと、金融機関がどう取り扱ってくれるかなというような思いをしておりますけど、そういうようないろんな状況もございますので、我々としてはそういうようなことと別に大津町の災害減免条例というのがございますので、これを震災後の７月に平成２８年度熊本震災に係る災害被害者に対する町民税や国民健康、あるいは固定資産税関連等を特別に設けてやっております。そういう意味において、今年、国民健康保険税につきましても国が２９年度に課税する４月から９月分までに相当する税額に対しても減免をするというようなことになりましたので、今議会の開会初日に承認を得ておりますので、そういう形で減免に関してもしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

細部については、担当部長のほうから説明をさせます。

**○議　長（桐原則雄君）**　総務部長杉水辰則君。

**○総務部長（杉水辰則君）**　ご説明申し上げます。

まず、平成２８年度のそれぞれの町税等の減免状況をご説明させていただきます。今年３月末の時点になりますけれども、個人住民税で１千６７２名に対しまして、町県民税額で約８千２６０万円、町民税額で約４千９７０万円を減免しております。固定資産税は、個人１千２３５人に対してまして約１千４８０万円、法人３１社に対しまして約１億３千２５０万円の減免を行っております。国民健康保険税は、６８７世帯に対しまして約６千２９０万円の減免を行っております。これらの減免により減少した税収等に対しましては、個人町民税及び固定資産税では、歳入欠陥債を借りることで、償還時に元利償還金の７５％から８５％程度を特別交付税で財源措置していただけるようになっております。また、国民健康保険税においても、特別調整交付金により約８割の財源措置が講じられることになっております。

このように、町としましては、前年度の所得及び１月１日の評価額に対して課税された平成２８年度の町民税等の税につきましては、その後、熊本震災により被災され、生活が激変された住民の皆様に対しては、減免により生じた財政収入の不足分の財源を模索しながら、家入町長が申しましたとおり、特例としまして、大津町税災害減免条例とは別に条例を定め、隣接市町村との均衡を図りつつ、町民税等の減免等を行っております。

平成２９年度につきましては、熊本震災の特例としまして、家入町長が申し上げましたとおり、国民健康保険税の前期半年分に相当する税額に対する減免を行うところでございます。

また、本年は３年ごとにしか見直しが行われない土地、家屋の評価額ですが、震災により基準年度の課税標準の基礎となった価格によることが不適当となったために、既存税法のただし書き規定を適用し、本年度は評価見直しの年ではありませんが、減価補正を行って納税通知書を送付しているところでございます。また、個人住民税では、平成２８年分において雑損控除を適用しても、なお控除しきれない雑損失の金額がある場合には、翌年以後の総所得から控除することができることとなっておりますので、菊池税務署と被災者情報を共有しながら広く住民に周知し、被災者の税負担の軽減を図っていきたいと考えているところでございます。

その他、住宅再建につきましては、住宅が半壊し、または敷地等に被害が生じ、やむなく解体した世帯に対して支給される被災者再建支援金に加え、住宅金融支援機構の制度として、融資金利が年０．６３％の災害復興住宅融資や、高齢者向けには毎月の返済は利息のみで、借入金の元金は相続が発生したときに融資住宅及び敷地の売却により一括返済する高齢者向け返済特例、リバースモゲージと言いますけども、こちらの活用なども考えられるところでございます。

住宅本体につきましても、地震に強く、地域産材等を使用した良質でコスト低減に配慮した木造住宅、くまもと型復興住宅を利用しますと、地盤改良や外構工事などは別としまして、建築費用は８００万円程度で抑えることもできるというふうに聞いております。

その他、一定の要件はありますが、１００万円を限度に融資額の利子相当額を助成する日本財団わがまち基金の住まいふっこう支援制度などもありますので、総合的な被災者支援の相談窓口としまし

ては福祉課、税金につきましては税務課で対応しておりますので、ご相談いただければと思います。また、税務課では、日頃から菊池税務署との連絡調整を行っており、被災された方のリストも共有し、税制上の支援体制を整えているところでございます。町独自の取り組みとしましては、１０月からは月１回ではありますが、税理士による税務相談も行いますので、利用していただきたいと思います。

このように、熊本地震に伴う税の特例措置だけでなく、既存税制の制度を有効に活用したり、広く住民に周知したりすることで、また併せて、そのほかの被災者生活再建支援策を総合的に実施することで、被災者の方の自立を支援していきたいと考えているところでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

**○議　長（桐原則雄君）**　土木部長併任工業用水道課長太田黒哲郎君。

**○土木部長併任工業用水道課長（太田黒哲郎君）**　ご説明いたします。

昨年の地震により、半壊以上の住家等については、取り壊しをなされておりまして、４月末で９２１棟の申請があり、うち住家が３６７棟です。そのような状況で、現在再建築されているところも数多くあります。建築される住民からすると建築に際し後退しているので、道路用地として町に提供しているのになぜすぐに舗装してもらえないかとの問い合わせもあります。町長の答弁にもありましたが、これまでも住宅の新築または建替えの際には、中心後退が行われても、分筆等が行われず、建築後も前面道路が未舗装のままのところがあります。地区の区長さんなどからも舗装の要望がありましたが、分筆して町に寄附していただくと舗装することも可能ですと説明してまいりましたが、今回の地震以降、建替えの件数が多く説明不足であったところがあるかもしれません。安易に舗装すると、底地が個人のままで道路敷きとなり、後々問題となることもございますのでほとんど実施せず、そのままとなっているところがほとんどです。町の改良工事などで舗装工事を実施する場合にも、無償提供していただくなどして舗装することもありますが、なかなか難しい状況ですが、今後も丁寧な説明を行っていきたいと思います。

**○議　長（桐原則雄君）**　山本富二夫君。

**○３番（山本富二夫君）**　特にですね、高齢者の被災者の皆様は、役場の職員さんの対応というのは一番身近に感じられます。丁重な対応をしていただき、納得されるまで対応していただければ、今の説明の中でも十分にわかっていただける面もあるんではないかと思います。ただただ今までの部分で私たちに質問されるのはできなかった、どぎゃんかならんどかという部分があったんで、そこの部分の対応のほうをよろしくお願いしていただきたいと思います。

次に、アクセス道路の新設についてということで、本格的に復旧工事、特に立野ダムで復旧工事が始まります。ダム工事で発生する土砂等の運搬がもう近いうちに始まるだろうと思われます。それに伴い、ミルクロードから猪郷谷土捨て場への林道の拡張で町道にされますが、吹田団地はその町道の土捨て場への南側の位置にあります。町道への拡張がされる中、騒音や交通停滞等の影響が最も出る地区でもあります。今でも立野ダムや５７号線北バイパス工事のために、住宅用建設等のいろいろ協力はされていただいております。吹田団地では、約１０年ぐらい前に団地の北側から猪郷谷の林道に対してアクセス道路をつくってくれという要望がなされましたが、まだそのままであります。現在、

朝７時から私が中核工業団地まで吹田団地から４．５キロ、２５分で時間がかかるような状況です。直通で計れば、大体まあ１０分ぐらいでいける距離ではあります。朝の時間帯はミルクロードが大変込むところであります。

今回、立野ダムの道路の土捨て場に伴い、ますますミルクロードの停滞が起きると思われます。それを踏まえて、猪郷谷土捨て場への町道のもう１本のアクセス道路を考えてはどうかということで御質問します。

５年前の７月の集中豪雨のときに、白川の石の撤去には森橋、吹田、内牧、また錦野、森橋ということで一方通行でトラックを通されました。なので、あまり現在のようにもうトラックが森橋近くでつかえて１０分も動けないような状況ではありません。今回、ミルクロード１本の町道での、工事を、道路を使っての猪郷谷土捨て場への道であれば、このミルクロードがますます道は込むということがあります。そこで、もとの山水のあったところの農道を活用して、第一弾としては、吹田団地の東側を通って工業用道路につなげる道路をつくっていただけないものかと思っております。これによって、土捨て場への道路の一方通行がよりスムーズに運ばれ、ミルクロードの交通停滞が緩和されると思います。この道路は農道が現在ありますので、その部分の一部拡張と、それからのアクセス道路を工事用道路まで繋いでいただければいいのではないかと思っております。その上で、吹田団地の東からそのアクセス道路に２００メートルぐらいの、今・・・地区までありますけど、２００から３００メートルぐらいあると思いますが、そのまたアクセス道路をつくっていただくことにより、吹田団地の皆さんの住民の足がより便利になり、また吹田団地を通らずに工事用現場にも行けるし、第２案としては、高尾野の森林公園を通り、それから中核工業団地へのアクセス道路を次に考えていただければ、より南北線がよりよくできるんではないかと思っております。新設されることにより、この高尾野森林公園近くの土捨て場及び山林が工業団地を進める上でも、私は最も適した地区ではないかと思っております。

このことを踏まえて、ぜひ吹田団地の東側の道路、農道を利用した第一弾のアクセス道路を考えていただけないものかと質問いたします。

町長の答弁をよろしくお願いします。

**○議　長（桐原則雄君）**　町長家入　勲君。

**○町　長（家入　勲君）**　山本議員の林道からの町道の新たな建設についてのご質問かと思いますけども、今回、猪郷谷線につきましては、今議会のほうに町道認定をお願いしておるところであります。町道認定ができれば、町のほうで工事を行っていくために、国交省とのお話を進めていきたいなというふうに思っております。もう国交省のほうについても１千６００メータまでは道路を５、６メータ、道路に広めると、大型車が離合できるような形の道路をつくりますというようなことで、この前の質疑があったような状況の中で道路の建設を進めさせていただいております。もちろん、その道路をもう１本北側のミルクロードにつないではという、先ほど言われました、大津町の公園がありますけども、これについては、多分便利になると思いますけど、一応この１千６００メータの東西をつくる中で、地元と十分相談をしていきたいなというふうに思っております。でないと吹田団地から吹田団地

の中を通過交通の車がどんどん通っていくと危険ではないかなというような思いをしておりますので、まずは吹田団地関連の方々が、あの北側の広場がございますけども、あそこには砂防ダムの大きいものをつくっていただければなというような交渉を今やっております。その内内には地区の役員の方と相談して、あそこを砂防ダムにすれば吹田団地の入り口の西側の土地について、町の土地でございますけども、あれと交換をしていただければなというような形で今話を進めておるところでもあります。もう一歩、東側のおっしゃるように、吹田団地の東、あるいは瀬田駅から上がってきた道路からの農道関係、それから猪郷谷というか、もうちょっと向こうの谷田の道路の林道を４カ所ぐらいの道路の計画を建設省のほうにお願いしましたところ、用地交渉とかいろんな問題がございまして、工事を急ぐために、現在、トンネル工事が起工式がございますけども、大津内のほうのトンネルについても、あの道路を大津町外４カ町村の山林に盛土をするという話で、町道がゴルフ場まで行っておりますんで、その上が牧野組合の土地でございますので、４メータの道路を舗装してミルクロードへつなぐということで牧野組合のほうも了解をされておるようでございます。前々から牧野組合については、牛を放すために、あれから上がる道をつくってくれというような宿題がございましたので、今回、国交省の中でその事業を進めさせていただければなというようなことで、４カ町村関連等についても一応内諾の了解を得ております。そういう意味において、新たな道路はそういう形で今回の震災で国交省のほうにお願いしながら建築を図っていきたいというふうに思っております。状況関連等については、また担当部長のほうからご説明をさせます。

**○議　長（桐原則雄君）**　土木部長併任工業用水道課長太田黒哲郎君。

**○土木部長併任工業用水道課長（太田黒哲郎君）**　ご説明申し上げます。

吹田団地北側の道は林道で、車での通行もジープなどでやっといけるぐらいです。先ほど町長の答弁にもありましたが、町道として整備し、埋め立てが進めば、現在よりも格段に利用しやすくなります。

今回の計画は、林道猪郷谷線のミルクロード側から東へ１千６００メートルほどを町道として整備し、そこから谷になっている部分を埋めていきます。その際に木を伐採しますが、森林法により伐採後の造林を行う必要があります。猪郷谷線の整備につきましては、南北のルートというよりも東西のルートになりますが、これによりミルクロードと５７号線に挟まれた広い山林の状況も変わってくると思います。また、５７号から阿蘇大津ゴルフ場に行く町道がございますが、この町道とミルクロードを結ぶ道の建設を熊本河川国道事務所と協議を進めているところでございます。この道は、ミルクロード迂回路工事により搬出される土砂を使って谷を埋め立てて平地をつくるところを結ぶもので、国道５７号とミルクロードを道となりますので、今後利用価値が出てくると考え、牧野組合とただいま協議を行っているところでございます。

また、道路が完成し埋め立てが完成すれば、平地を利用し様々なことを考えることができると思われます。ただ、今のところは道路を完成させ、谷を埋めることが急務であると考え、開発については次の段階かと思っております。

**○議　長（桐原則雄君）**　山本富二夫君。

**○３番（山本富二夫君）**　阿蘇大津ゴルフ場からの道というのは、計画にも確かにありました。これは北側ルートの土捨て場ということで、実際には吹田団地の皆様は、立野ダムの工事を、土捨て場ということは、猪郷谷の土捨て場になるわけです。一番迷惑されるのは、猪郷谷に泥を捨てるときに、トラックが通っていくときに、やっぱり吹田団地は今後戸下の大橋が開通すれば交通量が５７号線も格段に増えると思います。そのためにも、ぜひここの東側の道をつくることによって、交通停滞をなくすような努力を町としては建設省に訴えていってほしいと思っております。それでないと、ただ迷惑しただけで、つくるつくると言われても、１０年前もできなかったのに、また今回もできる可能性は全然ないに等しいと思います。やっぱりこの大林区、そういうところに道をつくることによって工業団地の団地用地確保には大津町としても企業誘致をする上で絶対に今後必要になってくると思っております。

第２の質問については一応これで終わります。

次に、第３の質問に入らさせていただきます。

立野ダムの建設についてということです。私の自宅は白川護岸にあり、毎日白川の水を見て育ったものです。昨年６月の集中豪雨のときには、立野ダム周辺の大規模崩落のあと、切り立った岩石が内牧橋では３メートルぐらいの丸い石で、川の上を流れていきます。浮いて。それがぶつかり、護岸から内牧区は１００メートルぐらいまで地震というような揺れが感じられるような状況です。今まで６５年間住んでまいりましたが、今回のように大きな石がぶつかり、地響きがするようなことはありませんでした。それだけ大きな立野ダムの影響があると私は考えております。それが本当の今からの白川の恐ろしさではないだろうかと思います。あの立野ダムの建設現場の崩落、地震による被害で。町としては、立野ダムの事務所と定期的に協議はなされているとは思いますが、それを踏まえて質問を３点ほどさせていただきます。

まず、立野ダムに、私自身は反対ではないんですが、昨年の熊本地震と６月豪雨で立野渓谷の両岸が大規模崩壊し、ダムの建設現場の仮排水路、これは内牧地域の区長さんに説明があり、このトンネルは、仮排水路トンネルは絶対に詰まることなどありませんということで聞いておりました。ところが、今回の土砂流木でふさがり、排水路の機能がなくなってしまいました。現在も大雨ごとに白川の水が泥水となり流れることがあり、北向山の崩落が今も続いております。もちろん内牧の大規模崩壊のあった現場でも、区長さん曰く、今日大雨が降ったら上から石が落ちてきよったぞというような部分で説明されます、私は、毎月１回以上は立野地区まで回っていっておりますが、現在、砂防工事等されているところは３カ所だけなんです。あとはそのままの荒れた状態で石が転げ落ちてもおかしくない状態です。町はこのことについて把握しておられるのかというのが１点です。

次に、地元民は、立野ダムの事務所の、先ほども説明もしましたが、排水トンネルはふさがらないというふうに聞いていたのが、現在、２０億を掛けた仮排水路が使用不能です。地元住民は、立野ダム事務所のことを言われるのが本当に信じていいものか不安に考えております。このことについても、町のほうとしてもどう考えているのかを、２点として説明いただきたいと思います。

第３点です。今の治水ダム計画で、堤防の高さが９０メートルで５メートル四方の３つの排水路が

詰まったら、一番最初に被害を受けるのは私たち白川沿線の住民の方々です。もっと丈夫な多目的ダムへの変更とか、そういうのを町としては考えておられるのか。なかなか私たちも今立野ダム現場に行くたびに、これはますますひどくなっているな、工事車輌もだいぶん入っているけども、相当まだ被害が大きいなということで、これは今度の６月でも７月でも集中豪雨が起きた場合には、一番最初にまた被害を受けます。何もない白川沿いの住民はそれに怯えております。そのことを踏まえ、もっと丈夫な多目的ダムへの変更を町として依頼できるものか。そういうのもお答えお願いしたいと思います。

**○議　長（桐原則雄君）**　町長家入　勲君。

**○町　長（家入　勲君）**　ダム関連につきます、あるいは、阿蘇、黒川、白川関係の山腹の崩壊によりまして、７月の集中豪雨において大変流木関連等が白川中流域まで流れてきておるのも確かでございます。そういうような状況の中で、県とともに国のほうにしっかりと安心・安全な白川中域の護岸工事関係等も今段々と今進んでおるところでもありますし、県の砂防課長からも２、３日前にご相談と説明を受けたところでもあります。もちろんおっしゃるように、立野ダムについては、常に連携をとりながら、その状況の報告関連等についてもしっかり伺っておるところでもあります。そういうような状況の中で、今回の仮設の排水路の関係の詰まりというようなことについて、また話は聞いておりますけども、内容等については、担当部長から説明をさせますけども、今になって多目的なダムというのはとても変更はできませんし、１０年前についても上井手関係の原水の水が少なくなるというようなことで、ある程度水の貯まるような形の多目的な目的を果たすダムにしてくれんかというような、１０年前話したこともありますけども、もう計画関係とそういう形で進めておりますので、なかなかそれは難しいというようなことで、当初計画の中で安心・安全なダムを今つくっておられるというような状況でございますけど、もうご承知のように、阿蘇地域が全体的に相当の被害を受けておりますので、なかなか工事も進捗状況も大変な状況でございます。立野ダムの５７号線にしろ、南阿蘇の長陽の関係の南鉄関連のところの状況、もちろん北向山の亀裂関係等も走っておりますけども、こういうものについては十分国も、県のほうも承知しておりますので、その辺の安全をしっかり要望を今しておりまし、そういうものについてもしっかりと取り組んでいただける住民の安心・安全のためにしっかりと我々も県のほうに要望をしていきたいというふうに思っておりますので、今のところそういうような状況の中でしっかりと前へ進めさせていただいておるようでございます。

内容について、また担当部長から説明させます。

**○議　長（桐原則雄君）**　土木部長併任工業用水道課長太田黒哲郎君。

**○土木部長併任工業用水道課長（太田黒哲郎君）**　ご説明いたします。

まず１つ目ですが、熊本地震とその後の豪雨により斜面崩壊が生じ、その後の出水時などに土砂が流され、河川内や施工中であった仮排水トンネルの一部に土砂が堆積していることは承知しております。

河川内の堆積土砂については、河川管理者である国や熊本県により随時、堆積土砂の撤去が実施されており、今後も引き続き適切な意地管理がなされるものと認識しております。

また、仮排水トンネルについては、コンクリートを打設するため仮設置していた型枠がトンネル断面の大部分を塞いでいたために、土砂をせき止めたことが原因と考えられており、今後復旧が実施されると聞いております。

先日、現地を見る機会がございました。ダム本体建設予定地、また仮排水トンネルのさらに上流側に阿蘇大橋付近で崩落した土砂を止める工事を行われていました。いずれも、今後とも国や県において、適切に対応されていくものと考えております。

２つ目ですが、仮排水路トンネルにつきましては、ダム本体工事前でまだ使える状態ではないトンネルが被災したことにより、工事中のため型枠等の材料が存在し、それに土砂が堆積したとのことです。今後復旧がなされると聞いています。

立野ダム建設については、熊本地震後、地盤工学や活断層学会、防災や地質といった各分野の第一人者で構成され開催された立野ダム建設に係る技術委員会において、立野ダム建設に支障となる技術的な課題はないとの結論が出されたと報告を受けており、現地での説明も受けたところです。

立野ダム工事事務所では、事務所ＷＥＢサイトにおいて、よくあるご質問について、わかりやすい説明を行うとともに、熊本地震後においても数多くの現地説明会やパネル展の開催など、事業への理解を得るため、説明に努めておられると認識しています。

３番目ですが、立野ダムは、放流孔が流木や大きめの石によってふさがらないようにするための対策がなされると聞いております。

このことは、各分野の第一人者で構成、開催された立野ダム建設に係る技術委員会においても、「流孔内に流木が固定されるような閉塞が生じることはなく、洪水調整能力にも影響はないと考えられる」「放流孔内に巨石が固定化するような閉塞が生じることはなく、洪水調整能力についても影響がないと考えられる」との結論が得られたとのことです。報告書にはダムに見立てた水理模型実験も行われているようです。

また、立野ダムは、国において技術基準等により適切に設計・施工が行われるとともに、完成後も責任をもって管理されていくものと認識しております。

以上でございます。

**○議　長（桐原則雄君）**　山本富二夫君。

**○３番（山本富二夫君）**　ただいまの答弁は、確かにここに立野ダム建設に係る技術委員会という報告書の中にも建設省がそのようなことを書いておられます。だけど、実際に私たちが現実として訴えるのは、第３発電所の東側の堤防を県の技術委員といいますかね、設計される方が来られまして、５年前の７月豪雨での水害ぐらいでは全然護岸は大丈夫ですと言われたのが、去年の水害では、もう完全になくなってしまうと。今回、石は石でということで、石の堤防ができました。であるからには、立野ダム、このようにああ立派なこと書いてあります。だけど実際には、私たち住民は信じられないんです。今の状況としては。もっと地域住民にこの技術者が来て、地域の各地区を回って、そして住民にこういうことで大丈夫です、大丈夫ですと言われて、それで納得されるような部分の解決策を探っていってほしいなと思います。

それともう一つ、今度の６月、７月で集中豪雨がきたときに、また去年並みの水害が起きたときに、町としては、ただ避難勧告を防災マイクで言うだけなのか。それともももっと対応時の仕方があるのではないか。もう防災マイクで言われても聞こえる地域は一部なんですよ。これが大雨でも降ってればほとんど聞こえません。各地区に小さなマイクを付けるか、それか水が増えたときに防災のサイレンの設置をですね、各住民が地域の東、白川の住民がに聞こえるぐらいの、そういう設備を建設、立野ダムの事務所にお願いしてはどうかと。それぐらいまでしないと、私たち白川沿いの住民は安心して暮らせません。それについて、町長の意見をお聞きしたいと思います。

**○議　長（桐原則雄君）**　町長家入　勲君。

**○町　長（家入　勲君）**　地域の安全・安心のために一生懸命取り組むためには、今議員おっしゃようなことは一番大切でありますので、もちろん避難勧告、あるいは避難関連をしっかりとやらなくちゃならないと思っております。もちろんそれは早め早めにやっていかなくちゃならないと思っております。人命が一番でございますので、そういう意味においては、しっかりと避難をしていただくと。残念ながらあの内牧関連と錦野地域について、今のところ我々はやっぱり計画しておる菊阿中学校跡地関連か今まで避難していただいていた総合体育館関連等にお願いするしかないんじゃないかなと思っております。その辺の東のほうについての避難所についてもまだまだ今検討をしながらやらしていただいておりますけども、地域が地域でございますので、そう簡単に場所選定がすることができませんので、今地元と十分相談しながら避難する場所の確定をしながら検討をするということで、今菊阿中学のところに避難集会所をつくりたいということで、地元に了解を今得ておりますので、そちらの方向で建設していければなというふうに思っております。

もちろん、白川の護岸関連等については、もう県のほうが一生懸命今取り組んで内秋の橋前後、それから下のほうについてもしっかりと今県のほうが取り組んでおりますので、今までの災害よりもだいぶん助かるんじゃないかなと。河床の堆積関連等についてもしっかりと取り除いてもらうというようなことで、今県のほうにも要望しながら、安全のために県は一生懸命それに取り組んでおるというような状況でございますんで、もちろん、地元のほうから説明があれば、求めれば立野ダム関連については、立野ダムから来ていただいてしっかりと説明をしていただくようなこともできますので、その辺の地元の区長さん関連等とご相談をしながらやっていきたいというふうに思っております。

**○議　長（桐原則雄君）**　山本富二夫君。

**○３番（山本富二夫君）**　ぜひ地区の住民に対しての立野ダムとの懇談会というか、説明会等は町を通じてお願いできればなと思っております。

それと、立野ダムの今河川改修と石等の回収等されておりますが、まだまだ回収されてません。河川改修は、今現在行われているけども、あのダムに落ちた岩石はまだまだ今から白川沿いに流れてきます。そのためにも、私としては、ぜひ安全対策上、サイレン等の設置をお願いできればなと思っております。

一応、これで私の質問を終わらせていただきます。

**○議　長（桐原則雄君）**　しばらく休憩します。

午後２時より再開します。

午後１時４９分　休憩

△

午後１時５９分　再開

**○議　長（桐原則雄君）**　休憩前に引き続き、会議を開きます。

三宮美香さん。

**○１番（三宮美香さん）**　こんにちは。議席番号１番、三宮美香です。一般質問は私で最後になります。日曜日の最後の質問の時間まで傍聴していただきありがとうございます。

質問は大きく３つです。１つ目は、防災計画について、２つ目は、学校施設の増築・プレハブ設置時の点検確認について、３つ目は、子育て支援事業についてです。

１つ目の防災計画について。まず、防災マップの改良について、大津町で配布されている防災マップ、こちらのマップですが、これが平成２２年３月作成になります。この中には、平成２４年７月の九州北部豪雨で被害を受け、平成２７年４月からは老朽化のため休館中でもあった、先日の熊日新聞に取り壊しの記事が出ていました、総合交流ターミナル大津温泉岩戸の里が避難予定場所としてまだ入ったままであり、洪水、土砂災害マップにも関わらず、白川より南側の岩坂、中島地区も矢印で橋を渡り、大津南小学校へ避難する経路を表示されています。もちろん説明文の中には、想定を超える雨などは考慮していないという文言がありますが、平成２４年の九州北部豪雨以降、想定外の災害が増えているのは皆さんも実感されているのではないでしょうか。先ほどの山本議員の切実な一般質問でも白川の雨のときは本当に怖いなと私も思いました。大津町に長く住み、こうした状況を知っている方は、岩戸の里は使えない状況で、雨のときは橋も渡るには危ないと、このちぐはぐな状況はわかりますが、ここ数年で新しく転入された方にはわからない状況であったと思います。私はいつこのマップが今の大津町の実情にあったものに改良されるのかと気になっていました。菊陽町は、平成２７年の９月にこちらの冊子に、合志市は、以前大津町と同じ形の１枚紙のマップでしたが、平成２８年３月にこの冊子に、どちらも同じ業者になりますが、つくり変えられています。菊池市は、記載はありませんが、５年前にこちらの冊子にされていますが、このときと市の状況が変わってきたということで、今月６月に新しいマップが配布されるということでした。大津町のマップは平成２２年作成なので、もう７年間も変わらないままです。なぜ今まで改訂されなかったのでしょうか。平成２８年９月の一般質問、これは松田議員の質問でした。の中での町からの回答に、「２９年度にはマップの改訂版を出したい」と回答がありました。早ければ３月の予算に補正という話も書いてありました。が、少し遅れているようです。先日、大津東小学校校区の３０代の男性と話をしましたが、避難場所に岩戸の里がそのまま出ていることも気になっていらっしゃいました。また、昨年の熊本地震のときも避難できるとされている場所が使えなく、あちこち探して不安だったともおっしゃいました。私も町のマップの進み具合が分らず、返答できませんでした。現時点でどこまで進んでいて、いつごろ、どんな形のものを配布されるのかを聞かせてください。

次に、現在の防災マップに明記されている避難に予定場所、体育館を有する小学校、中学校が明記

されていますが、学校付近に避難所の標識、赤い半円に白字で避難所と書いてある標識です。これがない学校や学校への学校案内看板がなくわかりにくい地域があります。町内９つの小中学校を確認しましたが、大津東小学校は、この洪水土砂災害マップの予定避難場所には入っていないので避難所の標識はありませんでした。が、県道２０７号線から学校へ入るところに大きく大津東小学校の案内看板がありました。南小学校、室小学校、護川小学校は、避難所の標識、学校の案内看板が大きな通りにわかりやすく設置されていました。大津中学校、大津小学校も避難所の標識はありました。この２校は、主要道路に面しているためか、案内看板はありませんでした。北中学校は避難所の標識はありましたが、桜の木で少しわかりづらく、学校の看板が奥まっていてやはりわかりにくい状態でした。大津北小学校は避難所の標識はありました。学校への小さ目の案内看板、１５センチ×３０センチくらいでしょうか。ところどころの学校へ行く分岐点にはありましたが、とても残念なことに、学校への最後の分岐点の２０２号線にはありませんでした。北小学校は、２０２号線から少し入り込んでいます。土地勘のない人は多分曲がらずに通り過ぎていくでしょう。最後に、美咲野小学校は、今年で開校５年目になりますが、避難所の標識も学校への案内看板も何もありません。大津町のホームページ上では避難所になっています。昨年の熊本地震のときには多くの住民が避難した場所です。美咲野小学校は団地の中にあるため、学校への案内がないと外部からの訪問者がわかりづらいと言われています。数年前にＰＴＡの夜の役員会で各学校をまわって会議をしたときに、町内に住んで生活しているのに、北中、北小がわからず迷った保護者がいました。自分の子どもの通っている学校、子どもがいなくても自分の地区の学校はわかりますが、隣の地域になるとわからないんです。今はナビがあるので検索はできますが、すべての人が車や携帯のナビを使うとは限りません。大津町のイオンジャスコに茶色木目に黒字で書かれた町民顕彰がかけてありました。５項目あるうちの４項目目が、「環境を整え、きれいな町を育てます」と書いてありました。災害はいつ起こるかわかりません。自分が旅行中に、または土地勘のないところで災害が起こったら避難するためには、学校など大きな施設を探すと思います。町長の３つの公約のうちの２番目、命を守り、災害に強いまちづくりの冒頭でも、「災害はいつ、どこで、何が起こるかわかりません」とおっしゃっています。指定避難所となる公共施設については、「防災機能の強化を図る」ともおっしゃっていますが、その避難所の場所もすべての人にわかるようにするべきではないでしょうか。今後、学校などの施設の標識、案内看板をつくって町民顕彰にかかげてあるように、環境を整える予定はないのでしょうか。

そして、防災教育については、今までも何度かこの議会でも質問されていますが、熊本地震で大きな被害を受けた大津町として、経験したからこそ今後の防災教育に力を入れるべきだと思います。

同じく、２８年９月の一般質問、これは永田議員の質問でした。回答の中に、「防災教育を町基本構想の中に大きな柱として立てていかなくてはならない」とあり、さらに、「学校・家庭・地域の連携をさらに強く」とありました。では、今年度、具体的に防災教育をどのように進める予定なのでしょうか。また、学校・家庭・地域との連携をどう進める予定なのかを聞かせてください。

**○議　長（桐原則雄君）**　町長家入　勲君。

**○町　長（家入　勲君）**　三宮議員の防災関連についてのご質問でございますけども、もう議員のご指

摘のとおりで、反省させられる点でばっかりでございます。申し訳なく思っております。現在の防災マップについても、利用できるところ、利用しながらマップに載ってないところなどいろいろございますので、この辺につきまして、町内における避難所設置につきましても十分検討をしていきたいというふうに思っております。

また、避難所関連等についての標識や看板、これも前ある議員からのご指摘を受けておりますので、大きい看板をそこの町内の名前を入れて大きくつくれというような指示はしておりましたけども、なかなかそこまでいってないというような状況でございますので、今回の地震を踏まえて、しっかりと地域においては地域活動支援事業補助金というのがございますので、それをうまく活用してつくっていただくようにまたご相談をしていきたい。また、公共施設関連等については、町の責任でしっかりと看板関連等についてもつくっていきたいというふうに思っておりますし、２９年度の中でしっかり取り組みをさせていただければなというふうに思っております。

担当部長のほうから細部についてご説明を申し上げます。

**○議　長（桐原則雄君）**　総務部長杉水辰則君。

**○総務部長（杉水辰則君）**　ご説明申し上げます。

町の防災計画につきましては、毎年、梅雨時期前に関係者の皆様方にお集まりいただきながら、計画内容の修正、見直しを行ってきております。

昨年は、４月に熊本地震が発生して、その後の検証を踏まえた上で、地震対応にも十分対応した抜本的な計画の見直しをすべく、現在、作業を進めているところでございます。

町の防災マップにつきましても、町指定避難所を掲載しておりますけれども、今回の地震によりまして、岩戸の里など使用できなくなった施設もございます。また、南部地域につきましては、避難所が足りないといいますか、非常に少ないというような状況でございまして、避難所の見直しをしなければならないということで、今検討しているところでございまして、現在のマップにつきましては、今そのような状況ではございますけれども、現在のマップを今申しましたように、使用できなくなったところとかですね、新たに、また今回、以前まだその避難所として指定していなかったところとかですね、そういったところ含めまして、暫定版として作成をした上で今年度中には各世帯へ配布したいというふうに考えているところでございます。

また、指定避難所につきましては、各避難所には標識を設置しておりますけども、一部の施設には設置していない箇所もございますので、各指定避難所や避難所経路なでの案内板の設置状況につきまして、現状の調査を行った上で対応していきたいというふうに考えております。

また、一時避難所となります、地元公民館の看板設置につきましては、現在実施しております、地域防災力活動支援補助金や地域づくり活動支援事業補助金を活用しながら、それぞれの地域におきまして、看板等の整備をしていただければというふうに考えているところでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

**○議　長（桐原則雄君）**　教育長齊藤公拓君。

**○教育長（齊藤公拓君）**　三宮議員の防災計画についてのご質問にお答えをいたします。

防災教育につきましては、子どもたちの命を守るという観点から学校、あるいは園において大変重要であり、熊本地震の発生により、その重要性はますます高まっているものと認識をいたしております。

議員のご指摘のとおり、今年度新たに大津町教育基本構想の中に、「熊本地震からの創造的な復興」という項目を加えました。今後、地域を担う児童生徒が、日常的に防災に関心を持ち、自ら安全を確保し命を守り、適切な判断ができるよう学校・家庭・地域が連携していくような取り組みを進めてまいります。

また、学校教育においては、各学校の実態に応じた防災教育の充実を図っておりますが、今年度から防災教育に特化し年間を通じてその推進が図られることを目的に、各学校の組織の中に防災主任を新たに設けました。この防災主任は、校長のリーダーシップのもと、防災教育、学校防災を中心となってコーディネートしながら防災教育を進めていくということでございます。

次に、学校・家庭・地域との連携をどう進めていくかについてお答えをいたします。学校における防災教育は、家庭や地域社会の関係機関、団体の理解や協力を得ながら、計画的・組織的に進めていく必要があります。そこで、学校で防災について指導していることを家庭・地域に情報提供を行うことや、学年、あるいは学級懇談会等を通して直接保護者へ啓発するなど、地域と連携した取り組みを進めることで、児童生徒が家庭や地域の一員としての自覚をもち、災害に適切に対応する能力を育成することにもつながるものと考えております。

また、小中学校への熊本版コミュニティ・スクールの導入拡大により、学校・家庭・地域の連携強化が図られるものと考えております。

今後、将来の地域社会を担う児童生徒が日常的に防災に向き合い、自ら判断し、適切に行動できるように各学校における防災教育を進めてまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては、担当部長より説明をさせます。

**○議　長（桐原則雄君）**　教育部長市原紀幸君。

**○教育部長（市原紀幸君）**　ご説明いたします。

現在、熊本県の教育大綱の中におきましても、熊本地震からの復旧・復興について、熊本地震の教訓を活かした防災教育を進めるとともに、防災に重点を置いたコミュニティ・スクールの導入など学校における災害対応の機能向上に向けた取り組みを進めることなどが謳われており、そのような趣旨も踏まえ、町としても防災教育の推進を図っているところでございます。

防災教育におきましては、災害に適切に対応する能力の基礎を培うことを目的としております。このことは、まさに生きる力の育成に密接に関連しており、防災教育の視点を持ちながら、関連する各教科・領域等において総合的に行う必要があると考えております。

防災教育において、自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動ができるようにすること、危険を理解・予測し、自らの安全を日常的に確保できるようにすることが求められます。そのためには、物事を的確に判断し行動していく能力の育成が必要となります。例えば、安全に関する指導及び心身の

健康の保持増進に関する指導につきましては、保健体育の時間はもとより、家庭科、特別活動、自立活動などにおいても防災教育と関連させ、そのことを踏まえ推進していくことが必要となります。それぞれの各教科等においても、防災教育の視点を持ち、取り組むことで、総合的に推進できると考えております。

また、昨年の熊本地震発生後、大津町でも多くの方々がボランティアとして支援いただき、その中にも多くの中学生や高校生の姿が見られました。防災教育では、自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加協力し、貢献できる人材の育成が必要です。このことについても防災教育のみならず、道徳教育等をとおした心の教育をさらに推進し、思いやりを持った児童生徒の育成を図っていきたいと考えております。

先ほど教育長からもありましたように、平成２９年度、大津町教育基本構想の中に、熊本地震からの創造的な復興の項目を新たに位置付け、その項目の中に、防災主任の設置についても明記したところでございます。各学校におきましては、年間２回以上の防災避難訓練が行われておりますが、防災主任は、訓練をより効果的に実施するための時期、内容等の検討のほか、職員研修の企画運営、より実態に即した危機管理マニュアルの検討、また、地域や関係機関との連絡調整等を行います。防災主任が各学校に設置することで、今後、総合的かつ組織的に防災教育の推進が図られると考えております。

また、学校・家庭・地域との連携推進の一つに、町内のコミュニティ・スクールを導入している学校によります、地域と連携した防災訓練なども行われております。例えば、護川小学校では、コミュニティ・スクールの活動の中で、児童・教職員・保護者等が参加した防災講話や炊き出し訓練など、地域を巻き込んだ取り組みが実施されています。また、大津小学校では、地域の方々も含め、大地震を想定した総合防災訓練が実施され、地震に関する学習、避難訓練、ミニ避難所体験、保護者への引き渡しなどが実施されております。

現在、町内では、護川小学校と美咲野小学校がコミュニティ・スクールを導入しており、大津小学校、室小学校、大津中学校の３校が熊本版コミュニティ・スクールを導入しているところです。熊本版コミュニティ・スクールとは、コミュニティ・スクールを導入していない学校が主体的に、保護者と地域の方々が参加する協議会等を設置し、各学校の教育課題等を共有し、その解決や改善に向けて共に話し合い、協力し、一体となって組織的かつ継続的に教育にあたる仕組みになります。

これらのコミュニティ・スクールによる活動を通して、学校の課題や情報が共有され、学校・家庭・地域の連携が図られることで、災害時における連携体制への強化にも繋がるのではないかと考えているところでございます。

以上です。

**○議　長（桐原則雄君）**　三宮美香さん。

**○１番（三宮美香さん）**　今詳しくをいただいたんですが、気になるのは、午前中の金田議員の一般質問の中に、４年前に質問したことがまた同じ回答で返ってきたというものがありました。今年度中に暫定版を各世帯に配布しますという言葉を、果たして信じていいのかなと、ちょっとすみません、疑

ってしまうところです。

では、今使われている大津町のマップ、できることは利用しながらというふうに町長がおっしゃいましたが、今の時点で新しく転入されてきている方々へはどのように説明をして渡されているのでしょうか。また、ホームページ上も新しいものに変えられると思うのですが、それもいつごろになる予定でしょうか。残念ながら、私のｉＰａｄでは、マップをインターネットで大津町のホームページで防災マップを開くことができません。誰でもわかりやすく見るようにすることができるようにされる予定があるのでしょうか。

それから、私も地震のあとに高校生らしき集団が大きなスコップを背中にしょって自転車で移動しているのを見ました。きっと自主的にボランティアをしていたんだと思います。中学生も避難所で自分たちにできることをやっているのを見ました。４月に行われた、大津町追悼復興シンポジウムの中でも、防災士の山本さんの話の中で、当時、小学校１年生のお子さんが小学生でも自分にできることをやっていたということをお話されていました。地震を経験した記憶の新しいうちに自助・共助を入れた防災教育も入れていく必要があると私も思います。早い学校では、昨日引き渡し訓練を防災主任の先生をもとにされたと聞いていますが、やはり課題も大きかったというふうに聞いています。

コミュニティ・スクールの話も出ましたが、コミュニティ・スクールもいろんな学校で導入はされていますが、進んでいる学校と名ばかりで全くできていないんではないかと疑うようなところもあります。そこら辺のできている、できていないの判断はどのようにしてされているんでしょうか。どういうふうに足並みを揃えていかれるのかを聞かせてください。

**○議　長（桐原則雄君）**　総務部長杉水辰則君。

**○総務部長（杉水辰則君）**　三宮議員の再質問にお答えいたします。

まず、防災マップの件でございますけれども、マップをつくるといって本当につくるのか、信用していいのかということでございますけれども、つくる方向で今取り組んでおりますので、やっていきたいというふうに思っております。また、その改訂版といいますかね、これがホームページでみることができないということですけども、現在、そのホームページではですね、その改訂版といいますか、これはもうホームページのほうでは修正をかけております。ですので、これを中心にですね、印刷すればマップそのものはすぐにできるのかなというふうに思っておりますので、ただ印刷するだけでいいかと思いますので、すぐにできるかとは思います。ただ言われるようにですね、見やすいものとか、いろんなことを考えますとですね、もう少し工夫もしてもいいのかなという気は、まだ余地はあるかと思います。費用対効果といいますかね、費用のほうを見ながらその辺は考えていきたいというふうに思っております。

また、転入者の方に対する説明ということでございますけれども、残念ながら、転入者の方についてはですね、まだそこまでの説明はしていないというのが現状でございます。今後、どのような形で説明していくかにつきましてはですね、また検討課題というふうになろうかというふうには思っております。

以上でございます。

**○議　長（桐原則雄君）**　教育部長市原紀幸君。

**○教育部長（市原紀幸君）**　三宮議員の再質問にお答えいたします。

コミュニティ・スクールの足並みがそれぞれ違うところがあるというところでございますけれど、確かにコミュニティ・スクールの発足の時期あたりもですね、それぞれ学校で違いますので、それぞれ進捗度といいますかですね、そういったところも違うところもございます。それとコミュニティ・スクール自体がですね、それぞれの地域に応じたといいますかですね、そういったところで必ずしも同じような方向ということじゃなくてですね、そういった地域に即した部分ということで、まあ若干その辺の違いは出てくるかなと思います。ただその足並みという部分につきましてはですね、それぞれ学校で取り組まれている分につきましてはですね、各学校に情報共有しながらですね、そういったところで共有できる部分は共有するとか、そういったところである程度防災教育も含めたところでですね、進めていければというふうに思っております。

以上でございます。

**○議　長（桐原則雄君）**　三宮美香さん。

**○１番（三宮美香さん）**　先ほど新しく入られた方への防災マップの説明はしていませんという回答でしたが、では、避難所とか、そういう説明はどのように新しい方にはされているのでしょうか。

**○議　長（桐原則雄君）**　総務部長杉水辰則君。

**○総務部長（杉水辰則君）**　転入者の方に対する避難所のその場所等につきましてはですね、まだ詳しく今のところやっていませんけども、転入したときに避難所マップですかね、避難マップ、そういったマップを配りながらですね、あなたの地区はこの場所ですよというようなことを、そのときに転入手続きのときにですね、ご説明しながらやっていくことも可能かというふうに思いますので、そういったふうに今後やっていきたいなというふうに思っております。

**○議　長（桐原則雄君）**　三宮美香さん。

**○１番（三宮美香さん）**　わかりました。大津町復旧・復興計画に載っている住民アンケートの問い２０に、あなたは今後地域での防災活動として大切だと思うことは何ですかとありました。２番目に多い回答が地域での危険箇所を知らせる地域版防災マップの作成３７．４％でした。大津町の防災マップについて数名の方と話をしましたが、震災を経験した大津町だからこその防災マップができあがることにとても期待をしているという声を聞きましたので、私も期待しています。

また、防災教育の中で、県が出した防災ハンドマップというものがあります。各世帯に昨年度、今年度配られています。小学生に読んでみさせた家庭があったらしくて、小学生でもとてもわかりやすかったということでした。あと、なかなか子どもから保護者へ、先ほど子どもが学校で学んで、それを家庭へ持ち帰ると、地域へのも繋げていくような連携の話をされましたが、なかなか中学生になると親へプリントを渡したりとか、そういうことが段々途切れていって、家庭に伝わっていないことがよくあります。例えば、前回の九州豪雨の大津中学校では、各中学校では地区懇談会といって、学校の先生、保護者、地域の区長さん、民生委員さんが集まる会議があります。そのときに、先日いただきました、いじめ防止基本方針の取り組みに書いてあった親の学びプログラムを活用して、水害を振

り返り、みんなで防災について地区ごとに集まって話し合いをした結果、参加された皆さんからいい評価をいただいたということがあります。そのように、お金をかけなくてもできる取り組みがあるということも知っておいてください。

今回の予算にも計上してありましたが、学校・家庭・地域コーディネーターを上手に活用するべきだとも思います。検討してみてください。

では、次の質問に移ります。

２つ目の質問は、学校施設の増築・プレハブ設置時の点検確認についてです。昨年度、教室不足に伴い美咲野小学校に２階建てのプレハブ教室が設置され、４月から２年生４クラスがプレハブで授業を受けています。入学式の前日の大雨で４クラスとも東側の窓からひどい雨漏りというか、雨の吹込みがありました。建て付けや接着の問題でもあるようですが、修理をしても次は別のところからというように、４月から今までに、通告書には雨漏りが３回と書いていますが、先月末にも雨漏りがあっています。また、教室入り口ドアの取り付けがおかしかったり、テレビ台の設置が逆で使えなかったり、教室の壁がプレハブのむき出しのままで、掲示物が貼れない状態だったり、教室後ろのロッカーが通常より狭いなど、普段の学校の教室では考えられない不具合が起きています。廊下の壁の枠の落下も起きたり、児童が２階の網戸についていた虫を取ろうとしたときに網戸が外れて２階から下に落下するなど、危険な状況も起きています。もしも下に児童がいたらきっと軽い怪我ではすまなかったと思います。担任の先生の管理不十分、もしくは学校の責任などにされてしまうのはおかしい状況です。設置後の点検確認はどうされていたのでしょうか。なぜこのようなプレハブになってしまったのでしょうか。今後も教室不足でプレハブ設置となる学校が出てくると聞いています。美咲野小学校はまだ足りなくなると聞いています。室小学校も翔陽台が増えてきているので、いずれプレハブになるでしょう。そうすると、大津北中学校もまた前回増築したにも関わらずプレハブを建てないといけない状況になってしまいます。今回の美咲野小学校のような事例がおきないように、今後町はどのように対応していかれるのか聞かせてください。

**○議　長（桐原則雄君）**　教育長齊藤公拓君。

**○教育長（齊藤公拓君）**　三宮議員の学校施設の増築、プレハブ設置時の点検確認等についてのご質問にお答えをいたします。

美咲野小学校につきましては、児童数が増加いたしまして教室不足が発生したということで、これを解消するために、昨年度、４教室分をプレハブで設置し、今年度当初から借り上げて使用しているところです。

今回、美咲野小学校に設置しましたプレハブ教室については、議員ご指摘のとおり、引き渡し後に複数の不具合が見つかったところであり、確認された不具合については、その都度、受注者に指示を行いないながら対応をしているところです。また、同じような事例がおきないようにということについては、施工中の現地確認を強化し、引き渡し物件における不具合の発生を未然にふせぐと同時に、引き渡しの際の検査体制の構築を図りたいと思っております。

学校における安全・安心というそんな環境を確保することは、町の責務でもありますので、今後と

も子どもたちが安心して学校生活を送れる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては、担当部長のほうから説明をさせていただきます。

**○議　長（桐原則雄君）**　教育部長市原紀幸君。

**○教育部長（市原紀幸君）**　では、説明させていただきます。

美咲野小学校のプレハブ教室設置につきましては、熊本地震による復旧事業等の影響もございまして、資材及び人材の確保が厳しい状況ではありましたが、どうにか工期内には教室が完成し、３月末に引き渡しを受けたところでございます。

今回のプレハブ教室の不具合に関しましては、関係者の皆様に大変なご迷惑をおかけして、大変申し訳なく思っておるところでございます。

まず、プレハブ設置後の点検確認はどうしているのかということでございますけども、このプレハブ教室については、リース物件ということで、完成後に町の検査を実施して引き渡しを受けたところでございます。検査の際に確認できた不具合箇所については、手直し等の指示を行い、改修等を行ったところでございます。また、引き渡しを受けた後についても、検査時確認できなかった部分や契約内容に基づき、正常な使用に支障をきたした場合は、町と受注者で現地を確認し、受注者の負担により速やかに修繕または補強を行うよう対応しているところであり、今後、発生する案件についても、授業や学校生活に支障がないよう速やかに対応したいというふうに考えているところでございます。

また、今後も教室が不足する学校が出てくることも予想され、その対策の一つとして、プレハブ教室で対応する可能性もございます。その際には、完成したプレハブの引き渡しの検査の際に、目視あるいは動作等による確認も含め、より詳細な確認検査をすることは当然でございますが、完成後に確認できない分につきましても、施工中に何度も足を運びながら現地を確認し、受注者や学校と協議をする機会を増やすことで、不具合の発生を未然に防ぎたいというふうに考えております。また、職員の工事等に関する技術の向上、あるいは安心・安全な教育の場の確保に対する意識の高揚あたりも図りながら、そういったことも、今後、今回の件を反省しながら、子どもたちが安心して学校生活を送れるような体制整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議　長（桐原則雄君）**　三宮美香さん。

**○１番（三宮美香さん）**　今回の美咲野の件では、本当に学校に様子を見に行くたびに不具合な状況が増えていて、ただもちろんその都度早急に対応はされていました。ただ平成２４年度に文部科学省が出している文部科学白書の第１部に、安全・安心な教育環境の構築とあり、子どもたちの安全を確保するためには、東日本大震災の際の教訓も踏まえ、学校施設の耐震化や防災機能の強化などを推進するとともにと書いてあります。先ほど資材、人材確保が難しくとおっしゃいましたけど、震災後はこんなプレハブがくるんだよと、私も別の方から言われたことがあります。ただ、こちらにある役場の仮設のプレハブはとても立派に見えますね。雨漏りはしているんでしょうか。保護者の間からは、子どもたちが大切にされていないんじゃないかという声も聞かれています。学校は安全で安心な場所であるべきだと思います。学校施設などの耐震化が叫ばれている状況などに、子どもたちはこういうプ

レハブの状況をどのように、大人には先ほどの説明でわかると思うんですが、子どもにはどんなふうに説明をされるのでしょうか。

また、さっきの佐藤議員の質問にもありましたが、南海トラフがいずれ近いうちに、遠くない近いうちにくるだろうということでしたが、あのプレハブは耐震的にはどのような状態だと思われるでしょうか。これから、今後いろいろなことが起こったときに、速やかに対応しますと言われましたが、これから梅雨に入ります。そのあとは台風も来ます。速やかに対応をもう少し具体的に教えてください。

**○議　長（桐原則雄君）**　教育部長市原紀幸君。

**○教育部長（市原紀幸君）**　三宮議員の再質問にお答えいたします。

まず、子どもたちへの説明というところでございますけれども、現時点ではですね、まだ具体的にどのような説明を行うという計画のほうはございませんので、そちらについては、また学校のほうとちょっと相談させていただきたいというふうに思います。

それから、今後の台風あたりも含めたところの不具合につきましてもですね、そういった状況になりましたら早急に行うということで、学校生活のほうにですね、不具合が、不具合といいますかですね、そういった教育環境の整備にですね、少しでも図れるように、できるだけ迅速にということで回答させていただきたいと思います。

以上でございます。

**○議　長（桐原則雄君）**　三宮美香さん。

**○１番（三宮美香さん）**　子どもたちに説明に行ってくださいという意味では、先ほどの質問はなかったんですが、ただ途中で子どもたちとすれ違ったときに、「おじちゃん、どうして美咲野小学校のプレハブはこんななの」と聞かれたときに、何て答えられるのかなと、ちょっと思ったところでした。ただ、昨年増築された北中学校についても、増築後、万全ではなく、渡り廊下で不具合があり、夏休み中に工事をされたと聞いています。増築、プレハブ設置などのたびに再度工事が入るということのないように、今後も対応をお願いします。

では、３つ目の質問に移ります。

子育て支援についてです。平成１２年度から約２年から３年ほど、子育て支援事業を町内の幼稚園、保育園でされていました。子育て支援センターが今の場所にできて、その事業がなくなりましたが、乳幼児を持つ保護者のつながりをつくる、また、町内の幼稚園、保育園を回って中の状態を知ることができるとてもいい機会でした。うちの次男もこの支援を活用させていただき、私自身がとても助けられました。この事業がなくなるときに、同じママ友たちと残念がった記憶があります。これを再度要望すれば再開する考えはないのでしょうか。

**○議　長（桐原則雄君）**　教育長齊藤公拓君。

**○教育長（齊藤公拓君）**　三宮議員の子育て支援事業についてのご質問にお答えをいたします。

平成１２年度ごろ幼稚園、保育園などで行われていた子育て支援事業は、地域子育て支援拠点事業と申しております。当時は、３カ所の子育て支援センター、その中身は、大津町子育て支援センター

（すこやか)、それから南部子育て支援センター（白川保育園)、それから北部子育て支援センター（杉水保育園）と人権啓発福祉センター（はとぽっぽクラブ）や町内の幼稚園、保育園で行われておりました。子育て家庭の保護者とその子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場を提供することを目的とした事業で、その後、美咲野広場（あぽり）でも事業が行われていました。

地域子育て支援拠点事業は、町子育て支援センター（みんなのおうち)、それから美咲野広場（あぽり）の２カ所で、現在も事業を行っております。事業内容につきましては、以前から行っておりますサークル活動や、幼稚園、保育園の情報提供、一時保育の案内、子育てサポートの紹介など、より充実したきめ細やかな子育て支援、相談、情報提供、各サービスの斡旋を行っています。利用者数も年々増加し、平成２８年度は延べ２千１００人を超え、拠点事業としての役割を果たしていると考えております。

町子育て支援センターは、今後も子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として、また、美咲野広場は、子育て親子が気軽に集い、相互に交流することができ、子育てに関する相談や情報提供などに取り組む場と考えております。

前段で述べましたように、町子育て支援センターが子育て支援の拠点として、また、美咲野広場が子育て親子が集う場としての多くの方が利用されておりますし、町が行っているいろいろな地域子ども・子育て支援事業においても、子育て支援、相談、情報提供、サービス等が充実していると考えておりますので、現時点では、他の施設を利用しての事業再開は考えておりません。

将来の事業展開につきましては、今後の利用者数の推移や利用者の要望、事業費などの状況を見ながら判断してまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては、担当部長のほうから回答をさせていただきます。

**○議　長（桐原則雄君）**　教育部長市原紀幸君。

**○教育部長（市原紀幸君）**　ご説明させていただきます。

議員ご指摘のとおり、町では、平成１２年から２１年ごろにかけまして子育て支援センターとしての３カ所の施設と人権啓発福祉センターなどで、地域子育て支援拠点事業の一環で、子育てに関する相談や情報提供の場を利用していただいた経緯がございますが、現在は、町子育て支援センター（みんなのおうち）と美咲野広場（あぽり）の２カ所で事業を行っているところでございます。

当時は、子育て支援センターとして老人福祉センターや南部の白川保育園、北部の杉水保育園では、ゲーム遊びや歯磨きの講習会、パン作り、手づくりのおもちゃの作成などいろんなプログラムが行われておりまして、多くの方が参加され、サークルごとにまとまっていろんなことが相談できてよかったと、そういったご意見もあるかと思います。

現在は、町子育て健診センター内の町子育て支援センター（みんなのおうち）でもおもちゃづくり、親子エアロビ、離乳食実習など、多くのプログラムを実施しております。それ以外に予防接種、検診等を保健師との情報共有、また保育園、幼稚園の情報等の発信を行っているところでございます。

美咲野広場（あぽり）におきましては、昨年度は熊本地震で行事ができなかった分もございますが、

お話会、コンサート、フォトプレートづくり、ベビーマッサージなど、プログラムが実施されているところでございます。

現在２カ所で地域子育て支援拠点事業を行っておりますが、以前と同じように子育てに関する応援と保護者育ての普及活動を行うとともに、育児の楽しさや子育ての健やかな成長を目的として取り組んでいるところでございます。

子育て支援センターとしての場所を増やすことにつきましては、実施場所、駐車場、従事者等の確保、それから事業費等が当然必要になってきます。現在、行っております、地域子ども・子育て支援事業の中にも様々なサービスがございますし、これらの利用されている保護者の方も多くおられますので、現在も充実したサービスの提供が行われているものと思っております。

これからも、町子育て支援センターでは、地域の子育ての支援情報の収集・提供に努め、より充実したきめ細やかな子育て支援、相談、情報提供、サービスの斡旋を行い、子育てに関する専門的な支援を行う拠点として機能を維持するとともに、既存のネットワークや子育て支援活動を行う団体とも連携しながら、地域に出向いた支援活動なども実施していくことも大事ではないかと思っております。また、美咲野広場（あぽり）では、子育て家庭の親とその子どもが気軽に集い、相互交流を図る場としてサービスの提供を行い、また、出張ひろばや地域の子育て力を高める取り組みを実施しながら、子育て支援の充実を図りたいと考えているところでございます。

以上です。

**○議　長（桐原則雄君）**　三宮美香さん。

**○１番（三宮美香さん）**　以前、子育て支援センターが老人福祉センターにあったときには、火曜日がその子育て支援センター（すこやか)、水曜日が杉水保育園の北部子育て支援センター、木曜日が白川保育園の南部子育て支援センター、金曜日が児童館というように、そこでいろいろなプログラム、ただ行って遊ぶだけではなくて、そこでいろいろなことを開催して参加できるというプログラムがありました。子どもを保育園や幼稚園に預けずに家で子育てをしている保護者にとっては、本当にありがたい子育て支援でした。先ほど、今のほうが充実しているというような説明でしたが、いろんな説明を聞くのと、行って幼稚園や保育園を肌で実感してみるのとでは違うと思います。子育て支援センターで毎日親子連れをみているスタッフの方に聞いてみましたが、支援センターに来てもそれぞれが単体のままであり、以前のようにグループをつくったり、横のつながりが薄い気がすると言われていました。年々使用される方が増加して２千１００人というようなお話ではありましたが、支援の満足度などの調査はされているのでしょうか、聞かせてください。

**○議　長（桐原則雄君）**　教育部長市原紀幸君。

**○教育部長（市原紀幸君）**　三宮議員の再質問にお答えいたします。

現在、利用者の満足度といいますか、そういった人数ということであったかと思いますけども、そういった分については、正確にはアンケートなりを実施しておりませんので、そういった部分も含めてですね、今後の体制あたりを、そういった結果も踏まえてですね、検討させていただければというふうに思います。

以上です。

**○議　長（桐原則雄君）**　三宮美香さん。

**○１番（三宮美香さん）**　数字がすべてではないと思うので、大津町は必要だと思われる支援が参加者が少ないなどの数字だけを見た理由でなくなっていくことが多いというふうに、子育てに関わっている方から聞いています。この子育て支援事業だけではなく、ほかのことでもそういう実態があると思います。

また、ほかのことも含めて、今回の質問はこれで終わって、次に繋げたいと思います。

**○議　長（桐原則雄君）**　これで一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後２時５０分　散会

# 本　　会　　議

# 委　員　長　報　告

# 平成２９年第３回大津町議会定例会会議録

平成２９年第３回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第４日)

平成２９年６月１２日(月曜日)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 出席議員 | 1番 三宮美香 | 2番 山部良二 | 3番 山本富二夫 |
| | 4番 金田英樹 | 5番 豊瀬和久 | 6番 佐藤真二 |
| | 7番 本田省生 | 8番 府内隆博 | 9番 源川貞夫 |
| | 10番 大塚龍一郎 | 11番 坂本典光 | 12番 手嶋靖隆 |
| | 13番 永田和彦 | 14番 津田桂伸 | 15番 荒木俊彦 |
| | 16番 桐原則雄 | | |
| 欠席議員 | | | |
| 職務のため出席した事務局職員 | 局長 | 豊住浩行 | |
| | 書記 | 佐藤佳子 | |
| 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 町長 | 家入勲 | |
| | 副町長 | 田中令児 | |
| | 総務部長 | 杉水辰則 | |
| | 住民福祉部長 | 本郷邦之 | |
| | 経済部長 | 古庄啓起 | |
| | 土木部長<br>併任工業用水道課長 | 太田黒哲郎 | |
| | 総務部総務課長 | 藤本聖二 | |
| | 総務部財政課長 | 羽熊幸治 | |
| | 会計管理者<br>兼会計課長 | 中野正継 | |
| | 総務部<br>総務課行政係長 | 宮﨑俊也 | |
| | 総務部<br>財政課財政係長<br>兼行革推進係長 | 本司貴大 | |
| | 教育長 | 齊藤公拓 | |
| | 教育部長 | 市原紀幸 | |
| | 農業委員会事務局長 | 田上克也 | |

# 平成２９年第３回大津町議会定例会請願・陳情審査報告書

| 受理年月日<br>請願、陳情<br>番　　号 | 件　　名 | 審 査 の 結 果 | 所　　管<br>委 員 会 |
|---|---|---|---|
| 平成２９年<br>５月２３日<br>陳　　情<br>第　１　号 | 熊本地震被害者の住宅再建に関する陳情書 | 採　　択 | 文 教 厚 生<br>常任委員会 |

# 会　議　に　付　し　た　事　件

| | |
|---|---|
| 発議第　２号 | 「ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書」の提出について |
| 発議第　３号 | 「熊本地震被災者の生活・住宅再建に関する意見書」の提出について |
| 議案第３２号 | 平成２９年度大津町一般会計補正予算（第２号）について |
| 同意第　４号 | 大津町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて |
| 同意第　５号 | 大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 同意第　６号 | 大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 同意第　７号 | 大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 同意第　８号 | 大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 同意第　９号 | 大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 同意第１０号 | 大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 同意第１１号 | 大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 同意第１２号 | 大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 同意第１３号 | 大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 同意第１４号 | 大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 同意第１５号 | 大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 同意第１６号 | 大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 同意第１７号 | 大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |

議　事　日　程（第４号）　平成２９年６月１２日（月）　午前１０時　開議

日程第　１　各常任委員会の審査報告について　質疑、討論、表決
日程第　２　委員会の閉会中の継続調査申出書について　議決
日程第　３　発議第　２号　「ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書」の提出について
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決
日程第　４　発議第　３号　「熊本地震被災者の生活・住宅再建に関する意見書」の提出について
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決
日程第　５　平成２９年度議員派遣について　議決
日程第　６　議案第３２号　平成２９年度大津町一般会計補正予算（第２号）について
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決
日程第　７　同意第　４号　大津町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決
日程第　８　同意第　５号　大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決
日程第　９　同意第　６号　大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第１０　同意第　７号　大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第１１　同意第　８号　大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第１２　同意第　９号　大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第１３　同意第１０号　大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第１４　同意第１１号　大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第１５　同意第１２号　大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第１６　同意第１３号　大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第１７　同意第１４号　大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第１８　同意第１５号　大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第１９　同意第１６号　大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第２０　同意第１７号　大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

日程第２１　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前９時５８分　開議

**○議　長（桐原則雄君）**　これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

**日程第１　各常任委員会の審査報告について**

**○議　長（桐原則雄君）**　日程第１、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告は、議席に配付のとおりです。

これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長永田和彦君。

**○経済建設常任委員長（永田和彦君）**　ただいまから、経済建設常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第２７号、議案第２８号関連、議案第２９号の３件であります。当委員会は審議に先立ちまして、６月７日に現地調査を行い、８日に電算室３階のミーティングルームにおいて執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果を要約してご報告いたします。

まず議案第２７号、町道の路線認定についてであります。

委員より、道路がよくなると不法投棄などの心配も出てくるが、そのあたりは大丈夫か。盛り土後の高尾野森林公園との利用など、計画はどうなっているのか。また、盛り土後の地盤は大丈夫かとの問いに、執行部より、土捨て場も高低差がある所を段々に盛り土していきます。水の処理やミルクロード付近の渋滞など懸念される部分については、対応していくよう検討されております。また、菊池のダム事業では、盛り土後の土地が宅地となっているので大丈夫だと思われます、と答弁がありました。

また、委員より、道路や盛り土した後の利用はどうなっているのかとの問いに、執行部より、土地捨て場用地は借地により実施されます。現在、ほとんど通行ができないような道を整備していきますので、関係者にとっては格段に利便性が上がります。しかし、もともと道のない所などもあり、地権者の了解を得て通行する必要がある所も出てくると思われますと、答弁がありました。

採決の結果、議案第２７号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第２８号関連、平成２９年度大津町一般会計補正予算（第１号）についてであります。農業委員会関係におきましては、委員より、６月７日の朝刊、新聞記事に掲載されていたが、担い手がおらず相続登記が行われないまま継続性を失い、荒れ地になっている耕作放棄地が全国に広がっている。大津町において、農地の把握や耕作放棄地の現状は難しいと思うがどうなっているのかとの問いに、執行部より、本町でも未相続農地はあります。ご指摘のとおり、把握は難しい状況であります。納税については、納税義務者の届け出等により対応できますが、貸し借りや売買につきましては財産権の問題があり、農地集積に支障を来しております。また、相続等により農地を取得したものの、ほかの都道府県などに移住し、農地の管理ができない不在住地主についても未相続農地と同様の問題があり、本町だけでなく全国的な問題となっています。耕作放棄の状況については農地パトロールで状況把握を行い、貸し借りや売買の斡旋により、耕作放棄の防止・解消に努めておりますが、権利関係者の同意を要することから、集積が進まない場合があります。このようなことから、来年の通常国会で賃借条件を緩和する農地法改正案が検討されております、と答弁がありました。

また、委員より、矢護山付近のソーラーパネルについては、環境が変わったことで土砂や雨水などの災害の心配については大丈夫なのかとの問いに、執行部より、牧野組合が大きなソーラーパネルを設置しており、現在は常駐職員を配備しております。開発の途中で雨が降ったりすると若干川が濁ることがありましたので、現在は地元の方から長く注視していただいている状況であります。山を開発する際、１ヘクタール以上は森林開発で県の許可が必要であります。今回も約５０ヘクタールの開発でしたので、県に許可申請を出されており、町に意見照会がありました。一番心配なのは、平成２４年の豪雨により下流のほうで越水事故などがありましたので、調整池を必ずつくるよう、その規模などについては厳しい審査のなかで決められております、と答弁がありました。

経済部農政課関係におきましては、委員より、温泉施設として利用できないことを周知するのであれば、岩戸の里のことでありますが、地震による被災で利用できないことだけでなく、これまでの経緯や老朽化に伴う改修費と災害復旧に伴う費用など、今後の運営費を考えると費用対効果が出ないことなども周知することが必要ではないかとの問いに、執行部より、地震での被災前に休館に至った経緯や被災による災害復旧の費用等から、解体方針に至った経緯または費用対効果などを整理し、現在までの経緯を時系列で分かるように資料を作成し、ホームページなどで周知を行いますと答弁がありました。

また、委員より、災害報告書の提出により補助金の返還免除の連絡があったとのことだが、今後の利用計画を提出する必要はないのかとの問いに、執行部より、国県の関係機関には、災害報告書では地震により被災し、施設の復旧には多額の費用が必要であり、費用対効果の面からも復旧は困難なた

め、解体し更地にする報告により協議してまいりました。補助金返還免除のためには施設を解体することは必要ですが、今後の利用計画の提出までは求められておりません、と答弁がありました。

経済部商業観光課関係におきましては、委員より、観光協会の設立・目的・実績はどうなっておるのかとの問いにおきまして、執行部より、平成２５年３月に設立されており、設立の目的は観光客の誘致と受け入れ態勢の整備や大津町の観光と物産に関する広報・宣伝、観光事業に関する情報収集と観光イベントの開催であります。実績として、朝市の開催が２カ月に１回、日本一まつりを３年間実施しており、イベントに関してはそれなりの成果があったものと思われます。観光の面では、大津町に観光客をどのように誘致するのかの方向性がはっきりできていない面がありますと、答弁がありました。

委員により、イベントは誰でも実施できるので、観光協会は営業的に事業を展開する必要があるのではないかとの問いに、執行部より、観光協会には各種団体が加盟しており、もう少し大津町のいろんなものの発信や連携ができないかということで、専務理事の配置をお願いしたいということで今回補助金を計上しておりますと、答弁がありました。

また、委員より４年間の総括を実施しないで、今回の専務理事の補助金計上を行うのかとの問いに、執行部より、４年間は民間の力で運営してほしい旨で協会に任せていたが、町が目指すものと違うイベントだけになっておりました。今後は、方向性を明確にして組織を見直して、観光協会の運営を指導していきますと答弁がありました。委員より、町長はどのような考えを持っておるのかとの問いに、執行部より、イベントは必要ないとしており、大津町の立地の有利性を生かし、観光面にも生かしてもらいたいという意向が強いようですと、答弁がありました。

また、委員より、合志市には「まちづくり株式会社」があり、町として法律等で実施できない部分を実施しているが、観光協会もそのようなことができないか。また、観光協会の改編はマーケティングに詳しい人材や大学においてマーケティングを専攻している先生などを人選できないものかとの問いに、執行部より、観光協会も任意団体であるため制限はありませんので、様々な部分で実施してもらいたいと思っております。観光協会も独自に大学と協定を結んでいますので、積極的に行ってもらいたいと思います、と答弁がありました。

また、委員の意見として、マーケティングのなかでリピーターは基本で、いかにリピーターを獲得するのかが外貨を稼ぐには重要であると。今回計上の補助金は適正な補助金であるのか問われるものなので、今までを反省して更なる前進となる補助金とならないと、１年後は悲惨な状況になるのではないか、公金であるということを十分考えてほしいと思う。上井手は十分整備され、上井手沿いを散策コースにするのはいいことだが、施設整備を行うのであるならばコスト計算を綿密に行い、今後の人の迷惑にならないように考えていかなければならないと思う、と意見が出ました。

また、委員より、都市再生整備計画事業で野外活動研修センターの活用方法を検討しているが、北部地域がどうするのか全町的に検討する必要がないのかとの問いに、執行部より、生涯学習課と協議は行っており、キャンプ場の利用は検討していないため、廃止の方向で検討を行っていると答弁がありました。

また、委員より、撤去する場合の費用は幾らぐらいかかるのかという問いに、執行部より、被災している部分だけで４５０万円程度かかります。施設全体では２千万円程度必要ではないかと思われますと、答弁がありました。意見としまして、本年度は町のホームページがリニューアル予定でありますが、観光にも十分活用してほしいと出ました。

また、経済部企業誘致課関係におきましては、現地に赴きました（株）フジ技研につきましては、今後も好景気が続けば機械等の設備投資を増やさなければ生産が追いつかない状況であるのかとの問いに、執行部より、会社としては大津工場の地位の確立と生産拡大を考えており、さらなる設備投資と雇用拡大を検討されております。自動車産業界における技術革新は今後ますます進歩し、世界規模での自動車生産拡大が見込まれ、外部環境は明るい兆しがあります。フジ技研様は高い技術力と受注先との関係強化にて会社の成長は十分に期待できると思われます。また、現在立地されている場所も手狭になってきているため、隣の土地を借りたり町が所有しておりました養蚕施設のあった土地を購入されており、その土地の利用を考えられたり別な土地も探されている状況でありますと、答弁がありました。

また、委員より近隣市町の工場等振興奨励補助金の状況はどのようになっているのかとの問いに、執行部より、この補助金は大津町が最初に作りましたので、周辺の市町は大津町を参考にしております。ですから、大津町は一番率が悪くなり、用地取得に関しましては菊陽町が２５％、合志市が大津町と同じく２０％、菊池市が３０％となっております。また、施設整備費に関しましては、菊陽町及び合志市が固定資産税額の２５％、菊池市は田島工業団地に限りますが投下固定資産総額の２０％と、大津町の投下固定資産総額の１０％と比較し率が高く設定されておりますと、答弁がありました。

また、委員より、補助金の率を上げて欲しいとの要望はないのかとの問いに、執行部より、ありましたが、その際は大津町の地の利などを説明して、納得していただいております、と答弁がありました。

次に、土木部建設課関係では、さしたる意見はありませんでした。

土木部都市計画課関係におきましては、委員より、大津地区公民館分館南側の急傾斜地はどのような状況かとの問いに、執行部より、今回補正でお願いしている地域防災がけ崩れ対策事業において、国庫補助を利用した補強工事を行うようにしておりますと、答弁がありました。

また、委員より、住宅耐震改修事業については相談や問い合わせなどが多いと思われるが、現状はどうなっているのかとの問いに、執行部より、住宅耐震改修事業については、熊本県の耐震診断後に耐震改修が必要であると診断された住宅について、耐震設計・耐震改修について補助するものであります。４月２６日の第２回耐震診断の申し込み時点で、旧耐震基準の住宅で３０件の申請がされております。この件数は周辺市町村でも最も多くなっております。この要因といたしましては、広報とは別に個別にチラシを配布したことが要因と考えられますと答弁がありました。

また、委員の意見としまして、耐震改修はこれからも多くの相談が寄せられるとは思うが、丁寧な住民対応をお願いしたいとありました。

また、委員より、被災宅地復旧支援事業についてはどのような状況かとの問いに、執行部より、町

では４月１７日から相談窓口を開設し、５月末現在で１４３件の相談を受け付けております。随時、現地確認を行って対応している状況であります。基金事業もしくは公共事業での採択について、県内市町村間の調整を行いながら、今後対応していきたいと考えておりますと答弁がありました。

土木部下水道課関係におきましては、委員より、合併処理浄化槽の補助件数の把握は難しいと思うが、今後予算以上の要望があった場合、対応をどうするのかとの問いに、執行部より、現在１５件ほど見込んでおりますが、予算以上の要望があった場合、補正予算等で対応をお願いしたいと考えておりますと答弁がありました。

また、委員より、公共下水道が整備された場所につては何％ぐらい接続されているのかとの問いに、執行部より、下水道が整備された所に下水道に接続された人口による水洗化率は、平成２９年３月末で９３．４％ですと答弁がありました。

採決の結果、議案第２８号関連は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第２９号、平成２９年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第１号）についてであります。

委員より、下水道管の管路の接続方法は耐震化対策はどうなっているのかとの問いに、執行部より、圧送区間の下水道管の接続については、熱による融着、自然流下区間の下水道管の接続はゴム輪受け口による接続、マンホールと下水道管の接続はゴム製可とうマンホール継手等を使用し、地震の揺れで外れないような耐震設計になっております、と答弁がありました。

委員より、施設の長寿命化工事における契約については、一般競争入札は進んでいるのか。落札価格が高止まりではないのかとの問いに、執行部より、処理場の大規模な工事につきましては日本下水道事業団に委託して、一般競争入札により業者が決定され施工されておりますと答弁がありました。

採決の結果、議案第２９号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、前定例議会のときに提出しております継続調査の申し出について、経済建設常任委員会を去る４月１３日大津町商工会と懇談会を開催し、商工会からの意見・要望をお聞きし、執行部の対応について意見交換を行いました。以下、その要旨を述べさせていただきます。

商工会からの意見・質問といたしまして、駅南口についてであります。行政の立場として駅南口周辺は今後どう発展させ、何を目玉にして観光客を呼び込むつもりかというような問いが出ました。答弁といたしまして、委員会制でありますので、私が議長を取り仕切り行政からの要請からではなく、商工会などの町の団体が主体となったまちづくりをしていきたい。そのためには、まず、商工会からのまちづくりなどの意見を逆に出してほしい、というふうに答えております。

また、町施設・設備についての意見といたしまして、水がある所に人が集まる、中心部に足湯・水車等の水の施設を作ってほしい。また、駅南口に大津町の特産品を販売する所を作ってほしい。また、街並みの整備ができていないと思われる。もっと町を美しくする取り組みが必要と思われる。また、お年寄り・子供が一緒に活動できる施設があるとよい。今は町に点在しているため、一カ所に集めるといいのでは。また、新庁舎を翔陽高校の近くに建てるのはどうか。今の庁舎の所に新しい施設等を建てて、駅周りを発展させていったらどうか。また、イベントでは仮設のステージを毎回作っている

が、常設のステージがあればちょっとしたイベントを企画しやすい。また、旧道沿いの歩道側に絵を描くのはどうか。大津は参勤交代の宿場町として栄えたので、参勤交代の絵などを飾りたい。その意見が出ました。

また、行政への要望といたしまして、他分野の研修・勉強会などを是非紹介してほしい。これ青年部から出ました。また、他の地域よりバックアップが緩いと思われる。特産品などの大津町らしさを発信するため、後ろ盾が弱いのではないかとの意見が出ました。

また、地震で情報の交流がうまくいかなかった。補助金などの情報が回っていなかったので、情報の交流を行政としっかりやっていきたいと、意見が出ました。

また、それから後にフリー意見交換としまして「ふるさと納税」について、ふるさと納税返礼品がＪＡの４品目だったが、今後はどのようになるのかと質問し、平成２９年４月現在は２１品に増加しており、現在は３千円分だが５千円分も作るよう検討中でありますと、これは執行部のほうから答弁があっております。補助金についての意見は、補助金額が団体によって差がある。予算が少なすぎると、動けない。意見を言ってもどこで止まるか分からない。どう考えているのか、と補助金について要望がありました。

また、行政がどれだけ団体を評価するのか。商工会に対する９００万円で、その分の仕事をしているのか。団体を見て補助金を決定してほしい、というような意見も出ました。

また、建設委員会のほうからも、補助金の基本は運営補助だけではなく事業補助として出るものであると公益性が高いものは認められやすいのですよ、という説明が行われました。そしてまた、執行部からは、補助金は事業費補助として出る。これは条例に明記されておるということです。そしてまた、補助金は町・県・国それぞれ存在し情報を持っているため問い合わせをしてほしい、というような説明が行われました。そのために、意見といたしまして、駅南口について１年を通して人が集まる店があれば、目的地にもなる。魅力あるものの可能性があると思われる。行政・議会・民間がいかにどこよりも早く面白いことをするかを考えるのが重要であり、「他より早く」が大切。道路網が発達してきたが、まだ必要な所がある。少し道をつくるだけで生きてくる地域がたくさんあると思われる。企業が入り易くなるのではないかと、商工会のほうからの意見であります。

また、夜遅くまで大津の特産品を買える所があってもいいのではないかと。例えばアンテナショップをつくる、コンビニ特産品コーナーをつくってそこに置くなど、そういったものも必要ではないかと。また、観光協会と商工会の両輪で協力してやっていきたいと。ビジターセンターで特産品を売るにしても、観光協会が指定管理者ならやらないことはない。行政も一歩踏み込んで努力をしてほしいと、商工会からの意見であります。また、祭りも１本化していいのではないかと。まとめ役を一つ作ってこそが、指揮をとってやっていくのはどうかと意見が出ました。委員からは、意見を言ってやってみるだけで終わってはいけないと思われる。町にどう潤うかを考えないと、無駄に終わってしまうのではないか、との意見。そしてまた、委員から大津町の良さを全国、世界にアピールするため、Ｗｉ－Ｆｉ環境の整備は必須であるというような意見が出ております。そして、まちづくりは商工会など、地域に根付いた活動をされている方の今後の行動で決まり、行政・議員はそれを支えるもので、

今までは町からの要請で行ってきたが、これからは逆にしたい。創造的復興のためには、発想・創造が豊かな町民側の意見が必要で、そこで大きな意見を出していただき、それに従ってまちづくりをしていきたいと、委員からの意見が出ました。そしてまた、補助金は事業費に対する補助であり、公益性、これが高いものが認められやすいと。今後からの申請は、公益性を主張した事業を行って申請してもらいたいというような意見、多々出たところであります。充実した継続審査のなかの一環であったかなと思います。

以上、当委員会に付託されました案件は今申し上げましたとおりであります。議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますようお願い申し上げまして、経済建設常任委員会の報告を終わらせていただきます。

**○議　長（桐原則雄君）**　文教厚生常任委員長佐藤真二君。

**○文教厚生常任委員長（佐藤真二君）**　ただいまから、文教厚生常任委員会に付託された案件につきまして、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第２８号関連、議案第３０号、議案第３１号、そして陳情第１号の４件です。

当委員会は、審議に先立って、６月７日に関係する６カ所の現地調査を行い、引き続き研修室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果を要約して報告いたします。

まず、議案第２８号関連、平成２９年度大津町一般会計補正予算（第１号）についてであります。

住民福祉部環境保全課関係では、委員より、住宅用省エネシステム設置補助金について申請は太陽光発電が一番多いのか、またそれは新築物件で業者が最初から勧めているのか、なかには太陽光発電を設置して申請していない人もいるのかという質問に対し、執行部より、補助金申請の内、約９割は太陽光発電の申請です。新築物件では設置前提の傾向があります。平成２８年は１月に補助金申請を締切りましたので、その後に設置された方など設置しても申請をしていない人はいると考えられます。

委員より、次年度以降住宅用省エネシステム設置補助を止める可能性はあるのか、また他市町村の状況はどうかという質問に対し、執行部より、町の振興計画では本年度までです。次年度以降は、災害に対応できるものなどを含めメニューを考えたいと思っています。他市町村の状況として、熊本市は太陽光発電単独の補助ではなく、省エネ関連の補助があります。また、それ以外では２０市町村ほどで補助制度があるようです。

意見としまして、振興計画最終年度となり、住宅用太陽光発電システムの１０％設置の目標も達成していると。太陽光が補助なしでも設置する傾向であれば、木質バイオマスストーブやヘムズなど、効果のある省エネ事業へシフトすることも検討すべきだという意見がありました。

委員より、地震関係事業で委託している業者はどこか。これ災害廃棄物の話です。主なものとして、廃棄物の処理については熊本県産業廃棄物協会の事業所に、解体関係は大津町の建設業組合や解体資格を持つ造園業などの事業所に委託していますという回答がありました。

委員より、新聞などで以前掲載されたことのある委託料の未払いなどのトラブルや解体業務にあた

っての支障はないかという質問について、執行部より、入金日の確認はありますが、未払いのトラブルはありません。解体業務で騒音・振動・ホコリや運搬時の道路落下物の相談はありますが、業務の支障はありませんということでした。

住民福祉部住民課関係では、さしたる質疑はありませんでした。

住民福祉部福祉課関係です。委員より、障害者基本計画策定業務委託は民間業者に委託するのか。執行部より、策定業務を専門的にしている民間業者を選定し、競争入札により委託しますということです。障害者施設に対し、防犯目的のために施設整備をする国等の補助はあるのかという質問に対して、以前、他県で発生した障害者施設での事件を機に、若草児童学園、三気の里、つくしの里の３施設については、強化ガラスへの変更や警察と連携しパトロールや夜間の警備体制の強化をしています。国の補助は、「熊本県障害者福祉施設整備費補助金」とありますが、町を通さない制度となります。施設の改修などを補助する制度で、直接、県から施設に通知があり、申請も直接県に行います。毎年、約４０件の申請に対し、採択は１～３件程度です。今年度は、三気の里に補助の決定があり、防犯カメラと１１０番通報装置を設置予定です、とのことでした。

住民福祉部介護課関係では、委員より、地域介護福祉空間整備等施設整備計画は町内全域の施設を対象に計画して、補助金を支出するのか。執行部より、補助対象の施設に補助金の案内をして、整備の要望があった施設について計画をしています。

委員より、施設の面積の要件などが改正によって整備する必要が発生したと思うが、今後もこの補助金は続くのかと。執行部より、以前は面積要件がありましたが、消防法の改正により自力で避難することが困難な要介護３以上の高齢者が入居者の半分以上を占める施設については、面積に関係なくスプリンクラー等の設置が義務づけられました。今回の３施設を整備することで、設置義務のある施設の整備は完了します。他に未整備の施設が２施設ありますが、そちらの設置義務は今のところありません、とのことでした。

住民福祉部健康保健課関係では、中央公園の遊歩道の陥没の原因は何か、地震の影響かという質問があり、執行部より、原因は不明ですと。遊歩道と側溝の間隔が広いため、子どもの足だと入り込む恐れもあります。陥没部分を掘削することで、原因が分かるかもしれません。

委員より、公園内に１メートル四方ほどの埋めた跡があるが、あれは何かと。執行部より、地震後に車両を乗り入れた部分が陥没しましたと。地震の影響で地下に空洞ができてしまった可能性もありますと。高めに盛り土をして芝を張り半年ぐらい経過していますが、沈下等もなく落ち着いている状態です。ただし、今回の陥没箇所との距離が近いため、注意が必要ですとのことでした。

教育部学校教育課関係では、英検受験料補助金について、他市町村でもこのような補助があるのかと。受験料補助が英語力の向上につながるのかという質問に対し、執行部より、県内で実施している市町村はありませんが、他県では実施しているところもありますと。英検を受験するだけではなく、教職員の指導力向上も必要です。今後は小学校５、６年生で英語科が導入され、外国語活動が３、４年生から始まりますので、教職員も研修を重ねて英語の指導力向上に取り組んでいますとのことでした。

委員より、補助することによって英検を受験する生徒が増えるのかと。執行部より、英検受験にはお金がかかるので、補助があることで英検が受験しやすくなり、英語を勉強することへの支援ができればと考えていますとのことでした。

小学校のＱＵテストはコミュニケーションに関するテストだけの説明だったが、予算の説明欄では「学力知能テスト」とあるので、どちらなのかと。また、このテストにより何を測ろうとしているのかという質問に対し、執行部より、昨年度から実施している中学校のＱＵテストも学力知能テストの中で一括して業務委託をしているため、予算の説明欄でも含ませていますと。共有テストは友人関係や学級経営等について子ども達がどのようなことに負担感を感じているのか、教職員はどのようなアドバイスをするのが適切か、などを推し測るためのテストです、とのことでした。

教育部学校教育課学校給食センター関係では、質疑はありませんでした。

生涯学習課関係では、委員より、陣内志談、これ歴史の冊子ですけれども、陣内志談の作成だが作るにあたって旧陣内村の資料は揃っているのか。執行部より、陣内史談はもともと大正時代に森に在住した児島貞熊という郷土史家が陣内村の地誌として作った書物です。昔の文体で書かれており非常に読みにくいので、現代文で分かるようにしたものを作成します。

委員より、錦野や護川の歴史書はないのかと。執行部より、平真城村誌、瀬田郷土誌、錦野村郷土誌、護川村勢要覧などがあります。特に、平真城村誌や瀬田郷土史は知っていただきたいので、何とかできないかと考えていますとのことで、意見としては、是非実施してもらいたいという意見がありました。また、この陣内志談につきましては、上・中・下３刊セットを５００セットということですが、どのような配付活用をするのか。また、デジタル化は考えているのかという質問に対し、執行部より、学校等に配付し、残りは１冊５００円で販売する予定ですと。デジタル書籍については、現在では考えていませんとの回答でした。

委員より、今度は野外活動研修センターの話ですが、野外活動研修センターのシャワーはどこに設置する予定かということで、執行部より、場所は具体的に決まっていませんが、旧職員室の北側にトイレがあり、そこに設置すると工事費が安くなるのではないかと思います。どうしても外にということになれば旧校舎外に設置することになりますが、現在のところ、旧校舎内を予定していますとのことでした。

委員より、野外活動研修センターを「どんな施設にしたいか」などの全体像の説明はできているのかという質問に対し、執行部より、都市再生事業の一つで「いやしのさと」として計画していますと。野外活動の合宿等ができるように将来的には指定管理も考え、真木地区全体の活性化とあわせて地元と打ち合わせをしていますと。また、もともとの計画からかなり縮小しており、都市再生事業全体の今後についてきちんとした形で説明したいと考えていますと、答弁がありました。

それから、スポーツ推進委員につきましては、意見として、スポーツ推進委員について動きが見えないところがあるので、生涯スポーツの推進に積極的に活動してもらいたいとの意見がありました。

それから、非常勤職員の予算が上がっている「地域コミュニティ施設等再建支援事業」だが、お宮などは地域コミュニティと指定文化財としての２つの側面があると思うが、どのような枠組みになる

のかという質問に対し、国の文化財ドクターが認めた「未指定文化財は」現在、所有者と連絡を取りながら個別に協議を進めています。地域が管理するお宮などは、熊本地震復興基金事業の地域コミュニティ復旧のなかで取りこんでいきたいと思いますと。意見としまして、地域が困らないように連携してほしいという意見がありました。

生涯学習課図書館関係では、質疑はありませんでした。

生涯学習課公民館関係では、瀬田地区公民館分館については東小校区の避難所も兼ねた施設としてつくりたいとのことだが、町の防災計画との整合性は取れているのかという質問に対し、現在、町では旧菊阿中学校グラウンドに防災倉庫を整備する計画もあり、防災拠点としての位置付けも含めて整備を検討していますとのことでした。

子育て支援課関係では、認定こども園が１年遅れでの整備となったが、受け入れの体制はどのようになるのかと。また、待機児童の問題もあるため町全体の受け入れ能力はどうなのだろうかという質問に対し、執行部より、６月現在の入所待ちが５６人、待機児童としては４４人となっていますと。大津音楽幼稚園が認定こども園に移行することで、定員２６０人その内、保育枠６０人を受け入れると聞いていますと。また、第二よろこび保育園が定員９０人で開園しましたが、現在、８５人を受け入れ、今年度中に１０８人まで受け入れたいとの意向があり、受け入れが可能になれば待機児童については随分解消されるものと考えていますと。

委員より、一番大事なところは０歳から２歳なので、そこが解消されるのかということについて、執行部より、大津音楽幼稚園は０歳から２歳までを約３０人弱受け入れの予定ですとのことでした。

子育て支援課幼稚園関係では、防犯カメラの導入は警備委託と同様に長期継続契約なのかという質問に対し、執行部より、現在警備委託は長期継続契約で５年間の契約を行っており、防犯カメラについても長期継続契約予定ですとのことでした。

子育て支援課大津保育園関係では、委員より、分園との交流移送費はタクシー代かという質問に対し、執行部より、健診および月２回、分園との交流を計画していますが、分園１５名の子ども達のタクシーの移送代ですと。移送のタクシー代ですとのことでした。

採決の結果、議案第２８号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第３０号、平成２９年度大津町介護保険特別会計補正予算（第１号）についてであります。

委員より、社会福祉士の派遣については派遣がよいのか、それとも正規職員を雇用したほうがよいのか、また派遣はどのくらいの期間を考えているのかという質問に対し、職員の定数２１９名に対し現在２１４名の職員がいますが、長期的に人件費の負担が継続しますので、全ての事業において正規職員を雇用して対応することは難しい状況です。今回のように短期間の事業については、臨時職員等で対応していますということでした。

委員より、包括的支援事業費の特別旅費は先進地研修との説明を受けたが、どのような所を見るのか。執行部より、菊池圏域４市町で計画しています。三重県いなべ市、東京の武蔵野市などの案がありますと。総合事業に関する視察で、具体的には住民相互の家事支援や、住民主体の集いの場が進ん

でいる状況を視察する予定ですとのことでした。

委員より、本会議での質問もあったが、今後の介護保険の見通しについてはどのように考えているのかという質問につきまして、執行部より、平成３０年度からの制度改正の方向性などについて詳しい説明があり、介護予防事業、在宅介護の限界点を上げるための生活支援サービスや、医療と介護連携体制の整備、施設職員の人材確保のための処遇改善をはじめとする施設の体制整備の３点に重点を置いて、第７期の計画を策定することになりますとの説明でした。

採決の結果、議案第３０号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、議案第３１号、平成２９年度大津町後期高齢者医療特別会計補正第１号予算についてであります。

人間ドッグの受診者が増えるのは良いことであるが、検査基準値を超過した方へのフォローはどうなっているのか。受診へつなげたりしているのかという質問に対し、人間ドッグの受診機関でその場で検査結果の説明がありますと。その後、受診者へ個別に結果を医療機関への紹介状とともに送付しています。町に結果についての相談がある場合は受診結果を持参してもらい、内容の指導をしています。また、町では生活習慣病教室などの事業も展開しているので、希望に沿って参加できる形になっています。必要な場合は、受診していただくよう検査機関から指導しています。

委員より、人間ドッグの検査結果が悪かった場合、保健指導があるが、後期高齢人間ドッグの場合はどうか。執行部より、動機付け支援や積極的支援については国保の被保険者に対する事業となります。後期高齢者の方へは情報提供という形で人間ドッグの結果とあわせて指導し、健診当日に検査機関からの結果説明指導がありますとのことでした。

採決の結果、議案第３１号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第１号、熊本地震被害者の住宅再建に関する陳情書についてであります。

委員より、熊本県や大津町として国に対する同様主旨の要望状況はどうかと。執行部より、平成２８年７月と平成２９年２月、４月及び５月に町から要望していますと。意見として、大津町議会としても平成２８年９月に提出しており、地域住民の意見を届ける必要性があるので、被災した多くの住民が支援内容に納得していないので要望すべきであるということで、採決の結果、陳情第１号については、全員賛成で採択すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げまして、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

**○議　長（桐原則雄君）**　総務常任委員長荒木俊彦君。

**○総務常任委員長（荒木俊彦君）**　ただいまより、総務常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第２８号関連の１件であります。

委員会は審議に先立って、６月７日午前中に関係する４カ所の現地調査を行い、７日の午後そして８日に大津町町民交流施設研修室で執行部より説明を求めながら、審議を行いました。以下、その審

議経過の概要と結果を要約して報告をします。

議案第２８号関連、平成２９年度大津町一般会計補正予算（第１号）についてであります。

総務部総合政策課関係で、委員より、ホームページのリニューアルについて、何か「住民が参画する仕組み」を考えているかとの問いに、執行部より、リニューアルについては内部組織である「電算連絡会」等を活用して、整理・検討する方向で考えている。一般の町民の方などで構成する「検討委員会」といった外部組織の設立は考えていない。住民が参画する機会として、インターネットを使ったアンケートやモニタリング的な方法などを考えているとの答弁でした。

委員より、「マチイロ」というスマートフォン向けの行政情報アプリがあるが、町としてのアプリを導入する考えはないのかとの問いに、執行部より、このアプリについてに確認したところ、導入に際し費用がかからず、菊池市や合志市など近隣自治体でも導入されていることが分かりました。「広報紙」などの行政情報を住民に見ていただく機会が増える可能性があるので、導入済みの自治体に確認しながら前向きに検討したいと考えていますとの答弁でした。

委員より、新庁舎建設検討委員会の構成はどのようなメンバーになっているのかとの問いに、執行部より、学識経験者として熊本大学教授が１名、各分野からの推薦委員として住民分野から区長会、福祉分野から民生児童員・社会福祉協議会、防災分野から消防団、女性分野から女性の会、農業分野からＪＡ大津中央支所、商工分野から商工会、観光分野から観光協会、企業分野から企業連絡協議会、教育分野からＰＴＡ連絡協議会の１０名、また公募委員として３名、合計１４名の構成となっており、委員長は熊本大学の先生となっているとの答弁でした。

委員より、熊本地震の関係もあり、断層や地盤に精通した委員はいるのかとの質疑に、執行部より、地盤専門の委員はいませんが、建築分野での学識経験者として熊本大学工学部の先生がおられます。地盤は建築の基礎となるので関連分野としての知識は有しておられると思います。先生にご相談しながら調査をしたい。また、今後基本計画と併行して、専門業者による地盤調査を実施する予定であり、しっかりと調査を行っていきたいとの答弁でした。

また意見として、庁舎建設において、安全性の面からも地盤調査は大変重要と考えるとの意見がございました。

次に、委員より「熊日４７（よんなな）行政ジャーナル」の使用料で６ライセンスとなっているが、との説明を求めるのに対し、執行部より、熊日新聞社をはじめ全国４３社の地方新聞社と共同通信社が共同運営しているもので、全国各地、地方のまちづくりや行財政部門の情報が閲覧できるサービスであり、契約後に６つのＩＤとパスワードが配信され、同時に６人までのログインが可能となりますとの答弁です。

委員より、この「熊日４７（よんなな)」の情報を議員も使うことができないのかとの質疑に、執行部より、今回は職員専用で考えているが、今後ＩＤを増やすことは可能であり、その場合は別途費用が必要となりますとの答弁でありました。

次に委員より、電源立地地域対策交付金事業において、使い道の制約はあるのかとの質疑に、執行部より、発電施設のある市町村に対して交付されるもので、その周辺地域の整備事業が対象となり、

これまで道路整備や備品の購入など事業を行ってきたが、制度の目的に沿っていれば特に使途の大きな制約はなく、幅広く活用できるものですと答弁でした。

次に総務部総務課関係で、委員より、国際交流事業の海外派遣事業（ホームステイ）は２５人の応募に対し、相手先の受け入れ人数の限界から１４人を派遣したいとのことだったが、ヘイスティングズ大学の寄宿舎などがあれば、それを使ってもよいのではないかと思ったりもする。しかし、ホームステイがプログラムのメインになるのでやむを得ないということか。また１４人の学年や性別の内訳はどうなっているか、応募資格はどうなっているかとの問いに、執行部より、応募資格は町内在住の中高生となっています。応募は中学生が８人、高校生が１７人、その内男女比は男子７人、女子１８人で合計２５人の応募でありました。選考は作文と面接を行うこととし、協調性や志望動機などを尋ねています。面接も中学生と高校生に分けて行い、結果として参加者を中学生が２人、高校生が１２人、合計１４人でお願いしたいと思います。なお、男女比は男子が４人女子が１０人ということになっています。

委員より、ホームスティ先を増やして、なるべく多くの子ども達を派遣できないのかとの質疑に、執行部より、相手先としてはヘイスティングズ市の国際交流協会が、ホームステイの受け入れをしてくれています。ホームステイをするなかで、子ども達が異文化を学び現地の子ども達と生活を共にすることで、交流を深めていってもらいたい。そして受け入れ先となる国際交流協会の受け入れ家庭などの事情でどうしても人数に限界があるとの答弁でありました。

次に、委員より、防犯対策費で駅前交番に係る費用が計上されている。光熱水費や下水道料金はどこが負担をするのかとの問いに、執行部より、土地は町が賃借をしていることから、下水道の受益者負担金だけは町が負担をしていますが、光熱水費等は警察のほうで負担をしてもらっていますとの答弁でありました。

次に委員より、防災士を増やす努力はなされているのかとの質疑に、執行部より、今後各地域に防災士を育成できたらと考えています。それぞれの地域で、そうした人材育成や発掘にかかる費用として、今回、予算計上をお願いしているとの答弁でした。

また委員より、防災士の人材育成などの計画はどうするか。各地域には消防署ＯＢなどもいると思う。こうした地域の人材の発掘と防災士の育成計画をうまく連携していけないものだろうか。地域の人材を生かす方法を検討してもらいたいとの意見に、執行部より、地域には消防団ＯＢもたくさんいますし、消防団の分団長以上の経験者に至っては、無試験で防災士の資格取得の手続きができるところなので、是非、そうした人材を地域の防災士育成に繋げていければと思うとの答弁でありました。

次に委員より、防災士の資格取得について、人数制限や資格取得の優先順位などはあるかとの質疑に、執行部より、今回予算計上している補助金のなかには、育成する人数までは想定していない。防災について知識や経験のある人を発掘すると同時に、資格取得の希望者もどんどん募りながら、地域の防災士の裾野を広げていきたいと考えているとの答弁でありました。

また委員より、大津市との災害応援協定を締結するということだが、締結の根拠は何かとの質疑に、執行部より、今回の熊本地震で支援にいち早く駆けつけてくれたのが、滋賀県の大津市でした。報道

で「大津町」という地名を見たことから、同じ漢字の自治体名ということでインフラが整っていない被災直後の混乱期に、どこよりも早く飲料水の支援物資を大津町に届けてくれました。こうしたご縁から、今回、このような災害応援協定への締結へと至ったものです。県庁所在地である大津市とは自治体の規模は違いますが、貴重なご縁をいただいたものと思っていますとの答弁でした。

委員より、協定締結自体は良いことだと思うが、いざという時にもっと駆けつけやすい場所、例えば九州内にある自治体などのほうがよくはないのかとの質疑に、執行部より、熊本地震のような広域的な地震の場合、同じ九州といえどインフラに大きな支障が生じる恐れがある。ある程度距離が離れていても、十分応援は可能だと考えます。事実、熊本地震のときに大阪府や関西広域連合などからも応援に来てもらいました。近い所からの支援もあると思いますが、被災地から距離のある遠方から応援に駆け付けてもらうことを想定した協定も必要と考えるとの答弁でありました。

委員より、社会資本整備総合交付金事業で、菊阿中学校跡地に防災用資機材倉庫を整備するとのことだが、多額の繰越予算や職員の不足もあるなかで、どうしても今年やる必要があるのかどうか疑問に感じる。次年度に繰り越すことはできないのかとの質疑に対し、執行部より、ご指摘のとおり、今回資機材倉庫を菊阿中学校の跡地に整備するための予算を計上しました。大雨や地震の被害で、白川水系にあった外牧区の水防倉庫や森区の水防倉庫もなくなったところなので、白川水系に近い所で資機材倉庫を早急に整備する必要があると考えますとの答弁でした。

委員より、白川の水害対策のためということかとの質疑に、執行部より、整備を予定している資機材倉庫においては、土嚢袋をはじめとする様々な水防備品を充実させることを予定していますとの答弁でした。

委員より、菊阿中跡の体育館はまだ避難所として使えるのかとの質疑に、執行部より、現在岩戸の里は避難所として使えない状況であり、また総合体育館までは距離があり、東小学校の体育館は水害時に危険性が心配されます。一方、菊阿中跡の体育館は修理もできていて、避難所として使える状況にありますとの答弁でした。

委員より、資機材倉庫や避難所などの施設がバラバラに整備されているのではないかという心配もあるがどうかとの質疑に、執行部より、現在、防災まちづくり事業に取り組むなかで、防災拠点を北部・中部・南部のエリア分けした整備を検討しています。あわせて資機材を備えていく場所も必要となりますので、防災拠点とは別に校区別程度の整備が必要と考えていますとの答弁でありました。

次に、総務部財政課関係で、委員より、備品購入費の公用車の内訳は。また先進安全自動車の導入はしないのかとの質疑に、執行部より、軽自動車を３台購入予定で、１７、８年経過している大津保育園、幼稚園、陣内幼稚園の公用車を更新する予定。先進安全自動車の導入は検討したいとの答弁でした。

委員より、ホンダ車を予定しているのかとの質疑に、執行部より、これまでホンダ車を購入していきましたが、震災後ダイハツ工業から１０台ほど無償で借用しているので、ダイハツ車も検討したいと考えているとの答弁でありました。

また委員より、基金の取り扱いについて今後の考え方はとの質疑に対し、執行部より、リーマンシ

ョック以降税収がかなり落ち込み、財政調整基金が一時５億円ぐらいに減ったが、国の経済対策等により財政調整基金は回復していった経緯があります。また、過去の議会においても財政調整基金は概ね２０億円ぐらいを維持していきたい旨を示しています。今後、大規模な公共施設として大津中や大津南小学校、給食センターなどの改修が見込まれますが、近年国の補助制度の動向も見通しづらい部分があり、かつ突発的な災害に対応しなければいけないので、柔軟に対応できる公共施設整備基金や財政調整基金を活用していきたいと考えていますとの答弁でした。

委員より、新地方公会計整備は今年度中に整備するのかとの質疑に、執行部より、全国統一した基準に基づき、固定資産台帳の整備や複式簿記を取り入れ、現会計制度を補完する手法として本年度中に財務書類を作成するようになっていますとの答弁でした。

委員より、この財務書類作成は義務付けなのかとの質疑に、執行部より、義務ではありませんが、国が全国的に作成するよう要請しており、今のところ作成しないという自治体は聞いていないとの答弁でした。

次に総務部税務課関係で、地籍情報システム基準点等補正業務委託の予算について、個人の土地がずれるということかという質疑に対し、執行部より、平成２８年度熊本地震では広範囲で地殻変動が観測されています。再測量した基準点のなかで最大の変動量は水平方向で１７８センチメートル、上下方向で１８８センチメートルの地殻変動が観測されており、水平方向に５センチメートルを超える地殻変動が生じたと考えられる範囲は、天草市、苓北町を除く熊本県全域及びその周辺の県の市町村に及んでいます。特に大津町を含む布田川断層付近の１２の市町村では一定方向ではなく複雑な変動をしており、南阿蘇の長陽地区では南西方向に９７センチメートル、熊本市では長陽地区とほぼ反対にあたる西北西に７５センチメートル、菊池市では北に４４センチメートルのずれを観測しています。

委員より、そのことにおける問題点や改正点はどうかとの質疑に、執行部より、町で管理している地籍調査の成果には土地の位置を示す座標値が付与され、この座標値は公共事業の計画・実施に利用してされるとともに、法務局への分合筆等の登記申請のための基礎数値として広く住民等に利用されています。したがって、地震の影響により座標値と現地にずれが生じた分について修正する必要があります。

委員より、ＧＰＳでの位置の確認をして、ずれを生じていた場合はどうなるのか。執行部より、今回の修正を行ったあとに検証測量を行い、結果によっては国土調査のやり直しの可能性もありますとの答弁でした。

委員より、こうしたずれによって住民の方に不利益はないのかとの質疑に、執行部より、公差の範囲内であれば不利益は生じません。また、登記事務において住民が不利益にならないように座標を修正するものですとの答弁でした。

委員より、売買するときは地震の前の座標値でいいのかとの質疑に、執行部より、一筆の場合は問題はないが、分筆をするときに問題が生じる可能性があるとの答弁でした。

委員より、町内に基準点はどのくらいあるのかとの質疑に、執行部より、町内の基準点の数は分かりませんが、今回の国土交通省が行った調査地点は１１６地点ですとの答弁でした。

委員より、大津町では東の方向に７０センチから８０センチずれていると聞いたがどうかとの質疑に、執行部より、布田川断層の南側では西方向、大津町などの北側では東方向に大きくずれています。１筆１筆が別方向にずれているわけではなく、全体的に動いているので１筆１筆の面積はほぼ変わらないと思われますとの答弁でした。

次に、総務部人権推進課関係で、委員より、男女共同参画推進事業の委託料について、今までこの事業はやっていたのか説明を求めるとの質疑に、執行部より、平成２９年度の新規事業です。現在、育児休業等で復職を希望しているママさん向けの女性セミナーです。セミナーは全４回（１回２時間程度)、専門の講師により自己啓発で理解を深め、働くために必要な情報を収集しながら働きやすい職場環境を学び、すぐに実践できるビジネスマナーやスキルを身に付け、最後にキャリアサポートでカウンセリングを行いながら就業を支援する内容です。家庭、企業でもワークライフバランスに向けた女性の自立活動とスキルアップを推進します。すでに熊本市、菊池市、合志市、山鹿市など近隣自治体で取り組んでおり、山鹿市では就業率が８割から９割の実績を上げ、参加者からの口コミで年々参加者が増加をしておりますとの答弁でした。

委員より、セミナーを開催する時期・時間帯及び募集定員と参加費はどのくらいを予定をしているかの質疑に、執行部より、山鹿市などではある程度、家事育児が一息つく時間帯の午前１０時から１２時、また午後１時から３時までの時間。時期は夏休み後の秋ごろと年明けの１、２月が適時と聞いており、それを勘案しながら進めたいと考えている。参加費は無料で、今回は目標人数を１０名程度見込んでおりますとの答弁でした。

また、委員の意見として、できる限り単年度で終了しないよう３、４年は継続したほうがいいのではないか。また、募集方法において、子育て支援センターなどの若い保護者にも周知するとよいと思うとの意見がありました。

委員より、現在育児休業中の女性の人数は分かるのかとの質疑に、執行部より、大津町における数は分かりませんが、町の職業紹介所に寄せられる相談件数の年代別では、前年度の２０から３０代女性の割合が約９割と大半を占めている状況ですとの答弁でした。

委員より、育児休業をされている人はまだ仕事はある。その人を対象としたセミナーか。それとも一旦仕事を辞めて、就労支援を見込んで育児中の保護者に向けたものかとの質疑に、執行部より、退職していない育児休業中の人は何年後かに復職される場合が前提にあり、それ以外の人は何年後かに頑張って復帰しようという思いが、年を追うごとに徐々に薄れていく傾向があると聞いています。いずれも、就労支援で不安や悩みを抱えている人を対象に実施したいと考えていますとの答弁でありました。

以上、質疑等終わり討論はありませんでした。

採決の結果、議案第２８号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。議員各位におかれまして、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げ、総務常任委員会の報告を終わります。

**○議　長（桐原則雄君）**　しばらく休憩します。１１時２５分から再開します。

午前１１時１５分　休憩

△

午前１１時２２分　再開

**○議　長（桐原則雄君）**　休憩前に引き続き、会議を開きます。

各委員長の審査報告は終わりました。

これから、各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

豊瀬和久君。

**○５番（豊瀬和久君）**　お疲れ様です。総務委員会の委員長報告につきまして２点ほど質疑をさせていただきます。

まず１点目が、町の防災士に関する取り組みについて、少し分からないところがありましたので教えていただきたいと思います。その予算としまして、防災士協議会に３０万円ほどついていますが、この予算のことについて言われたんだと思うんですけれども、防災士の育成というのは新しく育成をされるのか、現在いる防災士の方の、この３０万円を使って育成をしていくという意味なのか、この町の防災士の取り組みについてもう少し整理をして、この３０万円の使い方だと思うんですけれども、教えていただきたいと思います。

それともう１つが、先ほどありましたアプリを使った町の広報紙をアプリで全国どこででもスマートフォンなどで見れるようにする取り組みなんですけれども、これはそもそも１年ほど前からずっと話をしましてですね、さっき見ましたら平成２８年度の９月の総務委員会の委員会レポートでこのアプリの導入を提案をして、執行部のほうから、これは早急に対応したいと回答があっているものなんですけれども、これは質疑のなかでこのような話が出なかったのかどうか。それと、早急に導入していただきたいと思いますけれども、このあたりを質疑をさせていただきます。よろしくお願いします。

**○議　長（桐原則雄君）**　総務常任委員長荒木俊彦君。

**○総務常任委員長（荒木俊彦君）**　質疑にお答えをいたします。

最初第１点目は、防災士協議会の予算でありますが、質疑のなかで出てきたのは、防災士が必要だというのは前提条件にあるわけですけど、執行部から各地域に防災士を育成できたらと考えているということが前提にあったという説明がありまして、それぞれの地域で防災士にふさわしいような人の人材育成、あるいはそういうふさわしい人を発掘すると。ですから、防災士を直接受験をさせるための費用ではないということですね。協議会のための費用であり、そういう人材を発掘するためとしても協議会の予算として使うことができると、そういう意味で予算計上をしていますとの説明がありました。

それから「マチイロ」というアプリの導入ですかね。これも質疑に出されまして、前提としてはこのアプリが無料で情報発信ができると。そういうことであるなら、是非取り組んでほしいという委員からの意見がありまして、執行部からはこの時は委員会では導入済の自治体等の成果ですね、それを確認しながら前向きに導入を検討したいと。たぶん導入済の自治体の成果を確認することが、どうも前提として答弁があったようです。

以上です。

**○議　長（桐原則雄君）**　ほかに、質疑はありませんか。

永田和彦君。

**○１３番（永田和彦君）**　総務委員会に対して質疑いたします。

今の関連になると思いますけれども、最初の説明のときにいろいろ質問させてもらいましたホームページリニューアルの件ですけれども、結構な額の計上になっておりますので、もちろんほかの近郊町村に負けたくないなという思いと、さすが優れているというものをやはり作り上げなければならないという、新しくリニューアルするのならばですね、当たり前のことだろうと思うんですが、今回の地震あたりで例えば熊本県のホームページあたりは緊急の画面に変わるというようなことも行われました。ですから、即効性を持っていろんな事態に変化するようなことも、あるいは県がそれこそいち早くＳＥか何か連れてきてソフトを変えたのかどうか私も分かりませんけれども、そういった緊急事態にも対応できるようなことも考えなければならないし、要するにいろんな変化が１年のうちには町でもいろいろあるわけですよ。それをできるだけリアルタイムにそのホームページに載せて、いろんな発信を町民の方々にするためには、やっぱりそういった内容の把握、どういったものを作るのかというのはあらかじめある程度は把握しとかんと、その更新にまた相当なお金がかかってしまうんだよというソフトなのか。それとも安易にそういったところは、その更新ができて非常に使い勝手なソフトを作り上げるとか、そういった形で進めていくとかいうような、そういった何か今の時代要望にすぐ応えられるようなシステムの説明という形で受けておられたのか。ちょっと、ここのところが分からないので。言わんとするところは、このホームページというのは非常に重要な町民と行政との接点になるということです。ですから、この点についてはもう少し詳しくお聞きしたいと思います。

**○議　長（桐原則雄君）**　総務常任委員長荒木俊彦君。

**○総務常任委員長（荒木俊彦君）**　質疑にお答えいたします。

答弁でもありましたが、以前、町のホームページは表彰された経過があったわけです。それから大きな変更はやってこなかったという説明が前提にありまして、委員会の中での質疑では、このホームページをリニューアルするにあたって町民・住民がこのリニューアルに意見とか何とか参画する仕組みを考えているかどうかという指摘があっただけです。それに対して、先ほど例えば答弁のほうでは電算連絡会、庁内のそういったパソコン等に詳しい人達だと思うんですけど、を活用して内部で検討することを考えていると答弁でありました。ですから、改めて外部組織の設立は考えていないと。同時に質疑に対して、インターネットを使ってアンケートやあるいはモニタリング、そういう方法を考えていると。委員会ではそういった質疑と答弁で終わったところです。

以上です。

**○議　長（桐原則雄君）**　ほかに、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議　長（桐原則雄君）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議　長（桐原則雄君）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第２７号、町道の路線認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

**○議　長（桐原則雄君）**　起立全員です。したがって、議案第２７号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第２８号、平成２９年度大津町一般会計補正予算（第１号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

**○議　長（桐原則雄君）**　起立全員です。したがって、議案第２８号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第２９号、平成２９年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第１号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

**○議　長（桐原則雄君）**　起立全員です。したがって、議案第２９号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第３０号、平成２９年度大津町介護保険特別会計補正予算（第１号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

**○議　長（桐原則雄君）**　起立全員です。したがって、議案第３０号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第３１号、平成２９年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

**○議　長（桐原則雄君）**　起立全員です。したがって、議案第３１号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願陳情を採決します。請願陳情審査報告書は議席に配付のとおりです。陳情第１号、熊本地震被害者の住宅再建に関する陳情書を採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

**○議　長（桐原則雄君）**　起立多数です。したがって、陳情第１号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

**日程第２　委員会の閉会中の継続調査申出書について**

**○議　長（桐原則雄君）**　日程第２、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があっております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議　長（桐原則雄君）**　異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査をすることに、決定しました。

**日程第３　発議第２号　「ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書」の提出について**

**上程、趣旨説明、質疑、討論、表決**

**○議　長（桐原則雄君）**　日程第３、発議第２号、「ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書」の提出についてを議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

発議第２号提出者、豊瀬和久君。

**○５番（豊瀬和久君）**　ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書につきまして、その案文を拝読して趣旨説明とさせていただきます。

昨年末に成立をした「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」の衆参内閣委員会における附帯決議では、ギャンブル等依存症の実態把握のための体制整備やギャンブル等依存症患者の相談体制と臨床医療体制の強化などを政府に求めている。政府はこれを受け、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議において検討を進め、本年３月には論点整理を発表したところである。

これまでにも、ギャンブル等依存症による自己破産、家庭崩壊、犯罪などの深刻な問題があったにも関わらず、政府はその実態を十分に把握してこなかった。

政府においては、ギャンブル等依存症の実態把握を進め、論点整理などを踏まえたギャンブル等依存症対策基本法の制定などの抜本的強化に取り組むことなどの以下の項目について、強く要望いたします。

記

１．公営ギャンブル等は、所轄官庁が複数にまたがり、しかも規制と振興の担当省庁が同一であるため、一元的な規制が困難な側面があり、ギャンブル等依存症対策の十分な実施を望めない。

そのため、ギャンブル等依存症対策の企画立案、規制と監視を一元的に行う独立組織の設置を検討すること。

２．３月の論点整理等を踏まえ、ギャンブル等依存症対策の具体的な対策や実施方法を早急に検討すること。

３．アルコール依存症や薬物依存症に関しては、それぞれに施策が進められている。ギャンブル等依存症対策の法制化を進めるなかで、こうした取り組みをあわせ、さらに依存症対策の進化を図ること。

以上、地方自治法第９９条の規定により提出する。

平成２９年６月１２日、熊本県菊池郡大津町議会議長、桐原則雄。

提出先は、内閣総理大臣をはじめ、記載のとおりです。

議員各位のご賛同をどうぞよろしくお願いいたします。

**○議　長（桐原則雄君）**　以上で、趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤真二君。

**○６番（佐藤真二君）**　ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書について、質疑を行います。

主旨としては分かるんですけれども、それ以前にこの対策を必要とするきかっけとなったこのＩＲ推進法でしたっけ、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律、これですね。私個人的には、この法律そのものに反対という立場があります。しかし、その他にも現在、公営のギャンブルというのもありますし、パチンコなんかの民間のあれは遊戯ということになっていますけれども、実態としてはギャンブルだというような状況がありまして、そもそもこの意見書の前にもともとの法律に関してどういう意見を、カジノをつくるということを認めた前提での、このギャンブル等依存症対策を求めるという話なのか。それとも、そこに関して否定的なのかというのがこの意見書の中では見えてこないので、そこは提出者の考えはどうなのかということについて、質疑をしたいと思います。

**○議　長（桐原則雄君）**　豊瀬和久君。

**○５番（豊瀬和久君）**　佐藤議員の質疑にお答えをさせていただきます。

ここに書いてありますけれども、昨年末に成立をしました特定複合観光施設区域の整備の、これは推進に関する法律ということで、これが成立をしたことをきっかけに、それに附帯決議がついていますので、その附帯決議がこのギャンブル等依存症の実態把握ということで、これを進めていくということが附帯決議についています。これはまた、そのあと実施法とかいろいろまたこれから議論をされていくわけですけれども、まずこの推進をするという法律は可決をされましたので、まだ実施法はこの先にまた議論になりますけれども、その実施の前にきちっとした形でこのギャンブル依存症の実態把握のためのいろんな法整備を、依存症対策を進めると。ですから、まだ議論の途中ですので、これに賛成とか反対とかという以前の問題で、そしてまだ今でもいろんなギャンブルでパチンコ・競馬・競輪・オートレースとかいろいろあると思うんですけど、そういうのでいろんな大変な目に遭ってい

る方もいるなかで、まだこのギャンブルの依存症の対策が今まではしっかりされてこなかったと。これをきっかけに、きちっと整備をしたうえで、また議論を進めていこうという話であると思います。なので、これは進めるとか進めないとかという以前の問題ですので、よろしくお願いいたします。

**○議　長（桐原則雄君）**　質疑はありませんか。

荒木俊彦君。

**○１５番（荒木俊彦君）**　我々地方議会の議員は、時の政権あるいは政府に対して、一般的にその政策に異議がある場合、意見書等を上げるのが一般的であるかと思います。ですから、豊瀬議員が常日頃から真面目に活動なさっているのは重々承知しておりますが、先ほど質疑がありましたように、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律は一般的にカジノ解禁推進法と言われているわけであります。ギャンブル依存症は増やさないと。私も若い時はパチンコが大好きで、パチンコでギャンブル依存症になった人も存じ上げております。本当につらいことです。ギャンブル依存症を増やさないという目的であるならば、このそもそもの法律ですね、附帯決議を付けざるを得ないほどのカジノ解禁推進法、これに異議を申し立てるのが本来のやり方ではなかろうかと。とりわけ、どこの党だから私は反対するということは絶対しませんけど、豊瀬議員は政党所属である政権与党の議員であるわけですから、こういうことは政権与党がこのカジノ解禁推進法に賛成をしたという。つまり、それをこの意見を採択するということは、その大元となっているカジノ解禁推進法に賛成をしてくれということに他ならないと思うわけであります。ですから、意見書を出す前に、政権与党であるそうした政党に意見を届けるべきではなかろうかと思います。と思いますけれども、質疑をしましては、このカジノ解禁推進法そのものに反対なのかどうかを、はっきりさせるべきだと思うわけですけどお尋ねをいたします。

**○議　長（桐原則雄君）**　豊瀬和久君。

**○５番（豊瀬和久君）**　そのカジノ法に反対か賛成かという質疑ですか。その、ぼくが。まだ現時点ではその反対でも賛成でもありませんし、公明党としましても賛成の人もいれば反対の人もいらっしゃいました。与党として、自民党・維新の会・生活の党の賛成多数で通ったという段階で、賛成も反対もいろいろ公明党の中にもいらっしゃいますし。ただ、通った段階でこの推進法は通りました。なので、何もしないでもう実施法にいって実施される可能性だってあるわけですよ。ですから、この依存症対策をしっかりやっていかないと、何もしないで実施してしまう可能性だってありますので、それを私たち公明党は声を上げているわけでありまして。その反対・賛成というものは１人１人は個人としてはあるとは思うんですけれども、しっかりとしたその、通った以上こういうことをやっていかないと、もうそのまま何の対策もせずに実施法まで通ってしまう可能性もありますので、しっかりとこのギャンブル依存症の抜本対策強化を求めるということを公明党はさせていただいております。

よろしくお願いします。

**○議　長（桐原則雄君）**　ほかに、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議　長（桐原則雄君）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

荒木俊彦君。

**○１５番（荒木俊彦君）**　提案をされました意見書について、私は反対の立場から討論を行います。

今回のこの意見書の主旨が、ギャンブルなどで依存症がどんどん増えていくと、そういう心配があるからそれを止めてほしいという趣旨であるならば、そもそもその原因を作り出したいわゆるカジノ解禁推進法、これに対して我々は抗議の声を上げるべきだと考えるからであります。「もう通ってしまったから仕方がない」ということでは、地方議会、住民の代表としての我々の責任を果たすことはできないと思うわけです。しかも、とりわけ日本弁護士会、日本全国の各地の弁護士会から反対の声がこの法律には上がっております。日本弁護士会も強く抗議をし、廃案を求める声明も出しております。また、熊本の県弁護士会の会長声明でもすでに法律が通ったあとでありますが、この成立に強く抗議をし、その廃止を求める声明を発表しているわけであります。ご承知のとおり、日本の刑法では賭博はいわゆる博打は禁止はされているわけでありますが、今度のこのカジノ解禁推進法は賭博を公認するものだと言われているわけであります。パチンコに対する依存症が、本当に深刻なことは当然でありますが、更にそれに輪を掛けてこうした博打が、博打によって経済を活性化するとか、まさに人の不幸の上に成り立つようなことはあってはならないと思うわけであります。しかも、提案者もおっしゃっておりましたが、非常に短い審議時間しか出されず、その対策ですね、心配される点についてもっともっと審議が必要なのにもかかわらず、強硬的に採決がなされ、わずか２週間、国会で審議が足りない中、強硬的に採決をされた法律であります。１００歩譲って本当にギャンブル依存症を心配するのであれば、これこそこのカジノ解禁推進法に住民の代表として、きちんとした反対の声を上げるのが筋だと思うところであります。

以上です。

**○議　長（桐原則雄君）**　ほかに、討論はありませんか。

永田和彦君。

**○１３番（永田和彦君）**　ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書に対しまして、賛成の立場から討論をいたします。

我が国は民主主義でありまして、国会において多数決においてきちんとした審議の上で可決された「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」ということで、流れはきちんとした民主主義に従っていっております。ですから、この法律の制定につきましていろんな意見があるのは、これはいいことです。しかしながら、もう走り出したわけですから、それでもなお世間を見渡しますとギャンブル依存症なるそういったものになってしまわれる方も、なかには見受けられるということで、そこの少しでも事前対策として予防につながるならばという形で、いろんな形で、その厚生労働省なり何なりがそういった方策を考えて、いろんな対処の方法というのを未然に防ぐためにやろうじゃないかという意見書でありまして、そもそもギャンブルに対してするもしないも、それは自己責任の問題でありますから、やるもやらないも自由であります。みんなで、「お前、やるな」とか「お前、やれ」とかいうことではありません。あっても、やらないならやらないでいいんですから。ですから、そう

いった個人の自由を束縛するのもおかしいかなと。そしてまた、ギャンブルにおきましては多くの海外に点在しておりますから、例えば観光立国として考えた場合に、その多くの外国人を日本に呼び寄せたいといったときに、その充実の一環であるということも考えられますし、いろんなそういった観光産業に及ぼすそういった影響も考えられますので、それでもなおそういった傷口が作らないように予防しましょうという意見書であるかと、私はそういうふうに理解するものであります。

以上の理由におきまして、この意見書に対して賛成の立場から討論するものであります。

議員各位のご賛同のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○議　長（桐原則雄君）**　ほかに、討論ありませんか。

佐藤真二君。

**○６番（佐藤真二君）**　質疑だけのつもりでしたけれども、反対の討論までさせていただきたいと思います。

まず先ほどの話で、民主的に決まった法律だからというようなお話もありましたけれども、その中できちんと附帯決議というものがある。附帯決議には拘束力はないという話はありますけれども、実際に論点整理まで発表しているということで、きちんと検討はされているわけですね。その中で更にそこを重ねてまでこの意見書を出す必要があるのかと。これを出すことによって、先ほど言われたとおり元の法律か、この推進に関する法律、実行法ではない推進に関する法律の段階を既に容認してしまうという結果になるという意味において、ちょっと私はこの意見書には納得できないのかなと思います。

そして、もう１つがですね、このギャンブル等依存症対策基本法なんですね。基本法ではなくて、実行法であるべきではないかというのは一つ考えるところで、反対したいと思います。

以上です。

**○議　長（桐原則雄君）**　ほかに、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議　長（桐原則雄君）**　討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

発議第２号、ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書の提出についてを採決します。この採決は起立によって行います。発議第２号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

**○議　長（桐原則雄君）**　起立多数です。したがって、発議第２号は、原案のとおりに可決されました。

## 日程第４　発議第３号　「熊本地震被災者の生活・住宅再建に関する意見書」の提出について

## 上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

**○議　長（桐原則雄君）**　日程第４、発議第３号、熊本地震被災者の生活・住宅再建に関する意見書の提出についてを議題とします。提出者の提出者の趣旨説明を求めます。

発議第３号提出者、佐藤真二君。

**○６番（佐藤真二君）**　熊本地震被災者の生活・住宅再建に関する意見書について、意見書案をまず読み上げたいと思います。

記

２０１６年４月１４日と１６日に熊本地震が発生し、１年が経過しました。

地震で被害にあった住宅は全壊約８千６００棟、半壊約３万４千棟、一部損壊約１４万７千棟、合計１９万棟に及びます。

被災者は現在、仮設住宅やみなし仮設住宅、あるいは雨漏りの修理もできていない家で生活をしております。

本町においても、今後の生活において「住宅の再建」について不安を感じる町民が多く、一方、再建に必要な資金が不足しているなど、住宅再建に踏み切れない現状もあります。

そこで、被災者生活再建支援法による支援金の増額と一部損壊区分に対する支援の拡充、災害救助法による住宅応急修理制度の上限引き上げについて、制度の改正、拡充を要望します。

以上、地方自治法第９９条の規定により提出します。

補足いたしますと、この元々の陳情については、大津町民約２７０人の署名が添えられていたという事情もありまして、住民の声を反映すべき議会としてはこの意見書を提出すべきだろうという考え方があったことをご説明して、補足したいと思います。

以上です。

**○議　長（桐原則雄君）**　以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦君。

**○１３番（永田和彦君）**　発議第３号について、質疑いたします。

案分の朗読をもちまして説明があり、そしてまた追加の説明として２７０名余りの署名も集まっているということでありますが、この意見書に対してもともとこの国の形として、やはりこの熊本地震に対してのそういった復興の在り方、そういったものをいろいろな前例の東日本や阪神淡路、いろんなものに照らし合わせて出来上がっております。ですから、今回の地震におきましても、先ほどの多くの署名を集められたということですが、もう少し説得力のあるものに本来ならばして、ただの意見書でこれには答弁する責任というのは国にはないわけでありますから、もう少し実情として「こういうふうに困っているんだ」と。ですから、こうこうこういう理由で生活再建に対する意見書を提出することによって、そしてそれを実現することによって、より良き、それこそ創造的復興がままなるんだよというよな、それこそ将来ある意見書にすれば、もう少し充実したものになったんではないかなというふうに考えられますので、多くの方が賛成者として署名をされておられるということであるならば、各いろんな意見が出た上でこれにまとまったのであろうと思いますが、そういった意見という

ものが、もう少したくさん出たのではないかなというふうに思われます。もっと充実した意見書になるんではないかという思いから、質疑をしたいと思います。

**○議　長（桐原則雄君）**　佐藤真二君。

**○６番（佐藤真二君）**　ただ今の質疑にお答えいたします。

確かにおっしゃるとおりですね、この意見書の案分としては、私は個人的にはやはり、これではまだまだもっと書き込むべきことがあるんではないかというふうに考えるところではあります。しかし、元々の陳情書の裏に、意見書の案というものがもともとございました。これについては、議会事務局を通して上部団体に確認していただいたところ、趣旨を変えない範囲での変更というところでですね。どこまで、じゃあ変更できるのかというところで、非常に悩んだとこです。この元々の意見書が先ほど話に出ましたアンケートについてのことが根拠になっておるんですね。このアンケートというのは、しかしこの陳情者の団体が主催したアンケートでありまして、しかし実際に意見書を出すのは大津町議会でありますから、大津町議会としての根拠を入れなければいけないだろうというところで、非常に悩んだところであります。その中で、本来なら書き込むべきこともあるのだろうとは思うんですけれども、元々の意見書の主旨を可能な限り尊重すると、趣旨と文面も含めてですね、そういう立場でもこの意見書案に落ち着いたというところです。

以上です。

**○議　長（桐原則雄君）**　ほかに、質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議　長（桐原則雄君）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

豊瀬和久君。

**○５番（豊瀬和久君）**　熊本地震被害者の住宅再建に関する意見書について、反対の立場で討論を行わせていただきます。

まず、今も質疑がありましたが、この意見書には全体的に予算の裏付けがありません。そして、何を幾らにとの具体性もありません。地震直後の時期ならばともかく、今様々な支援が行われている今、なお支援金の増額とか拡充を求めるということは無責任なのではないでしょうか。現在、熊本県の復興基金は５００円という、この規模の基金は一つの県では過去の例のない金額であり、地域の実情に応じて具体的な対策が実行をされている最中であります。

また、がけ崩れや液状化などの被害におきましても、被害の大きな地域から少しずつではありますが、対応が進んでいるところです。そのような状況のなかで、単にパフォーマンス的なこの意見書を、安易な気持ちで無責任に提出をすることはできないのではないでしょうか。

以上のような理由によりまして、反対をいたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

**○議　長（桐原則雄君）**　豊瀬議員、すみません。先ほど、金額で５００円と。

**○５番（豊瀬和久君）**　５００億円。

**○議　長（桐原則雄君）**　はい、５００億円ですか。修正をさせていただきます。

ほかに、討論ございませんか。

荒木俊彦君。

**○１５番（荒木俊彦君）**　反対の意見としては、ちょっと町民に対して失礼ではなかろうかと思います。国の予算がどうのこうの分からないから無責任だというのは、我々だってそうです。国会議員ではないわけですね。国の予算を決めることはできません。まして、町民の方が国の予算があるから、ないからこういう意見を出したら無責任だという批判は当たらないと、私は思います。

それから、実情を見るべきであります。私の部落は、一般質問でも申し上げましたが、３０数件解体して更地になっております。ここで新しく住宅を半分再建できたらいいほうだと思います。現在の生活再建支援法では、最高でも新築をした場合、３００万円の支援があるわけであります。我が家はそうはなっておりませんけど、３００万円では熊本型モデルの１千万円の家、あれも実際は最後には１千５００万円ぐらいかかると業者の方が言われておりましたけど、３００万円ではとても家を再建できない方が圧倒的多数ではなかろうかと思います。

それから、そうした支援法の拡充を求めるということで、我々被災者が直接その恩恵に預かれるかどうか分からないわけですね。今までも、阪神淡路大震災の頃はそういう制度はなかったんです。で、そういう被災をされた人たちが国に対していろいろこうした意見を積み重ねてくるなかで、初めて支援法ができて、支援法の中身も東北の大震災などを通じてまた少し充実された部分もあります。応急修理費も、最初はもっと少なかったみたいですね。ですから、この次にまた被災に遭う人もいつかどこかで現れるわけです。そういう人たちのためにも法を改正をして、拡充を求めるという趣旨の意味も、私は込められていると思います。そういう意味で、町民の皆さんの素直な気持ちを国に届けてやるのは当然のことであると思い、賛成の意見といたします。

**○議　長（桐原則雄君）**　ほかに、討論ございませんか。

山本富二夫君。

**○３番（山本富二夫君）**　私も賛成の意見から、討論をさせていただきます。

被災者再生法。

**○議　長（桐原則雄君）**　山本さん、ちょっと待って。賛成だろ。

**○３番（山本富二夫君）**　はい。

**○議　長（桐原則雄君）**　ちょっと、待って。反対の方はおられませんかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議　長（桐原則雄君）**　ほかに、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議　長（桐原則雄君）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第３号、熊本地震被災者の生活・住宅再建に関する意見書の提出についてを、採決します。この採決は起立によって行います。

発議第３号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

**○議　長（桐原則雄君）**　起立多数です。したがって、発議第３号は原案のとおり可決されました。

**日程第５　平成２９年度議員派遣**

**○議　長（桐原則雄君）**　日程第５、平成２９年度議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、議席に配付しましたとおり派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議　長（桐原則雄君）**　異議なしと認めます。したがって、平成２９年度議員派遣については、議席に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

しばらく休憩します。１時１０分より、再開いたします。

午後０時１０分　休憩

△

午後１時　８分　再開

**○議　長（桐原則雄君）**　休憩前に引き続き、会議を開きます。

**日程第６　議案第３２号　平成２９年度大津町一般会計補正予算（第２号）について**
**上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決**

**○議　長（桐原則雄君）**　日程第６、議案第３２号、平成２９年度大津町一般会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

お諮りします。

議案第３２号は、会議規則第３９条第３項の規定によって、委員会付託を省略し会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議　長（桐原則雄君）**　異議なしと認めます。したがって、議案第３２号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入　勲君。

**○町　長（家入　勲君）**　皆さん、こんにちは。本定例会に追加提案案件の説明の前に、一言御礼を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました全ての案件につきまして、ご承認ご議決をいただき、誠にありが

とうございました。各常任委員会からのご意見に対しまして、議員の皆さんのご指導ご協力をよろしくお願い申し上げます。

では、追加提案いたしました案件の提案理由の説明を申し上げます。

議案第３２号、平成２９年度大津町一般会計補正予算（第２号）についてでございます。今回の補正は、都市対抗野球大会九州地区予選において大津町の本田熊本が代表の座を勝ち取り、本選への出場が決定しました。７月１４日から東京で開催されます本大会の試合の応援と共に町のＰＲをするために、都市対抗野球応援事業関連の補正をお願いするものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１９１億７千２５万２千円とするものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げ、所管部長より詳細説明をさせていただきます。

**○議　長（桐原則雄君）**　経済部長古庄啓起君。

**○経済部長（古庄啓起君）**　皆さん、こんにちは。

私のほうから、一般会計補正予算書（第２号）の説明をさせていただきます。補正予算の概要もあわせてよろしくお願いします。

予算書の１１ページをお願いします。３歳出、款７項１目３観光費です。節８報償費、１万円。壮行会における出演者への謝礼です。節９旅費、１４８万４千円。費用弁償、町議会議員の応援のための旅費でございます。普通旅費、応援等町ＰＲのための職員の旅費でございます。節１１需用費、４１万円。消耗品費、主なものはＰＲ用の看板、横断幕等でございます。印刷製本費、町ＰＲ用のリーフレットの印刷でございます。節１２役務費、１４万円。通信運搬費、県人会等への案内の通知でございます。文化ホールオペレーター料、壮行会やパブリックビューイング開催時の文化ホールオペレーター費でございます。節１３委託料、２２万円。大津町ＰＲ映像作成業務委託、これは東京ドーム放映用の町のＰＲ用の映像作成費でございます。節１４使用料及び賃借料、１万円。パブリックビューイング時のＪスポーツ放送使用料でございます。

予算書の１２ページをお願いします。今回の補正費用を予備費から充用するための、予備費の減額でございます。

以上、よろしくお願いします。

**○議　長（桐原則雄君）**　これで、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤真二君。

**○６番（佐藤真二君）**　質疑いたします。

気になりますのが、やっぱりその費用弁償と普通旅費のところなんですけれども、これをパッと見て全体的な印象として、パブリックビューイングがありますと。町民のほうはそれで見てください。で、議員・職員については旅費や費用弁償が出ますというふうな見え方をしてしまうんですね。それの、それでいいんだという、このもう少し１４８万４千円のそれぞれの今何人ぐらいがどのくらいの費用で行くて、しかも費用弁償がつくということは、これ仕事として行くということになりますので、

どういう目的を持って、どういうことをするんだというところまでご説明をいただければと思います。以前は、もっと何百万円かでバスをたてて行ったりしていたと思うんですけれども、それが今ない状態ですので、職員・議員の振る舞いに関しては、やはりより慎重になるべきかと思いますので、詳しく説明をお願いしたいと思います。

以上です。

**○議　長（桐原則雄君）**　経済部長古庄啓起君。

**○経済部長（古庄啓起君）**　佐藤議員のご質疑にお答えします。

これまで、昨年は震災後というところで、復旧復興を優先するというところで予備費のほうで職員が若干応援するという形で終わっております。それ以前につきましては、議員がおっしゃるように実行委員会を立ち上げまして、予算的には１千３００万円から１千５００万円、それぐらいの規模で予算化しとった経緯がございます。今回につきましても、いろいろ検討した結果でございますけれども、まだ復旧復興の半ばでございますので、最低限の予算で大津町の代表で本田技研が出ますので、その応援という形で職員なり議員のほうにお願いできればというところで、予算化しております。

中身につきまして、少しご説明いたします。まず、職員につきましてですけれども、まず職員が１回戦につきましては５名と議会のほうから３名というところで、計算しております。残りにつきまして２回戦、３回戦にそれぞれ職員３名、議会のほうから３名、あと準決勝、決勝につきましても職員３名、議会のほうからそれぞれ３名というところで積算いたしております。あと、近隣の例えば九州大会、都市対抗の九州大会の予選が鹿児島のほうで行われておりました。決勝に残りました福岡市、北九州市の状況につきましても、中身をちょっと聞かせてもらいまして、条件的には以前行っておりました住民の方への補助というところは両市とも行っていないというところで、今回はその補助自体を行っていない状況でございます。あくまでも、大津町の代表というところで町の職員なり議会のほうから町のＰＲと応援という形で予算化させていただいている状況でございます。

以上でございます。

**○議　長（桐原則雄君）**　職員として・・・の仕事内容。

**○経済部長（古庄啓起君）**　一つは応援、もう一つは町のＰＲでございまして、リーフレットを作らせていただいて、それを会場に来たお客様のほうにお配りする、と町のＰＲでございます。

町内のほうでは、文化ホールのほうでパブリックビューイング、文化ホールの会場でスカパーのほうを放映させて、町民の方々に皆さんに来ていただくということで、みんな一緒に応援するという形で計画いたしております。

以上でございます。

**○議　長（桐原則雄君）**　ほかに、質疑ありませんか。

永田和彦君。

**○１３番（永田和彦君）**　質疑いたします。

概要を見てみますれば、気になる点が１点、１３の委託料なんですけれども、ドームで放映用のＰＲ映像作成ということで、ＰＲ映像を考えてたときにですね、今回の補正予算でホームページの作り

変えが予算化されております。そのときに、例えばそれと全く別物、例えばそのホームページもＰＲですよね、一つの。そう考えたときに、これってうまい具合に合わせられないかなという部分です。ですから、ここに予算計上を、例えば２２万円されているけれども、ホームページで元々載せるために、これと合わせもってホームページ側の予算で作ったやつをこっちに使うとか。逆にそれのいろんな相互関係というのが、うまい具合にできやしないかなと、ここだけに作るんじゃなくて。そしてまた、ホームページのところでも質疑いたしましたけれども、そういった形で毎年とか半年とかで、そういったＰＲの映像は変えられるような形に考えますと、「今回、本田熊本が」という形でうまい具合に組み合わされないかなということです。先ほど部長のその説明のなかに、復旧復興の半ばでありまして、できるだけ予算を抑えたいということですので、そこのところには踏み込めないかなと思いますので、質疑いたします。

**○議　長（桐原則雄君）**　経済部長古庄啓起君。

**○経済部長（古庄啓起君）**　今回作成しますビデオにつきましてでございますけれども、試合が始まる前に出身の、例えば大津町のＰＲビデオを数分の映像でございますけれど、東京ドームの電光掲示板のほうに町の紹介として流すものでございます。当然、その中には出場します本田技研なり大津町のところを出すものでございます。昨年のビデオを見まして、震災というところでその震災の状況なり復興の状況を出したものでございます。今回若干、中身を作り変えた形ではやっていこうかなと思いますけれど、今議員がおっしゃったように映像をストックしておいて、いろんなところで町のＰＲとして使えるような形でも今後は考えていかないと、その都度その都度その予算化するのではなくて、例えば今議員がおっしゃったようにＰＲ用ということですので、ホームページにも利用できるような形で、いろんな大会なりの利用できるような形でも検討させていただこうかなというふうに思っております。

以上でございます。

**○議　長（桐原則雄君）**　ほかに、質疑ございませんか。

荒木俊彦君。

**○１５番（荒木俊彦君）**　都市対抗野球でわが町の宣伝になるということで、これまでは一般の町民の皆さんも応募して、私は行ったことはないですけど、議員も町民と同じ条件で多分全額補助ではなかったと思うんですよね。今回は、議員の応援費用は全額みるということなんだろうと思いますけど、少し違和感をちょっと覚えざるを得ない。それから、ずっとこの形でこれからいくということなのか。そして、議員に限らず応援に行きたい人が行けば、その人たちに支援をしてもよろしいんではなかろうかと思うんですけど。その疑問にお答え願いたいと思います。

**○議　長（桐原則雄君）**　経済部長古庄啓起君。

**○経済部長（古庄啓起君）**　議員おっしゃるように、昨年を除いて一昨年以前につきましては実行委員会を立ち上げまして、参加者の方々に補助をしておりました。例えば、お一人当たり２万円の負担金を払っていただいて、その方々に飛行機代なり宿泊費を含めたところの補助をするという形で行っておりました。先ほど申しましたように、復旧復興というところもございます。もう1つは、先ほど申

しましたように、九州の地区予選の中で決勝まで残りました北九州市なり福岡市の状況なりも勘案したところで、こういうふうに予算化したわけでございます。

今後につきまして、次回はどうするのというところもございましょう。その中で復旧復興の状況も考えながら、もう一つよその関係する市町村の対応につきましても考えながら、次回につきましてはどうしようというところで、また検討させていただければというふうに思っております。今年度につきましては、本田技研のほうで３チーム出場いたします。鈴鹿のほうにつきましては、例えば名古屋までは自費で行ってもらって、それから東京までの往復の交通費というところで考えてらっしゃいます。狭山につきましては、これまではバスツアーというのをされておりましたけれど、今回からは議員おっしゃったように各自でご自分でやって応援してくださいというところで、今回からもうやりませんというお話を聞いております。

以上でございます。

**○議　長（桐原則雄君）**　荒木俊彦君。

**○１５番（荒木俊彦君）**　都市対抗野球だから、町のＰＲになるから町の税金から補助をするんだということで、これまで理由付けをずっとなさってきて、私もあえて反対はしてこなかったんですけど、今回は議員に限って、職員が行くのは致し方ないとしても、議員に限って全額自己負担もなしに費用弁償という形で出るのは、やっぱり町民の方からすればちょっとそれはおかしいんじゃないのというような声が、私は出てくると思うんですよね。それに対して、ちゃんとした説明ができるんですかね。例えば、希望者を募ってその方々に支援をするということでできるんではないですか、というところで再度質問いたします。

**○議　長（桐原則雄君）**　経済部長古庄啓起君。

**○経済部長（古庄啓起君）**　今回の旅費の考え方でございますけれども、あくまでも業務のなかで、仕事のなかでやっていただくというところで、このように予算化したところでございます。応援ももちろん、町のＰＲとしてももちろんお願いしたいというところで、予算化いたしております。

以上でございます。

**○議　長（桐原則雄君）**　ほかに、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議　長（桐原則雄君）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議　長（桐原則雄君）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第３２号、平成２９年度大津町一般会計補正（第２号）についてを、採決します。この採決は起立によって行います。

議案第３２号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

**○議　長（桐原則雄君）**　起立多数です。したがって、議案第３２号は原案のとおり可決されました。

## 日程第７　同意第４号　大津町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
## 上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

**○議　長（桐原則雄君）**　日程第７、同意第４号、大津町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

お諮りします。

同意第４号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略し会議で審議を行いたいと思います。ご異議、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議　長（桐原則雄君）**　異議なしと認めます。したがって、同意第４号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入　勲君。

**○町　長（家入　勲君）**　同意第４号、大津町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてでございますが、現評価員の上田ゆかり様より辞任の申し出がございましたので、新たに菊池郡大津町大字引水５２０番地、木村欣也様を固定資産評価員として選任いたしたいと思うものでございます。

木村欣也様は大津町役場の税務課長として、固定資産の評価に関する知識及び経験を持たれ、固定資産評価員として適任と存じます。選任につきましては、地方税法第４０４条第２項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

**○議　長（桐原則雄君）**　これで、提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

永田和彦君。

**○１３番（永田和彦君）**　同意４号につきまして、質疑いたします。

ちょっと確認しておきたい点がありまして、この方は現税務課長ということで、実際この固定資産を評価する方とそれを執行する方、この同一人物になってしまうということは、これは果たしていいのかどうか。その任の職務にあたるにあたって、制限というものがなかったのかなと思いまして、だいぶ条例等も見ましたけれども、ちょっと見つけ出しきらんだったのか分かりませんので、この点について何ら関係ないのか。ただ、そこの何らかの法的な根拠というものは何かありませんでしょうか。質疑いたします。

**○議　長（桐原則雄君）**　総務部長杉水辰則君。

**○総務部長（杉水辰則君）**　固定資産評価員の選任についての法的な根拠ということでございますけれども、こちらにつきましては特に法的には問題ないということで、今回させていただいております。あくまでも固定資産を評価するだけですね。評価を事務的に行って、最終的にこの価格でＯＫと、い

きますというような決定を下す人が評価員でございますので、今回は税務課長のほうが適任であるということで、今回させていただいているところでございます。それに異議があることにつきましては、評価審査委員といいますかね、審査委員の方がいろんな相談いろんな異論につきまして審査をするということになりますので、あくまでも評価員のほうはこちらの執行側の人間ということで考えているところでございます。

**○１３番（永田和彦君）**　・・・ない。

**○総務部長（杉水辰則君）**　はい。

**○１３番（永田和彦君）**　分かりました。

**○議　長（桐原則雄君）**　ほかに、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議　長（桐原則雄君）**　質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議　長（桐原則雄君）**　討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

同意第４号、大津町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを採決します。この採決は、起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は、ご起立願います。

〔起立全員〕

**○議　長（桐原則雄君）**　起立全員です。したがって、同意第４号は同意することに決定しました。

## 日程第８　同意第５号　大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

**○議　長（桐原則雄君）**　日程第８、同意第５号、大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

お諮りします。

同意第５号は、会議規則第３９条第３項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議　長（桐原則雄君）**　異議なしと認めます。したがって、同意第５号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入　勲君。

**○町　長（家入　勲君）**　同意第５号、大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、現在、審査委員会委員の二田水久雄様が平成２９年６月２０日に任期

満了となりますので、再度菊池郡大津町美咲野４丁目１７番７号、二田水久雄様を固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたいと思うものでございます。

二田水久雄様は税理士として固定資産の評価について学識経験を持たれ、固定資産評価審査委員会の委員として適任と存じます。選任につきましては、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

**○議　長（桐原則雄君）**　これで提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議　長（桐原則雄君）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議　長（桐原則雄君）**　討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

同意第５号、大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。この採決は、起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は、ご起立願います。

〔起立全員〕

**○議　長（桐原則雄君）**　起立全員です。したがって、同意第５号は同意することに決定しました。

## 日程第９　同意第６号から日程第２０　同意第１７号まで<br>一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

**○議　長（桐原則雄君）**　日程第９、同意第６号、大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてから、日程第２０、同意第１７号、大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてまでの１２件を一括して議題とします。

お諮りします。

同意第６号から同意第１７号は、会議規則第３９条第３項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議　長（桐原則雄君）**　異議なしと認めます。したがって、同意第６号から同意第１７号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入　勲君。

**○町　長（家入　勲君）**　本定例会にご提案を申し上げました人事案件につきましては、ご同意をいただき誠にありがとうございました。

続きまして、同意第６号から１７号の大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについ

てでございますが、大津町農業委員会の委員が平成２９年７月１９日をもって任期満了となることから、新たに大津町農業委員会の委員を任命いたしたいと思うものでございます。１２月議会でご議決賜りました農業委員の委員の定数条例における委員の定数は１２名となっております。公募状況は推薦１７名、応募が１名で、農業委員定数と同数の推薦・応募となっております。

同意第６号の木村茂樹様は大字引水在住で元県立高等学校事務長等の経験を生かし、中立公平な視点から大津町農業の発展に寄与するべく応募されたものでございます。

同意第７号の池田一実様は灰塚在住で灰塚区からの推薦となっております。元ＪＡ菊池職員で、農業分野に精通されており、現在は灰塚農事組合法人の理事の要職に在り、地域農園のリーダーとしてご活躍されております。

同意第８号の坂本盛幸様は引水在住で引水地区からの推薦となっております。農業団体役員、区長等を歴任され、農業全般に精通されております。

同意第９号の西本晶様は大林在住で大林からの推薦となっております。脱サラ後に農業を継承されたことから社会的視野も広く、現ネットワーク大津の役員であり、創立にあたっては地域のとりまとめ役として尽力されました。

同意第１０号の永田哲也様は矢護川在住で片俣からの推薦となっております。農業団体役員、区長等を歴任され、農業全般に精通されております。

同意第１１号の永田典治様は大字陣内在住で中陣内地区からの推薦となっております。農業団体役員を歴任され現農業委員でもあることから、農地行政等についても精通されております。

同意第１２号の吉良登美雄様は大字真城在住で真城地区からの推薦となっております。元熊本経済連職員で農業分野に精通されており、現在はもやいネット真城の代表取締の要職に在り、地域営農のリーダーとしてご活躍されております。

同意第１３号の古澤亨様は引水在住で上原地区からの推薦となっております。１０年前から甘藷栽培を始め、現在はいもせがれブラザーズとして活躍されております長男を中心として、家族で農業に従事されております。

同意第１４号の江藤梅雄様は岩坂地区で岩坂地区からの推薦となっております。元菊池広域連合職員で多方面に精通され、現在は農事組合法人大津白川の理事の要職に在り、地域営農のリーダーとしてご活躍されております。

同意第１５号の古庄素磨子様は外牧在住で内牧地区からの推薦となっております。夫婦で長年に渡り農業に従事し、地元の中心的な存在として活躍しておられることから、農業者の女性代表として推薦されております。

同意第１６号の古庄弘子様は大字大津在住で高尾野地区からの推薦となっております。夫婦で長年に渡り畜産業に従事し、農業者の中心的な存在として活躍しておられることから、農業者の女性代表として推薦されております。

同意第１７号の古庄くみ子様は大字平川在住で宮本地区からの推薦となっております。夫婦で長年に渡り甘藷栽培に従事し、元甘藷部会の女性部役員、元町体育指導員なども歴任されるなど幅広い分

野で活躍されておられることから、農業者の女性代表として推薦されております。

以上、１２名については平成２９年３月２２日大津町農業委員会会長、同職務代理者、大津町役場経済部長、同農政課長、農業委員会事務局長で構成する大津町農業委員会委員候補者評価委員会において、候補者として評価を行っております。農業委員会等に関する法律９条第１項に規定する「農業者団体への推薦依頼及び公募要件」は適正に実施されており、同法第８条第４項の「委員欠格要件」には該当せず、同条第５項の「認定農業者要件」については１２名中７名が認定農業者であることから、過半数を超えております。同条第６項の「利害関係を有しない中立者」も１名含まれ、同条第７項の「年齢、性別等の隔たりが生まれない配慮規定」についても女性委員が３名であることから、全ての法律要件を満たし、候補者としても適任である旨の報告書が提出されております。

大津町農業委員会の任命につきましては、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。なお、同時期に推薦応募を実施いたしました大津町農地利用適正化推進委員につきましては、農業委員会等に関する法律１７条第１項に基づき、新農業委員会会長は委嘱することとなっております。

ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

すみません、訂正させていただきます。

同意第６号につきまして、推薦１１名のところを１７名と申し上げておりますので、１１名に訂正をお願いいたします。

また、同意第１０号の永田哲也様を坂田様と言ったそうでございますので、永田様にご訂正をお願いしたいと思います。

すみません、同意第１３号の古澤亨様は大字引水と申したそうでございますけど、これ杉水の間違いでございます。大変申し訳ありません。よろしくお願いします。

**○議　長（桐原則雄君）**　ここで提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議　長（桐原則雄君）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議　長（桐原則雄君）**　討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

まず同意第６号、大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。この採決は、起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は、ご起立願います。

〔起立全員〕

**○議　長（桐原則雄君）**　起立全員です。したがって、同意第６号は同意することに決定しました。

次に同意第７号、大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。こ

の採決は、起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は、ご起立願います。

〔起立全員〕

**○議　長（桐原則雄君）**　起立全員です。したがって、同意第７号は同意することに決定しました。

次に同意第８号、大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。この採決は、起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は、ご起立願います。

〔起立全員〕

**○議　長（桐原則雄君）**　起立全員です。したがって、同意第８号は同意することに決定しました。

次に同意第９号、大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。この採決は、起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は、ご起立願います。

〔起立全員〕

**○議　長（桐原則雄君）**　起立全員です。したがって、同意第９号は同意することに決定しました。

次に同意第１０号、大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。この採決は、起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は、ご起立願います。

〔起立全員〕

**○議　長（桐原則雄君）**　起立全員です。したがって、同意第１０号は同意することに決定しました。

次に同意第１１号、大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。この採決は、起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は、ご起立願います。

〔起立全員〕

**○議　長（桐原則雄君）**　起立全員です。したがって、同意第１１号は同意することに決定しました。

次に同意第１２号、大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。この採決は、起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は、ご起立願います。

〔起立全員〕

**○議　長（桐原則雄君）**　起立全員です。したがって、同意第１２号は同意することに決定しました。

次に同意第１３号、大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。この採決は、起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は、ご起立願います。

〔起立全員〕

**○議　長（桐原則雄君）**　起立全員です。したがって、同意第１３号は同意することに決定しました。

次に同意第１４号、大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は、ご起立願います。

〔起立全員〕

**○議　長（桐原則雄君）**　起立全員です。したがって、同意第１４号は同意することに決定しました。

次に同意第１５号、大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は、ご起立願います。

〔起立全員〕

**○議　長（桐原則雄君）**　起立全員です。したがって、同意第１５号は同意することに決定しました。

次に同意第１６号、大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は、ご起立願います。

〔起立全員〕

**○議　長（桐原則雄君）**　起立全員です。したがって、同意第１６号は同意することに決定しました。

次に同意第１７号、大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は、ご起立願います。

〔起立全員〕

**○議　長（桐原則雄君）**　起立全員です。したがって、同意第１７号は同意することに決定しました。

## 日程第２１　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
## 上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

**○議　長（桐原則雄君）**　日程第２１、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長家入　勲君。

**○町　長（家入　勲君）**　人事案件につきましてご同意いただき、誠にありがとうございました。

追加議案集とは別冊で配布していただいておりますが、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員会法第６条第３項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。人権擁護委員のうち３名が平成２９年９月３０日をもって任期満了となりますので、候補者として現在の委員である大津町大字杉水３４２１番地３５にお住まいの津留武芳様と、大津町大字吹田１２６２番地１０５にお住まいの大北ムツ子さんを再任。また、大津町大字大津１５４６番地７にお住まいの江原よねこ様を新任で３名の方を候補者として推薦するものでございます。３名の方をご紹介いたしますと、津留武芳様は長年教職員として人権教育に携わられ、校長としても教職員全体への人権の重要性を働きか

けられました。現在２期目の人権擁護員として積極的に活動されておりまして、３期目の再任をお願いするものでございます。

次に大北ムツ子様は、長年、県職員として福祉相談業務に携わられ、その経験を生かし１期目の現在も阿蘇大津法務局から信頼を得られ活動されておりまして、２期目の再任をお願いするものでございます。

新たに新任としてお願いいたします江原よねこ様は、長年大津町役場に勤務され、児童館、若草児童学園、人権推進課などを経て退職されました。これまでの経験を生かし、活発な人権擁護委員活動が期待できると考え、新任として推薦をお願いするものであります。

よろしくお願いいたします。

**○議　長（桐原則雄君）**　これで提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議　長（桐原則雄君）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議　長（桐原則雄君）**　討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

お諮りします。

本件はお手元に配付しました答申案のとおり、答申したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議　長（桐原則雄君）**　異議なしと認めます。したがって、本件はお手元に配付しました答申案のとおり答申することに決定いたしました。

総務部長のほうから、先ほどの説明の一部を補足するということでありますので、認めます。

どうぞ。

**○総務部長（杉水辰則君）**　先ほど、永田議員のほうから固定資産評価員の選任について、特にほかに禁止関係はないかということでございましたけども、固定資産の評価に関する知識経験を持つ人間から選ぶということになっておりますけれども、ただ、私のほうが説明が悪かったんですけれども、兼業禁止というのがございまして、兼業禁止のなかに国会議員とか地方議会議員との兼業を禁止する。それから、農業委員会の方ともできない。あと、固定資産評価審査委員会の委員さんとも兼業はできないとなっております。そういった形での兼業のほうが若干ございましたので、申し訳ございませんでした。

ここで訂正させていただきます。

**○議　長（桐原則雄君）**　以上で、本日の日程は全部終了しました。

以上で、会議を閉じます。

平成２９年第３回大津町議会定例会を閉会します。

午後１時５８分　閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

平成２９年６月１２日

大津町議会議長　　桐　原　則　雄

大津町議会議員　　豊　瀬　和　久

大津町議会議員　　佐　藤　真　二